平成 27 年度

東日本大震災における
東京都支援活動報告書

5 年目の記録 ～ピークを迎えた復興事業を支えて～

平成 28 年 3 月

東京都

はじめに

平成 28 年３月 11 日、東日本大震災の発生から５年の節目を迎えました。

被災地では、災害公営住宅の建設や高台移転のための宅地造成など住まいの再建に向けた事業、防潮堤など被災地域の安全を確保するための各種インフラ事業等、復興に向けた様々な事業がピークを迎えています。

一方、未だ全国に 17 万人を超える被災者が避難生活を余儀なくされているとともに、農林水産業、小売業、観光業などで多くの事業者が、震災前の売り上げ水準まで回復していないなど、復興はいまだ道半ばです。特に原発事故の影響の大きい福島県においては、復興事業が手つかずの地域もあるほか、風評被害にも悩まされています。

都は、発災後直ちに被災地へ医療救護班や保健師、応急給水のチーム等、警察・消防職員を含めて延べ３万人を超える職員を派遣するとともに、被災地支援現地事務所の設置やがれきの受入等に取り組みました。

震災直後の応急復旧の段階から本格的な復旧・復興に移行した後は、職員派遣のほか、風評払拭のための取組やスポーツ・芸術文化を通じた支援など、被災地の復興を幅広く後押ししてきました。

平成 27 年度も被災３県に対し、専門技術や行政経験、被災地支援への高い志を持った約 100 名の職員が派遣され、復興の後押しに力を尽くしました。

本書は、被災地で多岐にわたる復興事業に従事した派遣職員が、この１年間に携わった業務の内容や成果を報告しつつ、直面した困難を乗り越えるための苦労や工夫を紹介しています。

また、都において「震災復興マニュアル」の見直しが進められる中、都の担当者と派遣職員との間で、現場で実感された課題や東京で震災が発生した場合の対応等について意見を交わす座談会を開催しました。

あわせて今回は、５年間の支援内容を検索し易くするため、派遣職員が従事した事業別に、これまでの活動報告書の掲載状況を索引として掲載しています。

本書が、都の被災地支援の取組について理解を深めていただくとともに、被災地での経験や教訓が都政の幅広い分野で活用され、将来への備えをより確かなものにする一助となれば幸いです。

平成 28 年３月

総務局復興支援対策部

本報告書は、被災地支援の業務を通じて、派遣職員が直に体験し、考えたことを原則としてそのまま掲載しています。

INDEX
目次

【表紙の写真について】
A：解体中の巨大ベルトコンベア（陸前高田市）
B：城山公園から見た町の状況（大槌町）
C：防災集団移転促進事業の様子（気仙沼市）
D：災害公営住宅（石巻市）
E：ディスティネーションキャンペーン期間の来県への感謝（福島県）
F：福島県内の除染作業の様子（川俣町）

第１部
職員派遣 …… 5

■技術系職員
道路・河川等 …… 6
港湾施設 …… 27
区画整理 …… 37
災害公営住宅 …… 40
公共建築物整備 …… 44
水道事業 …… 47
下水道事業 …… 53
農地・農業用施設 …… 58
治山事業 …… 61

■事務系職員
復興計画等 …… 64
用地取得 …… 76
産業再生等 …… 104
税務 …… 154
避難者支援 …… 165

第２部
任期付職員派遣 …… 175
• 岩手県　大槌町 …… 176
• 宮城県　気仙沼市 …… 183
• 福島県　いわき市 …… 189
• 福島県　広野町 …… 198

第３部
監理団体等職員派遣 …… 203
• 公益財団法人東京都都市づくり公社（宮城県気仙沼市）…… 204
• 株式会社ゆりかもめ（宮城県石巻市）…… 208
• 東京都住宅供給公社（福島県いわき市）…… 213
• 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（福島県）…… 216

第４部
現地事務所 …… 219
• 業務概要 …… 220
• 岩手県事務所 …… 226
• 宮城県事務所 …… 229
• 福島県事務所 …… 232

第５部
職員座談会 …… 235

索　引
平成 23 年度～ 27 年度発行の活動報告書における事業別の掲載状況
…… 250

第1部

職員派遣

■ 技術系職員

道路・河川等
港湾施設
区画整理
災害公営住宅
公共建築物整備
水道事業
下水道事業
農地・農業用施設
治山事業

■ 事務系職員

復興計画等
用地取得
産業再生等
税務
避難者支援

道路・河川等

沿岸広域振興局土木部
河川港湾課

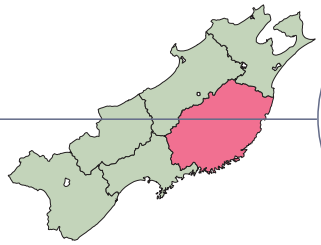

岩手県

業務概要

沿岸広域振興局は、岩手県沿岸南部に位置する釜石市に所在しており、北は田野畑村から南の陸前高田市まで９市町村を所管している。このうち土木部では、釜石市・大槌町を所管するとともに、他の土木センターで所管する土木行政事務の総括を行っている。我々の赴任した沿岸広域振興局土木部（以下、「沿岸土木」という。）は、東日本大震災津波による被災前は 33 名の職員で業務を行っていたが、現在は、臨時職員も合わせると 90 名近い職員数となっており３倍程度まで膨らんでいる。この中で、自治法派遣職員は 13 名（東京都７名、静岡県６名）、岩手県採用の任期付職員は 16 名となっている。

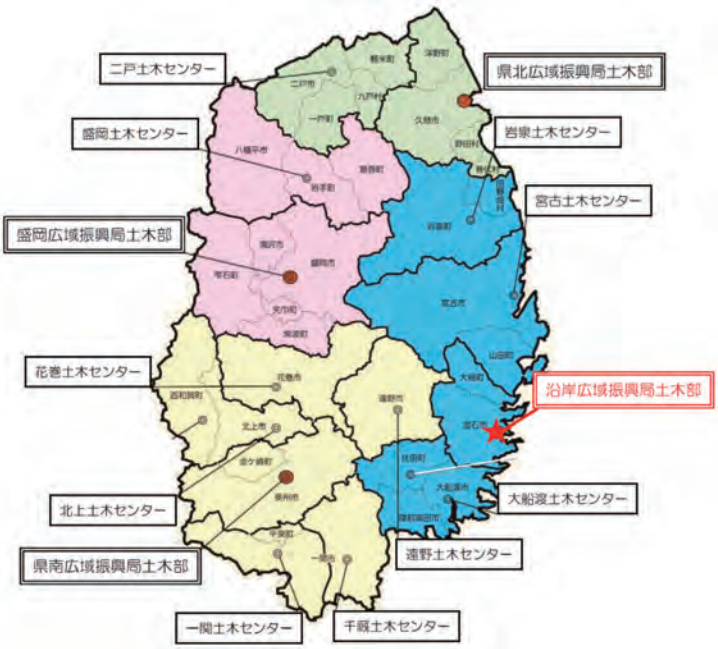

（岩手県土木事務位置図）

岩手県では、迅速な復興の達成と、平成 31 年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成 23 年度から 30 年度までの８年間を復興計画期間としている。復興のために行う施策の進め方から、第１期（基盤復興期間）、第２期（本格復興期間）、第３期（更なる展開への連結期間）に区分し、今年度は第２期の２年目となり、被災者一人ひとりが安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す「本格復興」に向け着実に事業が進められている。復興計画には、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生として３つの原則をかかげており、沿岸土木では、津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全の確保を図るべく海岸保全施設や復興道路等の整備を行っている。

沿岸土木は、７つの課で構成され、日々震災からの復旧・復興に取り組んでおり、東京都派遣の土木職員は、河川港湾課に所属し、東日本大震災津波に係る港湾海岸災害復旧（公共埠頭、須賀地区、大平地区）及び海岸災害復旧（水海海岸、小白浜海岸）工事に係る関係機関との調整・連絡、発注業務、設計・施工・監督を主体的に行っている。

① 組織

調整課（企画調整グループ）	土木企画、建設リサイクル
管理課	庶務、委託契約、建設業許可、道路・河川・港湾の占用許可
用地課	土地の取得・補償
道路整備課	道路建設工事、道路維持・修繕
河川港湾課	河川・港湾建設工事、河川・港湾維持修繕
復興まちづくり課	市町の復興まちづくり計画策定・推進支援
建設指導課	建築物の調査・検査・指導・取締り

② 職員数

	H23（当初）	H24（末）	H25	H26	H27
部長	1	1	1	1	1
副部長	–	–	1	1	1
調整課（企画調整グループ）	4	4	4	4	4（欠員 1）
管理課	6（欠員 1）	7	8	8	8
用地課	3	9	12	15	13（欠員 1）
道路整備課	5	12	12	13	13（欠員 2）
河川港湾課	8	17（欠員 1）	24	15	15
復興まちづくり課	5	5	3	12	12
建築指導課	1	2	3	5	5
計	33（欠員 1）	57（欠員 1）	68	74	68（欠員 4）

内訳	H23（当初）	H24（末）	H25	H26	H27
正職員	33	37	39	41	39
一般任期付職員（OB 含）	–	9	16	15	16
他県応援職員	–	11	13	18	13
計	33	57	68	74	68

沿岸土木の組織・職員定数（平成 27 年度沿岸広域振興局土木部管内概要より）

岩手県

道路・河川等

沿岸広域振興局土木部
河川港湾課

伊東　信行
（建設局）

1　担当業務の概要

派遣先では、東京都で言う「係」に相当する「チーム」を単位として業務を実施しており、私は復興第一チームに配属され、「東日本大震災津波に係る港湾海岸災害復旧（公共埠頭、須賀地区、大平地区）及び海岸災害復旧（水海海岸、小白浜海岸）工事に係る関係機関との連絡・調整、発注業務、設計・施工・監督の総括に関すること」を行なった。総括といっても、直接的な判断を行なうことは少なく、県職員との調整や相談を行なっていくことが基本となった。今年は、前年度までに発注された債務工事７件の監督が主な業務となった。

また、チーム内は、派遣職員のみで構成（建設局２名、都市整備局１名、静岡県１名）されており、派遣元との調整や各担当の業務支援を行なった。

2　苦労したこと・工夫したこと

1）　工程管理

現場監督を行なっていくうえで最優先に考えたことは「予定工期を遅らせない」ということで、工程管理に重きを置いた。

ところが、赴任から１月程経った頃、河口部における水門構築現場において、当初の地下水位低下対策では想定どおり水位が低下せず、受注者と更なる対策工の検討、協議に一定の時間を要したため、工事の停滞が強いられた。通常事業であれば、「自然相手であり工期延伸もやむなし」であるが、今般の災害復旧工事に関る身では、このことさえも心苦しい思いであった。

また、別の現場では、漁業関係者との約束で漁期における工事規制があり、それまでに所定の作業を終わらせなければ年度内完了が困難な状況であったが、受注者と目的意識を共有し、こまめな進行管理を行うことで、所定の作業を完了することができ、胸をなでおろした。

2）　特殊事情を考慮した積算業務

派遣先で使用する積算システムの操作手順を短期間で習得する必要があり、当初はストレスとなった。また、積算業務にあたっては、「寒冷地割増」、「復興係数」、「インフレスライド」等々、派遣元で単年度工事を行う場合とは異なり、積算事務を行なううえで考慮すべきことが多々あるため、積算基準、手順書等を確認すると同時に、細心の注意が必要である。

3　印象的なエピソード

釜石の飲み屋はどこも繁盛している（復興マネー）、ツキノワグマ目撃情報の多い日向ダムまでのランニングを週末の日課にしたこと（怖いけど会いたかった）、帰宅時の夜道で狸を自転車で轢きそうになったこと（狸は動きが遅かった）、「遠野」で釣りをする河童をみたこと（本当にいて欲しい）、町中を流れる川で岩魚の姿をみたこと（釜石は自然が豊富だった）、雪道を自転車通勤できたこと（一瞬たりとも気が抜けない通勤だった）、仮設住宅で生活できたこと（被災から５年、仮設住宅に住む人の事情はさまざまであることを知った）、朝の通勤時に鹿に道を阻まれ、にらみ合いになったこと。（襲ってこないことはわかるけど、野生は怖い）、現場で 78 歳男性の重機オペレータが死亡したこと（一人でユンボ操作中転倒、死因は心臓病と推定、78 歳が現場で働いている現実があった）、クイックターンができるようになったこと（プールがすいているので人目を気にせず練習ができた）等々、総じて、釜石は自然が豊かで、驚くことが多かった一年であった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

派遣先の災害関連公共事業を取り巻く状況は、年月の経過とともに変化している。全面的な国費支援がH 28 年度からは打ち切られ、一部に地元負担が求められる。また、今後は会計検査への対応も増加することが予想される。

こうした状況の中で、被災地の災害復旧事業はそれぞれの現場で多くの難しい課題を抱えながらも官民一体となって、事業完了に向けて邁進している。そのために、被災後、５年を経過した今でもマンパワーはまだまだ必要とされている。

被災地の災害復旧事業には、全国の自治体技術職員が派遣され従事している。しかしながら、自ら派遣を希望する職員は少なく、多くは背中を押される形で派遣されており、中には渋々派遣に応じている場合もあり、被災自治体は派遣職員の確保に必死な状態である。

建設コンサルタントが国や地方自治体等の公共団体と委託契約により派遣され、現場監督、積算補助といった業務に従事することは従来から行なわれていたが、復興事業では関係機関との調整業務まで業務委託に含めて行っている。

今後、都においても、通常事業において積極的に業務委託を取り入れ、さらに委託内容を拡大して委託職員の数を増やし、その質の向上を図っていく必要があると考える。民間の活力を行政に取り込み、有効活用することが建設行政の効率化や被災自治体のマンパワー不足を補うこととなると考える。

小白浜海岸防潮堤災害復旧事業（H 27 年 11 月末現在）

小白浜海岸防潮堤災害復旧事業（H 30 年１月末完了予定）

水海海岸防潮堤災害復旧事業（H 28 年３月末完了予定）

岩手県

道路・河川等

沿岸広域振興局土木部
河川港湾課

春木　正志
（建設局）

1　担当業務の概要

東日本大震災より５年が経過いたしました。被災地の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。私は、派遣として岩手県の沿岸広域振興局土木部に派遣されて、河川港湾課の復興第１グループという災害復旧業務を担当する係に配属になりました。防潮堤や港湾施設の設計積算及び現場監督等が主な業務で、現場は岩手県南部の釜石市内の両石町という場所にある水海海岸防潮堤と、釜石港の臨港道路（港湾内の道路）の災害復旧工事を担当いたしました。私が配属になった時には災害査定や工事の発注が終わっている状況でしたので、工事監督がメインでした。また、臨港道路は前任者の静岡県派遣の方が 99％設計書を作ってくれていたので、それを起工してから工事監督を行いました。

案内図

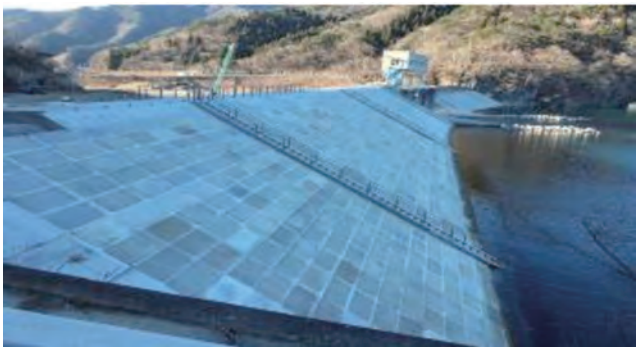
水海海岸

釜石港

2　苦労したこと・工夫したこと

災害復旧業務というのが、あまり経験がなく慣れていなかったので、プロパー職員や派遣職員の方々に教えてもらいながら業務を進めました。国との協議などで資料を作る際、決まった様式があるのですが、要点を押さえずに作業を始めてしまったので、時間をかけすぎてしまって本当にやらなければならない他の業務ができなかった時もありました。

また、現場では受注者の施工業者さんや地元の方とコミュニケーションを密にとることに努めました。デスクワークが立て込んで現場に数週間行かなかった時があったのですが、現場を見に来ない監督員を受注者が良く思うはずはなく、かなり険悪なムードになったこともありました。これではいかんと思い、現場には段階確認等の立会いの日以外でもほぼ毎日行くようにしました。毎日現場に行くのはある意味当然のことなのですが、期限の決まった仕事があるとデスクワークに忙殺されがちでとにかく書類の山を片付けたくなるので、現場を最優先に捉えて昼間に現場で調査や打合せ等を行い、デスクワークは夜に回しま

した。残業は確かに増えたのですが、東北の夜は寒く、片道自転車で５ｋｍのところを気温が下がらないうちに早く帰りたいので、そういった追い詰められた状況の中でも結果的に思ったほど残業時間は増えずにすみました。受注者の施工業者さんは本当に頑張って大変良い構造物を決められた工期までにバッチリ作っていただきました。感謝いたします。また、地元の方に工事の説明に伺った時は、事業に反対されている方もいらっしゃいました。その方と話していくと例えば大きな河川については防潮堤が途切れるから不安に思われていましたが、（そのようなところは岩手県では水門を整備して守りますので大丈夫ですと説明したところ、納得してくれました。）基礎的なところも含めて粘り強くわかりやすく説明することが必要と思いました。

3　印象的なエピソード

一緒に仕事をしているプロパー職員の方々や応援職員の方々、臨時職員の方々がとにかく協力的でとても仕事がやりやすかったことです。用地関係の交渉なども依頼したスケジュールどおりにまとめていただきましたし、仕事のことで教えを請うと、ほとんど疲れきって泡を吹いて椅子にもたれているような状態でも、嫌な顔せずにとても親身になって丁寧に教えてくれる方もいました。また、遅くまで仕事をしていると全てが嫌になって酒を飲みにいきたくなる時がたまにあるのですが、そういうときにも必ず何人かの職員が職場にいて、飲みに誘うと、必ずと言っていいほど快諾が得られました。ただし、釜石は飲み屋の閉店時間が早い傾向にありますので、結局お店がやっていなくてコンビニでお茶を買って帰ることもしばしばありました。また、私事ですが派遣期間中に結婚と出産を経験したのですが、妻は知らない土地でちゃんと生活できるか心配だったのですが、女性の臨時職員の方やご近所の方、職場の方々にとても気にかけてもらい、色々親切にもしていただいたので、私は安心して業務に励むことができました。誠にありがとうございます。妻も大変だったと思いますが、なんとか無事過ごすことができたのはラヴの力もあったと思います。ありがとうあやちゃん愛してるよ。また、事務所の 1F に食堂があるのですが、お昼休みにはそちらの日替わり定食には大変お世話になりました。顔見知りのお姉さんが私の顔を見ると無言でご飯を大盛りによそってくれるのですが、おかげさまで夜は遅くまでお腹が空かずにすみました。

魚が小さく見えるほどの盛りのごはん

花火大会（公共埠頭より）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今後、東京都は大規模災害や大規模テロなどを警戒しながらオリンピックを成功させなければなりませんので、大変に困難な状況だと思います。防災に必要なことは地震や津波等のイメージをどれだけ具体的に持てるかだと思います。例えば災害時に知事や局長や部長、課長が亡くなった場合、その下の職員は自分で何をやるか考える必要があります。そうした大規模災害の場合には他県からの応援があると思いますが、スムーズに支援してもらうには日頃からの訓練や、調整メカニズムを事前に構築しておくことが大事です。それらの準備は途方もなく大変ですし、仮に準備できたとしても想定以上の災害が起きれば犠牲は免れません。都庁に戻ったら最悪の状況をイメージし、一人でも多くの都民の命を守ることを念頭において準備することを心掛けたいと思います。被災地の復興は着実に進んでおりますが、まだまだ完成に時間がかかる現場もありますので、被災地の皆様におかれましてはお身体に気をつけてご自愛のうえ、ご活躍のほどお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

道路・河川等

気仙沼土木事務所

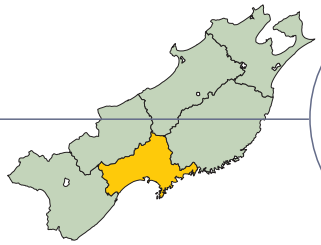

宮城県

業務概要

気仙沼土木事務所は、宮城県が定める７つの広域圏の１つ気仙沼・本吉圏（気仙沼市と本吉郡南三陸町、１市１町）の土木事業を担当しています。人口 77 千人、面積 496 ｋ㎡（平成 28 年１月現在）、県全体では、人口 3.3%、面積 6.8%と少数派ですが、海岸線は、３分の１弱と大きな割合を占めています。

震災前の平成 23 年３月と比べると管内人口は、① 13.5 千人減、②自然減 5.1 千人、③社会減 6.7 千人と震災により多くの尊い命が失われただけでなく、経済損失も大きかったと考えられます。（①≠（②+③）は、使用している統計資料の差による。）

震災を受け、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設の復旧事業をしてきましたが、この頃は、復旧事業に加え「大島架橋事業」などの宮城県の再生に向けたインフラ整備の充実を図っているところです。

当事務所は、我々派遣職員 22 名、県職員 65 名、任期付県職員 11 名、嘱託９名と臨時職員７名の合計 114 名で日々仕事しています。人員数では、建設局の事務所と同一規模ですが、予算は、855 億円と大きく、一般的な都の建設事務所の約３倍です。もっと多くの派遣者による支援を求めています。

気仙沼土木所の所目標は、県土木部の目標（下図参照）を受け、次のとおり定めています。

「公共土木施設の早期復旧・復興について、宮城県震災復興計画における「再生期」にあたり、達成目標を明確にし着実な推進を図る。」

・公共土木施設の復旧・復興を実感できる用地取得及び本格工事の推進
・市町の震災復興計画に基づく復興まちづくり計画の加速化を図る復興事業の推進
・復旧・復興の本格化に伴う工程管理及び環境対策（交通渋滞・路面汚損）等の徹底

事務所から市街地を望む（平成 27 年 4 月 27 日）

復興進む市街地（平成 28 年 2 月 4 日）

宮城県

道路・河川等

気仙沼土木事務所
河川砂防第１班

高田　晃一
（建設局）

1　担当業務の概要

気仙沼で担当した事業は、次の３つです。

(1)　**鹿折川災害復旧**

復旧延長 L=1,400 m（両岸）、堤防（高さ T.P5.0 m、形式：傾斜堤、特殊堤）

(2)　**岩井崎防潮堤整備**

整備延長 L ＝ 330 m、防潮堤（高さ 9.8 m、形式：特殊堤、傾斜堤、直立堤）

(3)　**杉ノ下樋門復旧**

樋門１門 (幅 5.25 m、高さ 2.65 m)

(1)　鹿折川の流れる鹿折地区は､｢夜空に海が燃えている｡｣映像が流された箇所で､あそこが「鹿折」かと、思いだされる方もおられると思います。気仙沼で漁船が打ち上げられていたのも、ここ、鹿折です。

　鹿折は、気仙沼の震災の象徴と言われており、災害復旧が県内でも早く始まった箇所で、我々の河川以外にも区画整理、水産加工団地、防災集団移転、橋の架け替え３橋と大島架橋など多くの事業が実施されています。ここで、私は、主に工事調整と現場監督をしています。

(2)　岩井崎は、三陸復興国立公園内にあり、気仙沼市では、大谷海岸（海に最も近い駅があることで有名）に次ぐ観光地で、潮吹き岩が有名です。ここで、防潮堤工事の設計発注と工事するために必要な申請手続きしています。

(3)　杉ノ下は、環境省より海水浴場百選に選ばれた「御伊勢浜」の中にあります。津波でここにあった水門が壊れてしまい。新しく水門に替え樋門を作る事業を担当しています。

安波山から鹿折地区

岩井崎（秀ノ山雷五郎像）

杉ノ下水門

2　苦労したこと・工夫したこと

(1)　工事調整

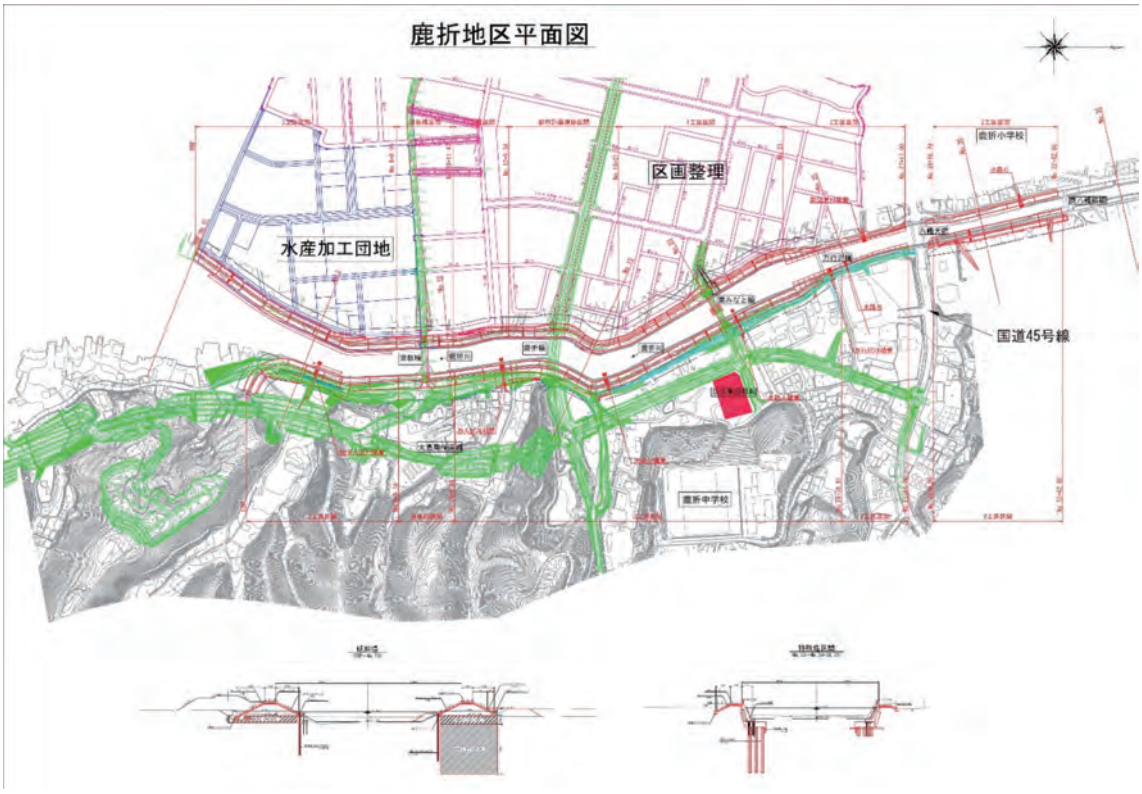

鹿折川右岸は、区画整理をされているURさんが、月１度調整会議を開いていましたが、左岸は、ありませんでした。これでは、いけないと考え調整会議を開くことにしたのですが、関連する施工者さんへ工程表の提供を求めたのですが、３ケ月経ってもでてきません。待っていても無理と判断し８月に最初の会議を開きました。現在も月１回の会議を開催できています。

現場の遅れている原因のひとつが、企業者さんの移設に時間がかかるからだと最初は考えていたのですが、企業者さんのマンパワー不足だけが問題ではありませんでした。

８月に通信業者さんから、「うちのケーブルを移設しなくて良いですか？」と電話をもらい現地で立ち合いをしました。このことを、後日、うちの施工者さんへ伝えたところ、その通信業者さんのケーブルが添架されていることを知らなかったと言われたときに、ここの電柱が１年かかっても移設できない理由を理解しました。

この教訓を踏まえて、最初は、事業者と施工者で始めた調整会議に、企業者さんにも加わっていただきやっています。

これを「東京都方式」と呼んでいます。

(2)　通学路が無い。

堤防工事のため堤防道路（市道）を交通止めにしようとすると、迂回路がありません。ここ気仙沼の特殊事情なのですが、幅員４m以上の舗装された道がほぼないのです。交通止めをするたびに借地して迂回路を作っています。この迂回路に市の教員委員会さんから相談を受け歩道（通学路）を付けることにしました。ここまでは、良かったのですが、歩車道境界にアスカーブを設けて歩車分離をしたところ、車がすれ違えないと現場事務所に怒鳴りこんでくる人まで現れました。

市内に歩道が付いた舗装された道路は、ほぼありません。歩道は要らないから全部車道にしろと言われるのです。このため再度、警察と相談して、当初、歩道２m取っていたものを 1.5 mに狭めて対応させられました。

3　印象的なエピソード

鹿折の山の上に鹿折中学があります。ここへ迂回路の説明に行ったところ大型バスが通れるか質問されました。工事用車両（大型ダンプ）が通るので、大型バスも多分通れると思いますと回答しました。教頭先生が、「これでやっと、バスが上ってくる。小学校から乗らなくてすむ。父兄からの苦情が無くなる。」と言われ喜ばれました。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

東京では、絶対に無いことだらけです。

宮城県は、縦割り社会、測量、設計、監督、調整すべて担当一人、
東京都は、横（係）で仕事をする。

堤防の築堤盛土の圧密沈下予測方法を葛西臨海公園
盛土の解析方法を新海面処分場
沈下棒の設置数（最低３個所）を臨海道路の山留計測
用地測量を、再開発事務所と１建
橋梁を港湾局と建設局
岩井崎の松の移植を葛西臨海公園
数値地図と緯度経度計算を再開発事務所と港湾局
からの経験で思い出しました。

樹木医の相談を公園緑地部
安全柵などの道路設計基準を技術管理課
道路照明を５建管理課
岩井崎の侵食対策を小笠原支庁
から教わりました。

寮の備品
東京都宮城県事務所の迅速対応力
衣食住と心の支え

みんなのバックアップが期待できる。
外に出てみて東京都の「企画力」「組織力」を実感できました。

宮城県

道路・河川等

気仙沼土木事務所
河川砂防第１班

福嶋　勇貴
（建設局）

1　担当業務の業務概要

私は河川・海岸を担当する河川砂防第１班の担当者として、工事及び委託業務の監督、関係機関との調整を行った。班の所管する河川・海岸のうち二級河川である大川水系大川および神山川の担当として河川災害等復旧工事を受け持っている。事業費（保留解除額）は約 218 億円という規模である。

現在担当している２つの河川復旧工事は、昨年度発注されたものの、用地買収が困難なことに加えて、関連事業間の調整に基づく設計の見直し及び工程の調整により、平成 27 年 12 月時点で工事の進捗率はそれぞれ 4.3％と 0.8％という低調なものである。私の仕事は、工事を少しでも進めることであり、そのために関連事業との調整に注力してきた。

大川河口航空写真　H27.9

神山川上流の様子（工事未着手）　H27.11

2　苦労したこと・工夫したこと

津波に対応するため、河川堤防のかさ上げ（バック堤）を実施している。これにより事業範囲が広範囲に及ぶとともに河川堤防のかさ上げに伴い全ての橋梁や樋門等が改築・復旧となる。私の担当した大川と神山川では、河川工事のほかに橋梁が７箇所（三陸沿岸道、街路橋梁、JR 気仙沼線等）、土地区画整理事業、防災集団移転事業、冠水対策事業、終末処理場災害復旧事業、津波復興拠点整備事業、防災公園事業等と多岐にわたる事業調整や、附帯工事の管理者協議等が同時並行で進められている。そのため、個別の事業間で決められることはごく僅かであり、事業間調整のために、今年度から全体調整の場を設けることとした。

一方、工事と用地買収を平行して行っているため、工事契約をしているものの着手時期が定まらない箇所が多い。担当する大川と神山川は人口集中地区内の河川である。家屋もあり被災された方々も再建し生活を始めている。時期が遅れるに従い工事が困難な方向に進んでいる。そのため、工事着手が比較的安易であると予想される箇所を重点的に調整し、工事契約から１年を過ぎてようやく本体工事着手の目処がたった。

3　印象的なエピソード

河川及び災害復旧事業に初めて従事する私にとっては毎日勉強の日々であったが、周りの派遣職員もほぼ同じ状況であり、派遣職員同士情報交換しながら業務を遂行してきた。そのため、派遣職員間でそれぞれの都道県と違いなどを知ることができ、その結果現在の都（建設局）の組織や仕事のやりかたなど外部から見つめることができた。

大川河口部の様子（準備工完了）　H27.11

神山川上流工事説明会　H27.10

また、派遣前に所属していた事務所と異なり、測量から設計そして工事、時には用地交渉と、一通り業務を担当し、当該河川の担当としての責任とともにやりがいも大きいものであった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

大川と神山川は、関連事業との調整以外にも既存インフラとの調整や交通規制の調整など、関連 19 事業が輻輳し、河川工事だけでもその遅れが地域の復興・復旧に多大な影響が出てしまう状況にある。現在土地収用法の適用のため準備を行っているが、資材・労働力の確保なども工事遅延のリスクとしてある。災害復旧のうちで、一番重要なのはそのスピードである。短い期間で結果を出すには、事業の一元化と、設計・施工の一括発注など、その地域の状況に合わせて適切な方法が図られることが重要であると考える。また、時間の経過に合わせて人々の置かれている立場や考えは変化が生じる。そのため、時期を区切って、目標を定める必要がある。

東京都で大災害が発生した際は、大川と神山川の市街地とは比較できないほどの大都市地区での復旧・復興になる。日本の政治・文化・産業の中心である東京都の早急な復旧・復興の正否は日本全体へ与える影響が計り知れないほど大きい。早急な事業スピードと事業の住民合意形成は、主役である都民・企業が再建の絵を描けることつながり、希望となり、それが首都東京再建の力となると考えられる。

今回の派遣を通じて、河川・災害復旧事業の経験と知識を得ることができた。また、宮城県での業務を通じて、日々の業務を見つめ直す良い機会となった。この経験を、今後の都政に活かしていきたい。

道路・河川等

いわき建設事務所

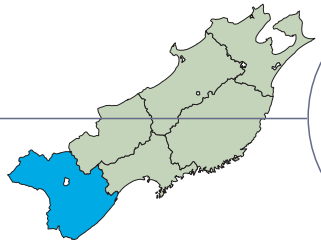

福島県

業務概要

福島県いわき建設事務所は県南東部に位置するいわき市を所管し、道路・建設海岸・河川・砂防・急傾斜地・公営住宅事業等の実施及び管理を行っている。いわき市は人口 33 万人、面積 1,232 ㎢を有し、北部の復旧現場から南部の現場まで 60km以上の走行が必要になる。比較的温暖な気候から「東北の湘南」と呼ばれている。放射線量は 0.06 μSv/h 程度（東京は 0.05 μSv/h 程度、第一原発付近の国道は 3 μSv/h 超え）と内陸部市街地よりも低く、日常で線量を意識することはない。いわき建設事務所は人員 208 名で構成されており（うち自治法派遣職員が 13 自治体 28 名、青森から鹿児島まで）、今次災害を主に取扱う復旧・復興部は 36 名（うち 17 名が派遣職員（9 自治体））である。平成 27 年度予算額は概ね 550 億円である。

〔平成 27 年度業務運営目標〕

1）原発事故による長期避難者の安定的な居住環境の確保（復興公営住宅）
- 工事着工に必要な**用地取得や開発許可等の速やかな**完了
（用地調整中の平赤井、常磐下湯長谷、鹿島町下矢田の3団地　298戸）
- 整備完了戸数の**前倒し**と労働災害防止も含めた**品質確保**
（平成27年度入居完成戸数　八幡小路団地　12戸）
- 居住人口増に伴う周辺道路等の環境変化に応じた対策

2）復旧・復興事業の終期を見据えた事業執行管理
- 輻輳する**関連事業間の調整と進行管理**(海岸、防災緑地、土地区画整理事業等)
- 事業終期を見据えた**用地取得困難箇所**への対応
- **工事停滞を招く入札不調や資材不足**等への対応
- 復興を待ち望む県民等への効果的な**復旧復興情報の提供**

3）ふくしま復興再生道路の工事着手に必要な早期の環境整備
- 絶対的なマンパワー不足を補う事業執行体制の確保
- 事業の加速化に向けた**必要条件の早急な環境整備**
（事業用地の取得、保安林解除、NEXCO委託協定締結など）

4）異常気象の頻発により高まる安全・安心への社会的要求と的確な維持管理
- 頻発する異常気象による**土砂災害や浸水被害等**への対応
- 震災後の**地盤沈下や河口閉塞**への対応
- 急速に進む管理施設の**老朽化と管理施設の増加**への対応

5）いわき市復興のシンボル事業を支える社会資本の計画的な整備
- 小名浜港の新たな拠点と現市街地との**一体的なまちづくりと賑わいの創出**

福島県復興シンボルキャラクター
キビタン（県の鳥：キビタキ）

〔組織運営基本方針〕

◆ あらゆる課題に**現場主義で果敢に挑戦し**、
組織と個人が**共に成長する職場環境づくり**

いわき建設事務所　行動規準
（スタンダード）

- 私たちは、笑顔で挨拶、さわやかな対応をします。
- 私たちは、丁寧で分かりやすい説明、積極的な広報をします。
- 私たちは、苦情・要望には感謝の気持ちで、現場面談、迅速に対応します。
- 私たちは、原理・原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正な事務執行の徹底を図ります。
- 私たちは、報告・連絡・相談を徹底し、情報を共有した風通しのよい職場づくりに努めます。
- 私たちは、現場主義で果敢に挑戦し、いわきの復旧・復興を成し遂げます。

福島県

道路・河川等

いわき建設事務所
復旧復興部道路橋梁課道路係

奥平　周示
（建設局）

1　担当業務の概要

私は、宮城県への派遣２年の後に南下し福島県派遣となった。南下するにつれ気温は上がり、人・車が増え、街に連続性と賑わいを感じた。内陸を迂回し福島第一原発を避けていわき市入りをした。

福島県では橋梁係長を任された。目標を掲げ、担当３名をアシストしつつ障害を除去してレールを敷く、敷き直すことが主たる業務となった。４地区５橋の橋梁で全体事業費は約50億円。他にNTT光ファイバー重要幹線の移設調整、総合調整という役回りである。

2　苦労したこと・工夫したこと

復旧・復興を促進するためにネックを把握する。地元合意困難箇所、想定外の工法変更、資金不足など。また全体的に労務、事業間連携の不足が目立つ。だが県側のコーディネイト力は特に気になった。事業完了までの手順・時間的イメージがないと業者指導や分岐点時の判断、輻輳事業の交通整理、地元折衝時の揺らがぬ行政姿勢を示せない。今年度のいわき建設事務所業務目標に終期管理が掲げられた。やはり所も問題を把握されていたようだ。

そこで初動期に余裕を持たない目論見工程表を作成してもらった。余裕がないのは私が完了時期を前倒したかったからである。これで自分の業務が管理されてしまうと心配した担当もいたが、その意識こそ変える必要がある。そこで私の無謀な工程短縮案・代案を披露し、意識の脱皮を図ってもらう努力を続けた。「旧橋を発破しよう、だめなら鉄球をぶつけてみては。河口をふさいでしまおう。仮設をやめられないか。」幸い私のチームメンバーは皆優秀な人材だった。強引な短縮策を模索する私に各担当もこれならできるのではと協調し始める。担当のアイデアは何より尊重する。かくして超理想的なれど着地までの手順をイメージした現実的な目論見工程表ができあがった。

次は業者と工期短縮策を打合せる。業者からはあからさまに毛嫌いされた。「奥平さんね、東京とは違うんですよ」、「東京ではない。宮城でやってきた。なぜ福島でできないのか」。言うだけでは誰も動かない。時には現場で直営実行に移す。後述するが、堆砂閉塞する河川の河口で砂を流すため、思いを共にしてくれた担当と二人で放水作業を試みた。見かねた業者が「無駄です。明日もっと大きなポンプをうちが用意しますから」と少しずつ腰を上げる。次は一緒に試す。自然の力には歯が立たなかった。しかしその後、業者提案、更に事務所幹部・管理部署の後押しも得られ、今ではそこに仮設矢板排水路ができている。

●思ったらまずやってみよう
夏井川で放水（貧弱なポンプ）

いわき北部の久之浜地区では権利者調整が難航していた。市土地区画も関係するため、例の工程表をもとに協調折衝すべく市と着地イメージを共有した。これで揺るがぬ行政姿勢を貫く。4月下旬には折衝でご了承頂け工事発注可能となった。しかし、被災5年目になると時に復旧・復興事業を忘れたかのような判断が下る。契約手続きの例外措置が本庁で認められず通常発注、これが契約不調も併発し目論見より5ヶ月契約が遅れることとなった。

●久之浜地区（蔭磯橋）
現橋右手に新橋築造中。
仮県道の屈曲は市土地区画の先行街区造成を優先しつつ、県道も橋梁も同時施工する事業連携策。

また中部の豊間地区では資金ショートのため、復興庁に増額申請を行った。資料づくりや説明に工夫と労力、何より粘りが必要だったが了解を得られた。ところが今度は事業委託先のURが現場を動かそうとしない。促進策の話をすれば増額要求ばかり、この意識も変えてもらわねば。熱い協議開始。

同じ地区にある豊間橋では迂回仮県道・関連市道が地先合意を得られず止まっていた。市から地元調整困難と聞き5月が6月、7月と止めどなく伸びていく。この頃になると同じ危機意識をもつ担当からアイデアが炸裂。市道を経由した2段階で迂回を行う。1段階目の迂回で当面の工事は可能、その間折衝を継続し2段階目で本迂回すればよい。地先折衝に県も加わり12月に2段階目の本迂回を果たした。この間工事は滞りなく進められた。先のURも今では県の進め方・地元対応を参考に粘り強い施工を進めてくれている。

●迂回仮県道　中央部で豊間橋の橋台築造中

●東北に2機しかない　500tクレーンで旧橋撤去

●すぐ下流河口部で橋台　築造中の諏訪橋（UR委託）

ギャンブルにでた四倉地区の東舞子橋は、いわき有数の河川である夏井川の支川仁井田川河口部を跨ぐ海際施工となる。波浪影響が強く安全施工に一抹の不安がある。一方、約３㎞離れた夏井本川は河口堆砂傾向が著しく震災以前から完全閉塞している。水は支川を逆流し当該仁井田川から海に注がれている。このため内水被害が絶えず、サケの遡上も仁井田川から夏井川へ向かう。夏井川の河口改善は地域の強い要望、事務所の懸案となっている。我思う、橋梁施工時に波止めブロックを仮置するが、これで仁井田川河口部が堆砂傾向になる。そこで河川水位上昇時の緊急用仮排水路（上述の）を夏井川河口に確保する。サケ遡上にも寄与でき大雨時には夏井川本流が直接吐けて支川逆流も回避できる。仁井田川河口が堆砂閉塞するならば、施工安全性の向上、旧橋撤去工法の簡略化により大幅な工期短縮とコスト軽減が図れる。運が良ければ事業完了後も夏井川が本来の健全な流れに戻る。

●四倉地区（東舞子橋）　桟橋と現橋の間に新橋を築造する

●夏井川仮排水路
開口しても１・２日で堆砂閉塞

●夏井川河口（河口幅約 400 m）
堆砂により完全閉塞

現在、波止ブロックの仮置にあわせ仁井田川河口の堆砂が進行している。あと一歩。頑張れ自然。

今では各担当が路線コーディネーターとして業者と力を合わせ、地元理解を得つつ着実に工事を進めている。余裕の持たない目論見工程表が未だほとんど修正されずに進んでいるのは、皆の小さなファインプレー連発の賜である。障害を除去しレールを敷く。すべての工夫は復旧・復興促進のために。

3　印象的なエピソード

先の豊間地区で市が折衝に困窮していたのは、病弱者の方が居られたためだった。その事実を知らされたのが 10 月。市は工事を巡るトラブルで進めるどころか補償問題に発展していた。県の旧橋撤去工事は市の要請により一旦中止した。ここから我々も折衝に加わった。

工法変更、防音対策案をまとめ折衝。先方は県の努力に理解を示し了承下さった。その後も騒音による苦痛の連絡、中断、対策と繰り返しつつ進めた。直近工事の際は担当と順番に一日中先方住居前に張付き、下請けと直接段取り確認しながら気遣い施工を励行した。先方から「今日はもう大丈夫だよ」と言われても担当は「いやまだ居ます」といって真冬の寒い中立ち尽くし、時に音の伝わり具合を確認して回る。その姿勢、配慮に先方から感謝された。目には涙があった。他事業者からクレーマーという発言があった。だが病弱者の方は公共工事に協力したいが、後遺症に悩まされ体が言うことをきかない。その思いを解って欲しかったのではないか。市の施工者、UR も現在先方住居前に毎日張付いている。

各路線で思いを一つに頑張ってくれた福島、神奈川、福岡県の各担当に感謝したい。そして病弱者の方が微笑んだ時の眼差しが私にとって最高の褒美となった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

いわき市で暮らしていると語弊はあるが、地震・津波被害が宮城・岩手県と比べ軽微と感じる。福島県の被害はむしろ原発によるものが大きいかと。生活圏の放射能空間線量は東京にほぼ近く、線量を気にする生活者は見かけない。しかし他方で、未だ除染作業が郡山、福島といった内陸の主要都市郊外などで見かける。魚がどれも遠隔地からの取り寄せと漁業関係者の苦悩もうかがい知れる。原発周辺地域の復旧はこれからであり、終息期がいつになるか未だ示せない状況にある。

福島県内の電力供給会社は東北電力である。しかし福島第一原発は東京電力、いわきにある東北最大の石炭輸入量を誇る小名浜港で、発電用に巨大な石炭貯蔵施設を保有しているのも東京電力。東京は他人事として見過ごすことは戒めなければならない。今、東京の事務所時代に苦労し、克服してきた経験を福島県で活かすことができている。福島県職員からは「東京で何かあったら俺たち行くからね」と言ってもらっている。これからも共に在りたい。

福島県復興シンボルキャラクター
キビタン（県の鳥：キビタキ）

福島県

道路・河川等

いわき建設事務所
復旧復興部道路橋梁課道路係

丹内　晃之
（建設局）

1　担当業務の概要

担当工区は福島県いわき市の南に位置するいわき市岩間町岩下地区で、現場近くには関東まで電力を送っている常磐共同火力があり、東京オリンピックに併せ、新規電力施設が出来る予定である。総延長約1.2 ｋｍ（W＝ 14.0 m）の道路改良工事である。起点部が約 20 mほど高盛土になる、盛土が主たる工種の現場であり、あまり特殊な工法はなくまずは復旧を最優先としている。

防災緑地工事と合わせると約 30 万㎥の土砂を必要とする現場である。

またいわき市の一番北の久之浜地区の道路改良も担当であるが、こちらは防災緑地と橋梁の架け替えが主で、設計委託と交差点協議、用地交渉時に工事内容説明等を行った。（詳細は割愛する。）

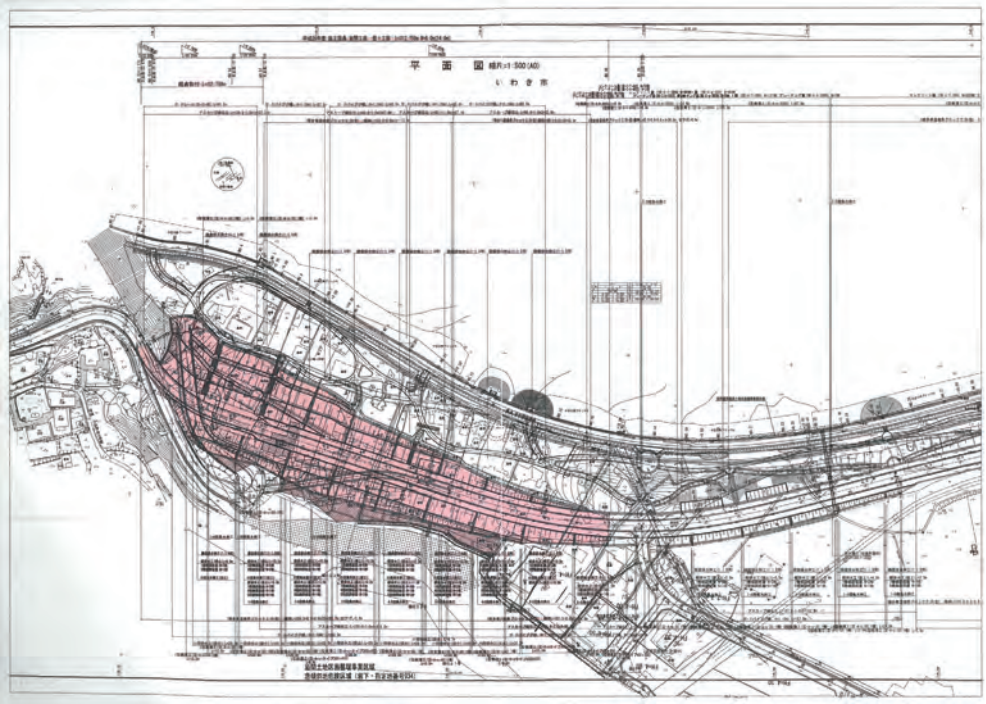

岩間工区高盛土部平面図

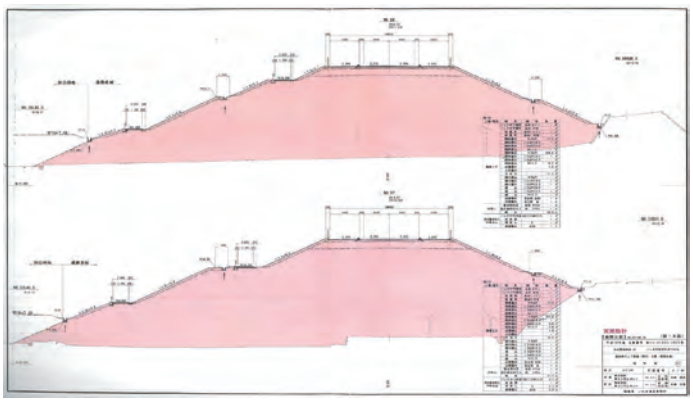

岩間工区高盛土部の横断図

岩間工区 4 月定点写真

岩間工区 8 月定点写真

岩間工区 10 月定点写真

岩間工区 1 月定点写真

いわきでは珍しい大雪

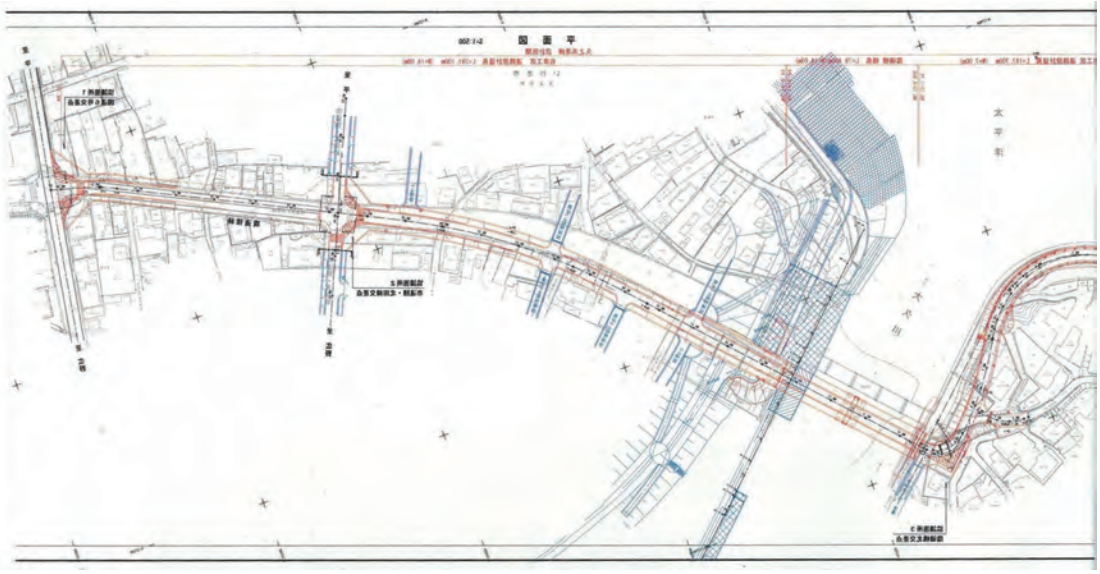

久之浜工区交差点協議図（計 3 箇所 4 地点）

2　苦労したこと・工夫したこと

設計発注時の事務処理では、都では考えられないほどの書類の多さに県職員は慣れているとはいえ相当苦労しているのではないかと思った。が、仲間の職員からの話では「これでも簡略化された」と聞きなおビックリ。

国の方針で津波により発生した津波堆積土を道路直下に入れるという通常であれば考えられない土砂を本工事では使用している。そのため匿名希望ではあるが「産業廃棄物の不法投棄」などの苦情が起きている。また、その他の搬入土の確保にも苦労をし、最遠は約 100 ｋｍ遠方からの運搬工など災害でなければとてもあり得ないことが常習化している。

区画整理事業区域内での作業のため市との調整や住民の移転の遅れ、2015 年度は異常な降雨等で工程は常に遅れ気味になり、その調整に一番気を遣うこととなった。また、設計についても当工区以外も名ばかりの詳細設計であり未だ確定していない箇所が多々ある。これは全てが決まってからでは復旧が進まないという意味ではやむを得ないと感じる。

県の方針で県内業者がほとんど元請けとして受注しているようだが、やはり技術力などを考えるとＪＶを組むなどの工夫をしないと更なる復旧が進まないような気がする。また、人材不足も否めない。ただ震災から月日が経ち工事はあらかた発注済みのため、職員全体として考えると、震災当時よりは少ない派遣でやっていけるのだろうと思う。

工夫など特に行ってはいないが地元業者の力をいかに最大限引き出すかを常に考えながらの１年間であった。

本工事内には札幌～東京間の光ケーブルが入っておりＮＴＴとの調整にも移設時期が決められており調整の連続であった。

東京都で係長になって６年が経ち、設計にはほとんど主としては関わらず、サイドサポートをしてきたため、担当者として直に設計を行うことには大変苦労した。

3　印象的なエピソード

慣れない土地で慣れない業務内容は精神的にとても辛く、途中棄権も正直何回も考えたが、首都公務員という重い重い看板を背負っているというプライド、周りの方々や請負業者などの協力により工事完了までは見る事は出来ないが、次へのバトンタッチまではたどり着くことが出来た。

休日はプロパーさんや都に兄がいる他県の方たちとご当地ラーメン食べ歩きや、温泉ツアーなどプライベートでもいろいろお世話になった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

積算システムなど都とほぼ同様な機種を使用しており、その中の一部ではあるが福島県を見習う方が違算の可能性が少なくなることがある箇所がわかった。

東京で大災害があったときの派遣職員を受け入れるような事態になったときはしっかりと派遣元との調整が必要だと感じた。また、派遣者が来られたときの都職員としての対応についても相手を思いやり、来られた方の力を最大限引き出せるよう職員一人一人の対応がとても大切であり、臨まなければならないと思う。

2014 ラーメン 100 選に選ばれた
白河にある「とら食堂」のワンタンめん

喜多方ラーメン「ばんない」の
肉盛りラーメン

港湾施設

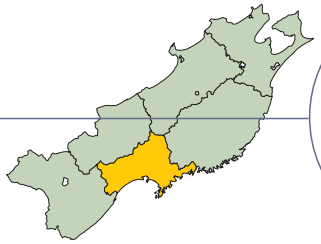

宮城県

農林水産部　漁港復興推進室

業務概要

漁港復興推進室は、東日本大震災で被災した漁港施設等の災害復旧・復興に関する業務を進めるために平成 24 年 11 月 1 日に設置された部署である。

復興推進班、漁港整備班、海岸整備班の 3 班からなり、それぞれの担当業務は、復興推進班：漁港整備・漁港地区計画、漁港整備班：漁港災害復旧、海岸整備班：海岸保全基本計画・漁港海岸災害復旧・海岸新規整備となっている（宮城県 HP より）。漁港整備班の具体的な業務としては、事務所で作成された災害復旧工事設計書の審査、公告準備、水産庁への災害復旧事業費の交付申請・重変協議、災害の査定、再調査、成功認定の対応等である。

漁港整備班は 5 名体制で、そのうち他自治体からの派遣職員は水産庁 1 名、東京都 1 名である。

（宮城県 HP より）

宮城県

港湾施設

農林水産部
漁港復興推進室　漁港整備班

佐久間　由
（港湾局）

1　担当業務の概要

主な担当業務は①水産庁への重変協議資料の照査②工事設計書の照査及び決裁の２点であった。

①　は、災害復旧工事のうち重要な設計変更を行う際には、事前に協議資料を整え、水産庁に協議が必要である。県の各事務所及び市町から設計変更したい項目について協議資料を作成してもらい、取捨選択をした上で、資料を整える。県職員の方と分担して内容のチェックを行い、補足資料を追加する等して資料をとりまとめた。災害の件数が多いので設計変更の案件も膨大となり内容の把握だけでも大変であった。

②　は、災害復旧工事の設計書の照査である。当初設計や変更設計の設計書について、数量や図面、積算根拠等にミスがないかの確認を行う。起工金額が億単位の大きい工事しかなく、工種も多いため限られた時間内で照査を終わらせることに苦労した。また、工事設計書の決裁を取ることもあり、工事内容を把握し、各担当者への説明を行った。

2　苦労したこと・工夫したこと

宮城県は漁港数が多く全国４位の142漁港を有している。その多くが東日本大震災により被災しており、災害査定の件数が膨大になっている。着任当初は、市町や漁港の位置や名称、担当者名がなかなか覚えられず、設計変更や成功認定の打ち合わせ等で話についていけないこともあった。３か月という短期間の派遣で時間を無駄にしないためにも、市町と漁港の位置関係は覚えていくべきだったと反省した。

また、工事設計書の決裁は、一件の工事で20人ほどに決裁を受ける必要があり、時間がかかってしまった。説明する際も、ポイントを絞って端的に説明することに苦労した。

3　印象的なエピソード

水産庁との設計変更協議は、東京までの日帰り出張で行う。出張回数を減らすため、なるべく多くの件数を一度に処理するので、一回の協議件数は多い時には30件を超える。協議結果によって、増額分が国費となるか県単独費となるかの重要な打ち合わせであるが、多くの協議内容を把握して的確に説明する県職員の方と、それを瞬時に判断する水産庁の担当の方とのやり取りは臨席していて凄みすら覚えた。無事に懸案事項を通した際には、県職員の方とともに達成感を感じることができた。

また、宮城県の派遣者研修において、県職員で被災にあった方の当時のお話を聞いた。当時、職員は事務所へ避難してくる住民の対応に追われ、食料や水の確保に必死であり３日間は寝ずの勤務となったこと、自分たちのことは後回しとなり、職員が自宅へ帰ることができたのは５月上旬であったことなど初めて知った。震災が起きた時の自治体としてのありかたや心構えをしておく必要があると改めて感じた。その研修では、他の自治体から被災地派遣で来ている方と話をする機会もあった。さまざまな職種や年齢の方がおり、被災地支援に対する考え方や業務における苦労、派遣元との違いなどを聞き、被災地支援として自分のできる精一杯のことをしようとさらに身の引き締まる思いを感じる機会となった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣中に強く感じたのは、被災地の方々の防災意識の高さである。防潮堤の高さについての住民説明会があれば、多くの方々が参加して活発な議論がなされているし、災害復旧のスケジュール等がマスコミで報道されれば、確認の問い合わせがくる。

東京都においても首都直下型地震や東南海・南海地震等への備えが急務となっているが、ハード面だけでなく、都民の防災意識の向上も必要不可欠である。今回の派遣を業務への糧として出来ることから取り組んでいきたい。

港湾施設

仙台塩釜港湾事務所

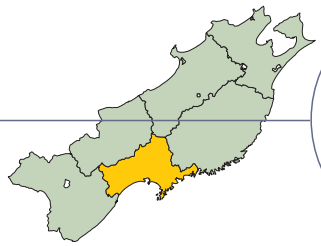

宮城県

⑴組織の目的について

宮城県には、下記のとおり計 10 の港があります。

・特定重要港湾：仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区）
・重要港湾：石巻港
・地方港湾：気仙沼港、松島港、女川港、荻浜港、表浜港、金華山港、雄勝港、御崎港

派遣先である仙台塩釜港湾事務所は、上記の特定重要港湾である仙台塩釜港仙台港区、塩釜港区及び地方港湾である松島港区の施設整備と管理を行っています。

⑵組織規模

事務所としては、所長、総括課長（2 人）及び３つの総務班、港政班、工務班で構成されています。

総務班（4 人）……所内の計理会計事務、工事等の入札及び契約等、物品の出納及び管理、所内の連絡調整等
港政班（13 人）…港湾施設等の使用許可・使用料の調定、水域占用・臨港地区内行為届出の許認可、船舶の入港に関する事務処理、港湾統計調査等
工務班（12 人）…工事・調査等の設計・積算及び監督、港湾施設・海岸施設等の維持管理、許認可に関わる技術的審査、災害の復旧等→派遣職員（各１人ずつ計３人：鳥取県、大分県、東京都）なお、鳥取県及び大分県職員の派遣期間は１年間

宮城県

港湾施設

仙台塩釜港湾事務所

渡井　祐樹
（港湾局）

1　担当業務の概要

東京都が担当する業務については、港湾施設（防潮堤、護岸等）の災害復旧事業における設計、積算及び工事監督業務でした。自分の派遣時期では、設計、積算業務はなく、仙台塩釜港（塩釜港区）において、3 件の工事監督業務を担当しました。通常の工事監督業務である現場立会や受注者との調整の他に、工事契約後の住民説明等も対応しました。また、10 月中旬には成果検査（国土交通省職員による検査）の対応も行いました。

2　苦労したこと・工夫したこと

苦労したことは、担当した工事の図面、工事内容、過去の経緯等の把握に多くの時間が割かれたことでした。前任者との引継ぎは 1 日のみだったため、その時、工事内容を把握している各工事の現場代理人等に工事概要や課題等の説明を着任後するようにお願いしていただきましたが、派遣当初は受注者との工事施工協議等を円滑に進めることができませんでした。また、上司である宮城県職員の班長等も職務が多忙であるため、組織として工事の課題を把握していないことがありました。私は重要な関係者との打合せの際は、宮城県職員の方に極力参加していただきか、議事メモを作成し、班で供覧することで少しでも工事の課題等を組織として把握していただくようにしました。

3　印象的なエピソード

私が今まで東京都で経験した業務は、住宅地が少ない埋立地等での業務が多く、工事の住民説明会等の対応をしたことがありませんでした。今回の派遣先である宮城県仙台塩釜港湾事務所における護岸や防潮堤の災害復旧工事については、工事区域と住宅等の民地が近接していることが多く、工事契約後に住民説明会等を開催しています。私も関連工事として、他の工事の住民説明会や苦情等対応をしました。その際には、地元住民の方への丁寧な説明や親身に要望等を聞き入れることを心がけることで、地元住民から激励や感謝の言葉をいただき、少しでも宮城県の力になれていること実感しました。

写真－住宅地が隣接する護岸災害復旧工事（代ヶ崎清水護岸工事）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣期間中に、実際地震や津波被害を受けた場所を自分の目で観ることで、改めて自然災害の恐ろしさを肌で感じることができました。今後は、東京都の土木技術者として、想定されている地震、高潮等の自然災害を軽減するための防災業務等にも携わっていきたいと考えています。

また、今回は宮城県の被災地を助ける側として、宮城県の災害復旧工事に携わらせていただき、宮城県の職員の方、また同じ派遣職員の鳥取県、大分県の方には大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。今後東京都で災害が発生し、他県の派遣職員に助けていただく側になった時には、今回の派遣業務で経験したことを生かし、東京都の復旧業務に努めていきたいと思います。

胸壁の嵩上げ工事の様子

港湾施設

相馬港湾建設事務所

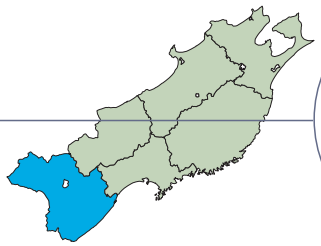

福島県

業務概要

事務所の位置

福島県の北東側、図－１のとおり相馬市内の海岸から 100m 程度離れた場所に元の事務所があり、海に近い事務所だったため、津波で被災し、現在は海岸から 5km 程離れた相馬駅直近のビルの６階・７階を仮事務所としている。平成 28 年３月に元の事務所に程近い位置に新しい事務所が完成予定である。

組織概要

派遣先の福島県相馬港湾建設事務所は図－２及び図－３の地域区分の中の相双地区内にある重要港湾相馬港や近隣の５箇所にある漁港やその周辺の海岸堤防の整備・管理を担う県の出先機関である。派遣職員は東京都２名、京都府６名、長崎県２名、大分県１名の計 11 名である。また、東京都は建設課の海岸班に所属している。表－１の組織構成表で示すとおり、海岸班では、派遣職員の割合が 55％であり、課長や係長を除くと事業の大部分を派遣職員が担当している状況であった。

表－１　相馬港湾建設事務所の組織構成（平成 27 年 12 月現在）

			課名称	班（係）名称	業務内容	人員数	人員数に占める派遣職員数	派遣職員の割合
福島県	土木部	相馬港湾建設事務所	総務課	総務	経理・入札・契約	9	0	0%
				港営	港湾振興・施設使用許可 船舶入出港手続・港湾視察	8	0	0%
			企画管理課	企画管理	企画・維持管理 港湾、漁港及び海岸に関する計画	5	0	0%
			建設課	港湾	港湾事業・港湾災害復旧事業	10	1	10%
				漁港	漁港事業・港湾災害復旧事業	10	4	40%
				海岸	海岸事業・港湾災害復旧事業	11	6	55%
			合計			53	11	21%

図－１　事務所の位置

図－２　事務所の位置

図－３　事務所担当施設

福島県

港湾施設

相馬港湾建設事務所
建設課　海岸班

月舘　権二
（港湾局）

1　担当業務の概要

震災による津波は相馬港で 10.36m[1] に達し、相馬市の死者は 458 名[2]、住家被害が 5,823 棟[2] に上りました。構造物の被害も多く、震災から 5 年になろうとしている 2015 年現在でも多数の工事が発注され、私の担当した松川浦漁港では復旧率は 50%[1] となっていました。

私は土木職として派遣され、設計積算・工事監督業務等を行いました。私が担当した主な業務を表－2 に示します。被災した緑地の復旧に関連する業務を主に担当しました。その中でも表－2 において緑で示した案件は、全て図－1 から図－4 に示した原釜尾浜海水浴場（以下「海水浴場」という）に関する案件で、津波で被災した海水浴場背後の公園施設等の復旧を担当しました。

表 -2　主な担当業務

担当業務	案件名（仮称）	概要
工事監督	尾浜海水浴場緑地工事	被災した海水浴場背後の緑地の復旧工事の監督
委託監督	緑地関係復旧設計委託	被災した緑地等の復旧工事設計の監督
	橋梁周辺緑地公園復旧工事積算委託	発注予定工事の積算委託の監督
	海底調査・深浅測量等委託	津波で砂が流出した海水浴場の海底調査等の監督
工事発注	松川浦大橋ライトアップ設備工事	被災した橋梁ライトアップ設備の復旧工事の発注
	橋梁周辺緑地公園復旧工事	被災した緑地公園復旧工事の発注
委託発注	海底調査・深浅測量等委託	津波で砂が流出した海水浴場の海底調査等の発注
	桟橋工積算委託	被災した桟橋復旧工事の積算委託の発注
その他	保安林解除申請書類作成業務	工事に伴い影響を受ける保安林の区域解除申請
	予算要求業務	追加予算要求の資料作成・調整等
	養浜工検討業務	津波で後退した砂浜復旧のための調整等

図 1　震災前の海水浴場 (2011/3/6)

図 2　震災直後の海水浴場 (2012/3/22)

図 3　震災前の海水浴場[3]

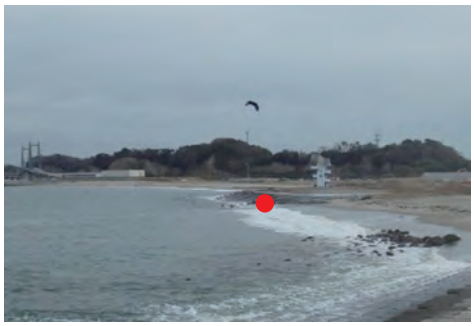
図 4　震災後の海水浴場 (2015/11/24)

2　苦労したこと・工夫したこと

私が 10 月に着任した直後から急ぎの案件が多く、事務処理方法や積算システムの勉強、班内や関係者への状況確認、現場状況や既存資料の確認等を時間が無い中行なわなければならず、苦労しました。

東京都からの派遣期間は 3 ヵ月間であり、工事であれば 1 件の工事がしゅん功するまでに 5 人以上担当者が変わるという状況もあるため、引継を確実に行う必要がありました。そこで、私の後任者が今まで起こったことを時系列で把握できるように、極力時系列順でわかりやすく”もの”として自分が担当している案件を残すことを意識して業務を進めました。

3　印象的なエピソード

３業務概要で紹介した海水浴場は 2011 年の震災以後 2015 年現在も利用できない状況にあります。海水浴場の養浜工（図 3 及び図 4 の後退した護岸前面の海岸線の復旧）は本来復旧事業の計画には無かったものですが、派遣職員を含む事務所内の議論で、「背後の緑地を“復旧”しても、砂浜がなければ人は来ない。これでは本来の目的である“復興”を達成できない。」という意見が根強く、なんとか調整を行い実施することにしたものです。私は海底調査や深浅測量の発注及び監督、海水浴場の管理者である相馬市との調整を行い、無事養浜開始を見届けてから帰任することができました（図 5 参照）。他工事との工程調整や相馬市に納得して頂くための資料作成等、苦労もありましたが大変やりがいのある業務でした。

また、砂浜背後で私の担当した現場（図 1 ～図 4）にて、堤防背後に整備する防災緑地への市民の理解を深めるための「そうま浜フェス 2015」というものが開催され、東京都から派遣されている私と齊藤も参加させて頂きました。約 200 名の方が参加 4) し、その中には元相馬市在住で遠方から参加されている方もおり、3 ヵ月という期間でしたが復興が着実に進んでいることが実感できました（図 6 参照）。

図 5　養浜用の通路とバックホウ (2015/12/5)

防災緑地でフェス

原釜尾浜 地元海産物を堪能

県が整備を進めている相馬市の原釜尾浜防災緑地で十一月二十九日、「SOMA浜フェス」が催され、参加者が防災緑地への理解を深めるとともに海の幸を堪能した。

実行委員会と県相双建設事務所の主催。防災緑地への理解促進と防災緑地完成後の利活用策を検討する場として初めて企画した。

市伝承鎮魂祈念館周辺で実施した。市民らがゆ浜を歩き、ごみなどを拾い集めた。参加者には作業後アンコウ汁が振る舞われた。ツブ貝、イカ、タコ、カレイなど地元海産物もその場で焼いて味わった。

防災緑地見学ツアー、大声コンテスト、謎解きウオークなどもあり、親子連れでにぎわった。

沿岸で海産物を焼いて味わう参加者

図 6　新聞記事 [5]　写真右下が月舘、左下が齊藤

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

被災三県について復旧状況を見て回る機会が何度かありましたが、ものはできても人がなかなか戻らないという現実を目にし、NHK 等でも放送されていました。「インフラは“復旧”できるが、やはり再び活気ある街を作る“復興”が最終目標」だということだと思います。これからは災害の有無に関わらず、インフラを作る、維持することだけでなく、“最終目標は何か”を意識して仕事をしていきたいと思います。

1) 東日本大震災と港の復旧・復興　平成 27 年 12 月　福島県相馬港湾建設事務所
2) 相馬市復興計画（ver.2.2）
3)「ふるさと相馬」再発見写真コンテスト『夏休み』
4) 相双建設事務所 復旧復興だより 第 28 号
5) 福島民報　2015 年 12 月 2 日掲載

福島県

港湾施設

相馬港湾建設事務所

齊藤　宗一郎
（港湾局）

1　担当業務の概要

現在海岸班では、主に図―1 に示すような崩壊してしまった堤防を図―2 のように粘り強い防波堤に復旧する工事を行っている。その中で、釣師浜漁港海岸の防波堤や漁港内に入港するための臨港道路などの復旧に関する立会いや設計変更などの工事監督業務を行っている。

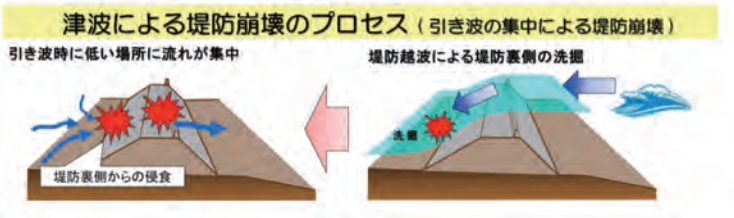

図―1　津波による堤防崩壊のプロセス

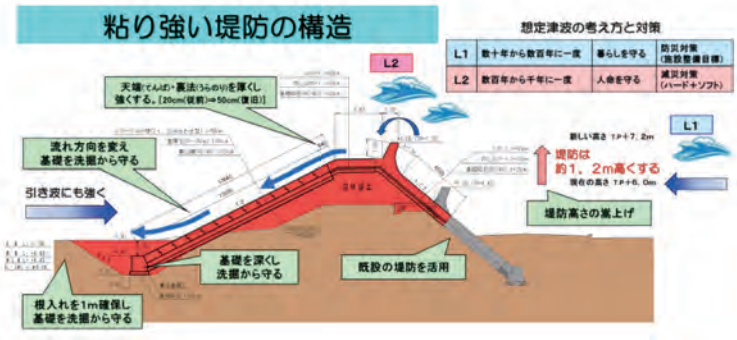

図―2　粘り強い堤防構造図

10 月から 12 月までの間は、裏法面のブロックの据付や天端部や波返し部の鉄筋・型枠組みやコンクリート打設などを行っており、仙台方面側 546.3 m は平成 28 年 3 月 31 日竣工予定であり、相馬方面側の 974.3 m は平成 28 年 12 月 30 日竣工予定となっている。

また、請戸漁港海岸の防波堤・臨港道路の復旧に関する起工も福島県職員の方と共に携わった。今回の起工により相馬港湾建設事務所管内の防波堤の起工は終了し、今後は施工を残すのみとなっている。

図―3　施工位置図（釣師浜漁港海岸）

2　苦労したこと・工夫したこと

今回、前職での現場経験はあるものの入都半年での異動となり、監督業務に関してはまだまだ不慣れな点も多い状態で相馬に来たため、ほとんどの業務が入都初の業務であり、特に設計変更や書類の作成などに関しては、仕様書や積算資料などを調べて理解するまでに時間がかかり夜遅くまで残って作業をしていた。

また、若干ではあるが東京都と福島で積算のルールの中で、数量の単位や積算する際の小数点以降の桁が違う箇所があり、何度も何度も修正を繰り返した記憶がある。

3　印象的なエピソード

今回担当させていただいた防波堤建設工事は福島県で行う工事の中でも巨大な構造物であり、そのような工事に携われたことがとても貴重な体験であると共に経験として大きな財産を得ることが出来た。

また、当初想定と現地地盤が異なり施工をするにあたり問題が発生し、実情を調査しコンサルタントの方と設計に関して協議しながら現地にあった形状のものに図面を変更する業務を行った際、自分が提案したものが採用されたため、非常に嬉しかった。

更に印象的だったのは、相馬から福島県庁へ書類などを提出する際、50kmほど山道を自動車で走る為、時間がかかり、往復３時間弱となる。一度県庁に行ってしまうとその日のほとんどを移動に費やしてしまうため、頻繁に行き来することが出来ないことに驚いた。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

設計変更や現地と想定との差異による図面の修正など、東京都ではまだ経験をしたことのない業務が出来たことは非常に有益であり、今後にも生かせる内容であった。特にインフレスライドは、港湾局内でも取り扱う業務であるので、先んじて理解することが出来た。

また、ＯＪＴ研修として福島県内外に出向き、現在の被災地復興の状況を見学する機会を与えていただいたことで、多くの被災地がその土地その土地で復興に向けて歩みを進めていることを肌で感じることが出来た。そして、復興というものは防波堤を建設するという方向性だけではなく、防波堤に頼らない復興もあることを生きた知識として学ばせていただいた。

施工写真　左：防波堤前面　右：防波堤背面（平成 27 年 12 月 25 日時点）

区画整理

県土整備部　都市計画課

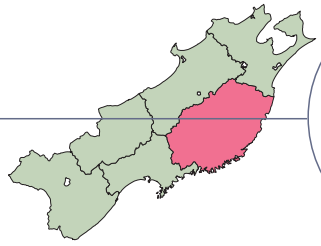

岩手県

業務概要

岩手県知事部局は、１室７部３局から構成され、その中に 72 の室課と 60 の出先機関を抱えています。そのうち県土整備部は道路・橋梁、河川・砂防、港湾・空港、下水道、都市・県営住宅整備などの県土づくりに関する幅広い分野を担っています。平成 27 年度は 875 名（うち 19 都府県からの応援職員 83 名）の職員が所属していました。

県土整備部都市計画課は、４人の課長以下 26 人の課員が配属され、都市計画（街路、公園、市街地整備等）や開発行為・建築許可に関する業務、景観・屋外広告に関する業務を行うとともに、復興関連事業（まちづくり事業、高田松原津波復興祈念公園）に関する業務を行っています。

都市計画課には、東京都以外にも、愛知県、大阪府、和歌山県から計５名の応援職員が派遣されていました。

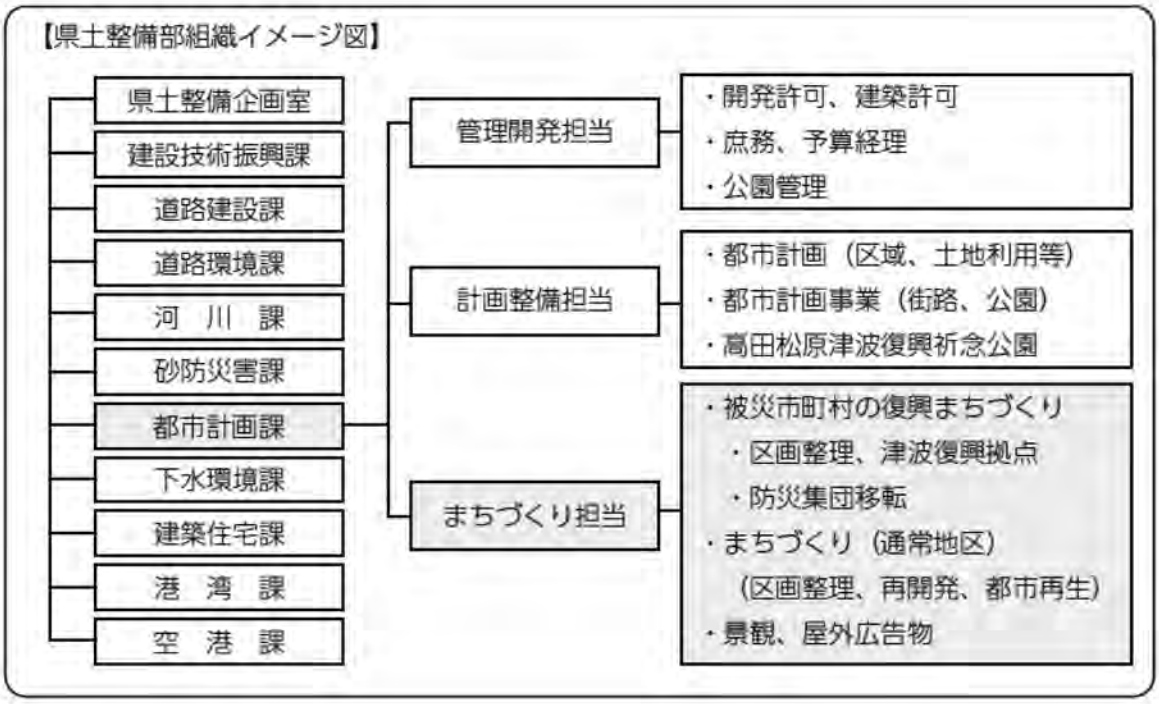

岩手県

区画整理

県土整備部都市計画課

藤野　崇之
（都市整備局）

1　担当業務の概要

都市計画課まちづくり担当は、まちづくりの総合的な支援を行っており、市町村が施行する土地区画整理事業の補助金業務や、景観形成の企画調整・屋外広告物許可等を所管しています。被災市町村の復興まちづくりとしては、防災集団移転促進事業（45 地区 88 団地）や、市町村が実施する被災市街地復興土地区画整理事業（7 市町村 18 地区）、津波復興拠点整備事業（6 市町 10 地区）を所管しています。私は、被災市街地復興土地区画整理事業と津波復興拠点整備事業のうち、岩手県沿岸部の北側の市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町）が施行する被災市街地復興土地区画整理事業 11 地区、津波復興拠点整備事業 5 地区に関する都市計画や事業計画の決定・変更、進行管理の業務を主に担当しています。これらは国から復興交付金を交付されて施行するもので、国土交通省との連絡調整や現場視察対応、進捗状況報告等も行っています。

その他にも、県と市町村との情報共有や、各事業の円滑な推進を図るため、新任研修（年 1 回）や担当者会議（年 2 回）も開催しました。

大槌町町方地区（平成 26 年 12 月）

大槌町町方地区（平成 27 年 12 月）

田老地区の換地計画にかかる現場実査（平成 28 年 1 月）

宮古市田老地区三王団地・まちびらき直前（平成 27 年 9 月）と住宅の建築状況（平成 28 年 1 月）

2　苦労したこと・工夫したこと

被災した沿岸市町村では、職員136名中、33名の職員が亡くなった大槌町のように、不足する人員を補うため、全国の自治体から派遣された職員を大勢受け入れているところや、震災復興によって発生した膨大な仕事量をこなすため、組織を改変して対応しているところがあります。従来と違う体制のためか、進捗管理等で部署によって違う数値が提出されてしまうこと等があったため、組織内で整合を図ってもらうことに苦労しました。

また、市町村の大きくない組織の中では公共物の管理者と施行者とが同一部署のことが多く、施行者が管理者に対して行う協議があいまいに進む傾向があるため、都市計画や事業計画の変更の際には、協議状況を確認するよう心がけました。

3　印象的なエピソード

岩手県は東京都の7倍の面積に、東京都の人口の1／10の県民が住んでいます。インフラも広く薄く広がっており、メンテナンスが大変です。雪の日、沿岸に向けて車を走らせながら「こんな人通りの少ない道路の歩道を除雪する必要なんてあるのかな？」と思っていたところ、沿道集落の方が車道を歩いて事故に遭い、管理瑕疵を問われたケースが過去にあったそうです。財政再建団体一歩手前までいったことがある岩手県は、人員削減等の業務効率化を進めていますが、やはり県土スケールにあった一定の必要量があるようです。

普段何気なく使っている道路や橋ですが、沿岸市町村では、津波により破壊され、復旧のために通行を規制されたり迂回させられたりする箇所が多くあります。その不便さから、やはり土木施設は縁の下の力持ちとして街を支えているのだと、今更のように実感しました。

災害公営住宅等に入居が始まり、通り過ぎるたびに洗濯物を干した家が増えていくのを見ると、街が再建されていくのを実感し、ほっとした気持ちになりました。一方で被災した方々がまちづくりに求めるスピードと復興事業の進捗にはギャップがあり、被災者の要望に十分に応えきれない歯がゆさも感じました。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

大地震に見舞われると、瞬間的にマンパワーや処理施設容量が不足します。岩手県では被災後、一般会計の予算規模が1.5倍に膨れ上がり、職員不足が問題になりました。また、通常処理量の14年分の瓦礫が発生し、東京都を始め他自治体に分散して処理することになりました。被災したときは、他自治体との連携が重要になってきます。東京都においても、震災が起こる前から連携の体制をつくっておくことは有益だと感じます。

また、今回の派遣を通じ、岩手県や他自治体の派遣職員と交流できたのは有意義な体験でした。この繋がりを絶やさず、今後も情報交換等を継続したいと思っています。

災害公営住宅

土木部　復興住宅整備室

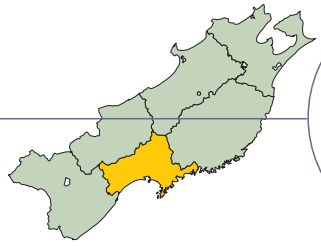

宮城県

業務概要

派遣先部署の宮城県土木部復興住宅整備室は、「宮城県復興住宅計画（※１）」に基づく住宅の復興促進と災害公営住宅（※２）の整備を目的とし、組織規模・業務内容は以下の通りである。

組織規模					業務内容
宮城県土木部復興住宅整備室（33 名）					
室長（建築） 室長補佐（事務） 技術補佐（建築）	第１班	班長（建築）	チームリーダー	班員２	企画、庶務
	第２班	班長（建築）	Ａチームリーダー Ｂチームリーダー	班員６	災害公営住宅の受託整備 （石巻市）
	第３班	班長（建築）	Ｃチームリーダー Ｄチームリーダー	班員５	災害公営住宅の受託整備 （塩竈市、七ヶ浜町、山元町、南三陸町）
	第４班	班長（機械）	電気チームリーダー 機械チームリーダー	班員６	上記整備に伴う、電気・機械担当

※１　宮城県復興住宅計画（http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/hukujuuplan.html）

「宮城県震災復興計画」及び、土木・建築分野別計画の「社会資本再生・復興計画」を踏まえ、住宅分野における取り組み等をまとめた計画である。

計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間、“「人命を守る」ことを最優先に、被災者の生活や地域を再生、再構築し、市町村のまちづくり計画と連動し、安全性が確保され、安心して暮らせる環境と持続性をもった魅力ある住まいづくりを推進する”ことを基本理念に、３つの基本目標とともに計画を推進している。

必要とされる復興住宅の整備戸数は 72,000 戸と見込まれており、①恒久的な住宅への移行の支援、②自力再建への支援、③公的住宅の供給促進の施策により取り組んでいる。

以上、宮城県 HP より抜粋

※２　災害公営住宅

復興住宅として整備する公的住宅のうち、地方公共団体が国の補助を受けて、被災で家屋を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に、良質で低廉な家賃で供給する住宅のことである。

宮城県内の整備戸数は 15,561 戸であり、「少子高齢社会に対応した住まいづくり」など８つの整備方針と３つの整備手法（①多様な供給方式による早期整備：直接建設・買い取り・借り上げを地域の実情に合わせ活用、②県による市町村支援：約 2,700 戸、③民間事業者等と連携した整備：提案募集型の整備手法の活用やモデル的事業の展開）により、住宅の整備を推進している。

宮城県

災害公営住宅

土木部復興住宅整備室

星野　弘行
（都市整備局）

1　担当業務の概要

災害公営住宅の整備にあたっては、配慮すべき基本的な考え方と備えるべき基本的な性能を示した「宮城県災害公営住宅整備指針（ガイドライン）」、「宮城県災害公営住宅設計標準」などに基づき事業を推進しており、間取りなどの具体的な設計図書は、市町村・地区の実情に合せている。

担当した南三陸町には、宮城県で受託整備する３地区（伊里前地区、戸倉地区、志津川地区西団地）以外にも、ＵＲ都市機構などで整備する災害公営住宅の計画があり、これらの建設過程では、入居希望者や維持管理の容易性に対する意見を反映しながら整備している。

派遣先での業務は、チームリーダーとして、「施工を担当する（宮城県）監督員・工事受注者」と「南三陸町内で整備する災害公営住宅の仕様の統一を図りたい南三陸町担当者」との設計・施工上の調整役を担っていた。

また、３地区ともに造成中の現場内で整備を行っており、造成関係者と災害公営住宅工事受注者との工事間調整を行う必要があった。

以下、３地区の整備概要である。

地区名	構　造	階　数 住宅形式	棟　数	戸　数	工　期
伊里前地区中学校上団地	鉄筋コンクリート造	3・4階建て 集合住宅	2棟	50戸	平成26年9月19日～ 平成28年1月15日まで
戸倉地区戸倉団地	鉄筋コンクリート造	3階建て 集合住宅	3棟	70戸	平成26年9月19日～ 平成28年1月29日まで
志津川地区西団地東工区	鉄筋コンクリート造	3・4階建て 集合住宅	2棟	50戸	平成27年6月16日～ 平成28年9月30日まで
志津川地区西団地西工区	鉄筋コンクリート造	3階建て 集合住宅	1棟	50戸	平成27年9月4日　～ 平成28年12月14日まで

上記以外に、集会所（木造）、自転車置場、ゴミ置場などを整備

2　派遣になって（印象的なエピソード）

(1) 開発規模の大きさ

東日本大震災・巨大津波による未曽有の被害を受けた南三陸町の基本的な土地利用方針は、「住まいは高台に」であり、新たな宅地を造成するため、山を切り崩している。災害公営住宅は、この造成された宅地に整備しており、派遣されて始めて現場を見たときは、その開発規模（※４）の大きさに圧倒された。

※４　宮城県が受託している災害公営住宅を含む土地開発の規模

- 伊里前地区中学校上団地：　72,229.41平方メートル
- 戸倉地区戸倉団地：　141,234.13平方メートル
- 志津川地区西団地東工区：　62,919.65平方メートル
- 志津川地区西団地西工区：　24,340.98平方メートル

建設予定地（戸倉地区）：平成 26 年 10 月

完成した町営戸倉災害公営住宅：平成 28 年 2 月
建物の背後に見える杉山は、建設予定地の写真に写っている杉山と同じ

宅地造成を終えた志津川地区西団地東工区
：平成 27 年 7 月

志津川地区西団地東工区の完成予想図

(2) 震災から５年でやっと…

今回、私が担当する業務内容（工事監督）では、直接地域住民の方々と接する機会がなく、被災された方の生の声を聴けることがなかったが、災害公営住宅の造成地に隣接して整備された自立再建宅地で、地鎮祭が行われていた時のこと・・・

「ようやく、地鎮祭を迎えることができました。」と聞いたときは、「ようやくですね･･･よかったですね」以外の言葉が見つからず、被災されてから５年弱でやっと再建が形となってきたんだなと思うと何とも言えない気持ちであった。

3　業務において（工夫したこと）

(1) 災害公営住宅整備に対する意見の反映

南三陸町では、災害公営住宅への入居希望者や近隣の方々と町役場で、新しい住まいに関する　意見などを出し合う場として「くらしの懇談会」を平成 25 年度から開催している。この懇談会から得られた情報をもとに、家具の配置を想定しながらのスイッチ、コンセントの位置や手摺の高さなど、使い勝手を中心に、以下の手順で工事に反映した。

また、外構計画についても、維持管理の容易性を考慮しながら、施工段階で南三陸町と協議しながら整備した。

① 建築・電気・機械設備総合平面図・展開図の作成と確認
② モデルルームによる実測確認
③ 次の現場へのフィードバック（工事の進捗状況によっては、反映できないこともあり、改良項目として次の現場にフィードバックした）

入居前の見学会での話として、「(部屋が）広くて、収納が多い家だね」という意見を伝え聞けたときは、この事業に携わることができてよかったと思った。

(2) インフラ整備の進捗

担当したどの現場も、広大な造成現場で最初に建築工事が始まるのは災害公営住宅などの公共施設であり、その周辺では、自立再建宅地などの造成や道路･ライフライン整備などの都市基盤整備が行われている。

よって、工事ヤードや搬出入ルートの確保など工事者間の様々な調整が必須であり、一般的な建築工事の進め方とは異なる状況であった。ある現場では、引渡し・入居直前までライフラインが整備されなかったため、設備機器の試験調整の日程が組めず、入居予定の遅れをかなり心配したが、試験方法を工夫するなど関係者と調整することで対応できた。

4　派遣業務を終えて（今後の都政に…）

この１年、あっという間であった。宮城県で受託整備する災害公営住宅も平成 28 年度で完了する予定であるが、必要とされる復興住宅はこれからも建設される予定であり、道路・河川やライフラインなど都市基盤整備の状況は半ばである。

また、造成地の中で完成しているのは、公営住宅や学校などの公共施設のみで、商業施設などの建設はこれからである。現場に行くたびに感じることは、もし、東京でもこれほどの規模の災害がおきたらどうなるのだろうか？その時、何ができるのだろうか？とうことであるが、その為にも様々な経験をし、もしもの時の対応方法を想像しながら、様々な状況に臨機応変に対応できる柔軟性と課題に対する調整能力を養うことが大事なのではないかと改めて感じる。

公共建築物整備

総務部　施設管理課

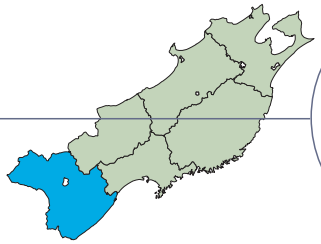

福島県

業務概要

総務部施設管理課は

・福島県庁舎及び周辺の管理及び改修の総括、合同庁舎の維持管理及び改修の総括を行う庁舎企画担当
・会議室の使用承認、職員公舎の維持管理、入退去、庁舎等維持管理業務委託の総括を行う管理担当
・県庁舎の施設設備の維持管理、県庁舎の改修、修繕を行う庁舎維持担当
・県庁本庁舎及び西庁舎の耐震改修、北庁舎及び警察本部庁舎の整備を行う整備工事担当

からなり、課長 1 人、副課長 3 人以下 21 人の課員で構成されています。

主に庁舎維持・整備担当の建築、電気、機械などの技術職と、企画・管理担当の事務職員により、県政の中枢である県庁舎関係の業務を行っています。

平成 27 年度は東京都以外にも神奈川県からも 2 名の技術職の方が派遣されていました。

福島県庁

福島県

公共建築物整備

総務部施設管理課

西岡　聡
（財務局）

1　担当業務の概要

私は施設管理課の整備工事担当に配属され、東日本大震災で影響の出た庁舎の改修工事や新たに整備される庁舎の新築工事の設計、発注、工事監督業務を行いました。ちょうど復興の計画・準備が終わり、実行段階に移行する時期でした。

主に担当したのは本庁舎と並んで建っている西庁舎（鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）/ 地上 12 階地下 2 階建　延べ面積 26,538㎡ 渡り廊下を含む）の免震化、設備長寿命化のための改修工事の設計、発注と、新しく整備される福島県警本部庁舎（鉄骨鉄筋コンクリート造 /7 階建　延べ面積 24,482.72㎡）の工事監督、同じく新たに整備される北庁舎（建築概要：S 造 7 階　延べ面積 8,033.92㎡）の情報通信網工事の設計、発注でした。

2　苦労したこと・工夫したこと

建築工事の設計、発注、工事監督業務は、派遣元である東京都の職場で行っていたことなので、感覚的には大きな支障はありませんでした。しかし、使用している積算システムであったり、起案のために準備する書類など細かいところでの違いがあり、なかなか慣れず苦労しました。最終的には派遣先の県庁職員の方の指導の下、派遣業務が終わるころにはなんとかこなせるようにはなっていました。

また、各工事が県庁敷地内もしくは周辺で行われていて、既存の各建物と新たにできる建物間の整備だけでなく、周辺の通信や電力などのインフラ関係の整備も担当していたので調整には大変苦労しました。

3　印象的なエピソード

福島県警本部庁舎の新築工事の担当を任されたのにはやりがいを感じました。東日本大震災を経験した福島県が、災害時にも警察機能を十分に発揮できるようにと計画した警察本部新庁舎の工事は、関係各者の強い思い入れを感じました。工事開始に先立ち執り行われた安全祈願祭・起工式には、県知事を始め、県議会議長、県警本部長が出席され、また各テレビ局のカメラも入り、お昼のニュースですぐに放送されるなど県内の注目度の高さが窺えました。

そのような計画の工事契約から現場スタート時の大事な時期を担当できたのは、自分のキャリアの上ですごく貴重な経験になりました。またその他の業務も含めてですが、震災以前から福島県では技術職の人数が不足しており、若手とはいえ、他都道府県からの協力はとても助かりますという言葉を頂けたのはとてもうれしかったです。

県警本部庁舎工事　安全祈願祭　(H27.10)

県警本部　完成予想図

県警本部現場　着手時 (H27.12)

県警本部現場　進捗状況 (H28.2)

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

復興に関わる建築工事ということで県庁舎の改修を担当しましたが、ただ単純に新しく建て替えるだけではなく、今後また同規模な災害が起こったとしても、十分に行政機構を維持し、速やかな対策が行えるようにと計画されているところは、防災都市を目指している東京都の事業にも活かしていけるのではと思いました。また、県警本部庁舎の建築工事は普段担当をすることのない警察組織の工事ということで、セキュリティの考え方や大規模災害にも耐えうる庁舎の設備という部分で貴重な経験になりました。

更に、県庁舎全体の大規模な修繕が行われる中、県庁職員の方々は少数ながら横と縦のコミュニケーションを密にとり、日々変化していく現場に対応していました。同じ目標を持ち仕事をしているチームとして、日ごろなかなか意識しづらい部分ではありますが、今後自分の業務に活かせればと思いました。

水道事業

環境生活部　県民くらしの安全課

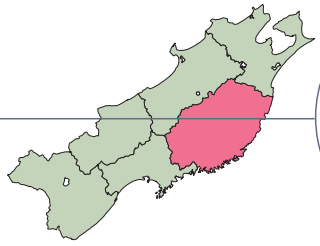

岩手県

業務概要

派遣先の岩手県環境生活部県民くらしの安全課は、食の安全安心、生活衛生、県民生活安全といった県民生活に身近な課題について県民の視点に立った、総合的な施策を推進しています。このうち、派遣職員が所属している生活衛生は、主に①生活衛生担当、②水道担当、③水道災害復旧担当の３つの担当となっており、各担当の業務概要は以下の通りです。

①生活衛生担当は、主任主査（都では、総括課長代理に相当）１名、主査（都では、課長代理に相当）１名、主事１名で構成されており、生活衛生関係営業（旅館、公衆浴場、クリーニング業、墓地･埋葬、理容師･美容師）に関する業務を担当

②水道担当は、主任１名、技師（都では、技術系の主事に相当）１名で構成されており、水道事業の認可、水道統計、水道等の水の衛生、水道に関する国庫補助事業（災害以外）等の業務を担当

③水道災害復旧担当は、東日本大震災被災市町村における水道施設整備計画に係る技術的指導、東日本大震災災害復旧事業に関する業務を担当

上記①～③の担当のうち、派遣職員は、③水道災害復旧担当に所属しており岩手県職員１名（技師）、派遣職員４名（埼玉県１名、三重県１名、東京都２名）の計５名体制で、岩手県の沿岸市町村において東日本大震災で被災した水道施設を復旧するための補助金に関する業務を行っています。

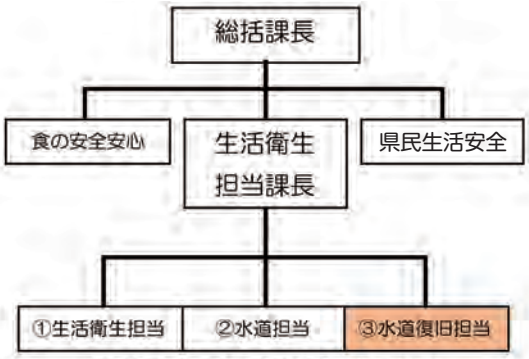

■県民くらしの安全課組織体系

岩手県環境生活部県民くらしの安全課生活衛生担当の職場状況

岩手県

水道事業

環境生活部
県民くらしの安全課　生活衛生担当

船本　悟史
（水道局）

1　担当業務の概要

私は、派遣先の岩手県で、厚生労働省が所管している「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助」に関する業務を担当しています。この国庫補助には、補助金の嵩上げ等の措置を定めて、被災した水道施設を原形復旧する「通常査定」と、東日本大震災により被害を受けた水道施設のうち、主に津波による甚大な被害を受け、復旧後のまちづくりが被災前から大幅に変わることから、原形復旧できない水道施設に対して適用される「特例査定」があります。現在、岩手県における通常査定を受けた水道施設の災害復旧は、ほぼ完了しており、主に特例査定を受けた水道施設の災害復旧を実施しています。特例査定を受けた地域では、査定後、災害復旧事業の実施は一旦保留され、被災自治体のまちづくり事業（区画整理事業等）の決定に伴い、復旧方法が確定した場所から厚生労働省と協議して、保留が解除されます。この保留解除により、被災自治体は国庫補助を受けて災害復旧事業を行っているところです。

この国庫補助における私の具体的な業務内容は、被災した水道施設の災害復旧事業について、被災自治体が厚生労働省にその事業費の補助を申請し、事業を実施するにあたっての書類作成に至るまでの指導・助言、審査、そして被災自治体が適切に申請できるように国との連絡や調整を行っています。補助を受けるには、復旧計画の協議、補助金の交付申請、復旧実績の報告、補助金の請求など様々な手続きを行わなければなりません。現在、これらの業務を岩手県内の沿岸７市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）を対象に実施しています。

	水道施設災害復旧事業	
	従来	東日本大震災
適用要綱	上水道施設災害復旧費及び簡易水道災害復旧費補助金交付要綱	東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱
補助率	1/2（給水装置、漏水調査は適用外）	・80/100 ～ 90/100 ・給水装置及び漏水調査 1/2
復旧方法	原形復旧	通常査定：原形復旧 特例査定：まちづくり事業の決定に伴い復旧方法を協議

2　業務の遂行に当たって、支障になったこと

「東京都水道局の常識は、全国の水道事業体の非常識」と派遣前に、ある上司から言われましたが、想像以上の違いに、東京都水道局での業務経験が、岩手県では十分に活かせず苦労しました。その理由は、東京都の水道事業と岩手県の沿岸市町村の水道事業では、同じ水道事業であっても大きく異なるものであったためだと考えています。東京都と津波で甚大な被害を受けた岩手県山田町を比較すると、年間給水量は、東京都 1,523,491(千 m^3) に対し、山田町は 1,582(千 m^3) で、約 960 分の 1。職員数は、東京都 3,901 名に対し、山田町は 8 名で、約 490 分の 1 です（平成 25 年度 水道統計 施設・業務編）。このため、例えば、東京都の主に区部では、広大な敷地に浄水場を整備して水道水をお客さまへお届けしていますが、岩手県の沿岸市町村では、狭い敷地にある井戸から汲んだ水に塩素を加えるだけという水道事業体もあります。このような事は一例ですが、水道事業体により施設規模の違い等があることは、知識としては知っていたものの、実際に業務を通じて現場を見ると、改めて驚かされる事が多く、非常に貴重な体験をさせていただけていると感じています。

大槌町　町方地区震災復興土地区画整理事業
（上：平成27年5月12日、下：平成27年8月27日）

3　印象的なエピソード

年度当初に、初めて岩手県沿岸の被災地を訪れた際には、津波による被害を目の当たりにし、住宅等の基礎だけが残っていて被災前の街を想像できないような状況に圧倒されたことを覚えています。このような中、被災市町村の水道事業体の職員の方々は、慢性的な職員不足、また水道工事業者側の技術者不足による度重なる入札不調の中、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などのまちづくり事業との調整を行い、水道施設の復旧に向け懸命に業務を行っています。このような方々と共に業務を行えた事は、「何とか一日でも早い復旧・復興に向かうように」という思いを抱かせられたとともに、これまで経験したことの無いやりがいを感じることができました。

また、岩手県における土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などのまちづくり事業のうち、少しずつですが復旧・復興が形になってきている場所もあります。このような場所で完成していく水道施設を見ると、非常にうれしく思います。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣で、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助に関する業務に携わり、国庫補助の仕事を初めて行うことができました。今後、東京都を含め、全国のどこかで東日本大震災のような大規模な災害が起こるかもしれません。その時、一日でも早い復旧のために今回の派遣で得た知識や経験を活かすことができると思います。

また、岩手県で業務を行うと、東京都の業務とのやり方の違いが見え、岩手県・東京都の業務方法を互いに客観的に考えることができてきています。今後、岩手県の業務について、良いと思ったことがあれば、東京都でも実践し、より良い業務に繋げたいです。

最後に、今回の派遣に関わってくださった方々に、深くお礼申し上げます。

岩手県

水道事業

環境生活部
県民くらしの安全課　生活衛生担当

山村　龍太
（水道局）

1　担当業務の概要

県民くらしの安全課 生活衛生担当は担当課長１名、主任主査１名、主査１名、主任１名、技師２名、主事１名、臨時職員１名及び私を含めた派遣職員４名（東京都２名、埼玉県１名、三重県１名）の計 12 名となっています。生活衛生担当の業務概要は県内の水道事業の認可、水道施設整備に係る国庫補助事業、飲料水の衛生、水道事業に係る事務です。私の主な業務は「水道施設災害復旧事業（特例）に係る国庫補助事業」です。水道施設災害復旧事業（特例）のおおまかな流れは以下のとおりです。

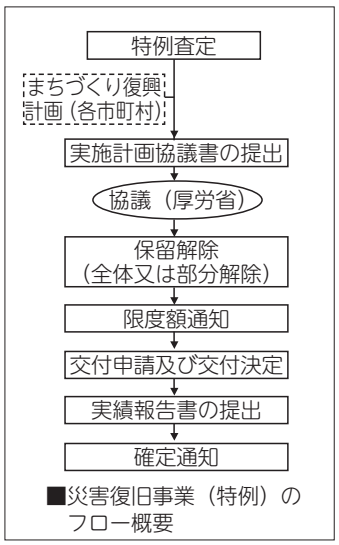

■災害復旧事業（特例）のフロー概要

①特例査定（平成 24 年度完了）

特例査定は主に沿岸部の津波浸水区域におけるもので、自治体のまちづくり復興計画が未定のため復旧方法を確定することが出来ない地域において、仮に原形復旧するものとして災害査定を行い、復旧事業の実施は保留するもの。

②実施計画協議書

自治体が策定するまちづくり復興計画を勘案し、保留されていた水道施設の災害復旧事業を実施計画協議書として水道事業者（市町村）が作成。県では、提出された実施計画協議書の内容が補助対象となっているか等の確認、技術的な支援、書類・設計内容の審査等を実施、実施計画協議書の内容が確定したら厚労省と協議。厚労省においても実施計画協議書の審査を行い、質疑等があれば県が窓口として対応。

③保留解除～確定通知

実施計画協議書提出からおおむね１ヶ月程度で国から事業の保留解除・限度額が通知。県では限度額通知から確定通知までの事務処理を行い必要の都度、水道事業者や厚労省と調整。

2　苦労したこと・工夫したこと

水道施設災害復旧事業はまず国や県、市町のまちづくり復興計画ありきで、水道は「いつまでに・ここまで」という計画が前もってできないことから、非常に難しい環境下に置かれています。このため、まちづくり復興事業を遅らせないためにも、実施計画協議から保留解除までの期間をなるべく短くすることが必要と考え、実施計画協議書の内容を充実し、誰が見ても分かりやすい協議書の作成に努めました。

業務を進めていく中で、各事業体ではまちづくり復興事業の計画・工程見直し等があり、連動して水道施設災害復旧事業でも見直しが必要となり、国や各水道事業体との調整に苦慮しました。

また、現地調査では公用車を運転して各水道事業体へ訪問するため、県庁のある盛岡市から平均して約片道２時間（約 100km）とかなり長距離の運転になるので大変疲れます。

①協議の概要：実施計画協議の内容に関連するまちづくり復興計画のスケジュールをまとめ、事業の内容や施工条件を分かりやすく表記しました。

②配水系統：水の流れ、現状の通水・未通水路線、配水幹線の系統を分かりやすく表示し、また津波浸水エリア（災害査定範囲）を地図上に表示して、協議範囲が国庫補助の対象となっていることを分かりやすくしました。

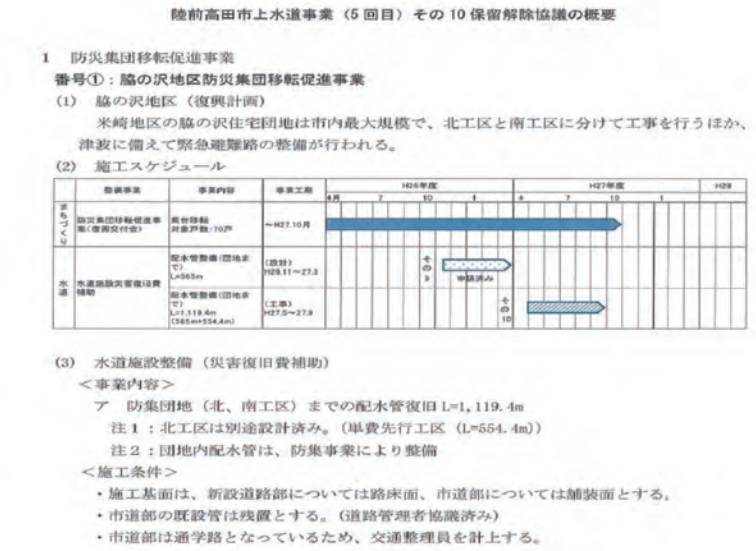

陸前高田市上水道事業（5回目）その10保留解除協議の概要

1　防災集団移転促進事業

番号①：脇の沢地区防災集団移転促進事業

（1）　脇の沢地区（復興計画）

米崎地区の脇の沢住宅団地は市内最大規模で、北工区と南工区に分けて工事を行うほか、津波に備えて緊急避難路の整備が行われる。

（2）　施工スケジュール

	整備事業	事業内容	事業工期	H26年度 4月	7	10	1	H27年度 4	7	10	1	H28
まちづくり	防災集団移転促進事業（復興交付金）	集団移転対象戸数：70戸	～H27.10月									
水道	水道施設災害復旧費補助	配水管整備（団地まで）L=565m	（設計）H26.11～27.3			その9	申請済み					
		配水管整備（団地まで）L=1,119.4m（565m+554.4m）	（工事）H27.5～27.9					その10				

（3）　水道施設整備（災害復旧費補助）

＜事業内容＞

ア　防集団地（北、南工区）までの配水管復旧 L=1,119.4m

注１：北工区は別途設計済み。（単費先行工区（L=554.4m））

注２：団地内配水管は、防集事業により整備

＜施工条件＞

・施工基面は、新設道路部については路床面、市道部については舗装面とする。

・市道部の既設管は残置とする。（道路管理者協議済み）

・市道部は通学路となっているため、交通整理員を計上する。

①協議の概要

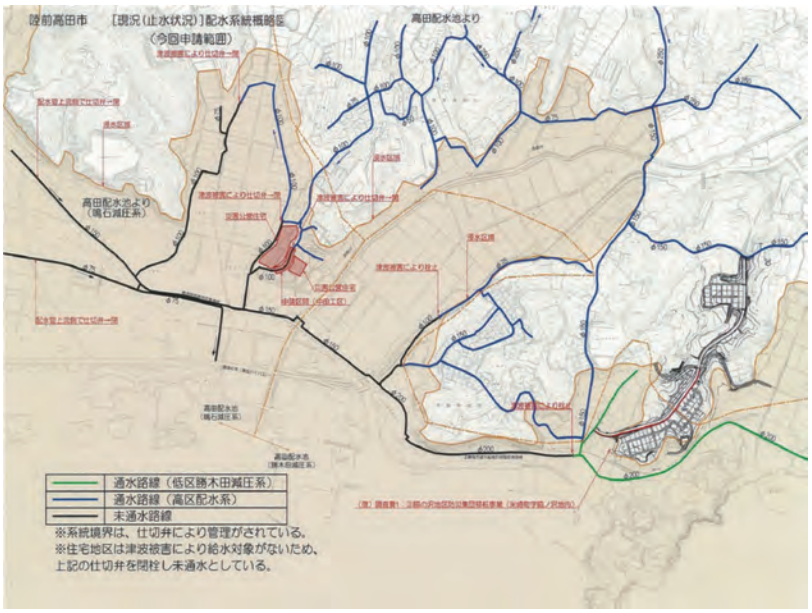

②配水系統

3　印象的なエピソード

平成27年9月に開催した復興連絡協議会（現地調査部会）では現地で厚労省、水道事業体間にて活発な意見交換ができ、お互いに課題を共通認識できたことが印象に残りました。

被災してから5年経ち、本当に終わるのだろうかと不安になっていましたが、水道施設災害復旧事業（特例）で整備を行なった一部の地区が完成し、復興が目に見えてきたことに嬉しさを感じました。また、微力ながら被災地の復興事業に携わることが出来たことが、自分にとってかけがえのない財産になったと思います。

連絡協議会の様子
（宮古市上下水道部）

現地調査の様子
（宮古市：防災集団移転促進事業、三王団地）

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

派遣先での業務は全てが目新しく大変勉強になるものでした。また災害復旧事業に携わるのも初めての機会で、災害査定から確定通知までのひと通りの事務処理を学ぶことが出来ました。東京で災害が起きたときにはこの経験が少なからず活かせると思います。

派遣期間中にお世話になった岩手県職員、他県からの派遣職員、被災市町村の職員、東京都職員の方から水道技術者、行政職員として学ぶところが多く、良い刺激を受けました。

貴重な機会を頂き、派遣を支えてくれた関係者の方々に深くお礼申し上げます。

○復興の経過写真：岩手県宮古市田老地区

田老地区では土地区画整理事業（平成 28 年１月完成予定）、防災集団移転促進事業（平成２７年１１月完成）を実施。水道施設災害復旧事業では盛土によるかさ上げ工事や高台団地造成に併せてポンプ場、配水池、送配水管、給水管を整備。平成 27 年 11 月事業しゅん工。

平成 25 年 12 月

平成 27 年２月

平成 27 年 10 月（ポンプ場）

平成 27 年 10 月（配水池）

平成 27 年 11 月（完成）

下水道事業

建設部　下水道建設課

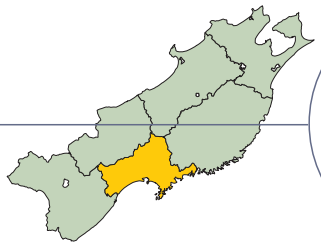

石巻市

業務概要

石巻市建設部下水道建設課は市職員９名（課長１名、課長補佐２名含）、派遣職員 16 名、任期付職員１名、事務補助員１名の合計 27 人の組織です。石巻市の公共下水道建設の業務は計画から工事設計、工事監督まで、全てこの下水道建設課が担当しており、計画グループ、建設グループの２グループ編成となっています。また、施設管理等は下水道管理課が行っています。

石巻市の公共下水道は分流式を採用しており、北上川下流及び北上川下流東部の２流域と４つの単独公共下水道の汚水、石巻市市街地に雨水計画があります。派遣者が担当した主な雨水事業は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波被害による災害復旧と、地盤沈下による災害復旧と、地盤沈下に伴い見直した雨水排水計画に基づく復興交付事業でした。

また、汚水管の災害復旧事業は、40 件の協議設計があり、建設グループが工事設計、担当監督を含めて担当し､災害復旧工事を鋭意進めている状況です。そして､工事施工に伴い発生した工事変更についても、国交省防災課との設計変更協議を同時に行っています。

本震災前の雨水整備計画は、市街地を中心とした 31 排水区の内、自然流下排水区８排水区、ポンプ排水区８排水区の 16 排水区で事業認可を受け事業を進めていました。しかし、今回の震災で広域にわたり地盤沈下が発生し、市街地でも１m程度の地盤が沈下しました。ほぼ全ての地域が外水位より低い地形となり、津波来襲時の海水などが何日も排水できない状態に陥りました。現在は、約 40 箇所の仮設ポンプを計画区域全体に設置し強制排水を行う対応をしていますが、大雨時には仮設の排水ポンプの能力不足や雨水管の未整理を原因とした浸水が発生しています。

この雨水排水の復興整備課題として、①地盤沈下による浸水被害の解消、②恒久ポンプ施設の早急な整備、③効率的な施設計画、④将来の維持管理費の低減、⑤津波襲来時の減災、を掲げた新たな雨水整備計画｢石巻市雨水排水基本計画｣を平成 26 年度に示しました。この計画では全排水区を 22 排水区に統廃合し、そのうち 21 排水区をポンプ排水区として整備する計画です。

雨水の災害復旧、復興事業として、この基本計画に基づいた災害査定の協議設計が大方完了し、工事着手を順次開始し始め、着手に向けた関係機関との調整を引き続き行っており、汚水復旧と共に復興を完了させることが急務です。

雨水整備事業は今後ピークに向かっており、特に市街地内の他復興事業との競合や各復興計画との整合性を図る調整会議が多くあり、工事説明会や住民対応等、業務内容は多岐に亘るため、引き続きの支援が必要とされています。

震災後、集中豪雨による浸水被害 H26.9.11【中里２・３丁目付近】

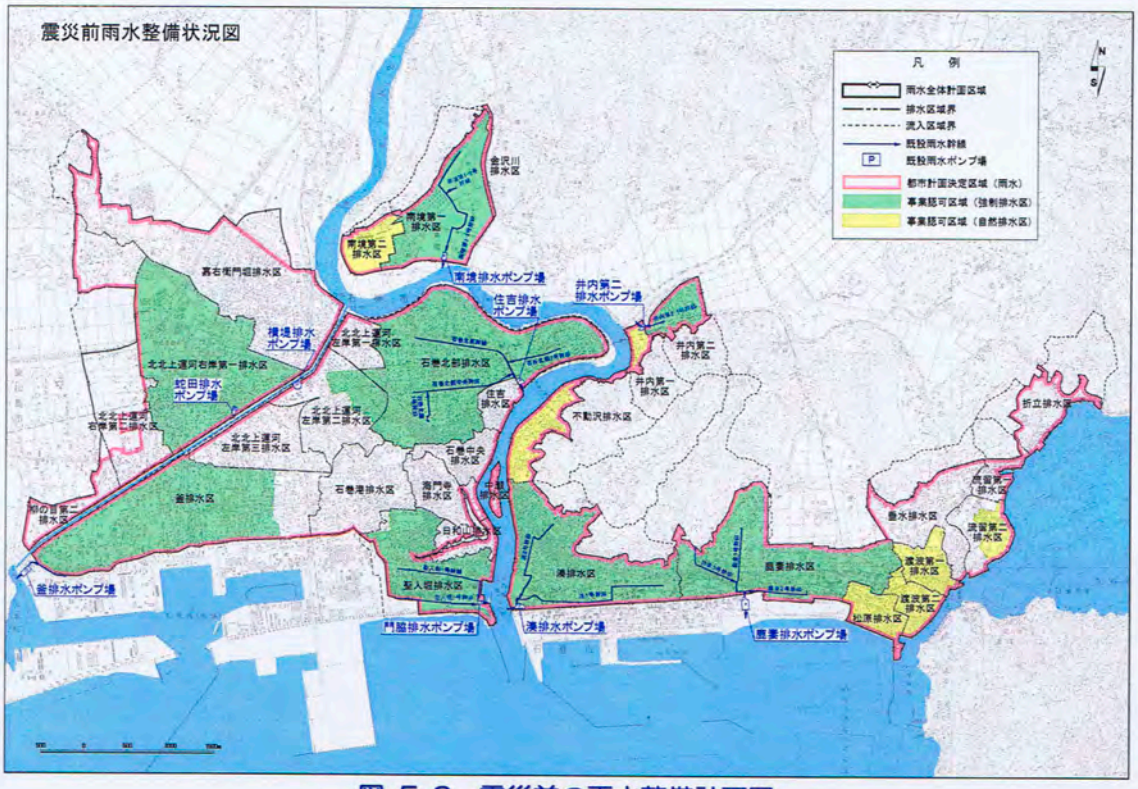

図 5-2　震災前の雨水整備計画図

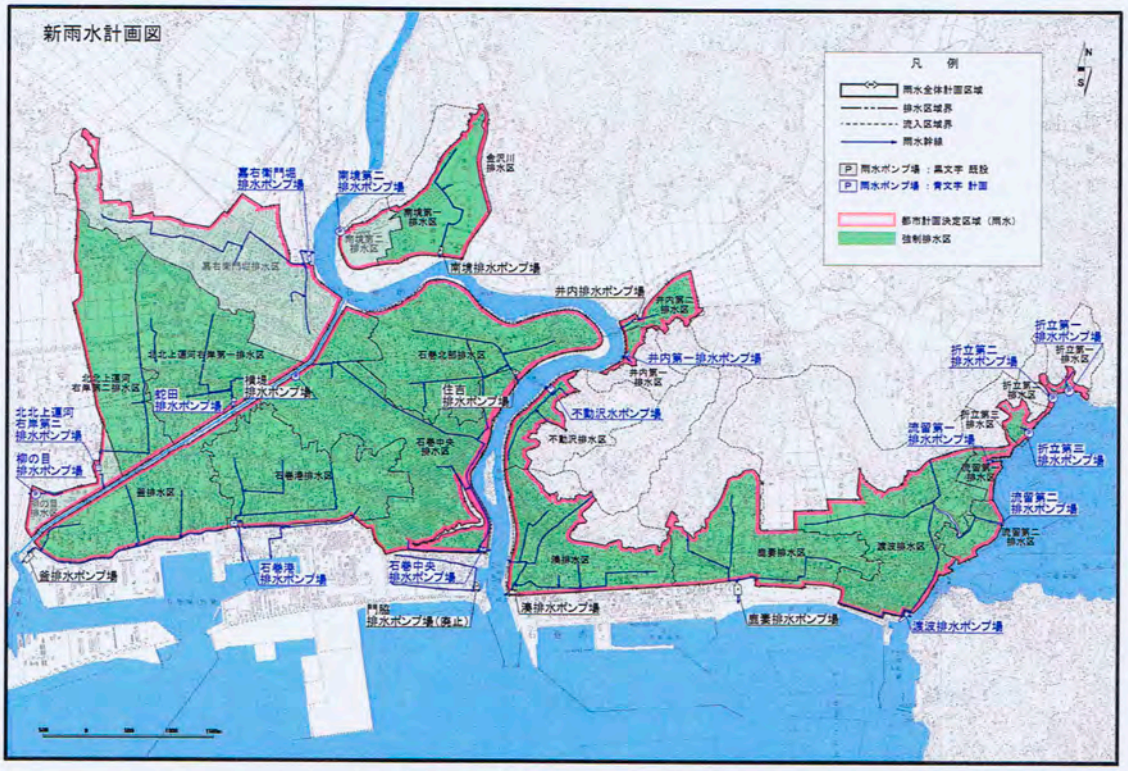

図 5-3　震災後の雨水整備計画図

石巻市

下水道事業

建設部下水道建設課
計画グループ

一杉　久彦
（下水道局）

1　担当業務の概要

石巻市の市街地は沿岸域に位置しており、津波により中心市街地を含む多くの地域が浸水し、地震の影響により広範囲に地盤沈下が発生しました。

この広範な地盤沈下は、雨水を海や河川に自然流下で排水することに不利な地形を生み、更には、津波対策としての堤防、高盛道路の整備により、これらを越水し排水させるポンプ揚水が必要になったため、石巻市は新たな下水道計画（雨水）を策定しました。

私の主な職務は、年間の予算計画、雨水ポンプ所・雨水幹線工事の設計・工事監督等で、石巻市職員、他都市の派遣職員の方々と協力しながら事業を進めています。

2　苦労したこと・工夫したこと

苦労していることは、地域の方々との会話で、派遣当初は話している言葉がよく解らなかったが、半年過ぎると、話す内容が何となく理解できるようになりました。

3　印象的なエピソード

特にやりがいを感じていることは、これまでの経験や知識、上司や先輩方に教わってきたことを活かしながら仕事ができることと、自分が歯車の一つとなって「復興事業を進めている」、「貢献している」という実感が持てることです。

震災から４年が経過しました。東京では、復興に関するニュースが放送される日が少なくなったと聞いていますが、東北３県では、未だに復興に関するニュースが毎日放送されています。東京の同僚達に石巻地域を案内した際、同僚達も「まだ震災の爪痕が残っているし、復興はまだ道半ばだね」と、自分と同じように感じていたのが印象に残っています。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

地域の方々との会話の中で、震災当時の話を聞かせていただくことがあります。未曾有の震災を経験された方々の話を聞き、改めて復興を早く進め、安全・安心に暮らせるようにしなければと思うと同時に、ポジティブに仕事を進めていきたいと思うよう様になりました。

一方、石巻市職員、他都市からの派遣職員との人脈ができ、仕事を通じて東京都との考え方や進め方の相違や得られた情報は、私自身の勉強にもなり見識が非常に深まりました。

新門脇地区土地区画整理事業地内での下水道雨水災害復旧事業　【高盛土造成箇所：下水道雨水管敷設状況】

石巻市

下水道事業

建設部下水道建設課
建設グループ

郡川　雄輔
（下水道局）

1　担当業務の概要

建設部下水道建設課は、汚水管災害復旧工事の設計・監督を主とする建設グループと、雨水整備関連の計画を行う計画グループとに分かれており、私は建設グループに所属し、監督員として受注者への指導や他企業との調整、工事に関する住民からの苦情対応、設計変更等を担当しました。また、災害復旧工事は国費で施工しているため、金額や内容が当初査定時と大きく変更となる場合（重要変更）は国との協議を行いました。

石巻市では、震災後に国の災害査定を受けましたが、査定時に施工実施を保留された案件が多く存在していました。これらの案件に対し､復旧方針と施工内容について国から許可を貰うための手続き（保留解除）を行い、解除された案件から発注をかけて災害復旧工事を進めてきました。

私が着任した時には汚水管渠に関する保留解除は終わっており、順次発注をかけて工事を進めている状況で、施工中の工事は 40 件となっていました。この 40 件を建設グループ総勢 15 人で分担し、自分は災害復旧工事 2 件とポンプ場からの放流管渠築造工事 1 件の計 3 件の担当監督員となりました。
また、前年度までの工事で施工できなかった箇所について設計を行い、発注してその工事の監督も行いました。

被災した汚水管をそのまま放置しておくと、各家庭からの排水が流れきらず、その結果マンホールから溢れ出てしまったりトイレや流し台等から逆流してくる事もあり得ます。そうなると公衆衛生面でも問題となり、伝染病等のリスクも高まります。その為、早期に施工できない箇所については、定期的に汚水の汲み取り処理等を行っています。

今年度施工していた災害復旧工事の内、全て終わりきった工事はほとんどなく、多くは舗装を残したり一部の下水本管の施工に取り掛かれずに打ち切る形となります。こうした形で残った部分は、次年度に新規工事として再度発注をかけて対応していく形となります。

2　苦労したこと・工夫したこと

初めて来た場所という事で、土地勘が全くなかった為に赴任当初は工事の施工場所が全く分からず、住民から苦情がきた際にも、どこかわからず対応に時間を要してしまう事がほとんどでした。また、場所によっては訛りがすごく、何を主張されているのかすら聞きとる事が出来ない事も少なくありませんでした。

そのため、赴任当時は積極的に現場に出て土地勘を養う事を心がけました。その際、必ず石巻市のプロパー職員と行動する様にし、住民との会話等を聞く機会を増やすと共に聞き取れなかった言葉は、後でプロパー職員に教えて貰いました。

事務手続き面では、都に比べて規模が小さい為、組織が細分化されていない事から、都では部署が分かれて行っている業務を一人でこなす事も数多くありました。その為、最初の内は自分がどのステップの手続きを行っているのかわからなくなり、戸惑ってばかりいました。そういった時は、プロパー職員だけでなく他の自治体から来ている派遣職員に相談し、少しずつ自分の視野を広げる様に努めました。

工事の監督面では、都内の町中での施工はほとんどなく環境が全く違うことから、自分がこれまで当たり前だと思っていた施工方法やルールがこちらでは通用しない事が非常にたくさんありました。また、施工業者の技術力もそこまで高くなく、こちらの要求に応えられるケースの方が少ない状況でした。そこで、こちらに合わせられる点と譲れない点を分け、自分なりにアレンジして施工会社と向き合う様に努めました。

＜都内であまり見られない工法例＞

建込み式簡易土留め

ウェルポイント工法による地下水低下工

＜被災した下水管（汚水管）の影響＞

流れ切れない汚水がマンホールから溢れ出ている模様

3　印象的なエピソード

私が赴任した平成27年4月時点で、被災してから丸4年が経過していましたが、未だに復旧工事が終わっていなかった事にまず驚きましたが、震災直後のガレキが山積みとなったままであった場所がありそれを見て愕然としました。都下水からの派遣とはいえ、経験年数はまだ4年である自分が、下水というフィールドで自分の色を出し、復興のスピードを加速させる事がはたして出来るのかと不安に感じていました。そんな焦りと不安からか、自分が担当した災害復旧工事の現場代理人さん達は、赴任当初は自分の事を「怖い」とか「厳しい」という印象を持っていたみたいでしたが、一緒に工事を進めていく内に腹を割って本音で話せる様になり、最終的には「是非来年も残って引き続き面倒みて下さい」とまで言ってくれた事が非常に嬉しかったです。

また、住民対応で現場に出た際に、自分が東京都下水道局の作業服を着ていたら、「遠くからわざわざありがとうございます」と感謝された事も印象に残っています。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

被災地に実際に来て、当時の状況を知る方々から、メディアには出ていない話を知る事ができ、非常に貴重な経験となりました。防災に対する認識が、外部からの見方と実際に被災した場所での見方に大きな差異がある事もよくわかりました。どんな時も「まずは現場がある」という事を再認識できました。この考え方を忘れず、都でも「まずは現場」という意識で仕事をしていきたいと思います。

農地・農業用施設

仙台地方振興事務所
農業農村整備部

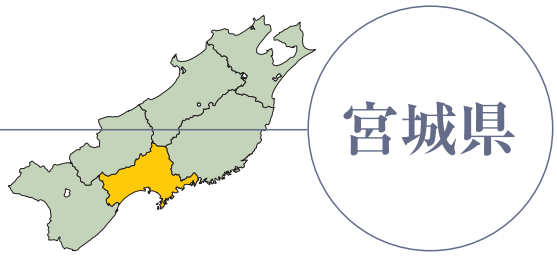

業務概要

派遣先の宮城県仙台地方振興事務所農業農村整備部では、仙台市をはじめとした５市８町１村（仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、冨谷町、大衡村）を所管し、主に農地及び農業用施設災害復旧事業・東日本大震災復興交付金事業による復興事業を実施している。

組織は一部５班体制で、一つの班は複数のチームを形成し膨大な事業を遂行している。平成２７年度の職員数は 92 人、うち自治法派遣職員は 36 人で全国から応援体制が組まれている。

宮城県

農地・農業用施設

仙台地方振興事務所
農業農村整備部

川合　善雄
（産業労働局）

1　担当業務の概要

在籍した農地整備第２班第１チームでは、東日本大震災に伴う農地及び農業用施設災害復旧事業、東日本大震災復興交付金事業の業務を行っていた。第１チームは仙台市の南に位置する岩沼市を中心とした「岩沼地区」を担当した。以下に、担当した業務の概要を示す。

岩沼地区

農山漁村復興基盤総合整備事業の「岩沼地区」において，平成２５年１２月１７日に当該事業としては県内で初めて起工式を開催しました。

岩沼地区では，単なる原形復旧に留まらず，1haの大区画化など農地整備を実施することにより「岩沼市震災復興計画」の実現に向け，競争力のある低コスト土地利用型農業を目指します。

地区の概要

○所在地	岩沼市，名取市
○事業主体	宮城県
○関係土地改良区	名取土地改良区
○地区面積	約７７０ｈａ

岩沼市寺島の災害復旧状況

カントリーエレベーター竣工（H25.12）

担当地区工事：左・施工中

中央・引き渡し直後

右・収穫期

私の主な担当業務は災害復旧工事及び区画整理工事を行った圃場に、水はけ等の水管理を容易にするための、排水器を設置する暗渠排水工事の施工管理業務であった。この工事は、前年から繰越したもので、契約変更、完成検査を行い、耕作者へ農地の引き渡しを行った。また、震災により地盤沈下が起こった箇所では、暗渠排水管を設置することで、塩害を引き起こす可能性があったため、地下水溝を設け、毎月地下水の塩分濃度の測定を行い、塩害防止の管理を行った。

暗渠排水工事現場立会状況

2　苦労したこと・工夫したこと

●苦労したこと

・工事積算システムや庶務事務システムなどシステム関連が東京都と違うため、派遣当初は使い方に悩まされた。しかし、派遣期間の途中に研修があり、研修資料片手にプロパー職員の指導の元、徐々にできるようになった。また、事務システムでは、特に班の予算管理を共通のエクセルファイルで管理していることに、驚き、操作に慎重を期した。

・担当の業務に、岩沼地区の農地復旧工事が完了した工区で、災害計画変更が未処理のものの処理手続きがあった。計画変更を行うための資料には、被災状況の調査写真等が必要であったが、資料作成当初、どこに工事書類があるか把握されておらず、資料作成に苦労した。

●工夫したこと

・農地整備第２班第１チームはプロパー４人、鳥取県派遣３人、神奈川県派遣１人、宮城県農業振興公社派遣１人、東京都派遣１人の１０人のチームであった。先にもふれたが、宮城県では独自のシステムを使う必要があるのだが、派遣職員が事ある毎にプロパー職員に質問していたらプロパー職員が多大な時間を要してしまう。そのため、出来る限り派遣職員同士がお互いに教え合って情報を共有した。

3　印象的なエピソード

・宮城県の派遣者研修時に、研修担当のプロパー職員が話した被災体験の中で、今でも急な震災に対応できるように、車のガソリンは半分以下にはしないとのことだった。派遣されたときには、震災から４年が経ち仙台市はほぼ復旧が完了し、仙台市の中心部では震災を感じることがほぼなかった。そのため、プロパー職員の話は、被災地の方が個人個人で震災を経験し、その経験の上で地震対策を立てていることが被災されたことを感じさせる一件であった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

・チーム内の情報共有

所属したチームでは、事務の進行上でも、チームの人間関係上でも、情報共有が徹底されていたと思った。例えば、工事書類が業者から提出された場合、担当監督員・主任監督員・総括監督員と決裁を得ると共に、班員全員にも回覧していた。意識して行っていたかは不明だが、派遣メンバーが多く、宮城県の手法が分からない中では、回覧された資料によりお互いが内容を話し合えて良かった。また、工事の進捗等、普段から気軽に聞ける雰囲気であったためか、各自の業務上の問題が早く分かり、すぐに対応することができたと思う。お互いに気軽に話し合えるような雰囲気をつくることや、周りと協調し業務を行うことは、東京都に戻ったあとも意識して実践したいと強く思った。

在籍中は、宮城県プロパー職員、他県からの派遣職員、同時期に宮城県に派遣された東京都職員の方々には、公私共々、様々なご指導、ご協力を頂きましてありがとうございました。

治山事業

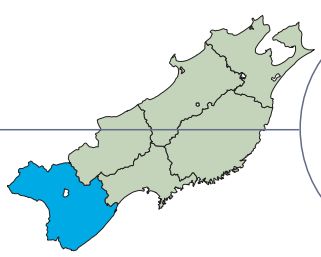

福島県

農林水産部
森林林業総室　森林保全課

業務概要

福島県農林水産部の森林部門は、５つの課から構成され、東日本大震災の復興を目的として派遣される森林保全課は、保安林担当、治山担当、緑化担当、全国植樹祭準備担当の４つの担当に分かれており、課長を含め総勢 25 名が在籍しています。

その中で業務を担当する治山については、６名で構成され、主任主査（係長）を筆頭に福島県民の生命と財産を護るため毎日色々な汗を流しています。

ちなみに、福島県へ派遣されている都道府県職員 15 名の内訳は、14 名が南相馬市にある相双農林事務所へ配属となっており、１名が森林保全課、いわゆる本庁勤務となっています。

福島県

治山事業

農林水産部
森林林業総室森林保全課

桑原　顕久
（産業労働局）

1　担当業務の概要

東日本大震災の復興を目的として派遣された職員が担当する業務は、治山事業のうち、海岸防災林造成事業を受け持つこととなっています。

被害を受けた海岸防災林を再生するとともに、より防災林の機能を充実させるため、「福島県の海岸防災林の再生に向けたガイドライン」が策定されており、それを基に被災した防災林の復興を目指しています。

『海岸防災林は、潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有しており、農地や居住地を災害から守るなど地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている。

特に、こうした機能を高度に発揮する森林は、防風保安林、潮害防備保安林に指定され、また、これらのうちには、風致保安林や保険保安林等に指定され、美しい景観を維持しているものがある。

このように、海岸防災林は地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしてきており、古くから地域住民により造成・維持管理されてきているなど歴史的な経緯や地域社会と密接な関わりがある。

今回の津波被害では、甚大な被害を受けた海岸防災林も多いが、津波エネルギーの減衰や漂流物を補足するなど一定の効果があった。

特に、いわき市新舞子では、７ｍを超える津波に襲われたが、林帯により車等を補足し、林帯の背後の農地への流入を防いだ例が確認されている。

海岸防災林は、こうした重要な役割を担っていることから、背後地の土地利用状況など地域の実情等を踏まえ、防災機能発揮による住民生活の安定、憩いの場の提供などを通じた地域の早期復興と将来の津波等被害の軽減に資することを目的に再生を図るものとする。』（福島県の海岸防災林の再生に向けたガイドラインより）

2　苦労したこと・工夫したこと

平成 23 年の東日本大震災により被害を受けた海岸防災林を、平成 32 年度完了を目標に、事業を進めるため、まず事業用地を取得するところから始まりました。

通常での治山工事の場合、事業用地は、いわゆる承諾書により土地所有者より了解を得て工事を実施する手法がとられています。

しかし、東日本大震災により被災した防災林整備事業の場合は、用地を県又は、市町（防災集団移転促進事業）が取得し、工事を実施するという、従来にない手法により事業を実施しています。

被害調査の結果に基づき学識経験者による有識者会議が実施され、林帯幅（林の厚み）200 ｍが必要であると結論が出され、従来の海岸防災林から大幅に用地が必要となりました。

ところが、行政が事業において土地を取得する際に多く使用される「土地収用法」について見てみると、第３条に「森林法に基づく保安施設事業（いわゆる治山事業）には、適用しない」とされており、その整理から始まった事業で、前任者が要綱・要領を作成し用地の取得が本格的に始まったところでした。

赴任後、始めの３ヶ月で土地収用法の研修等（用地研修は２回あり、延べ 10 日間程度）を利用し、土

地や財産の考え方を学び、そのまま現場から上がる個別の問題案件について、整理・回答や要項、要領の改定等を実施するとともに、期限内の完了を目指し用地を取得するため、スケジュールの管理を実施し、工事の進捗をあげるため、工程会議を実施して現状の課題を解決すべく奔走しました。

3　印象的なエピソード

忙しいなか、職場内の明るい人柄と温かさにとても助けられ、温泉、観光といった旅行やフットサル、スキーといったアクティブな事を企画して頂いき、楽しい時間を過ごさせて頂きました。

また、現場を巡ると着々と工事が進んでいるのがよく解り、復興へ向けて進んでいる事業のお手伝いが出来る喜びを感じることが出来ました。

被災前の状況

被災直後の状況

現在の状況

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

福島県職員も被害者ですが、決して下を向いていません。必ず復興を成し遂げて福島県を立て直すという決意と覚悟を持って仕事と生活を送っています。この強い気持ちと明るい人柄を学び、今後の都政人生に反映させ、職場を明るく前向きにするとともに、人生を明るく豊かに過ごせるよう努力したいと感じた１年間でした。

最後になりましたが、お世話になった福島県の皆様に感謝と１日も早い復興をお祈り申し上げます。

復興計画等

復興局　復興推進課

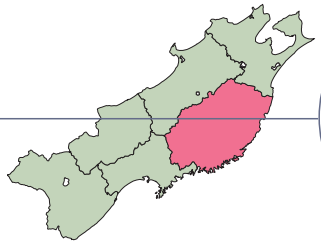

岩手県

業務概要

(1)　局の概要

復興局では、「基盤復興期間（平成 23 年度～平成 25 年度)」の取組成果を土台とし、被災者一人ひとりが安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な社会構築を目指す「本格復興期間（平成 26 年度～平成 28 年度)」の取組を強力に推進している。具体的には、被災者や事業者の復興実感や、大震災の記憶の風化防止、多様な主体との協働を重視しつつ、施策の見直しや国等関連機関への働きかけをしながら、復興実施計画に基づく事業や復興特別区域法を活用した取組を着実かつ効果的に進めている。

○ 岩手県東日本大震災津波復興計画

○ 復興局の組織図

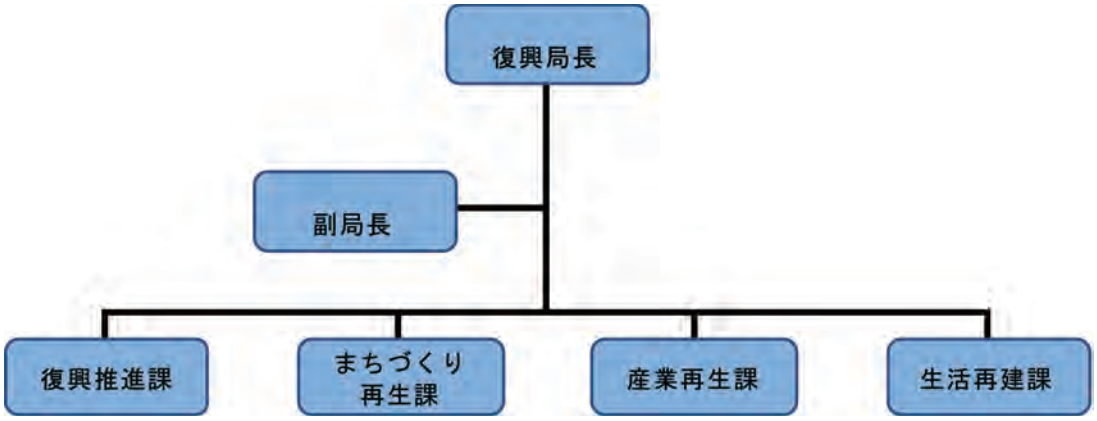

○ 各課の業務内容

組　織	業務内容
復興推進課	岩手県東日本大震災津波復興計画の進行管理、復興交付金に関する国及び市町村との調整、復興に関する広報及び県民運動
まちづくり再生課	被災地におけるまちづくりに関する企画及び調整
産業再生課	ものづくり産業、観光産業等の復興に関する企画及び調整
生活再建課	被災者の生活再建支援、「被災者相談支援センター」の運営、県内外の避難者支援

○ 配置人員

所 属	岩手県	応援職員	臨時職員	計
復興推進課	16名	5名	3名	24名
まちづくり再生課	6名	0名	1名	7名
産業再生課	6名	1名	2名	9名
生活再建課	10名	3名	3名	16名
計	38名	9名	9名	56名

※局長及び副局長は復興推進課に含む。

※応援職員は、都道府県（東京都、千葉県、富山県、福井県）及び民間企業の職員

(2) 課の概要

復興推進課は、管理担当、推進担当、協働担当に分かれ、それぞれの業務内容は下表のとおりである。

	業務内容
管理担当 管理担当課長　1 課員　4	・局内の庶務、予算、議会、組織・人事 ・復興推進本部会議（知事をトップとする庁内会議）の運営 ・いわての学び希望基金　等
推進担当 推進協働担当課長　1 課員　6（うち他県3）	・復興実施計画の進行管理 ・復興推進計画（復興特区） ・三陸創造プロジェクトの推進　等
推進担当 課員　5 （うち他県1、民間1）	・復興フォーラムや「いわて復興未来塾」の開催 ・関係団体等との意見交換 ・震災関連資料の収集、活用等　等

岩手県庁（平成28年2月）

復興局の執務室（平成28年2月）

岩手県

復興計画等

復興局復興推進課

吉成　恵子
（総務局）

1　担当業務の概要

私の配属部署は、復興局復興推進課推進担当であり、主な担当業務は次のとおりである。

(1)　**復興交付金効果促進事業の申請の取りまとめ及び庁内各部局支援**

復興交付金制度は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを国が支援する制度である。基幹事業（5省庁40のハード事業）と、効果促進事業（基幹事業の関連事業）に分かれている。県が実施する効果促進事業の国への申請が認められるよう、庁内各部局の取りまとめを行っていた。

(2)　**岩手県東日本大震災津波復興委員会の運営**

岩手県では、東日本大震災津波からの復興に向けて、県内の各分野の有識者を集めて「東日本大震災津波復興委員会」を設置し、復興に向けた様々な提言を頂戴している。知事以下庁内関係者及び委員との連絡調整等、委員会の運営に係る業務全般を担当していた。

(3)　**復興関係調査（復興意識調査、復興ウォッチャー調査）の取りまとめ**

復興計画の進行管理のツールとして、県では「復興に関する意識調査」、「いわて復興ウォッチャー調査」等の調査を行っている。これらの調査は、被災者の状況、復興に関する意識等を把握することで、計画の実効性を高め、長期にわたる復興に向けた取組の着実な推進を図るもので、これらの調査の取りまとめを行っていた。

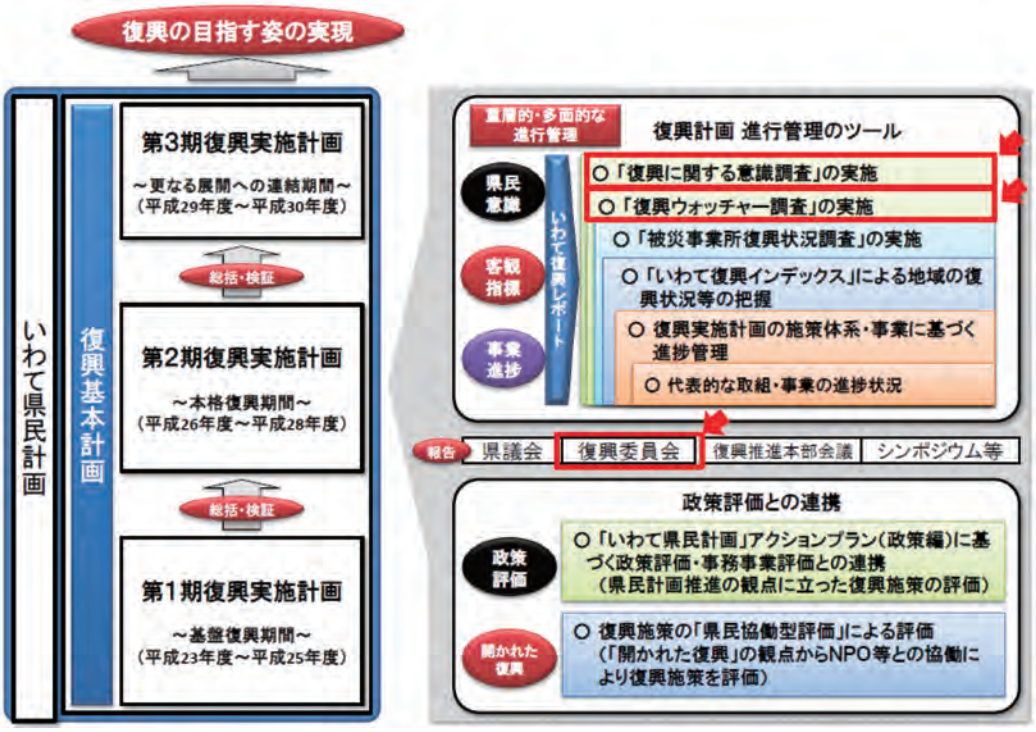

2　苦労したこと・工夫したこと

復興事業に関する知識・経験がないうえに、震災後これまでの経緯等がわからないこと、さらにハード系の業務に携わった経験もなかったため、復興交付金の申請等で所管課から提出される各事業の内容を理解することに苦労した。また、東京都との仕事の進め方や文化の違い、土地勘のなさ等にも年度当初は苦労や戸惑いを感じた。

しかし、自ら努力するのはもちろんだが、何より関係者の方々の助けのおかげで、業務や環境に慣れることができたと感謝している。

3　印象的なエピソード

担当業務では、直接、沿岸地域を訪れる機会や被災者の方と接する機会は少なかったが、「復興に関する意識調査」や「いわて復興ウォッチャー調査」を通して被災者の方々の思いに触れたことは大変印象的であった。特に、「いわて復興ウォッチャー調査」は、自由記述が主体であるため、調査対象者一人ひとりの生の声を聞くことができた。現在、各復興事業はピークを迎えており、復興に向けた歩みは着実に進んでいる。しかし、未だ多くの方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている等、復興が道半ばであることも確かだ。そういった状況や切実な思いが調査票から伝わり、微力であったとしても私たち派遣職員も自分たちにできることをしなければならないと、身が引き締まる思いであった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

○住民目線での業務

県全体に大きな影響を与えた東日本大震災津波からの復興事業に対する県民の関心は非常に高く、県民一人ひとりが復興に関して様々な考えや思いを持っている。また、知事等をはじめ県も、事業実施に際し、県民の意識や考えに注意を払っている印象をうけた。復興業務の重みを感じるとともに、今後の職場においても、常に都民の声に耳を傾けながら、業務を進めることの重要性を改めて感じた。

○地方の実情

都市と地方を比較した議論が行われることが多いが、実際に岩手県で生活し、県庁で仕事をすることで、東京と岩手のそれぞれが抱える問題の違いやそれぞれの良さ等を実感できた。都職員としては、大都市である東京の実情に合わせた施策を検討・実行していかなければならない。しかし、それだけではなく、地方の実情も視野にいれ、大都市以外の目線でも地方自治を捉えることで、都市と地方が共に栄え、高め合える関係の構築につながるのではないかと思う。

事務局をつとめる復興委員会の様子（平成 27 年７月）

復興交付金により作成された復興記録冊子

岩手県

復興計画等

復興局復興推進課

石川　雅嗣
（都市整備局）

1　担当業務の概要

私は、平成 26 年度から二年間、岩手県に派遣されました。一年目は、復興局生活再建課でみなし仮設住宅に関する業務を行い、二年目である今年度は、復興局復興推進課推進担当に配属されました。

推進担当は、担当課長、６名の一般職員（都道府県派遣職員３名）と臨時職員が１名からなり、私が担当した主な業務は次のとおりです。

（1）総合企画専門委員会の運営

復興は、津波防災を主としながらも産業や県民生活全般にわたる総合的な視点から検討を行う必要があります。そのため、岩手県では、東日本大震災津波復興委員会を発災後の早い段階から設置し、さらに、その下に、復興に関する専門的な知識を持つ有識者からなる総合企画専門委員会を設置して、検討を行っています。私は、総合企画専門委員会の事務局として、委員との連絡調整、委員会及び現地調査の運営を行いました。

（2）復興レポートの作成

岩手県東日本大震災津波復興計画に基づき策定した第２期復興実施計画期間のうち、平成 26 年度における県などが実施した事業の進捗状況を報告するとともに、統計データや調査結果等に基づく復興の現状と課題、今後の方向性を明らかにするための報告書（「いわて復興レポート 2015」）を作成しました。

2　苦労したこと・工夫したこと

推進担当は、復興事業に関する企画部門であり、庁内関係部局との調整が主なものでした。企画部門という性格上、復興局長や幹部への説明や指示を仰ぐことが多く、多忙な合間を縫っての説明が求められ、資料の簡素化、説明時間の短縮に苦労しました。

また、総合企画専門委員会の現地調査では、コミュニティの形成など復興に関する課題解決の知見を得るための調査候補先の選定、相手方への調整といった業務を行いました。これらの業務は初めての経験でしたが、関係者の方々の協力を得ながら、無事に終了してホッとしたことを覚えています。

3　印象的なエピソード

平成 27 年５月、復興庁は、５年間としていた東日本大震災の集中復興期間が終わることを受け、平成 28 年度以降の復興事業の財源について、被災自治体に対して、費用の一部負担を求める方針を発表しました。

岩手県及び被災市町村は、財政基盤が脆弱であることから国に対して、復興の着実な推進に向け、国費による充実した支援と復興財源を確保するよう要望を行いました。

この復興事業の財源に関する方針について、国、県、市町村が協議を進める中、私がいる復興推進課が県の窓口として調整を担当しました。その過程で、小泉進次郎復興大臣政務官、達増達也岩手県知事及び被災市町村長が出席する「復興・創生期間の復興事業のあり方に関する意見交換会」の事務局として同席しました。

協議の結果、岩手県と被災市町村は、苦渋の決断として、地元負担（県と市町村で 90 億円程度）を受け入れることになりましたが、国に対しての要望や知事や政務官が参加する意見交換会に立ち会い、達増知事や小泉政務官の発言を直接聞くことができたことは、貴重な体験となりました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手県復興局は、岩手県職員、東京都や千葉県などの都道府県職員、民間企業から派遣されている職員が集まっています。その中で、様々な仕事のやり方や考え方を学ぶことができ、そしてチームで業務に取り組んでいくことの重要性を改めて感じました。二年間に及ぶ復興局での経験は、私にとって大きな財産となりました。

今後、災害や大規模なプロジェクトを推進していくときは、地方自治体間の連携が必要となるはずです。その機会が訪れた時には、岩手県への派遣を通じて得ることのできた経験や人脈を活用していきたいと考えています。

最後に、東日本大震災から約５年が経過しますが、復興が完遂するまでには時間を要することを国民全体が理解し、引き続き関心を寄せ、支援を続けて欲しいと思います。

そして、被災された一人ひとりが安心して生活できる日が１日でも早く訪れることを願っています。

復興・創生期間の復興事業のあり方に関する
意見交換会（H27.6.8）

第 15 回総合企画専門委員会（H27.7.9）

復興計画等

企画調整部避難地域復興局
避難地域復興課

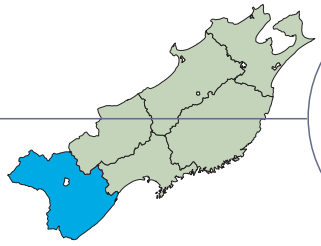

福島県

業務概要

避難地域復興局は東日本大震災後に新設され、今年度で４年目の部署である。避難地域復興局は東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い政府により避難指示が出されている市町村の復興推進や避難者の生活再建支援、長期避難者等の生活拠点、原子力損害賠償請求等に係る部署である。避難地域市町村の復興や帰還支援、県内外の避難者の支援、原子力損害賠償等に関する各種施策をより一体的に推進していくため、従来の避難地域復興課と生活拠点課の２課に生活環境部から避難者支援課と原子力損害対策課が統合され、平成 27 年４月より４課体制となった。

（各課の主な業務）

・避難地域復興課：局総括、避難市町村との連絡調整、避難市町村の復旧・復興や帰還支援に係る総合調整、避難市町村との連絡調整
・避難者支援課：東日本大震災による避難者支援に関する施策の総合企画及び調整、災害救助法に基づく費用支弁、被災者生活再建支援制度
・生活拠点課：長期避難者等の生活拠点に係る総合調整、生活拠点整備に係る市町村との協議や用地選定及び交付金申請
・原子力損害対策課：福島県原子力損害対策協議会や原子力損害賠償紛争審査会に関すること

避難地域復興課の組織体制としては、課長、総括主幹、主幹（以上が管理職）の下に支援担当（主任主査１名、主査３名、主事１名）、調整担当（主任主査１名、主査３名、主事１名）、帰還支援担当（主任主査１名、主査１名、主事２名）の３ラインで構成されている。さらに、本庁との連絡調整を緊密にすることを目的として、避難市町村には管理職（主幹や副課長）が「駐在職員」として配置されている。

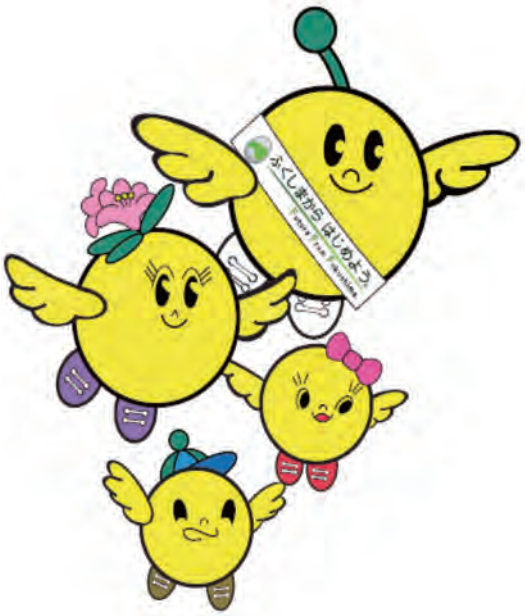

福島県

復興計画等

企画調整部避難地域復興局
避難地域復興課

大越　隆博
（総務局）

1　担当業務の概要

避難地域復興課の調整担当ラインで私が従事していた業務は以下のとおりである。

(1)　避難地域の将来像に関する業務

原発事故に伴い避難指示が出されている避難地域に関する将来像に係る有識者検討会（平成26年12月に立ち上がり、平成27年7月末まで全9回開催）について、県側の窓口として復興庁（国）と会議資料の調整や会議概要の作成等を行った。

また、7月末にとりまとめられた避難地域の将来像の提言内容を実現していくためのフォローアップ会議に関して、県側の窓口として復興庁と会議資料の調整や会議概要の作成等を行った。

(2)　市町村訪問協議業務

避難地域のひとつで全村避難している葛尾村の復興に関して、避難指示解除の要件である、医療、介護、営農再開や生業づくり等の各分野における帰還環境と生活環境の整備に係る復興庁と県と村との協議に出席し、会議概要や資料等を作成した。

(3)　福島県復興計画に関する業務

浜通り地域の失われた産業と雇用を再生し、新産業を創出させることを目的とした福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想や避難地域の将来像提言のとりまとめ、避難指示解除の状況など、第2次復興計画策定時から変動した県を取り巻く動きを反映させるために、復興計画を改定することになり、局の担当として復興計画の所管課と記載内容に関する調整等を行った。

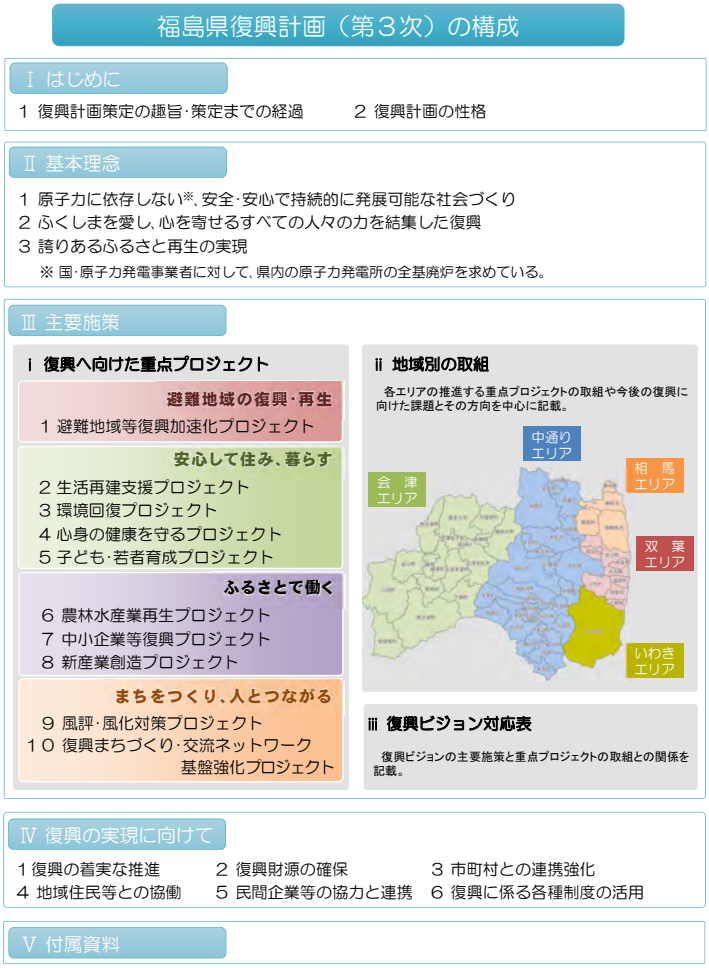

⑷　福島復興再生特別措置法に関する業務

福島復興再生特別措置法に基づく原子力災害からの福島復興再生協議会について、事務局である復興庁が作成する会議資料の内容について、県の復興庁との窓口担当課と調整等を行った。

また、同法に基づく福島復興再生基本方針に即した避難解除等区域復興再生計画に係る資料等を作成した。

⑸　その他

市町村やその他団体からの要望に関して、局の窓口担当として、要望対応調書等の作成を関係各課に依頼し、回答内容について調整等を行った。

2　苦労したこと・工夫したこと

避難地域の将来像の提言のとりまとめに際して、事務局である復興庁との間で提言に盛り込むべき内容や文言等を庁内関係課や避難市町村も含めて短期間で調整するのに苦労した。知事も委員として出席する「避難地域の将来像に係る有識者検討会」が昨年５～７月の３か月間に５回の頻度で開催され、担当ラインで会議資料はもちろんのこと、知事発言メモなどの作成を行うには時間的制約が大きい上に、局長や部長など関係者のスケジュールを確認してレクを行わなければならなかったので、先を見越しながら段取りをしっかりとって仕事を進めていくことの重要性を感じた。

また、復興計画の改定業務に関して、今回の改定で避難地域の将来像の提言内容を反映させた避難地域等復興加速化プロジェクトとして新規に加えるにあたっての書きぶりや避難指示区域外からの避難者への応急仮設住宅供与期間を平成29年３月までとした政府方針を受けた、避難者の生活再建への支援策等をどのように盛り込むべきかについて、担当課との間で記載内容の調整を行うのが困難であった。その際には、復興計画として対外的に公表されたときに、県民の受け止め方や反応、担当課の考える政策の方向性が適切に反映されるか等、複合的な要素を踏まえて調整するように心掛けた。

避難地域の将来像や復興計画は、行政として対外的に発信していくビジョンや計画であるため、公表後の避難地域の首長の反応や地元紙をはじめとしたマスメディアの受け取り等についても積極的に情報収集を行った。

3　印象的なエピソード

昨年７月末に避難地域の将来像の提言のとりまとめができた時に、知事から上司のところにとりまとめができたことに対するねぎらいの電話が直接かかってきたことがあった。当時はいきなりのことでかなり驚くとともに、県政における最重要課題ともいえる避難地域の復興の仕事に従事させてもらっていることにやりがいを感じ、避難地域の将来像の具現化のためのフォローアップをしっかりしていかなければならないと強く感じた。

また、県庁職員と一緒に仕事をしている中で、私が東京都からの派遣職員であることがわかると、発災直後からの東京都の福島県への支援について感謝の言葉をいただけることが多く、これは今まで福島県に派遣された諸先輩方の努力や活躍のおかげであると感じるとともに、私自身も福島の復興に少しでも貢献できるように頑張らなければならないと思いを新たにすることが多かった。

毎年７月に南相馬市で開催される相馬野馬追は平将門が軍馬の調練を目的に始めたことに由来する千年以上の歴史を有する神事であり、昨年７月の開催には今年度の派遣者と前年度の派遣経験者が合同で相馬野馬追を観覧した。こうした経験を通じて、福島県への派遣が１年もしくは２年で終了した後でも、福島のファンとして引き続き何かしらの形で福島に関わっていくことの大切さを感じ、都職員が皆で福島を応援する一体感を感じることができた。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

避難地域の将来像や県の復興計画の業務において、道路整備や農林水産業、商工業、エネルギー等の様々な行政分野の庁内関係課との調整を通じ、各分野における知見が広がるとともに、全庁的により高所からの視点を意識して仕事を進めることの重要性を改めて感じた。イノベーション・コースト構想の中のエネルギー関連産業集積プロジェクトでは、水素キャリア製造や結晶シリコン太陽電池等、再生可能エネルギーに関する新たな取組について理解を深めることができた。

また、福島県では政府予算作成の開始時期に、知事を始めとして県の部局長級職員が中央省庁に予算要望活動を行い、計画やビジョンを作成して、国からの予算獲得に多大なる労力をかけていることから、地方における財政状況の深刻さを実感した。国が現在進めている地方創生に関して、東京一極集中や東京ひとり勝ち論が叫ばれがちな現在、福島県派遣での業務経験を通じて、「東京対地方」という二者択一的な構図ではなく、昨年策定された東京都総合戦略で提示されている「東京と地方」の共存共栄という視点に関して考える良い機会となった。

さらに、福島県では実質的に係制をとっていないため、組織体制がフラットで、管理職層との距離が非常に近く、上司と部下が議論をしながら仕事を進めていく組織風土がある。昨年３月に出された「都庁組織・人事改革ポリシー」で示されている都の係制度の見直しが始まっている状況にあって、福島県での業務経験は今後の都における組織運営を考える上で非常に参考となった。

まもなく震災後５年を迎える福島県において、平成 28 年度から始まる「復興・創生期間」では福島第一原子力発電所の廃炉や汚染水対策、中間貯蔵施設の整備等は完了せず、まだ道半ばであることが想定される。こうした状況を踏まえ、震災前に福島県で作られた電力や農産物等の大量消費地であった東京都の役割として福島県の復興のためにどのような貢献ができるかを常に意識しながら、今後様々な仕事に取り組んでいきたい。

避難地域（双葉町）の住宅地

千年以上の歴史を有する相馬野馬追

福島県

復興計画等

避難地域復興局
避難地域復興課

田嶋　俊彦
（教育庁）

1　担当業務の概要

①被災者支援総合交付金に関すること

震災から５年が経過したが、今なお約 10 万人の人々が県内外の避難先で避難生活を送っている。避難生活の長期化や、仮設住宅から災害公営住宅等への移転等において、生活再建や高齢者の孤立化防止、新たなコミュニティ形成といったソフト面での支援がますます重要になっている。被災者支援総合交付金はそのような課題に対し、切れ目ない支援を実現するためのものである。

具体的な業務として、

(1)　県各部局や市町村の事業に関する相談対応、事業とりまとめ、復興庁との調整
(2)　所属局において実施する、県内避難者・帰還者への支援活動を行うＮＰＯ等への補助事業の企画
(3)　緊急雇用事業終了に伴う、被災者支援総合交付金活用のためのヒアリング実施

等を行った。

②川内村、田村市担当

住民懇談会、全員協議会における資料作成や、村、市からの問合せについて県各部局との調整等を行った。

③埋却家畜に関すること

震災後埋却された家畜について、今後どのように処理していくか国と県との会議の調整を行った。

2　苦労したこと・工夫したこと

○苦労したこと

・調整業務が多く、県各部局や市町村のそれぞれの事業内容を把握しながら進めていく必要があったため、内容理解に時間がかかった。
・定型業務はほとんどなく、日々新たな課題に対応していく必要があり、スピード感も重要であった。
・それぞれにそれぞれの想いや考えがあり、どちらが正解でどちらが間違いでは判断できないことが多くあった。都で昨年度参加した夕張研修時に、鈴木夕張市長が「Ａという意見とＢという意見がある中で、どうしてもＡを選択しなければならないときに、ただＡという選択を押しつけるのと、Ｂという意見があることを理解した中でＡを選択していくのでは全く価値が異なる。」と述べていたことが身に染みた。

○工夫したこと

・日々情報が更新されていくので、復興庁等にこまめに進行状況を確認した。
・事業内容について深く知る必要があるときは、電話で済ますのではなく、直接出向いて話すことで信頼関係の向上に努めた。
・まわりの職員と積極的にコミュニケーションをとり、必要に応じて業務のアドバイスを受けた。また他の職員の業務についても話を聞くことで、全体としての課題や状況の認識にも努めた。
・管理職や上司は常に沢山の案件を抱えているので、資料や報告はシンプルにわかりやすくを心がけた。

3　印象的なエピソード

・第一原発の視察

５年経ってもなおテレビや新聞等で原発関連のニュースが報じられている。日本だけでなく、世界からも注目を集めている現場を間近で見られたことは貴重な経験となった。

・中央省庁や市町村長との関わり

中央省庁の仕事のスピードや知識の豊富さには驚かされた。一緒に業務を進めて行く中で、自らも同じレベルを目指していかなければならないと身が引き締まった。また、市町村長の話を聞く機会も多かったが、長としての視野の広さやバランス感覚も勉強になった。

・職場の環境

わからないことがあるときや、悩んでいるときは先輩職員がアドバイスをくれ、上司や管理職の方にも積極的に意見を言える風通しのよい職場だった。それぞれの持っている事業等が分かれているので、大きな責任を担うところにもやりがいを感じた。また、課の職員が大変仲が良く、休日に河川敷で行った芋煮会や、川内村のペンションに泊まり野菜工場や風力発電施設を見学した川内村ツアーも大変有意義であった。

川内村ツアー写真（左上が筆者）

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

多くの方々と関わる中で、人の持つパワーを感じることができる１年であった。どのような業務においても常に現場を意識し、「できない理由」ではなく「どうすればできるのか」を探す職員になりたいと強く思った。また、例え間違った行動や意見であったとしても、それをキッカケに工夫や改善を重ねていく中で何かが変わっていくこともあるので、積極的に自ら動いていきたい。この１年で得た貴重な経験を今後の自分の力とし、成長につなげていきたい。

用地取得

沿岸広域振興局土木部
用地課

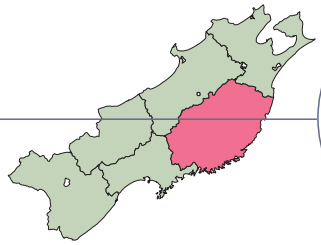

岩手県

業務概要

沿岸広域振興局は、北は田野畑村から南は陸前高田市までの沿岸市町村を中心に管轄しています。土木部はこのうち釜石市と大槌町を担当し、その他の市町村は岩泉･宮古･大船渡の各土木センターの担当です。

私たちは、釜石市・大槌町で岩手県が施行する次の事業に係る用地の取得及び補償業務を、用地課長以下総勢 14 名（うち都派遣は４名）で担当しています。

○道路・河川・港湾などの災害復旧、復興道路整備、砂防・急傾斜地崩壊対策、災害公営住宅など土木部所管事業

○漁港海岸災害復旧事業（水産部を兼務）

課内共通事務については、第１チームのプロパー職員が担っています。

前列左から時計回りに
用地第１チーム
桑島主査（教育庁）・横井主事（建設局）
用地第２チーム
小峰主事（水道局）・小野寺主査（建設局）

用地課長①　　○内数字が現員数				平成 28 年２月１日　時点	
用地第１チーム 計⑤	主任主査（総括） プロパー①		主査 都派遣①		主事 プロパー① 任期付① 都派遣①
用地第２チーム 計⑥	主任主査（総括） プロパー①	主任主査 プロパー①	主査 任期付① 都派遣①	主任 任期付①	主事 都派遣①
登記事務員①、臨時職員①					

（大槌町赤浜地内）

岩手県

用地取得

沿岸広域振興局土木部
用地課用地第２チーム

小野寺　稔
（建設局）

1　担当業務の概要

以下の事業に係る用地取得及び補償業務

○一般県道吉里吉里釜石線（赤浜）地域連携道路整備事業
（大槌町赤浜地内）

震災復興土地区画整理事業（町施行）に伴い集落のほぼ全域をかさ上げすることから、区画整理エリア外の県道についてもかさ上げ（写真右の盛土を参照）するものです。

平成 27 年度で用地取得を完了し、平成 28 年度に本格的に工事に着手する予定です。

都で言う「敷民」（敷地内民有地）が非常に多い道路で、その解決も図りながらの事業用地取得となりました。

写真①県道吉里吉里釜石線
右側で区画整理事業の盛土を施工中です。

○白浜（鵜住居）漁港海岸災害復旧事業
（釜石市箱崎町地内）

既存防潮堤の陸側に高さ 14.5m（TP）の防潮堤を新設するとともに、集落と漁港との往来を確保するため防潮堤両端に乗越し道路を新設する事業です。また、集落内の市道の一部を防潮堤と乗越し道路で取り込んでしまうことから、市道の付替えも県施行事業として実施します。

１筆の土地を複数の用途で取得する場合は、用途別に農林水産省･岩手県･釜石市への登記が必要です。平成 27 年度末は、広大な複数の土地をさらに細かく分筆するため、登記書類の整理に神経をすり減らす日々が続きました。

写真②白浜（鵜住居）漁港
右側中央部で防潮堤基礎打設中
左端に防潮堤用地にあって移転（再築）された漁具倉庫

2　苦労したこと・工夫したこと・エピソード

〔入力すればいろんな書類が「完成！」…するんだけど…〕

システムに所要の事項を入力すれば契約書や登記関係書類、請求書など地権者に押印していただく書類、確定申告に添付する証明書類や財産台帳が一気に作成できることに感動しました。共有者との契約や持分ごとの個別契約にも対応しています。

東京に「お持ち帰り」したいシステムですが、予算年度や事業単位での補償一覧表が作れないこと、名寄せでの入力・出力ができないため、土地と物件補償で同様の入力を繰り返さなければならないとならないところが残念です。

〔法務局が遠隔地〕

平成 20 年の統廃合により、盛岡地方法務局釜石出張所は宮古支局に統合されました。

通常の登記嘱託（申請）や証明等の交付については郵送でやりとりし、FAX での登記相談も受け付けていただいていますが、至急の嘱託・調査や登記官への直接相談などの必要が生じた場合、往復２時間半超の移動時間と公用車の確保を考慮しなければなりません。

東日本大震災の発生直後、情報収集が滞り救援が十分に行き渡らない要因として、自治体出張所などの統廃合・集約による行政の「空白」部分が指摘されていました。

用地取得は公共事業の要です。法務局の配置についても、復興事業の実務に即して再考の必要があるのではないかと感じました。

〔言葉のストレス〕

岩手県一関市出身の私にとって、現場での地権者との交渉、宿舎となっている仮設住宅での雑談などは生まれ育った「素の言葉」に近い楽しいものでした。（辛いお話、悲しいお話もたくさん伺いましたが…）

２年前の釜石着任時に較べて、東京に戻った後の方が「言葉のストレス」を感じるだろうと覚悟しています。

また、私は海のそばで生活した経験がないので、釜石に着任するまで「漁師って気が荒くて大声でおっかねぇ」という思い込みがありました。しかし、実際に話してみると大らかで朴訥で気持ちの優しい方ばかりでした。（もちろんおっかない方もいますが…遭遇比率は東京のほうが高いと思います。）

大声での会話は荒れた海上などで的確に意思を伝達するため、必要な「技術」なのだろうと推測しています。

3　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

○岩手県の用地課職員の業務は、１にも２にも用地測量から始まります。設計や受託者との打合せ、契約・登記事務で得た経験は、工事主管課の測量担当者とのコミュニケーションをより緊密にしてくれるだろうと考えています。

○大震災からの復旧復興事業は道半ば、事業や箇所によってはようやくスタートラインについたばかりのものもあります。復興完遂まで東京都が被災自治体への人的支援を継続できるよう、現場の声を発し続けたいと思います。

写真③冬道安全運転講習会
アクション映画のひとコマではありません。
岩手県主催の応援派遣職員向け講習会です。
磨耗したタイヤを履いた教習車に乗り、水を撒いた鉄板上で急ブレーキや急ハンドル体験

岩手県

用地取得

沿岸広域振興局土木部用地課

桑島　真一
（教育庁（学校））

1　担当業務の概要

私は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年間、岩手県沿岸広域振興局土木部用地課に派遣されました。学校事務の経験しかない私ですが、何かお役に立てることがあると思い派遣に応募しました。震災後、救援本部として機能した釜石地区合同庁舎に勤務場所がありました。ここでの 1 年間を報告致します。

○岩手県庁（本庁舎）

○釜石地区合同庁舎（勤務場所）

派遣先の用地課では、①用地測量調査業務の委託設計及び監督、②土地評価、③補償金提示･契約を行っています。

担当業務は、上記業務を箇所ごと振り分けられており、私は、国道 283 号仙人峠、大槌小国線土坂峠、大槌川源水地区並びに釜石市・大槌町管内の災害公営住宅等を担当していました。

2　苦労したこと・工夫したこと

今になり冷静になって振り返ってみれば、知らない土地、初めての業務で苦労していたとは思うのですが、日々の業務に精一杯でそのように感じる余裕はありませんでした。ということで、一番苦労したのは、受け入れてくださった岩手県の皆さんだと思います。

3　印象的なエピソード

用地経験のない私にとっては、見るもの聞くもの、全部ありがたく、すばらしい経験となりました。文章だけではなかなか伝わらないと思いますので、写真を交えて報告します。

○国道 283 号仙人峠

○境界確認中。急傾斜、気温 40 度命がけです

○大槌小国線土坂峠（夏）

○境界確認中。標高約 1,000m、気温は零下、
急傾斜こちらもしんどかったです。

○災害公営住宅（建設中）

○災害公営住宅の内部。普通は入れません。
担当でよかったと思った瞬間。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

本庁の経験もなく、また用地取得についても地権者との交渉についても何の知識もない私を温かく受け入れてくださった、岩手県県並びに用地課の方々に感謝の言葉もありません。１年間皆様の支えがあったからこそ勤務できました。本当にありがとうございました。東京に帰ってきましたが、岩手県復興の為にこれからも微力ながら尽力していきたいと思います。

岩手県

用地取得

沿岸広域振興局　土木部
（水産部兼務）用地課

小峰　壮登
（水道局）

1　担当業務の概要

⑴　漁港海岸復旧事業に伴う事業用地（防潮堤造成地）の取得及び物件補償

・箱崎漁港海岸漁港災害復旧事業

⑵　災害復旧事業に伴う事業用地（道路隣接地等）の取得、賃借及び物件補償

・主要地方道釜石遠野線（剣地区）地域連携道路整備事業
・吉里吉里釜石線地域づくり緊急改善事業
・一般県道桜峠平田線（花露辺地区）活力創出基盤整備事業
・天神の沢砂防事業
・水海海岸災害復旧事業

2　苦労したこと・工夫したこと

⑴　業務量の多さと求められるスピード

岩手県に赴任して最初に担当業務を知らされた際にまず感じたのは「この業務量を一年でできるのか…」ということでした。私が担当させていただいた事業の中で一番業務量が多いのが、津波により被災した地域に防潮堤を造成する「箱崎漁港海岸漁港災害復旧事業」です。赴任当初の取得予定件数が約 50 件、土地の筆数にすると 100 筆は超えていました。年度末には防潮堤の造成工事の着手が予定されていました。

都で土地評価と測量事務の経験はありましたが、このような大量の業務を、しかも工期を遅らせないために一刻も早く進めなくてはいけないという状況は始めてでした。

一度に大量の土地評価を行うにはかなりの時間がかかり、年度当初はなかなか業務がはかどらず、ようやく本格的に用地交渉が出来始めたのは６月に入った頃でした。それまでの間には、地権者の方から催促やお叱りの電話を頻繁に受けるなど、業務が軌道に乗るまでには相当苦労しました。

⑵　事務系職員による測量事務

測量事務というと、都では技術系職員がやる仕事というイメージが強いと思います。しかし、岩手県では測量事務は事務系職員がやることとなっています。

幸いにも、私自身、事務系職員でありながら都で測量事務を経験していたので、基礎的なことはわかった状態で業務に取り組めました。それでも測量事務は土木の知識が必要であったり、委託業務に係る積算をやらなくてはならないなど、なかなか難しい業務で苦労をしました。

⑶　未経験の物件補償事務

土地評価、測量事務について経験のあった私ですが、物件補償の事務については全くの未経験でした。物件補償は国（用対連）の定める基準によって、細かく補償項目ごとに単価が決められており、それに基づいて補償額を算定します。しかも、計算式も複雑で、減価償却や再築補償率といった考えにより補償額を算定するため、一つ一つの物件をしっかり調査し（調査そのものは委託業者に依頼しています。）、その内容や計算式をきちんと確認しなくてはいけません。

そして、何より私が感じた物件補償の難しさは、地権者に納得いくように説明することです。基準に則り適正に評価したつもりでも、地権者の方の考える物件の価値と補償額が必ずしも一致するとは限りません。物件にはそれぞれの地権者の方の愛着や想いがこもっていて、それを汲み取ってほしいと多くの地権者の方は考えています。（そうした想いは金額には上乗せできませんが、担当職員としてその気持ちを理解した上で、業務を進めることが非常に大事に思います。）

そのため、説明をする際には、最大限その持ち主の方の想いを理解した上で、丁寧に説明して、補償額に納得していただけるよう心がけました。

3　印象的なエピソード

業務に取り組み始めてから５月末頃までは、催促やお叱りの電話を頻繁に受けていました。

これでは地権者の方から事業への協力も得られず、ますます復興を遅らせてしまうのではないかと、とにかく不安になり必死で土地評価を進めました。

しかし、土地評価を無事終わらせて、地権者交渉にあたり始めて以降、頻繁に現地に通うようになり、地権者の方から「怒っていたのではない、早く復興を進めて欲しいからなかなか事業が進まない状況にとても不安だったんだ。」「事業に反対するつもりなどない、協力するので一日も早く復興を進めて欲しい。」「東京からわざわざ来てもらい、岩手県のために働いてくれてとても嬉しい。」など、感謝やねぎらいの言葉をかけてもらえるようになりました。

そして、年が明けて２月になった今、年度当初の用地取得予定件数のうち 45 件以上を取得し、いよいよ工事に着手できそうな段階になってきました。

必死になって仕事を進め、地元の地権者の方から協力をいただいて、これから本格的に復興が進んでいきそうな状況を、今私自身とても嬉しく感じています。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

生まれてから昨年度までずっと東京で生活してきましたが、初めて東京以外で生活をしてみて、東京にはない地方の姿を見ることが出来ました。

被災地では一日も早い復興が待ち望まれていることはもちろん、仮に被災がなくとも、高齢化や地方の活性化の問題など、様々な問題を抱えています。東京は人口の流入が比較的多い大都市であるため、自然と人、特に若者が集まり発展していきます。しかし、地方では人口流出が多く、特に被災地では災害が人口流出に拍車をかけています。人口が流出するとますます街の活気が薄れ、衰退してしまいます。それを防ぐために、地方では必死に智恵と工夫によって地域の活性化に取り組んでいます。

今回、被災地に派遣されて見た仕事の視点や、復興のために努力した経験は、将来、東京をよりよい都市へ発展させるために、必ずや役に立つものだと思います。

津波で被災した箱崎漁港内の陸地（以前は住宅密集地）

陸地から見た箱崎漁港

岩手県

用地取得

沿岸広域振興局土木部
用地課

横井　康仁
（建設局）

1　担当業務の概要

＜業務内容＞

①防潮堤災害復旧事業にかかる用地の取得
②砂防事業にかかる用地の取得
③用地測量調査業務委託の積算・発注・監督業務
④用地取得事務全般（土地評価、物件補償金算定、用地折衝、土地売買契約等の締結）
⑤その他（三陸ブランド創造隊）

＜担当地区＞

①釜石港港湾災害復旧事業（須賀地区、大平地区）、②花露辺の沢（１）砂防事業

▲釜石港（須賀地区）

▲花露辺の沢（砂防ダム予定地）

2　苦労したこと・工夫したこと

○業務分担の違い

東京都では土木職が担当している用地測量業務を、岩手県では事務職が担当します。私の担当現場は、今年度発注予定の箇所と、すでに発注済み（繰越）の箇所が１つずつありました。そのため、着任して早々に業者への指示等を行わなければなりませんでしたが、段取り等もわからなかったためとても苦労しました。その後は研修資料や発注済みの原議等を参考にしながら、もう１箇所の発注をなんとか終わらせました。

○予算規模の違い

東京都心と比べると被災地の地価は安価です。そのため必然的に用地費の予算規模も小さくなり、最初はそのギャップに驚きました。予算の資料を見ていて、「千円単位」だと思って読んでいたものが、実は「円単位」だったことがしばしばありました。

▲花露辺の沢（砂防ダム予定地）

○用語や事務処理手続きの違い

都の建設局で使う用語と岩手県で使う用語が微妙に違うことも多々ありました。例えば建設局では「用地折衝」というところ、岩手県では「用地交渉」といったり、「境界立会」を建設局では「きょうかいたちあい」と読みますが、岩手県では「きょうかいりっかい」と読んだりと、意味はわかるけど言い回しが微妙に違う、ということが多かったです。

また、土地評価や契約等の実務についても、大きな考え方は都も県も共通していますが、少しずつやり方が違います。そのため、「県には県のやり方がある」と割り切って考えられるようになるまで、とてももどかしい思いをする日々が続きました。

○方言など

方言や独特の言い回しにも苦労しました。私は北海道出身なので、地元と共通する方言が多かったのは嬉しかったのですが、それでもわからないことが多くありました。例えば岩手県では現在形を使う場面でも過去形を使うことが多い点です。職場に電話がかかってきて、他の人が取り次いでくれたとき、「横井さん、電話入ってました。」と言われたので、「もう切れてしまっているのか。掛け直さなきゃな」と思っていると実はまだつながっていた、なんていうこともありました。文脈から使い分けを考えるのはなかなか難しかったです。

3　印象的なエピソード

私の担当の地権者には、漁師の方が多くいらっしゃいました。用地説明会や、境界の立会等で皆さんに集まっていただく際、漁師同士で話している内容を聞き取るのが非常に大変です。時々単語はわかるけれど、それ以外は文脈から推測するといった難しい英語のリスニングをしているような感じでした。ただ一方で、漁師の方は勢いがいいので、「地元のためならしゃーない、やれ！やれ！」と、事業に協力していただけることも多く、助かる場面もありました。

また、地方なので特に山林で境界が曖昧な箇所が多くあります。地権者を呼んで現地確認していただきますが、代替わりをしていたりして、本人でもわからないこともありました。そのような時でも地元の方々は「このへんでいいんでねぇか」と言って決めてくれます（かなり適当な気もしましたが）。東京ではありえない光景で非常に印象的でした。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

地域を盛り上げその魅力を発信していこうという熱意が、岩手県にはとても強くあると思います。東京都としてもこういった熱意ある地方と組んで、相互に高めていけることができれば、被災地の復興だけでなく、日本全体の活性化につなげていけるのではないかと思います。

最後になりますが、多大なるご配慮をしてくださった岩手県の皆さま、様々なバックアップをしてくださった東京都の皆さま、多くの方に支えられ１年の任期を全うすることが出来ました。この場を借りて皆さまに感謝申し上げます。力強く復興を成し遂げ、被災前よりさらに魅力ある岩手県になることを願っております。

▲三陸ブランド創造隊としての活動（左上）ＪＲの物産展へ出展支援（右下）地元漁師と消費者との交流

用地取得

土木部　仙台土木事務所

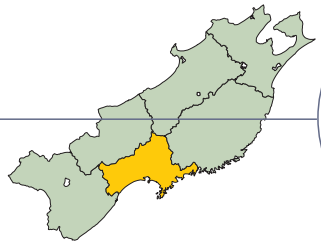

宮城県

業務概要

宮城県仙台土木事務所は、仙台市、名取市、岩沼市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、亘理町、山元町、松島町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村を管轄しています。この５市８町１村の国道（286 号、346 号、457 号のみ。仙台市内は除く）、県道（仙台市は除く）、河川（１級（国管理分は除く）２級）、砂防・急傾斜施設等の整備・維持管理を行っています。

今年度は、例年の業務のほか、「平成 27 年９月関東東北豪雨」による河川決壊の災害復旧作業も行われました。

事務系職員

組織は、総務部（総務班、経理班、行政第一・二班、用地第一～三班）、道路部（道路管理第一・二班、道路建設第一・二班）、河川部（河川砂防第一～四班）、建築部（建築第一・二班）があります。

仙台土木事務所の派遣職員は、北は山形県から南は沖縄県まで、１都 17 県から来ています。用地班 10 名、道路部３名、河川部 18 名が配属されており、河川・道路等の災害復旧、復興事業を担当しています。

宮城県

用地取得

土木部仙台土木事務所
総務部用地第三班

高橋　康典
（交通局）

1　担当業務の概要

都市計画街路「八幡築港線」の用地買収に携わりました。

この道路は、通称「産業道路」と言われ、接続する築港大通線とともに、特定重要港湾仙台塩釜港と塩竈市内、多賀城市、仙台市内へと繋ぐアクセス道路の一部となっています。

震災時には、宮城県内で唯一の燃料輸送基地となった塩釜油槽所からの燃料輸送路として利用され非常に重要な道路となりました。

しかし、震災による地盤沈下によって、大雨時等に浸水被害が出ることがあります。このため、塩釜市の復興にあたり、産業振興の面はもとより、災害時の緊急輸送路、避難道路としての市民の安全性の確保とともに、アクセス性の向上、円滑な交通の確保および市街地間相互の接続をはかるため、復興交付金事業として、現道幅員18～20mの片側1車線道路を、幅員30mの片側2車線道路として整備する計画です。

事業区間約1.2ｋm、取得筆数130筆、関係人約180名となっており、現在までに約半分の買収が完了しています。

道路のかさ上げ工事中の写真です。この場所では、1.5mほどかさ上げを行います。

道路かさ上げ工事中現場から、八幡築港線拡幅工事現場を撮影。

2　苦労したこと・工夫したこと

自分が配属されている用地第三班は今年度から設置された班であり、去年の業務に携わった人が誰もいないという中で、引継書による説明を受けただけで仕事を進めなければならないことは、自分だけではなく、県職員も苦労されたと思います。４月に地権者の資料がどこにあるのか探し出し、資料を読み込む苦労から始めなければならなかったことは今では笑い話になっています。

また、契約締結に至る事務処理の進め方が、都と異なることから最初は処理に苦労しました。その後、手続きの煩雑さはあるものの、慣れてきたので処理のスピード化を図ることができたと思っています。用地買収の進め方については一定の基準があるため、業務に関しての違和感をそれほど感じませんでした。一定の基準の中でも、自分はできるだけ地権者と契約に関する堅い話だけではなく、世間話も気さくにするよう心がけました。このようにすることで、和やかな雰囲気で話し合いができました。

3　印象的なエピソード

用地交渉では、宮城県の職員だけでなく、鹿児島県・沖縄県の派遣職員とも一緒に行きましたが、県外から来ていることについて、皆さん本当に感謝してくれます。また、生活環境の変化を心配してくれたり、観光地やイベントの開催情報を教えてくれるなど、宮城県での生活を楽しむことについてもアドバイスなどを頂きました。

交渉では、普段からのコミュニケーションを多くした結果、契約については「高橋に任せるよ」と言ってくれることもあり、無事に契約できたこともありました。

１年間の宮城県での用地業務では、今までに経験していない大型案件の用地交渉を進めることができました。契約が難しいと思われていた地権者との契約についても無事に契約をしたときには大きな達成感を感じました。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣で担当した地区は、比較的企業の用地買収が多く、個人的感情よりは会社を今後どうしていくかというケースが多かったです。このため、補償金算出や税金の関係などで今まで経験したことのない問題が生じることがありました。問題解決について他県の方たちと様々な考え方を議論できたことは、今後自分が問題解決を行うための一助になったと思います。

また、用地業務は、個人・会社の財産を評価し、買収することになるため、粘り強く交渉をすることが求められました。幸いにして大きなトラブルもなく交渉を進めることができたことは、自分のこれまでやってきた交渉の仕方がある程度は間違いなくできるのだと自信を深めることになりました。

これらを自分の糧にして今後の都政に生かしていけたらと思います。

宮城県

用地取得

仙台土木事務所総務部
用地第一班

中村　琢磨
（福祉保健局）

1　担当業務の概要

私が主に担当した業務は、宮城県南部の山元町を流れる二級河川、坂元川と戸花川の河川堤防の復旧・かさ上げに伴う用地取得である。

坂元川と戸花川は、東日本大震災により河川堤防が破堤、護岸流出及び沈下等し、その附帯施設（樋管、橋梁、水門等）も破損する等、著しく被災した。また、今次津波では県内の河川防潮水門が激しく被災し、操作不能に陥り再開門に時間を要し内水排除の支障となったことから、津波制御の方式をこれまでの水門方式から堤防方式へ変更することとなった。堤防方式では、水門を撤去し、河口から旧ＪＲ常磐線までの約１km 区間の堤防高さを海岸と同じ高さ（T.P.+7.2 m）で整備し、発生頻度の高い津波（数十年～百数十年に１回程度）に対応した堤防高とし、最大クラスの津波に対して粘り強さを発揮する堤防構造にて整備することとなった。また、旧ＪＲ常磐線から上流部で被災した堤防（沈下含む）は、沈下高を考慮して原形復旧することとなった。

この復旧事業のために取得しなければならない土地は、２河川合わせて約 200 筆、地権者数にして約 150 名に及んだ。平成 25 年度より用地買収を始め、前々任、前任の東京都派遣職員の奮闘により、着任時には約８割の買収が完了していた。私は、多数名の共有地や、相続人が所在不明等の理由により未買収であった土地の取得に取り組んだ。

2　苦労したこと・工夫したこと

用地経験がなかったため、用地業務のあらゆる段階において分からないことばかりであった。特に、補償コンサルタントが作成した物件補償算定の確認や、安政生まれの地権者の相続調査は、膨大な資料を読み解かなければならず、苦労した。業務の遂行に当たっては、とにかく取り組みながら周囲のプロパー職員や他県からの派遣職員、登記嘱託員の方々に助言をいただきながら進めた。特に、ペアを組んでいた香川県派遣の方には、大いに助けていただいた。

3　印象的なエピソード

担当した現場は、災害危険区域に指定され、住宅を再建できない地域になってしまったため、地権者の多くの方は、「なくなった土地だと思っていたので、買い取ってくれるだけありがたい」と、契約に快く応じていただいた。いまだに仮設住宅に入居されている方で、自宅再建の資金に充てるために、契約を心待ちにしておられた地権者もいた。土地売買の対価という形ではあるが、補償金が被災された方々の生活再建の一助になれば幸いである。

また、自宅を津波で流され、災害公営住宅に一人で入居されている地権者にお会いした際に、「津波をかぶった地域には二度と住みたくない」と言われていたことが印象に残っている。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

震災からまもなく５年が経過しようとしており、被災地は復興に向け、新たなまちづくりの段階に移行している。各被災自治体は、震災以前からの少子高齢化と人口減少に加え、避難した住民の帰還や定住促進、企業誘致等、様々な課題に直面している。震災からの創造的復興という目標に向けて、各被災自治体がいかにこれらの課題に取り組んでいくかは、東京都にとっても大いに学ぶべきことがあるだろう。１年間、宮城県で復興に関する業務に従事させていただいた縁を大事にし、今後とも被災地の復興を見守っていきたい。

坂元川河口部（H27/4/22）

坂元川河口部（H27/12/10）

＜被災した水門が撤去された坂元川河口部＞

＜戸花川の堤防復旧工事風景：手前側は未買収の多数名共有地＞

＜ JR 常磐線の新坂元駅周辺の整備工事風景＞

宮城県

用地取得

仙台土木事務所総務部
用地第一班

猪股　えりか
（病院経営本部）

1　担当業務の概要

私は、防潮堤災害復旧・復興業務に携わっており、二級河川である七北田川と七ヶ浜町海岸を担当しています。主な業務は、震災で被害を受けた河川の防潮堤復旧に係わる用地取得です。取得する土地の登記簿を確認し、登記名義人と交渉し契約、となるのですが、明治時代から名義が変更されていないため、法定相続人が何十人となるケースや、一筆が何十人もの共有地となっている場所があります。その結果、一筆の土地の契約相手が数百人を超えてしまう場合もあります。間違いが許されない、そんな中で、日々緊張感を持って仕事をしてきました。

2　苦労したこと・工夫したこと

用地取得は、道路法・河川法、土地取得のための相続関係等、様々な法律の制約がある中で業務を遂行していくのですが、私は河川事業はもちろんのこと、用地取得事業自体の経験も全くなかったので、初めは仕事の進め方が分からない、先を見通した作業ができないことに大変苦労しました。

しかし、たとえ私自身が用地業務未経験であっても、一年間という短い時間の中で我々応援職員には、すぐに即戦力として貢献することが求められています。ですから、一度聞いただけでは分からない専門用語は、その場その時に吸収し、恥をかいても場数を踏んでいきました。その際は、自分の中で常に「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」と言い聞かせながら、一日でも早く即戦力となれるよう頑張りました。

地権者と交渉する際は、極力難しい専門用語は使わずに、分かりやすく説明するように心がけました。また、地権者が高齢の方の場合には、ゆっくり、はっきりと話すように心がけ、時間をかけても、納得して契約をいただけるよう工夫をしていました。

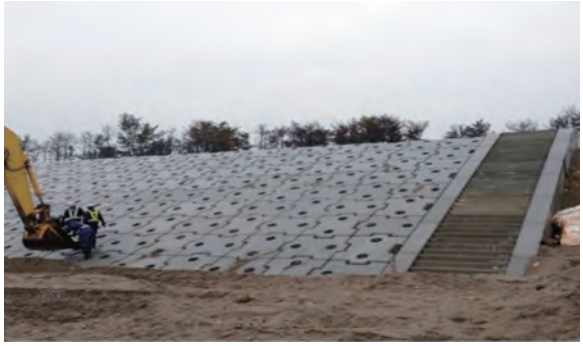
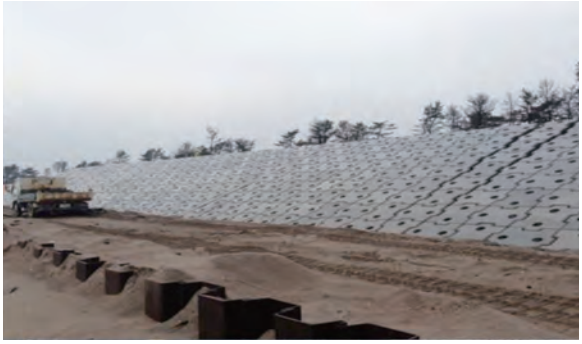

場所：七ヶ浜町海岸の菖蒲田浜の現場

・数十年～百数十年の頻度で想定される津波及び高潮に対応した堤防の高さは T.P.+7.2m

・津波・高潮が越流した場合においても施設が倒壊するまでの時間を長くする粘り強い構造

3　印象的なエピソード

主担当で持っている七北田川河川災害復旧の中で、一筆の土地に共有者が多数存在し、任意契約が難しいため、「収用案件」の土地として強制的に用地買収を進めていくこととされていた土地がありました。しかし、意向調査を経て、返事が無い関係者に対して、一人一人聞き取りを行い、初めは納得いただけなかった関係者に説明やお願いを何度もすることで納得していただき、最終的には当事者の合意による「任意契約」という形で進めることができた時、初めて頑張りが実感出来た瞬間でもあり、嬉しかったです。

交渉の中でも、応援職員として来ていることを告げると「復興のために来てくれてありがとう」「遠いところから本当にありがとう」など感謝の言葉をいただいた時もあり、「少しでも力になりたい」という想いを達成することができました。

今後、堤防が完成することにより、「命」という財産を守ることが可能になります。震災から再生し、未来への発展を遂げていく宮城に少しでも貢献でき、携われたことは貴重な経験と財産になりました。

・平成 27 年 10 月 6 日と 8 日の 2 日間で「七北田川災害復旧事業共有地に係る用地買収説明会」を開催しました。初めての司会進行で緊張しましたが、無事に終える事ができました。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

様々な立場や考え、そこに直面する壁がある中で、できる限り迅速に対応し、復旧・復興に全力を注ぐ。その中でも、スピードだけにとらわれ過ぎないよう、必要な調整・確認を確実に行いながら復興を進めていくのが重要であると感じました。

また、宮城県職員の皆様を始め、各自治体の応援職員の方々と業務をする中で、私も応援職員として来ましたが、たくさん吸収し、学び、この一年間を通して視野が大きく広がりました。

今後の都業務を遂行するにあたり、様々な課題や、困難な問題が出てきたとしても、日々学んでいることを活かし、柔軟かつ適切に対応していきたいです。

・七ヶ浜町吉田浜の堤防建設前と堤防完成後の写真です。
・堤防が完成し、海はサーファーや地元の方々などが利用しており、これからまた、震災前のような場所にもどって欲しいと感じました。

用地取得

気仙沼土木事務所

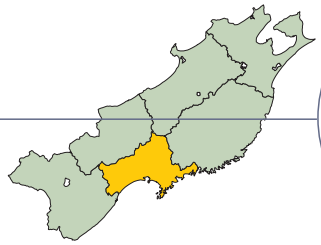

宮城県

業務概要

気仙沼土木事務所は、宮城県が定める７つの広域圏の１つ気仙沼・本吉圏（気仙沼市と本吉郡南三陸町、１市１町）の土木事業を担当しています。人口 77 千人、面積 496 ｋ㎡（平成 28 年１月現在）、県全体では、人口 3.3%、面積 6.8%と少数派ですが、海岸線は、３分の１弱と大きな割合を占めています。

震災前の平成 23 年３月と比べると管内人口は、① 13.5 千人減、②自然減 5.1 千人、③社会減 6.7 千人と震災により多くの尊い命が失われただけでなく、経済損失も大きかったと考えられます。（①≠（②＋③）は、使用している統計資料の差による。）

震災を受け、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設の復旧事業をしてきましたが、この頃は、復旧事業に加え「大島架橋事業」などの宮城県の再生に向けたインフラ整備の充実を図っているところです。

当事務所は、我々派遣職員 22 名、県職員 65 名、任期付県職員 11 名、嘱託９名と臨時職員７名の合計 114 名で日々仕事しています。人員数では、建設局の事務所と同一規模ですが、予算は、855 億円と大きく建設事務所の約３倍です。もっと多くの派遣者による支援を求めています。

気仙沼土木所の所目標は、県土木目標（下図参照）受け次のとおり定めています。

「公共土木施設の早期復旧・復興について、宮城県震災復興計画における「再生期」にあたり、達成目標を明確にし着実な推進を図る。」

・公共土木施設の復旧・復興を実感できる用地取得及び本格工事の推進
・市町の震災復興計画に基づく復興まちづくり計画の加速化を図る復興事業の推進
・復旧・復興の本格化に伴う工程管理及び環境対策（交通渋滞・路面汚損）等の徹底

宮城県

用地取得

気仙沼土木事務所
用地第３班

工藤　修
（建設局）

1　担当業務の概要

南三陸町八幡川災害復旧工事に伴う事業用地買収
県道　志津川登米線の用地買収
県道　泊崎半島線の用地買収
長須賀地区海岸災害復旧工事に伴う用地買収

2　苦労したこと・工夫したこと

南三陸町までの移動距離が往復で２時間から２時間半ぐらい要するため、交渉時間が 10 分程で移動までの時間が無駄にかかることが多かった。

3　印象的なエピソード

相続放棄の土地があり、最終的に相続財産管理人（弁護士）と１年程度の時間を要し、契約できた。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

（工藤さんは、本年度末をもって退職予定です。）

事務所から市街地を望む（平成 27 年４月 27 日）

復興進む市街地（平成 28 年２月４日）

宮城県

用地取得

気仙沼土木事務所用地第３班

小林　光雄
（主税局）

1　担当業務の概要

南三陸町内の津波で被災した河川および道路の災害復旧事業に係る用地買収

①　伊里前川災害復旧事業
②　泊崎半島線外１路線災害復旧事業
③　水尻川災害復旧事業

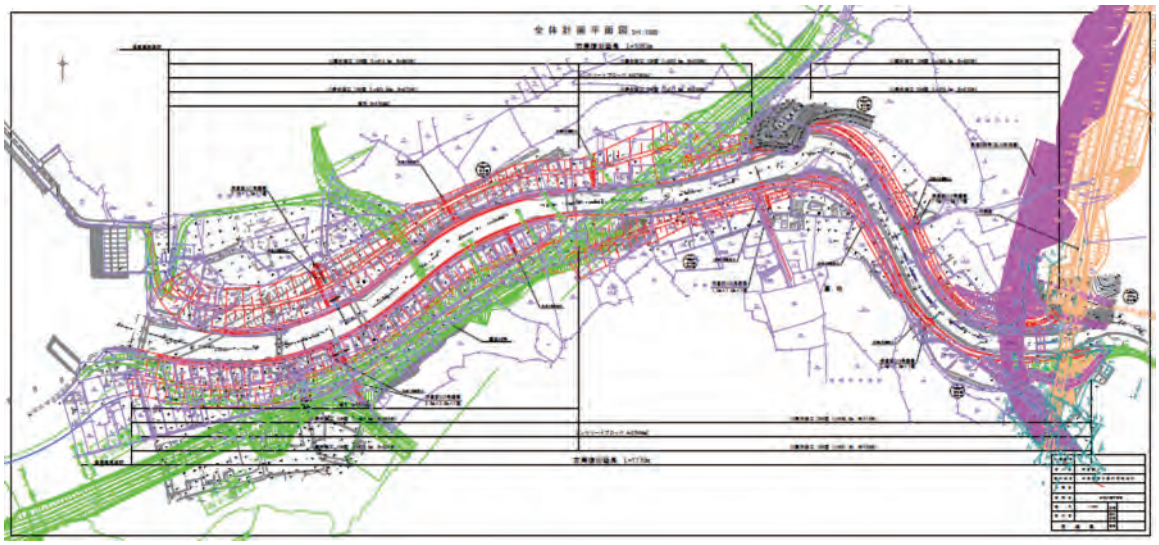

2　苦労したこと・工夫したこと

私が担当した伊里前川は、南三陸町歌津を流れる二級河川である。震災による津波は河口にあった水門を破壊して河川を遡り、流域にあった国道 45 号線や JR 気仙沼線の橋梁、流域の家屋等に壊滅的な被害を与えた。

伊里前地区の災害復旧は、河川堤防事業をはじめ、国道 45 号線やまちづくり等の事業が輻輳しており事業調整が難航していた。４月の時点では河川を旧ＪＲ気仙沼線の上流と下流で工区を分割し、それぞれ６月と９月の議会案件として工事発注する予定になっていたが、事業用地の丈量図が手元にない状況であった。

そのため、限られた資料でできる範囲の調査を行いながら、丈量図が完成するのを待つ日々だった。

毎月行われている所内の進捗会議では、「工事発注が終わっているのに、まだ用地買収ができないのか？」というプレッシャーを受けながらも、上流部の用地説明会を７月下旬開催、下流部の一部区間については２月初旬に国土交通省（国道 45 号線）と合同用地説明会の開催にこぎつけた。

ようやく用地交渉を始めた時には、地権者に「もう事業はなくなったのかと思った。」という手厳しいお言葉をいただくこともあり、事業の進捗が遅れていることについて申し訳ない気持ちでいっぱいになった。

3　印象的なエピソード

私自身にとって約 20 年ぶりの用地買収事務、そして南三陸町という不慣れな地での仕事で苦戦の連続であった。

そんな中、南三陸町の町役場で偶然の再会をした。その方は３年前まで同じ都税事務所で一緒に働いた元同僚である。その方は南三陸町の出身で、震災の後事情により都を退職して地元に戻り、南三陸町の職員として働いていたのである。

元同僚が地元のために頑張る姿を見たことが、南三陸町が身近に感じられるようになった瞬間であり、「南三陸町の復旧・復興のために頑張らねば！」という気持ちを持続しながら仕事をすることができたと思う。

４　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

南三陸町の現場に赴く際に見えてくる沿道の風景は日々変化しており、災害復旧に向けて進んでいると感じることはできるが、本当の復旧・復興へは道半ばである。

災害からの復旧は１日も早く実現させなければならないことであり、その遅れは地元の人々の生活再建に直結するものである。

今回の被災地派遣での貴重な経験をもとに、災害時はもとより平時においても行政の仕事は地元や住民のために行っているということを念頭に置き、都民の声に耳を傾け、かつその声を反映しながら速やかに仕事を進めるよう努めていきたい。

伊里前川下流部

伊里前川上流部と三陸道

宮城県

用地取得

気仙沼土木事務所用地班

皆川　麻衣
（建設局）

1　担当業務の概要

以下の事業に係る用地取得事務・予算管理・業者対応等。

・館浜海岸災害復旧事業
・国道 398 号線志津川復興道路事業

館浜海岸工事着工前（平成 25 年撮影）

用地買収完了、工事中（平成 27 年撮影）

2　苦労したこと・工夫したこと

私が担当した南三陸町地域は国・県・町と複数の事業主体による事業が同時に行われているため、他事業主体と打ち合わせを重ねて工事や用地取得に関する調整を行う必要がある案件も多かったです。それぞれの事業主体の方針や考え方が異なる部分も多く、単一事業の工事進捗を主に考えればよかったこれまでとは異なり、複雑な進行管理を要しました。加えて単純に時間がかかり、歯痒さを感じる時もありました。

また、未曾有の大災害後の対応ということでレアケースや問題点が多々発生していましたが、事例の集積がされておらず、相談する場所（都庁で言う用地課）もなかったので、自身で決定し、手探りで進める案件も多く、不安を抱えながら慎重に慎重を期して事務処理を進めていきました。一方で、用地班は各自治体からの派遣者の集団と言うことで、班内で相談し合い、積極的に意見や知識を出し合って検討することで対応できた、ということもありました。

地権者との交渉においては、都内で用地業務を行っていた時の印象に比べて、地権者の土地に対する思い入れの強さを感じることが多かったです。これまでは残地を残されることに抵抗を抱かれる場合が多かったのですが、こちらではごくわずかでも土地が残ることを好ましいと考える地権者がかなりいました。先祖代々の土地を守るという意識が強く浸透していることを感じました。また震災の傷を未だ抱えている方も多いので、じっくりとお話を伺い、その土地ごとの考え方を理解し、気持ちを汲んだ上で出来るかぎりの対応していくことを心掛けました。

3　印象的なエピソード

不慣れな土地であることに加え、事務処理方法も異なる部分が多く、戸惑うことも多かったです。本当に自身が復興に向けた手伝いができているのか、度々不安になりましたが、やはり地権者の方が納得の上で事業にご協力いただき、双方にとって良い結果へと進めた時は、少しでも被災地の復興に協力することができたのだと嬉しさを感じました。また、こうして来てもらえているだけで心強い、忘れられていないと分かって嬉しくなる、と笑顔で仰っていただけたのは、強いやりがいに繋がりました。

町が事業主体となる工事のスケジュールに対応するため、急遽、使用できなくなる現況道路の代わりとなる仮設道路を、担当する本路線とは別に施工し、供用させる必要が出てきました。その際は約 1 ヵ月半の間に 10 数名の地権者に仮設道路の必要性を説明し、なんとかご理解いただいた上で借地契約締結にこぎつけることができました。その後仮設道路が無事完成し、車や歩行者がつつがなく通行している状況や町の工事も無事進んでいる様子を見た時は達成感と安堵感を感じることが出来ました。

平成 27 年春頃に撮影した志津川全景。
川の左岸側は工事が施工されていますが、始められたばかりで地盤嵩上等も未実施の箇所が多いです。赤丸部分に被災した防災庁舎があります。港付近区画整理事業地の土盛り箇所も少ないです。中央に旧道が走っています。

平成 28 年 1 月撮影。
かつての 398 号線（青線）から現在は仮設道路（赤線）で供用されています。写真左端から道路工事が進められてくることになっています。写真下部では橋梁の工事が始められました。

平成 28 年 1 月撮影。
港付近は町の観光・商業・水産業の中心地になるということで、早期のまち開きに向けて嵩上工事も進んできました。赤丸の防災庁舎付近の風景もだいぶ変わってきました。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

震災から５年が経ちますが､目に見えるかたちでの復興はまだまだであるように思います｡そのような中、土木事務所が施工する道路や堤防は街づくりの基本となり、人々の生活に直結する事業だけあって、住民の期待の高さを感じる場面も多かったです。その期待に応えるために、事務所ではかなりのスピード感を持って業務にあたる必要があり、体力面精神面ともに厳しい時もありました。しかし、そのような中だからこそ、進行管理と情報共有・調整を徹底し、業務の把握に努めなければならないことを学びました。それが正確かつ迅速な事業の遂行となり、住民の負託に応えることに繋がると実感できました。

また現地の職員は派遣職員･県職員問わず､復興に対する強い意気込みを持っていました。住民のために、という思いは自治体職員として最も基本であり、最も大切なものだと思います。今後、都政のどのような場面に携わることになっても、その思いを持って職務にあたりたいと思います。

被災地での業務に携わることは震災発生直後からの希望でした。私が被災地でできたことはごく僅かですが、その中で得られた経験は何にも変え難く、今後の都政人生において大きな意義を持つものだと思っています。復興に携わる機会、都政人として成長する機会を与え、様々な面で支えていただいた関係者の方々に心から感謝しています。

産業再生等

復興局産業再生課

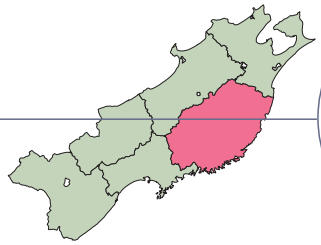

岩手県

業務概要

復興局は、東日本大震災津波からの地域の「再生・復興」に向け、まちづくり・産業再生・被災者生活再建など、部局横断的課題を一元化して取り組むことを組織の目的としており、産業再生課は、「なりわいの再生」を目指した様々な事業を行っている。

局の構成は、局長、副局長、各課総括課長を含む 60 名程度の人員を抱え、「復興推進課」、「生活再建課」、「まちづくり再生課」、「産業再生課」の 4 課において業務を行っている。

産業再生課では『なりわいの再生』に係る復興局の主管課として、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた産業復興を着実に推進するため関係部局の調整、業務支援や復興特区制度の活用などに取り組み『新たな三陸地域創造のためのなりわいの再生』の実現を目指している。
課内の主な業務は以下のとおりである。

（1）『さんりく産業振興プロジェクト』の推進
高い生産性と収益性を実現する農林水産業の振興、三陸地域の資源を活かした地場産業の振興や新産業の創出などの三陸地域全体の産業の振興

（2）地域基幹産業人材確保支援事業
産業復興に向けた課題である「労働力不足」の解消に向け、U・Ｉターン人材や外国人技能実習生など地域外からの人材確保に必要な受け入れ環境の整備を行う事業者を支援し、被災地産業の早期復興を促進

（3）起業支援の充実・強化による就業促進
被災地における起業を促進し、雇用拡大と魅力ある産業の創出を図り、地域経済を活性

（4）復興特区制度を活用した産業の再生
『岩手県産業再生復興推進計画（産業再生特区）』に基づく税制特例等の活用の促進

（5）被災事業所復興状況調査の継続実施
復旧・復興の進捗に応じた事業者（約 2,500 社）の現状把握

キャンペーンキャラクター「わんこきょうだい」

岩手県

産業再生等

復興局産業再生課

伊藤　愛
（福祉保健局）

1　担当業務の概要

私が担当した業務は、「岩手県産業再生復興推進計画」に基づく事業者指定・認定に係る事務であった。

「岩手県産業再生復興推進計画」とは、東日本大震災復興特別区域法に基づき、岩手県が策定した計画であり、本計画では、産業の集積による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を生かした産業を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図ることを目的として、どの区域にどのような産業を集積するかを定めている。

事業者は、計画上に定められた区域で、定められた業種の事業を行っていれば県の指定を受けることができる。指定を受けた後、適切に事業を実施したことを県に報告をし、県の認定を受ければ、法人税控除等の税制優遇を受けられる仕組みとなっている。

税制優遇の制度は４種類であり、被災者を雇用した場合に受けられる雇用減税、設備投資を行った場合に受けられる設備投資減税、開発研究用資産を取得した場合に受けられる開発研究用資産減税及び平成24年３月30日以後に新設された一定の要件を満たす法人が受けられる新規立地促進税制である。

具体的な「指定」の業務としては、事業者から提出される指定申請書の審査、まだ指定を受けていない事業者に対するＰＲチラシの送付や電話等による制度周知があり、「認定」の業務としては、事業者から提出される実施状況報告書の審査、設備投資等の事業計画の変更に伴う変更届の受理及び内容確認が主なものである。

2　苦労したこと・工夫したこと

産業再生特区の税制優遇の制度は、法人・個人事業主を問わず、利用が可能である。対象の区域で、対象の事業を行っていれば事業規模も問わない。そのため、日々の業務で、様々な事業者とのやり取りがあり、問合せの内容も多岐にわたる。その都度、これまで全く触れたこともない法律を調べたり、国税庁のホームページを確認したりと、知識の不足に悩まされることもあった。

また、制度周知の場面では、多くの事業者にとって「指定」や「認定」といった行政行為に対して、「なんだか手続が面倒くさいもの」「難しいもの」というイメージがあり、対象となりそうな事業者に指定申請の案内の電話をしても二の足を踏まれることが多かった。しかしながら、手続はとても簡単であることを口頭でも伝えるとともに、申請に必要な様式をファックスするなど、丁寧な説明と案内をすることで、「これくらいの手続ならば」と指定申請までこぎつけることができた事業者もいた。

日々の審査業務では、指定後の事業計画に変更があった場合に提出する変更届の記載を誤った形で記載してしまう事業者が多く、こちらで正しい変更届を作成し、事業者にデータを送付するということもたくさんあった。そのため、変更届の記載例を改訂し、より分かりやすいように工夫した。結果的には、変更届の記載誤りが多少減少している。

3　印象的なエピソード

税制優遇の制度は、事業者にとってプラスにしかならないものなので、制度周知等を図る中で「教えてくれてありがとうございます」「いい制度ですね」という言葉を貰うと嬉しく感じた。また、制度利用に二の足を踏んでいた事業者に対し、制度の内容を丁寧に説明した。手続等について納得してもらい、指定申請につながったときには、事業者にとってメリットのある制度の利用に貢献できたとやりがいを感じた。

日々の業務の中でも、税制優遇の制度が複雑なため、指定申請があった際に淡々と受け付けるのではなく、どういった使い方をする方がよいのか事業者に対し説明を行った。口頭だけで理解が難しい場合には、メールで文章や図解のメモを送付するなど、事業者に分かりやすいように丁寧な説明を行い、制度の内容をきちんと理解してもらえたときには、達成感があった。

また、産業再生特区の制度の活用状況として、制度を利用した事業者の被災雇用者数が１万人を超えて、数社の新聞にも取り上げられ、成果が形となって見えたことに喜びを感じた。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

平成 23 年 3 月 11 日に、自分が何をしていたか、思い出せない人はいないのではないかというくらい、東日本大震災は東北の方たちだけでなく、日本にとって大変な衝撃と被害をもたらした震災だったと思う。

しかしながら、こんな大きな震災であったにもかかわらず、震災から 5 年が経過しようとする今、震災の風化が進んでいる現状がある。震災の風化は、震災に対する「無関心」が背景にあるのではないかと私は思う。

私が、被災自治体に派遣され、復興に関する業務に携わる中で得た教訓で一番大きいものは、震災から私たちは多くのことを学ばなければならないということだ。実際に被災地を訪れたとき、昭和の大津波に襲われた際に建てられた石碑には、「ここより下に家を建てるな」と、子孫へのメッセージが刻まれていたが、その石碑より上に家を建てていたその地区は、人家の被害がなかった。全ての石碑において、この例と同じというわけではないが、私は、過去の経験に学ぶことの重要性を思い知った。

南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等、今後も日本は想像を超える震災に見舞われる可能性が高い。それらに備えて、「そんな大きな震災が来たらどうしようもない」「実際に来るか分からない」と「無関心」でいるのではなく、今回の東日本大震災や、過去の大きな震災から、減災のための予防策としてどのような施策が考えられるか、そして一人ひとりが震災に備え何をしておくことができるかを、常に検討していく必要がある。

こうした震災に対してのアンテナは、今後都政において、どの部署で働くとしても、大変重要な財産であると考えている。

産業再生等

商工労働観光部　経営支援課

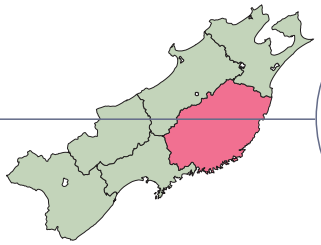

岩手県

業務概要

経営支援課では、東日本大震災津波からの復旧・本格的な復興に邁進すべく、中小企業者に対する支援施策を総動員して、地域経済の好循環と地域雇用の安定を創出することにより、「希望郷いわて」「産業創造県いわて」の実現を目指すことを、組織の目的としています。

◆組織図

商工労働観光部長 ── 商工労働観光部副部長

経営支援課総括課長 ┬ 新事業・団体支援担当課長 ── 新事業・団体支援担当 ── 11名

└ 主幹兼金融・商業まちづくり担当課長 ┬ 金融担当 ──── 11名

└ 商業まちづくり担当

課員現員

合　計
22名
（うち、自治法派遣職員は7名）

◆業務内容及び今年度における主要課題

(1)　被災企業等の復旧・復興支援及び中小企業振興条例に基づく経営力向上支援

ア　被災企業等に対する復旧・復興支援

①　グループ補助金等支援制度の活用促進

②　補助金の支出事務の迅速化及び適正執行

③　販路拡大等に対する支援強化

イ　中小企業の振興に関する基本計画の策定

①　基本計画の策定

②　条例の周知・啓発活動

(2)　被災企業の事業再生と中小企業の経営力向上のための金融支援

ア　被災企業の事業再生に係る金融支援

①　二重債務に係る相談・債権買取等の支援促進

②　震災復興資金による円滑な資金供給

③　高度化スキーム制度の活用促進と適切な運用

④　被災中小組合に対する早期復旧支援

(3)　被災商店街への復興支援

ア　被災地のまちづくりに伴う商業再建

①　被災商店街の本設店舗への円滑な移行

②　被災商店街の賑わい創出等への支援

イ　非被災地の商業まちづくり支援

①　商店街活性化の取組支援

②　個店の売上向上の取組支援

③　取組成果の情報共有・波及

岩手県

産業再生等

商工労働観光部　経営支援課

吉富　夕希子
（建設局）

1　担当業務の概要

私は、新事業・団体支援担当において、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）に関する業務を担当しました。

本事業の概要は、以下のとおりです。

◆事業概要

事業概要	中小企業等グループの復興事業計画が県の認定を受けた場合、施設・設備の修繕・復旧に要する経費の３／４を補助（国１／２、県１／４）。
グループの要件（グループ等の機能の重要性）	・グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること ・事業規模や雇用規模が大きく、地域経済・雇用への貢献度が高いこと ・一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること ・地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと （上記のいずれかに該当すること）
制度発足後の主な変更点	・津波浸水地域を含む市町村区域に限定、遡及適用も終了（H25 ～） ・共同店舗の新設、環境整備、イベント開催の費用を補助対象（H25 ～） ・資材高騰による追加措置、建物（店舗兼住宅）の住宅ローン抵当権設定（H26 ～） ・従前の復旧に代えて、新分野進出の取組に必要な施設等の整備を補助対象（H27 ～）
H27 年度公募	13 次：5 月 15 日～ 6 月 29 日、 14 次：9 月 1 日～ 9 月 30 日、15 次：12 月 1 日～ 25 日

開運橋から望む岩手山と北上川（盛岡市）

◆事業実績

岩手県では、これまで14次に渡る公募を行い131グループ、1,322社に対して、812億円を交付決定。

<グループ補助金の公募、決定状況>

年度	公募	申込G	企業数	申込金額	決定G	企業数	決定金額
H23	1次	51	230	545億円	8（22Gを再編）	116	77億円
	2次	35	157	334億円	3	28	50億円
	3次	46	229	362億円	19	151	202億円
					積み増し	(95)	108億円
H24	4次	43	711	255億円	18	434	133億円
					[追加] 3	22	7億円
	5次前半	12	131	75億円	12	131	69億円
	5次後半	33	237	114億円	25	228	98億円
	6次	8	51	10億円	7	49	9億円
H25	7次	10	51	19億円	5	26	10億円
	8次	8	30	11億円	2	8	2億円
	9次	9	52	20億円	9	51	17億円
H26	10次	1	1	0億円	1	1	0億円
	11次	3	3	0億円	3	3	0億円
	12次	6	21	9億円	6	21	8億円
H27	13次	5	34	21億円	5	34	17億円
	14次	5	19	5億円	5	19	5億円
	15次	8	14	3億円	3月中旬に交付決定予定		
合　計		283	1,971	1,783億円	131	1,322	812億円

注）①申込合計は延べ数、②申込企業数は補助希望者、③積み増し企業数は1次決定企業数の内数、④H26年度：10次公募の決定額は0.1億円（1千万円未満）、11次公募0.4億円（4千万円）

本事業の流れは以下のとおりですが、この他に、事前の募集及び事後の財産処分の業務があります。

財産処分とは、補助金により取得し、又は効用が増加した財産については、その財産を処分（転用、譲渡、交換、貸し付け、担保設定、取壊し、廃棄）する場合に、補助事業者は、県に対して財産処分の承認申請手続きが必要となるものです。

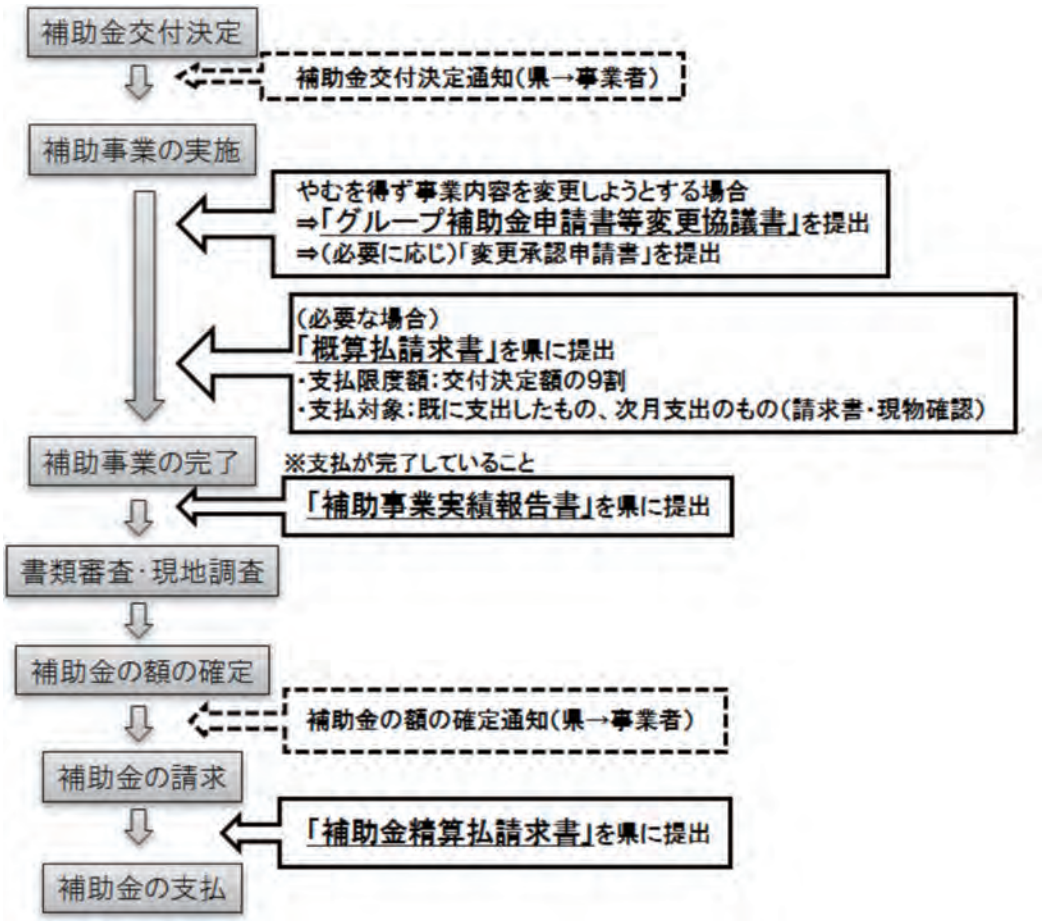

2　苦労したこと・工夫したこと

私自身、補助金に係る業務に携わった経験が無かったため、当初は制度や法令等の習得に時間を要しました。特に財産処分の案件では、どのような処分方法とするか国との調整を密に行いながら検討を重ねる必要がありました。

また、書類の作成段階から手取り足取り指導を行わないといけない事業者やさまざまな事情により特に慎重な対応を行う必要のある事業者も数多くいて、若干戸惑うこともありました。ですが、伝えるべき内容は伝えながらも、相手の気持ちに寄り添い、丁寧に誠意を持って対応を行うという建設局での都民対応の経験が非常に役立ったように思います。

3　印象的なエピソード

今年度、岩手県として本事業の会計検査を初めて受検しました。県としての見解や説明を求められるにあたって責任の重さはありましたが、県職員の一員として対応を任せてもらえることは非常にやりがいがあり、事前に準備を重ね、落ち着いて自信を持って対応できたように思います。

過去の経緯については、課内において当時の担当者が現員に残っていないこともあり、丁寧に確認する必要がありました。時間はかかりましたが、当時がどのような大変な状況であったかを窺い知る良い機会となりました。発災から数年の混乱期においては、少しでも早く復旧するために、業務においては何よりもスピードが重視され、また膨大な処理件数が集中している状況でした。そのために、事務作業はある程度簡略化され、個々の事情に配慮した柔軟な対応も行われていました。当時としては、やむを得ない対応だったと思いますが、現在、当時の対応によってさまざまな影響が生じ始めているのも事実です。補助金業務の適正執行のためにも、制度設計の段階から先を見据えた対応が必要であることを痛感しました。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

平成 26 年度、平成 27 年度と、岩手県で働く機会を与えていただき、受け入れてくださった岩手県ならびに送り出してくださった東京都には、心より感謝しております。

私が派遣されていた期間は、被災地では徐々に落ち着きを取り戻している部分もあり、被災地内外での風化が叫ばれている時期でもありました。県内においても、被害が甚大であった沿岸と内陸での意識差、また、職員の中でも良くも悪くも落ち着いてきている雰囲気を感じることも少なくありませんでした。見方を変えれば、復興に関する業務であっても、ルーティン業務になってきてしまっている部分があり、そして、あれだけの悲惨な体験をしても、ルーティン業務で満足してしまっている人がいるということなのだと思います。

それは、派遣職員についても同様です。全国の自治体から派遣されている職員は、それぞれが様々な目的を持って来ており、復興が進むにつれ業務外の目的を持つ人が大勢になってくると、難しさを感じる場面も数多くありました。

私自身は、岩手県で、東京都とも、また 1 年目と 2 年目とも、まったく違う業務を担当させていただき、有難い経験をでき、少しは東京都に持ち帰る財産が得られたように感じています。

ですが、そのときそのときは目の前の業務に対し必死に取り組んできたつもりであっても、果たして、被災地の復興のために何ができたのかと考えると、もっと働けたのではないかという思い、もっと働きたかったという気持ちもあります。自身の能力不足や至らなさを痛感した 2 年間でもありました。

本年度、私の所属した経営支援課においては、グループ補助金に関する業務を多くの派遣職員が担っていました。周囲の正規の県職員の方々はいつも派遣職員のことを気遣ってくださり、課として雪合戦やリレーマラソンに参加したり、「歳祝い」という盛岡の厄払いの伝統風習を体験させてもらったり、和気藹々とした雰囲気の中で過ごすことができました。他県の職員と同じ業務をするため、考え方ややり方が違う中で、業務上は不本意な思いをすることも少なくありませんでしたが、岩手県職員の一員として、どのようなかたちで組織へ貢献できるのかを考えた一年でもあった気がします。

震災から 5 年を迎えた 4 月以降、立場は変わりますが、これからも岩手県の復興のために自身のなし得る役割を果たし、そしてこの 2 年間の経験を無にすることのないよう都職員として尽力していきたいと思っております。

産業再生等

商工労働観光部　雇用対策・労働室

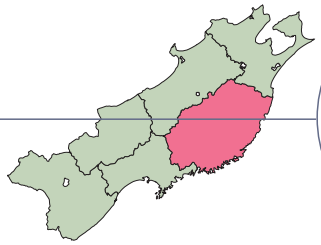

岩手県

業務概要

□雇用対策・労働室の組織（平成２７年４月１日現在）

室長　１名

労働担当	課長　１名		職員　11 名	臨時職員　３名
雇用対策担当	課長　１名	特命課長　１名	職員　14 名※	臨時職員　７名

計　39 名　　※（他　自治体応援職員５名を含む）

□組織の目的・役割

○　労働者の年齢階層・属性等に応じた就労（就職・就業）の支援を行うとともに、安心して働ける労働条件等の雇用環境の改善を図り、労働者一人ひとりが満足感をもって働き、豊かな生活がおくれるようにすること。

○　産業環境の変化や企業等のニーズに対応した人材を育成するとともに、企業等が行う職業能力の開発・向上を支援し、企業等そして地域の発展に寄与すること。

○　東日本大震災津波からの復興に向け、長期・安定的な雇用の創出と、内陸と沿岸の地域特性を生かしたバランスのとれた産業振興に向けた雇用・労働環境の整備を図ること。

□業務運営方針

Ⅰ　雇用の維持・創出
　1　震災からの復興を確かなものとするための雇用施策の実施
Ⅱ　就業の支援
　1　若年者の就労支援
　2　障がい者の就労支援
　3　Ｕ・Ｉターンによる就業の支援と促進
　4　離職者等再就職訓練の推進
　5　生活等支援
Ⅲ　能力を発揮し、意欲を持って働くことができる環境の実現
　1　働く意欲を有するすべての人たちへの支援
　2　職業能力の向上・技能尊重気運の醸成
　3　安心して働ける環境の整備
Ⅳ　雇用・労働行政推進基盤の整備

岩手県

産業再生等

商工労働観光部雇用対策・労働室

片山　太郎
（都市整備局）

1　担当業務の概要

私は雇用対策・労働室で雇用対策担当に配属され、事業復興型雇用創出助成金の交付等に関する事務を担当させて頂きました。

■執行体制（雇用創出助成金担当）（平成 27 年 4 月 1 日時点）

特命課長　１名　、職員９名（県職員４名　他自治体応援職員５名※）　臨時職員　７名

※　５名の派遣元自治体（北海道１、秋田１、東京１、千葉１、熊本１）

■事業復興型雇用創出助成金の概要（平成 26 年度版）

1　事業の目的

安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者の生活の安定を図り、被災地域の復興を支えるため、被災求職者の雇入れに係る費用に対し助成金を支給する。

2　事業の内容（平成 26 年度版）

（1）助成対象事業所

被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所　（①の事業を優先的に採用）

①　国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）の対象となっている事業
②　①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

（2）助成対象者（1）助成対象事業所

平成 23 年３月 11 日において新被災地域※で勤務していた求職者又は新被災地域※に居住していた者で期間の定めのない雇用契約」により雇用された求職者又は「１年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者

（※）岩手県・宮城県・福島県は県内全域及び青森県の一部などが新被災地域に該当。

（3）助成金の支給額

対象者１人当たり、次の額が支給。

助成対象労働者	総支給額	1 年目	2 年目	3 年目
フルタイム労働者	225 万円	140 万円	50 万円	35 万円
短時間労働者	110 万円	45 万円	35 万円	30 万円

（4）財　源　　緊急雇用創出事業臨時特例基金　　10/10

（5）実　績

	認定状況		助成金支給額
	事業所	助成対象者	
平成 23 年度	29 事務所	139 人	約 64 百万円
平成 24 年度	1,287 事務所	5,332 人	約 4,800 百万円
平成 25 年度	1,394 事務所	7,900 人	約 11,604 百万円
平成 26 年度	561 事務所	4,270 人	約 10,439 百万円
計	3,271 事務所	17,641 人	約 26,907 百万円

平成 27 年 3 月末時点

2　苦労したこと・工夫したこと

担当する「事業復興型雇用創出助成金」は市町村を経由せず、県が直接事業所に交付する制度であったため、4月に赴任した直後に約3,000事業所・17,000人分の実績報告書が、書類の整え作業を委託している「助成金事務センター」から順次納付され、執務室は各事業所からの報告書がいっぱいに詰まったダンボールが積まれ、制度理解も十分でない中、審査・交付事務がスタートしました。

当初は、審査マニュアルを何度も見返しながら報告所の審査を行っていたため1事業所の審査を終えるのに半日がかりになってしまうなどスムーズとはとてもいえない状況でしたが、審査件数が増え徐々に申請書類にも目が慣れてきた頃からは、だいぶ審査のスピードアップを図ることができました。

また、審査の過程で生じた疑義や審査マニュアルでも網羅されていなかったようなレアケースについては、同様のケースが確認されたとき審査がスムーズに行われるよう、対応について担当全員に周知しその都度情報の共有化を図るなどし、効率的に審査事務が行えるよう努めました。

平成26年度から同業務を担当していた県職員から伺ったところによると、平成26度は職員数も少なく（他自治体応援職員を含めて職員は4人だったそうです。）雇用差対策・労働室の職員だけではとても処理しきれず、庁内の他部署にまで審査応援をお願いし、なんとか乗り切ったとの事でしたが、平成27年度は、職員数も大幅に増えたこともあり庁内の他部署にまで審査応援をお願いすることなく実績報告書の審査事務を終えることができました。

3　印象的なエピソード

助成金の交付等に関する業務は、基本的にひたすら執務室での書類審査でしたので沿岸部などの被災地に脚を運ぶことはほとんどありませんでした。休日を利用し何回か訪れ復興の状況などを見てはいましたが、実際に震災当日を経験された方々から、直接お話を聞くことはできないでいました。

そんな状況を察してくださったのか商工労働部に派遣されている自治体職員や県の新規採用職員を対象に、実績報告の審査業務がだいぶ落ち着いてきた7月中旬に、現地見学会を開催して頂きました。

企画していただいた見学会では、宮古地域振興センターの担当者より震災当日の様子や現在の復興状況の説明を頂き、津波の被害により建物の半分が流失したため高台に移転して営業を再開したホテルや竣工した災害公営住宅の内覧をさせていただいたほか、「あまちゃん」で有名な三陸鉄道の社長より、震災発生から運転開始までの対応経過などをご説明いただきました。

社長から、震災による混乱のため、情報・連絡が行き届かなくなることを防ぐために活用されたノートも拝見させて頂いたのですが、様々な情報が簡潔かつ時系列に記載されており、関係者の皆様が情報をきちんと共有しながら復旧に取り組んでこられたことが、三陸鉄道が震災後わずか5日間での営業再開につながったことを知り深い尊敬の念を抱きました。

竣工した災害公営住宅（宮古市）

三陸鉄道と望月社長

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

担当業務は、対象範囲が非常に広く結果として、助成対象事業所・対象労働者の非常に多い助成金交付事業でした。もし東京で大規模な震災が発生し同様の助成金制度が創出された場合事業所数・対象人数ともに、岩手県の実績をはるかに上回ることになることは間違いありません。

私が今回お世話になった、雇用対策・労働室では年度当初の忙しい中、少しでも我々応援職員が職場に溶け込めるよう飲み会を開いてくださったり、業務マニュアルを作成しその説明会を開いてくださるなど様々なご配慮をして頂きました。

東京都で大規模な震災が発生し、他の自治体職員の応援を要請することになった場合も、応援職員の皆様が一日でも早く職場に馴染める環境や実践的なマニュアルは必要不可欠なものになると思われます。
日々の業務を遂行する中で気軽に相談できる明るい職場づくりに心がけるとともに、既存のマニュアル類については、常に見直しを行い効率的な事務処理を心がけることの重要性を改めて感じました。

最後になりますが、平成 28 年は希望郷いわて国体（平成 28 年 10 月 1 日～ 11 日の 11 日間（水泳は 9 月 4 日～ 11 日））･希望郷いわて大会（平成 28 年 10 月 22 日（土）～ 24 日（月））が、開催されます。是非足をお運び頂き選手団の応援とともに、岩手県の魅力を目・耳・舌で存分に満喫していただければと思います。

東日本大震災復興の架け橋
第71回国民体育大会

2016
希望郷いわて国体

広げよう 感動。伝えよう 感謝。

産業再生等

経済商工観光部　企業復興支援室

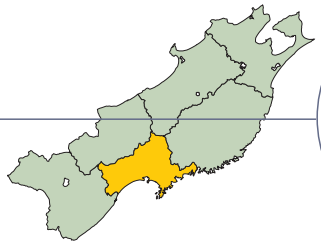

宮城県

業務概要

企業復興支援室の主業務は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）、被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）等である。

業務概要は以下のとおりである。

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

本制度は、東日本大震災により被災した中小企業等から構成されるグループがそれぞれ復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する費用の一部を補助する制度である。補助率は最大で75％と他の補助金と比較してもかなり高い補助率であり、被災地の復興に大きく寄与している。

なお、グループ補助金は、平成23年度から始まり、第15次認定までの交付決定状況は、923グループ、交付決定事業者数は3,869件、交付決定額は約2,411億円である。なお、平成27年度は16次公募まで実施し、平成28年度もグループ補助金は継続となる見込みである。

○申請ができる中小企業等グループの要件

構成員の事業所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ。

①サプライチェーン型　②経済・雇用効果大型　③地域に重要な企業集積型　④水産（食品）加工業型
⑤商店街型（※所在市町の同意が必要）

※いずれかの類型のグループで県の認定を受けた場合に限り、補助金申請を行うことができる。

○補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設・設備で、東日本大震災により損壊若しくは滅失等により継続して使用することが困難になったもので、補助金交付決定後に復旧・整備等に着工・実施する下記の経費。制度上原形復旧が求められており、被災前施設・設備のグレードアップなどの過剰復旧は補助対象経費として認められない。また、普通乗用車や事務機器、什器、備品、単独の休憩所等、補助目的以外に使用できる汎用性の高い施設・設備は、原則として対象外である。

なお、今年度から新分野事業により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費及びこれに付随して行うソフト事業についても新たに補助対象となった。（新分野進出事業）

※補助対象となる経費一覧

区　分	内　容
施　設	震災前に所有していた施設（建物）で、倉庫･生産施設･加工施設･販売施設･検査施設・共同作業場・原材料置場、その他補助目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設　備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
※新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
※市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
※宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備に係る費用

※新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設･設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限。

○補助率

補助事業に要する経費の３／４以内（補助金分のうち、２／３が国費、残りの１／３が県費）

○資材等価格高騰への対応

グループ補助金交付決定後の資材等価格の高騰により、施設の復旧工事計画を結ぶことのできていない事業者に対する増額措置を実施し、復旧の促進を図っている。具体的には、交付決定後、制度上の上限となっている２回の繰越や特別の措置である再交付処理を行ったにもかかわらず、施設建築費用が増加したために、復旧工事契約を締結できていない被災事業者を対象として、増額支援を行っている。増額支援は第１２次公募から開始し、増額申請はグループ補助金の公募とあわせて受付している。

2 被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）

本制度は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業などを活用し、復旧・復興をめざす中小企業の方などに対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて、無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を支援する制度である。

宮城県

産業再生等

企業復興支援室

髙島　進
（主税局）

1　担当業務の概要

宮城県経済商工観光部企業復興支援室において、私はグループ補助金に関する公募、交付、進行管理のほか、他課との調整や指導を担当した。当事業に関する業務は募集から補助金支出、財産処分となる。

なお、事業の主な流れは下記のとおりである。

～募集から交付決定まで～

○相談会の実施
○補助事業の募集・受付
○復興事業計画評価委員会の開催
○計画認定の決定
○補助金額の内示
○補助事業者向け説明会の実施
○補助金交付申請書の受付（事業者→県）
○補助金交付申請（県→国）
○補助金交付決定（県→事業者）

～交付決定から補助金支出まで～

○補助金交付決定
○事業の実行
○(一部事業の完了)
○(県による履行調査・現地調査・書類審査)
○(概算払い・補助金の支出)
○(計画変更)
○事業の完了
○県による履行調査・現地調査・書類審査
○補助金額の確定
○精算払い・補助金の支出
○(財産処分)

私が担当している事業者は、交付決定時期が第１～８、10、12、16次の計25グループで約240事業者(完了事業者含む)。所在地は石巻市、東松島市、気仙沼市、多賀城市等と広域に渡っている。

2　苦慮した点、工夫している点

(1) 公募業務

募集から交付決定までの流れは上記表のとおりである。復興事業計画の公募期間に関わらず随時申請に関する相談に応じており、公募期間中の10日間程度を特別相談期間として設定。気仙沼市や石巻市など県庁から遠い場所では、職員が出張して対応する特別相談会を実施した。

被災直後と比して応募する事業者等は減少傾向にあったが、今年度から新制度として、従前の復旧に替えて、新たな製造ライン、新商品開発等の新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費等についても補助対象となったため、再び応募事業者は増加。新制度への問い合わせや相談も増え、対応に苦慮したため、事業者向けの公募要領を改訂したほか、担当者間で事務処理に差異が出ないようQ＆Aの作成やマニュアルを修正し、室として適切に事業者へ対応を行った。

(2) 補助金の支出

事業者からの事業完了報告を受け、現地調査や書類審査を行うが、補助金支払時に復旧させた施設・設備が補助対象外と判明することもあり、従前の運用では事業者側の負担が増えるケースがあった。現在の運用では申請の時点で、被災時に申請施設・設備を所有していたか、補助対象となるか否かの確認を徹底するなど、チェック体制を工夫し、トラブルを未然に防ぐよう改善している。また、困難案件に対しては相談対応記録を作成し、上司や他職員と情報共有しながら、案件の相談を行うなど補助金の適正な執行に努めている。

(3) 財産処分

グループ補助金で取得した施設や設備を処分（取り壊し、廃棄、転用、貸し付け、譲渡、担保設定）する際には、国・県の承認が必要となるため、財産処分の処理が必要となる。補助金で整備した施設・設備を売却するなど補助金の返還が生じるケースも多く、件数や事務量もかなり増えてきている。配属前の私は補助金支払事務のみだと考えていたが、配属直後から高額な返還金の納付を事業者に求める必要があり、最初は事務処理に時間がかかった。財産処分では前例がないケースや、相続など複雑な権利関係があるケースなど、処分方法が難しい案件もあったが、過去の取り扱いや考え方を参考にしながら解決案を示し、上司や国と調整することで円滑に業務を実施できた。

3　被災地での仕事のやりがい等

現地調査時に、「あなたのおかげで工場や製造ラインを復旧でき、事業を継続できた」、「事業をようやく再開できた。ありがとう」と事業者から直接感謝の言葉をいただけることが多く、膨大な審査書類があっても高い意欲を持って仕事ができた。現地で実際に復旧した施設・設備を見ると、自分が担当した補助金によって被災事業者を支援できていることを実感できるため、やりがいに繋がっている。

また、室内には他自治体からも多くの職員が派遣されており、他自治体職員と情報交換ができ、交流を深めることができるなど、仕事以外の面でも貴重な経験が得られた。

4　被災地派遣を通じて得られた教訓など

グループ補助金業務は、平成23年度から現在まで継続されているが、被災地の復旧状況や住民感情は絶えず変化している。現在は震災から一定期間が経過し、「復旧から復興へ」とステージが移行しつつある。しかし、津波浸水区域では、未だ区画整理事業が終わらない、土地の嵩上げが終わらない等の理由で復旧したいのに足踏みしている事業者も多く存在していることは、決して見逃してはならない。災害発生から時間が経過するほど、地域の復旧状況も多様化するため、被災者の現状を考慮した支援策を講じなければ実効性は薄くなってしまう。宮城では積極的な企業訪問で被災者から現在のニーズを聞き出し、観光・商工・企業誘致等さまざまな部門で新しい施策にチャレンジしている。職員が減少する中で、行政としてより実効的な支援策をいかに打ちだしていけるかが鍵となっており、これは都政にも共通する重要な課題である。

私の派遣は今年度で終了となるが、これからも宮城の応援団として、できる限り復旧・復興を支援していきたい。

被災工場の写真

復旧した工場

現地調査で事業者に制度を説明

宮城県

産業再生等

経済商工観光部　企業復興支援室
企業復興支援班

堀口　陽平
（病院経営本部）

1　担当業務の概要

■組織体制（企業復興支援班）

班長１名、副班長２名、班員 14 名（うち、自治法派遣職員５名、任期付職員６名）

■主な事務分掌

私は、企業復興支援班でグループ補助金に関する業務を担当した。本補助金に関する業務は、募集から補助金支出まで多岐にわたっているが、事務のおおまかな流れは以下のとおりである。

～募集から交付決定まで～

○相談会の実施　○補助事業の募集・受付
○復興事業計画評価委員会の開催
○計画認定の決定
○補助金額の内示
○補助事業者向け説明会の実施
○補助金交付申請書の受付（事業者→県）
○補助金交付申請（県→国）
○補助金交付決定（県→事業者）

～交付決定から補助金支出まで～

○補助金交付決定　○事業の実行
○（一部事業の完了）
○（県による履行調査・現地調査・書類審査）
○（概算払い・補助金の支出）
○（計画変更）　○事業の完了
○県による履行調査・現地調査・書類審査
○補助金額の確定
○精算払い・補助金の支出　○（財産処分）

この中で私が担当した業務は、相談会や補助事業者向け説明会の実施と交付決定から補助金支出までの事務全般である。私が担当する事業者は、交付決定時期が第５～７次（平成 24 年度）、第 13 次（平成 26 年度）、第 16 次（平成 27 年度）の８グループ 193 事業者で、地域は気仙沼市が一番多く、次いで石巻市、東松島市である。

2　苦労したこと・工夫したこと

・伝えることより聞くことに重点を置く

私が被災地の業務に従事して最初に感じたことは、私の担当した沿岸部の地域では精神的に張り詰めている人が特に多いという点である。もちろん人によって程度は異なるが、中には、補助金の説明をしている途中で体調を崩してしまう人もいて、東日本大震災が与える影響の深刻さを改めて感じた。

そこで私は、説明することよりもまずは相手の話を聞くことや話を引き出すことに重点を置いて業務を行った。被災者に、業務以外の気持ちや思いなども含めて話したいだけ話してもらうことで、張り詰めた精神状態を少しでも改善し、心を落ち着かせることが目的だ。これを意識してから、当初に比べて、一つひとつの業務に時間はかかるようになったが、相手と良好な関係を築き円滑に業務を進められるようになった。

3　印象的なエピソード

・被災者との交流

業務上、被災者の方と直接やりとりをする機会が多いが、派遣当初は、東京都からの派遣職員ということで、被災者の方と話をしていても、心の距離を感じたりお客様扱いの対応だったりと、なかなか被災者の方の本音を聞くことができず、どこかもどかしさを感じていた。被災者の方と何度連絡を取り合っても、簡単には心の距離は埋まらず、悩みの種となっていた。

そこで、自分と周りの宮城県職員のどこが違うのかを観察した。すると、徹底的に違う点がひとつあった。それは被災者の方に対する「言葉遣い」であった。例えば、電話対応の場合、私は誰に対しても話の内容が分かるように丁寧な言葉遣いを意識して標準語を使っていた。一方で、私が観察した宮城県職員は、相手に応じて、標準語だけではなく時には方言を組み合わせた話し方をしていて、たくさんの被災者の方と信頼関係を築いていた。

それに気づいてからは、私も少しずつ方言を真似しながら覚え、また宮城県のことを勉強して、被災者の方の気持ちに寄り添い、一人ひとりに合わせた対応をする努力を続けた。例えば、派遣当初は、被災者の方に書類の書き方や補助金の制度について説明をしても、なかなか理解が得られなかったり、相当の時間を要していたりしていたが、方言を交えた話し方を取り入れたり、積極的に被災地の状況をお伺いしたりしてからは、少しずつ相手から疑問点などの連絡が来る回数が増え、被災者の方との距離が近づき、信頼関係も深まるのを実感した。また、対応した事業者の補助金が確定した際には、とても嬉しく、やりがいや達成感を得ることができた。

この経験を通して、大変だった業務も少しずつ楽しさを感じ、被災地に貢献したい気持ちが一層強まった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

都では、これまで、職員間の内部調整関連の業務を担当しており、住民の方と接する業務を行ったことがなかった。今回の業務を通じて、住民の方と接する機会を頂き、相手の話に耳を傾けながら一人ひとりに寄り添った対応を行い、時には厳しいこともしっかりと伝えることが必要であることを学んだ。

被災地の業務では、嬉しかったことも辛かったことも、ほとんどがコミュニケーションに関することだった。どのような業務でも人とのコミュニケーションは不可欠であるが、ここまで真剣に悩み喜怒哀楽したのは、被災地復興という目的のために、全国から派遣された職員や宮城県の方々と、互いに支え合いながら協力し、チームとして業務を遂行したからこそのものだと思っている。この経験を通して、日頃からまわりの職員とコミュニケーションをしっかり取り、チームの中における自分の役割を理解すること、そして、まわりの職員がどのような強みがあるかを知っておくことが大切だと感じた。東京都に戻ってからは、どのような業務についても「チームプレー」を意識して、日頃からまわりの職員とコミュニケーションを取りながら協力して業務を行い、情報共有の徹底やヒューマンエラーの防止等に役立てたい。

最後に、被災地派遣に伴い、色々とサポートしていただいた東京都関係者の方々、そして、業務の指導だけではなく、休日の息抜きまで付き合っていただき、たくさんの経験をさせていただいた宮城県の方々に心から感謝したい。

宮城県職員と派遣職員による
バーベキューの様子

企業復興支援室の執務室
（宮城県庁 14 階）

産業再生等

保健福祉部食品生活衛生課

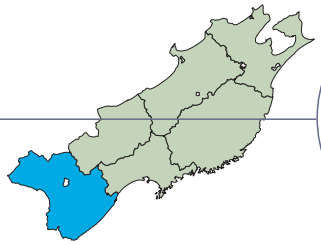

福島県

業務概要

■平成２７年度 福島県保健福祉部の組織

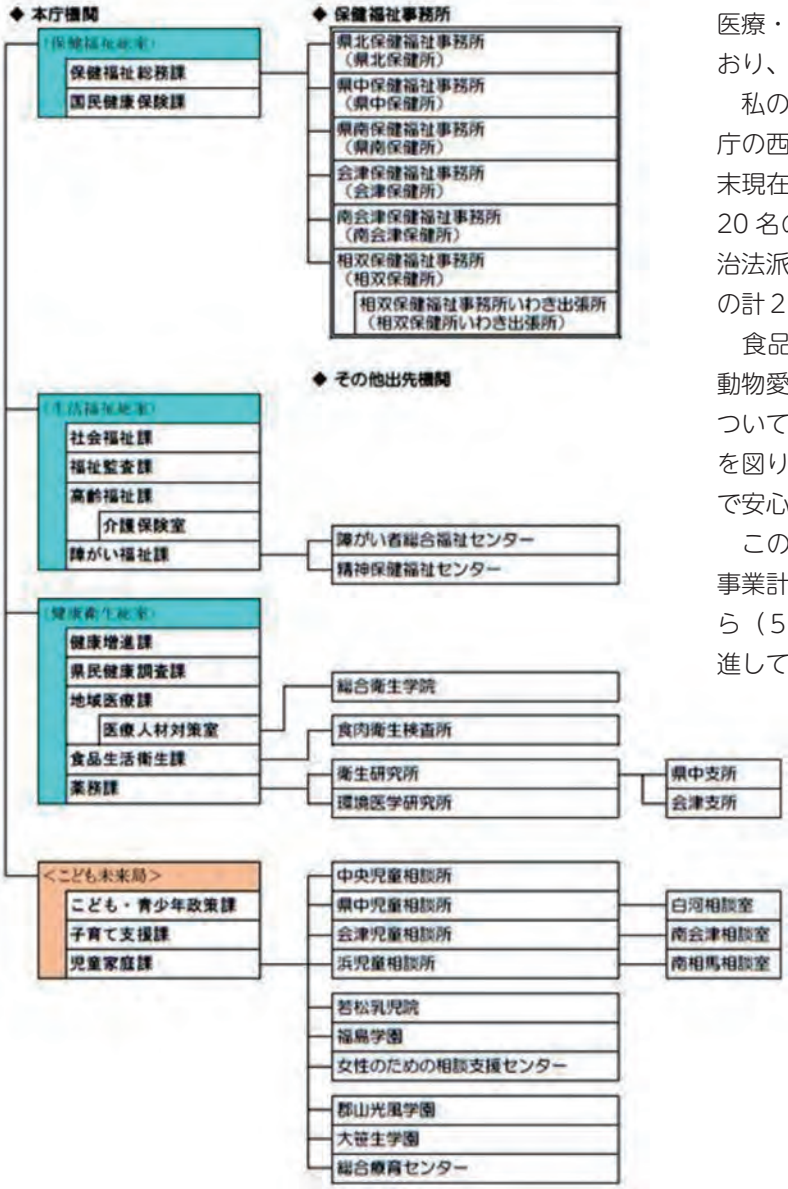

福島県保健福祉部は主に県内の保健・医療・福祉分野に関する職務を担当しており、組織構成は左図のとおりです。

私の所属する食品生活衛生課は福島県庁の西庁舎４階にあり、平成 28 年１月末現在、事務職６名と技術職 14 名の計 20 名の職員が所属しています。うち自治法派遣職員は東京都１名、福岡県１名の計２名です。

食品生活衛生課の目的は、食品安全、動物愛護、衛生的な環境及び水道事業について、生活衛生行政の一層の充実強化を図り、日常生活全般にわたって、安全で安心できる環境を確保することです。

この目的達成のため、平成 27 年度の事業計画にしたがって、以下の（１）から（５）までの５つの施策を重点的に推進しています。

＜食品生活衛生課の事業＞

（1）食品安全確保対策	①食品製造施設の監視指導とＨＡＣＣＰ方式の衛生管理の普及啓発による営業者の自主的な衛生管理体制の確立 ②食中毒発生の防止 ③食の安全・安心対策事業の進行管理 ④食の安全に関する迅速かつ的確な対応と情報提供 ⑤衛生的な食肉確保のためのと畜場等の衛生管理
（2）動物愛護	①被災動物の管理支援 ②人と動物が共存できる社会環境の確保のための動物愛護の気風の醸成 ③動物愛護と適正管理の普及啓発 ④動物による危害の防止
（3）衛生的な環境対策	①生活衛生関係営業の経営の健全化 ②生活衛生関係営業施設に指導・助言等をすることにより、自主管理体制の確立を促進することで衛生水準の維持向上 ③公衆浴場等に関するレジオネラ属菌対策等の実施及び適切な指導による安心して利用できる入浴環境の確保
（4）水道事業	①安全な水の安定的供給を図るため水道事業者等の行う水道未普及地域解消事業に対する支援 ②ライフラインの機能確保のための災害や事故に強い水道施設整備事業に対する支援
（5）食品等の放射性物質検査	①市場等に流通する食品等の安全を確認するための県産農林水産物等を原材料とする加工食品等の放射性物質検査 ②利用者に安心を提供するための飲料水の放射性物質検査

福島県

産業再生等

保健福祉部
食品生活衛生課

池田　篤広
（主税局）

1　担当業務の概要

私は食品等の放射性物質検査の推進に関する業務を中心に、食品安全確保対策の推進の一部を担当しました。具体的には、加工食品等の放射性物質検査、農林水産物の放射性物質検査及び出荷制限等の対応、ふくしま食の安全・安心推進会議等の運営・準備の補佐、食品の自主回収に関する情報提供、貝毒規制、調理師・製菓衛生師試験に関する業務等を担当しました。以下は、食品等の放射性物質に関する業務について記述します。

○食品等の放射性物質検査

加工食品の放射性物質検査の目的は「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」に基づき、福島県産農林水産物を原料とした加工食品等を中心に放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値等を超過した加工食品等の流通を防止し、検査結果を消費者に速やかに情報提供することによって、食の安全・安心を確保することです。本検査実務は加工食品等の放射性物質検査実施要領に則り、毎週、県内の加工食品等を県内の６保健所が食品衛生法第 28 条１項の規定に基づく収去によって採取し、衛生研究所が分析し、食品生活衛生課が公表します。

私は食品生活衛生課の担当として、必要な保健所から採取した加工食品等に関する名称、種別、製造場所、原料農林水産物の名称及び産地などを、衛生研究所から検体の検査結果をそれぞれの様式で受け取り、それらを統合し、公表資料を作成します。公表資料の作成の際、名称と種別は、過去の公表事例等を参考に公表用に変換するとともに、農林水産物の産地については、例えば、穀類は旧市町村ごとに放射性物質の検査後に出荷が可能になるので、現在の市町村単位ではなく、旧市町村単位で出荷可能な地域かどうかまで、確認します。その他の確認すべき箇所も含め、検体に関する情報については、保健所に確認依頼及び聞き取り調査をします。

また、公表については、広報課に資料を投げ込みするとともに、報道機関に情報提供、県民向けにホームページの掲載を行うとともに、県内の中核市保健所や６保健所、厚生労働省への報告なども行います。

平成 27 年度の加工食品等の放射性物質検査は、平成 28 年１月末までに、3,309 検体を検査・公表しており、あんぽ柿等の試験加工品を除いて、震災以降初めて、基準値超過はありませんでした。

また、加工食品の原料となる農林水産物は、出荷制限等の解除に向けた検査を除いて、19,749 検体を検査し、基準値を超えた検体は 18 検体です。基準値を超えた品目は、原子力災害特別措置法および食品衛生法に基づき、産地ごとに国の出荷等制限指示または県の自粛要請がおこなわれ、流通することはありません。また、これらの出荷制限等の情報については、食品生活衛生課もホームページで公開し、県内の保健所または中核市に通知または情報提供するなどして、福島県の食の安全の確保と安心の実現に努めています。

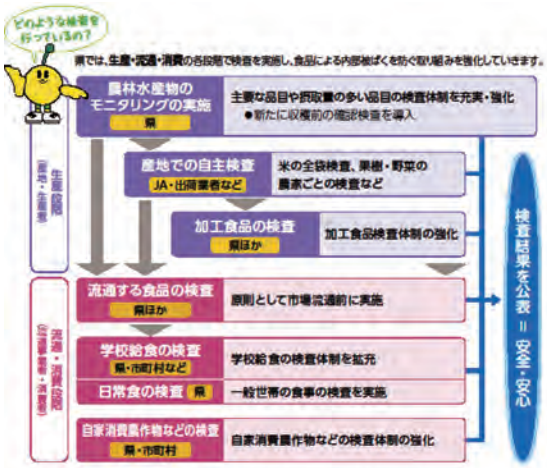

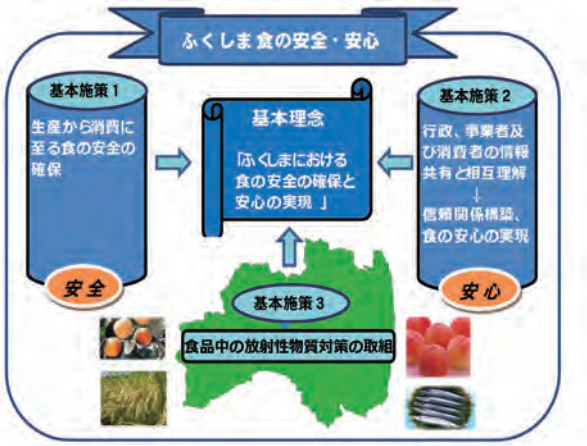

2　苦労したこと・工夫したこと

食品の放射性物質検査に関する業務は、東日本大震災以後の職員の仕事の積み重ねにより、特別な場合を除き、定型業務といえるものです。そのため、特別な場合に該当するのはどのようなものかということに、注意をする必要がありました。食品の基準値超過の場合は、前述のとおりの対応が必要ですが、基準値未満だが検出値が高い、特殊な食品である場合などは、品目ごとに対応が分かれることもあります。

<＜平成 28 年 1 月 28 日・食品生活衛生課執務室で加工食品の放射性物質検査の検体の確認＞

このような特殊な場合を見極めるうえで、県の放射性物質検査のルールを理解することは勿論、県の食文化や特産品等の知識を有して、検査情報をデータとしてだけではなく、食の安全と安心の観点で、迅速かつ適切に内容を理解することが必要だと感じました。そこで、休日に福島県の各方面に県内観光をする場合は、特に食品に関するイベントや郷土食、土産物の販売店などに積極的に立ち寄るようにして、県内の食を肌で感じるように努めました。

3　印象的なエピソード

加工食品の放射性物質検査で公表した食品が販売店に陳列され、県民や旅行者等が手に取っている姿を見ると、県内の食品安全行政に少しでも貢献することができたと感じることができた。

特に福島県の特産品の一つである、あんぽ柿については、試験加工品の放射性物質検査による加工の可否の判断に関する業務に関わり、あんぽ柿の出発式に参加し、出荷前の自主検査工程なども視察する機会もありました。その後、はじめて福島県産のあんぽ柿を食べて、一人のファンとして、帰省の際の土産物として購入することになりました。

＜平成 27 年 12 月 8 日・平成 27 年産福島県あんぽ柿出発式＞

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

私は、今回の自治法派遣で、東日本大震災による原発事故により発生した食品等の放射性物質検査業務に携わりました。前例がない業務であった食品等の放射性物質検査事務も基本的には定型業務となっていることを先に述べましたが、一方で東日本大震災から 4 年 10 ヶ月が経過した今も、部や課の重点施策として位置づけています。また、平成 27 年度の県政世論調査の震災・原発事故や復興について知りたい情報のカテゴリで最も多い 65％の方が、食品や農産物の安全性確保についての取り組み・モニタリング情報を選んでいます。そして、県外に発信するべき内容のカテゴリで最も多い約 70％の方が県外に発信すべき情報に農産物や県産品の安全性を選んでいます。これは、他の分野と比較しても高い割合で、食の安全・安心が住民に身近な話題で非常に関心が高いものだということが分かります。

所感にはなりますが、食の安全・安心という問題は、科学的な面と心理的な面の両方が影響するために、早期の解決が難しい分野であり、一度問題が発生すれば、長期的に必要とされる業務が存在することを表していると思います。おそらく東京都においては、福島県と同じ原発事故による問題が生じないと思いますが、このように一度顕在化した場合、早期に解決しないため、根気強く継続しなければならない仕事は生じるでしょう。そのときは、今回の経験を踏まえて対応していきたいと考えています。

また業務、勉強会、観光等で公私にわたり、福島県職員、他県の自治体職員、民間企業の職員等と話す機会を持ち、他県の仕事のやり方、考え方や様々な経歴を持った方のお話を聞いて、それぞれ地元や派遣元の自治体に対する愛着のようなものを感じることが数多くありました。同時に、私は東京都の自治体職員として、一都民として、どこまで東京都について知っているだろうかと見直す良い機会となりました。

今後は福島県の魅力を東京都で伝えることで復興の一助になるとともに、私も東京都について発信できる職員になれるように励みたいと思います。

産業再生等

商工労働部　雇用労政課

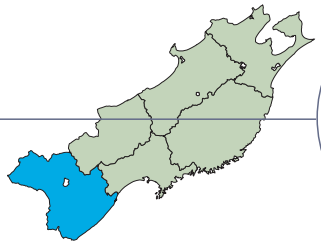

福島県

業務概要

【雇用労政課の業務内容・事務分掌】

○県の労働施策及び雇用対策の総合企画等　○労働法令制度の普及啓発
○ワーク・ライフ・バランスの推進　○労働相談　○労働者の福祉対策
○労働関係の情報収集、調査等　○ニートの自立支援　○シルバー人材センター
○中高年齢者、若年者及び障害者等の雇用対策　○女性の活躍促進
○県内企業の人材確保支援　○緊急雇用創出事業　○被災者・避難者の雇用対策

【人員】（平成 28 年 1 月 31 日現在）

○福島県職員 13 名（課長 1 名、主幹 1 名、主任主査 2 名、主査 2 名、副主査 2 名、主事 5 名）
○自治法派遣職員 5 名（埼玉県 2 名、山梨県 1 名、奈良県 1 名、東京都 1 名）
○中小企業労働相談員 2 名　○臨時職員 4 名
計 24 名

【県内の雇用情勢】

○福島県における平成 27 年の有効求人倍率は、1.46 倍（全国平均 1.20 倍）であった。雇用情勢が悪化していた平成 21 年は 0.36 倍であり全国平均（0.47 倍）を下回っていたが、少子高齢化が進み労働力人口が減少する中、東日本大震災以降は、復旧・復興関連の求人数の増加により、全国平均より高い数値で推移している。

○福島県全体での有効求人倍率は上昇傾向にあるが、事務や配送・清掃業では求職者数が求人数を上回っている（就職難を表す）一方、専門・技術（土木技術者、医療技術者等）やサービス業（介護、接客等）では求人数が求職者数を上回っており（人手不足を表す）、業種間のミスマッチが顕著であり県の課題となっている。

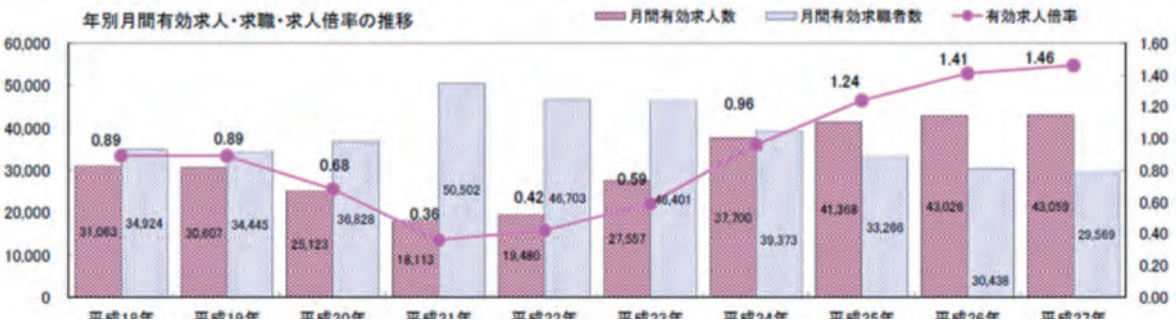

（福島労働局調べ）

福島県

産業再生等

商工労働部雇用労政課

倉下　佳子
（主税局）

1　担当業務の概要

私が担当した業務は、国（厚生労働省所管）の緊急雇用創出基金事業の一つである「事業復興型雇用創出事業」であり、国の 23 年度第 3 次補正予算で措置された福島県原子力災害等復興基金で実施している。事業復興型雇用創出事業には、基金造成時 490 億円が措置され、25 年度の積み増し分を含め、27 年度現在、708 億円が措置されている。

福島県では、事業復興型雇用創出事業を「ふくしま産業復興雇用支援事業」と称し、雇用労政課の助成金班、計 7 名（福島県職員 3 名、派遣職員 3 名、臨時職員 1 名）で業務を行っている。

○制度概要

この事業は、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的としたものであり、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者の生活の安定を図り被災地域の復興を支えるため、雇入れに係る費用を助成するとともに、人手不足に対応するため県外からの求職者の雇入れに伴う移転費用を、事業所へ助成する事業である。

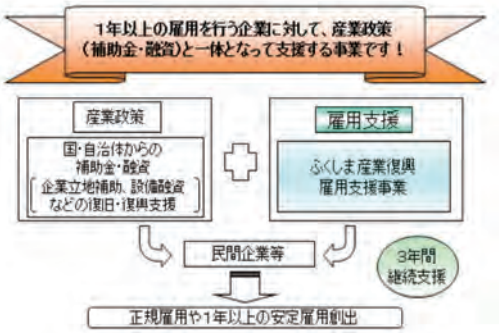

雇入れ費用は 23 年度からの制度であり、26 年度までに、延べ約 5,400 事業所に対して約 500 億円の支給決定を行い、延べ約 26,000 人の雇用創出を支援している。27 年度には移転費用の助成が創設されたが、対象地域は縮小傾向にあり、福島県では県内全域の事業所を対象としているが、同様に事業復興型雇用創出事業を行っている岩手県・宮城県では、27 年度は沿岸部のみを対象として実施している。

○対象事業所

平成 23 年 3 月 11 日以降に、福島県が指定した補助金又は融資（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、中小企業等復旧・復興支援事業、ふくしま復興特別資金など）の採択を受けて事業（産業政策）を行っていることが要件の一つとなっている。そのため、対象事業を所管する商工労働部各課をはじめ、農林水産部農産物流通課、保健福祉部高齢福祉課など、全庁各課と連携して業務を進めている。

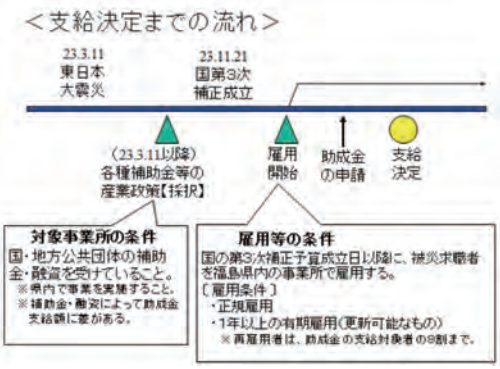

○支給額

・雇入れ費（労働者1名に対し、3年間にわたり支給する額。一事業所の上限は、総額2,000万円。）
　フルタイム労働者：最大 225 万円（1 年目 120 万円、2 年目 70 万円、3 年目 35 万円）
　短時間労働者　　：最大 110 万円（1 年目　60 万円、2 年目 30 万円、3 年目 20 万円）
・移転費（労働者1名に対し、一括で支給する額。一事業所の上限は、総額300万円。）
　フルタイム労働者、短時間労働者ともに、最大 30 万円

○業務の流れ

1 年を通じて、27 年度の支給決定業務と、26 年度以前に支給決定を受けた事業所への支払業務を並行して行っており、特に、出納整理期間（4･5 月）は支払業務が集中し事務量が膨大となる。また、年に数回、企業訪問を行った。

(1) 支給決定業務

年度当初に27年度募集分の制度の最終確認や申請受付の準備を行い、6月から概要の説明会を県内各地で開催し、7月から1月まで県内に7カ所ある各地方振興局で受付を行い、雇用労政課にて審査のうえ支給決定を行う。

(2) 支払業務

26年度までに支給決定を受けた事業所から、一定の期日（概ね6ヶ月又は1年）ごとに実績報告を受け、対象労働者としての要件を満たしているか実績内容を審査し、報告期間分の助成金額を算定し支払いを行う。雇入れ費は、労働者1名につき3年間にわたって支給するため、支給決定から3年後の日が属する年度末まで、実績報告の審査・支払事務を繰り返している。

2　苦労したこと・工夫したこと

○雇入れに対する助成制度ではあるが、対象事業所・対象労働者の要件が詳細に規定されているため、雇入れたすべての労働者が対象になるわけではなく、支給決定の審査において申請事業主との間で、制度に関する見解の相違や齟齬が生まれることがあった。その際は、的確に制度を運用するよう個々の状況や制度内容を確認しながら、丁寧な説明を心掛けて業務を進めた。また、23年度から実施している事業であるが、制度内容は年度ごとに変更されている点も多く、実績報告の審査時には各募集年度ごとに様々なケースが発生するため、過去の経過を正確に把握しながら対応した。

○27年度からは、原則、新規申請事業所のみが対象となり、また、上限額が一事業所につき1億円から2,000万円になるなど、制度内容に大幅な変更があった。そのため、例年よりも多く説明会を行い、申請受付後も、関係機関や経済団体等へのＰＲチラシの配布、テレビやラジオ、ツイッターなどでの周知、対象となる可能性がある事業所へ申請を促す案内文を送付するなど、一つでも多く、本助成金を必要としている事業所に申請いただけるよう、広報に力を入れた。

3　印象的なエピソード

○対象事業所を訪問した際、震災直後の対応やその後の立て直しから現在に至るまでのお話を伺った。いかに企業が労働者のことを思い雇用を守ろうとしたか、そのお話を伺う中で、少しでも雇用支援助成事業が企業活動の一助になっているのであればありがたいと感じた。また、浜通り（沿岸部）で被災し、会津（内陸部）に拠点を移して再開した企業でのお話し。多くの労働者が避難を余儀なくされ、同じ福島県内であっても文化や風習が異なる地域での暮らしには苦労も多く、職場でも様々な課題が発生したが、苦難を乗り越えながら事業を続けてきたということに、頭が下がる思いであった。

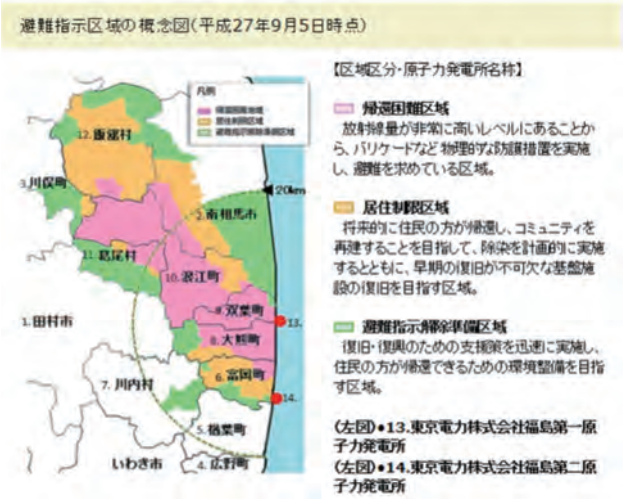

出展：ふくしま復興ステーション（復興情報ポータルサイト）

○県庁勤務では、日頃、他の地区の様子を実感する機会も少なく、勤務がない日は、浜通りや会津など、各地へできるだけ多く足を運んだ。富岡町など県内8団体でつくる「ふくしま震災遺産保全プロジェクト」で企画された被災地見学ツアーでは、原発事故により全町避難指示を受け、手つかずのままであった富岡町災害対策本部跡や、震災遺産である津波被災パトカーを見学した。また、南相馬市の観光ボランティアガイドツアーでは、被災したガイドの方から震災当時の状況や現状のお話を伺った。家があっても人が住むことができない、5年前のまま日常がまったく戻っていない町がある現状を肌で感じ、地震・津波・原発事故による被災が5年経つ今でもまだまだ収束していないことを改めて実感した。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

東京で生活してきた私にとって、今回の派遣期間中には、文化や風習、生活習慣の違いなど福島と東京

の違いを感じることも多かった。同じ福島県内であっても、浜通り・中通り・会津と地域が分かれており、気候や文化、歴史、風土もそれぞれ特徴がある。

東京は国内外を含め、様々なバックグランドを持った人々が集まる都市であり、価値観も表現方法も人それぞれである。同じ場所に集まった人々が一つの方向に向かって物事を成し遂げるには、意思疎通＝コミュニケーションが大変重要となってくる。年度途中には、県庁手話サークルに参加し、県職員との交流を図りながら新たなコミュニケーション方法も学んだ。

雇用対策をはじめ東京都では様々な課題を抱えるが、その一つ一つを解決していくために、互いの考えや意見を交え理解しながら、様々なコミュニケーション方法を活用して課題解決に励んでいきたい。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

①補助を受けて工場で設備投資を行い雇用を創出した企業の様子。（平成 27 年 8 月、企業訪問にて。）
②南相馬市の廃棄物仮置き場。除染作業はこれからも続いていく。（平成 27 年 12 月）
③喜多方市の三ノ倉高原ひまわり畑。春には菜の花を、夏にはひまわりを、秋にはコスモスを楽しめる。（平成 27 年 8 月）
④南会津町のひめさゆり群生地。福島県内では春から秋にかけて各地で様々な花が咲き誇る。（平成 27 年 6 月）
⑤南相馬市鹿島区の「奇跡の一本松」。数万本が津波で流されたがこの 1 本だけが生き残った。（平成 27 年 6 月）
⑥富岡町・災害対策本部跡。全町避難となりたった 1 日だけ設置された本部。現場を正確に記録し震災当時何をしていたのか後世に引き継ぐ資料とする。（平成 27 年 12 月）
⑦福島市にて開催されたロック・コープス。ボランティア活動と音楽が融合したアメリカで誕生したイベント（福島県が共催）。2 年連続福島県で開催された。（平成 27 年 9 月）

産業再生等

商工労働部　産業創出課

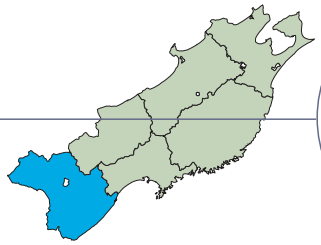

福島県

業務概要

商工労働部は、産業創出、企業立地、商業まちづくり、雇用労政、経営金融、観光交流に関する事業を所管している。その中で産業創出課は、中小企業の創業支援・復興支援、ロボット関連産業・再生可能エネルギー関連産業・医療関連産業の集積等に関する事務を所掌している。課内室である医療関連産業集積推進室を含めると、職員数は33名(平成28年1月31日現在)在籍している。県外からの派遣職員も多く、総勢6名（産業創出課4名、医療関連産業集積推進室2名）が平成27年度に派遣されている。

産業創出課で所掌する業務のうち特筆すべきものとして、再生可能エネルギー関連産業とロボット関連産業の集積・育成が挙げられる。

まず再生可能エネルギーであるが、福島県では平成24年3月に策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」のなかで、「2040年を目処に県内エネルギー需要の100%に相当する再生可能エネルギーの生産」を目標に掲げ、地域主導、産業集積、復興牽引の3つを柱としたアクションプランをもとに産業の集積・育成を進めている。

平成27年度における産業創出課の再生可能エネルギー関連産業の育成と集積に関する業務をまとめたものが図1である。「普及・啓発　人材育成」から「海外展開」に至るまでの7つの各段階において、産学官連携のもと、きめ細やかな施策を一体的に推進していくことで県内外の企業・研究機関の参入や技術の高度化を促進し、福島県を再生可能エネルギー関連産業の一大集積地とすることを目指している。

このような取組の代表的なものとして、産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所が開所し、県内の企業との共同研究が行われているほか、浮体式洋上風力発電実証研究においては7MWの大型風車が福島県沖に設置されている。また海外連携として、ドイツノルトライン＝ヴェストファーレン州やフラウンホーファー研究機構、在日本デンマーク王国大使館との覚書が締結され、再生可能エネルギー先進地域との交流が加速している。このような研究開発や連携・交流を通じて、さらなる再生可能エネルギー産業の育成・集積が期待されている。

次にロボット関連産業であるが、福島県では震災からの産業復興に向けた新たな成長産業としてロボット産業を位置づけ、「ロボット産業革命の地ふくしま」の実現を目指している。具体的には、福島県浜通り地域の復興に向けた「イノベーション・コースト構想」の柱でもある「ロボット研究・実証拠点」を活用しながら企業等によるロボット関連産業の集積・育成を図るとともに、現場での導入を支援し県内での実用化促進を目指していくというものである。

ロボット関連産業の集積に向けた現在の福島県の取組をまとめたものが図2である。ロボットの活用分野は原発の廃炉や工場用といった産業用ロボットのみならず、医療・介護分野から農業・災害対応と非常に多岐に渡るため、分野に応じた全庁横断的な支援を行っている。産業創出課では主に、県内企業のロボット産業参入や技術力向上に向けた支援や、県民一般への普及啓発業務を担っている。

図１　再生可能エネルギー関連産業の育成と集積に向けた主な取組

図２　ロボット関連産業の育成と集積に向けた主な取組

福島県

産業再生等

商工労働部産業創出課

伊藤　孝
（教育庁）

1　担当業務の概要

（1）「ロボット産業革命の地ふくしま」創出事業に関すること。

福島県では震災からの産業復興のため、新たな成長産業の１つにロボット関連産業を位置づけ、その集積を図っている。その内容は研究開発に向けた補助事業やロボット実証試験場のマッチングから普及啓発活動まで多岐に渡るが、自身は主に以下の業務に従事した。

○「ロボットフェスタふくしま 2015」の企画・運営業務

特に若い世代を中心とした県民の方々にロボットの普及啓発や理解促進を図り、次代を担う人材育成の契機とするためのイベント、「ロボットフェスタふくしま 2015」の企画・運営を行った。当日は福島第一原子力発電所原子炉建屋調査ロボットの試作機から介護・福祉といった身近な事柄についてのロボット、また県内工業高校生の製作した競技用ロボットまで様々なロボットが集まり、各種展示・実演や操作体験等を実施した。

ロボットフェスタふくし 2015
開催チラシ

○ロボット関連産業基盤強化事業に係る業務

福島県内の企業が部品供給を含めた様々な形でロボット関連産業に参入するための支援事業として、ロボットの構成要素の研究開発に対する費用助成や、企業の参入支援を促進するためのセミナーを企画･運営する事業を担当した。セミナーには県内各所から多くの企業関係者が参加され、県内企業のロボット関連産業への関心の高まりを感じることができた。

（2）地域産業復興支援事業に関すること。

福島県内の企業は今なお、震災と原発事故由来の影響により、中小企業を中心に受注が震災前の水準に回復していない状況にある。その対策として、専門家の派遣により保有技術を活かした新商品開発の支援や販路開拓に向けた取組の助成に関する事業を行っている。自身は特に販路開拓に向けた取組の助成業務を担当し、様々な分野の企業に対し支援を行った。

2　苦労したこと・工夫したこと

「ロボットフェスタふくしま」の開催及び各種支援事業にも共通して、対象とする事業をターゲットとなる方々にどのように伝えていくのかということに非常に苦労した。特に助成事業については既存の周知に加え新たな周知方法を加えたが前年同時期の募集と比べ採択件数が低下した事業もあり、当初は大変苦心した。関係各機関との連携により継続的な周知を行うとともに、募集案内の紙面等を工夫するなどして結果的には前年度より採択率を上げることができたが、改めて事業の周知の大切さとその難しさを感じさせられる経験であった。

3　印象的なエピソード

「ロボットフェスタふくしま 2015」は今年度初開催のイベントであり、立ち上げから担当することとなった。ロボットは出展費用に加え輸送費等も高額であるため、イベントのコンテンツや出展先を決める課程で直接先方に足を運び、費用等の面で調整を行うことが多くあった。同時に削れる費用はできるだけ削り、職員ができる部分は職員で担う等して節約した予算をコンテンツの経費に振り分けることで、限られた予算の中でも盛りだくさんの内容にすることができたと自負している。

結果として当日は当初想定の２倍となる 4,800 人方に御来場いただき、トラブルなく盛況のうちに閉幕した。第一回の企画･運営という貴重な機会を与えていただいたことに加え、直接汗をかいた部分が多かったからこそ、当日来場者が笑顔でロボットと触れ合う様子を見たときの喜びはひとしおであった。

浜通りロボット実証区域における
ドローン実証実験の様子

ロボットフェスタふくしま 2015 の展示ロボット

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

福島県では震災後の業務量の増から、東京都を含めた多くの自治法派遣職員に加え職員の採用を増やしており、若手職員が数多く働いている。私の派遣された産業創出課もその例に漏れず、多くの派遣職員や新規採用を含め若手の職員が多数在籍している。自身もまだ職員歴が長いわけではないが、こうした多くの方々と一緒に仕事をし、日頃の業務を通じて意見を交わせられたことは、自身の視野を広げられたという意味で非常に大きな財産であったし、自身の仕事ぶりや仕事に向き合う姿勢を見直す良いきっかけとなった。

自身が福島県に派遣されていた２年間は、国道６号線や常磐自動車道の全線開通、ふくしまディスティネーションキャンペーンの実施など、明るい話題も多く聞こえてくる２年間であった。しかし、鉱工業生産や出荷額等は未だ震災前の水準に回復していないものも多く、浜通りの一部に至っては今なお震災時点からさほど変わっていない箇所もある。まだまだ長い道のりになると思うが、いち早い福島県の復興を期待したい。

最後に、こうした福島県派遣という機会を与えていただいたことに感謝するとともに、この経験を今後の業務に活かしていきたい。

福島県

産業再生等

商工労働部産業創出課

千貫　篤彦
（水道局）

1　担当業務の概要

（1）「第４回ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア 2015」の企画・運営・広報業務

●　再生可能エネルギー関連産業に特化した地方最大級の展示会

再生可能エネルギー関連産業に取り組む企業・団体の技術・情報の発信及び商談・交流の場として、10月28日（水）、29日（木）に郡山市のビッグパレットふくしまにて開催した。再生可能エネルギー関連産業に特化した地方最大級の展示会であり、会場は太陽光・風力・バイオマス・地熱・水素など多種多様な再生可能エネルギー分野に取り組む企業の製品や自治体や研究機関による研究開発の展示で埋め尽くされた。

オープニングセレモニー

会場様子

● 多彩な併催セミナー・イベント

会期中は両日にわたり、県内企業、（国研）産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所（以降、産総研とする）及び海外大使館などを講演者としたセミナーを開催。再生可能エネルギーの最新技術や海外の再生可能エネルギーの最新動向を広く情報発信した。このほか出展者によるプレゼンテーション、海外出展者ブースツアー、さらには県内の再エネ施設を見学する産総研視察ツアー・福島空港ソーラーパーク視察ツアーをそれぞれ開催した。

● 開催結果

過去最多の 176 の企業・団体、282 小間の出展があり、来場者も過去最多の 6,369 名となった。東北だけでなく関東（東京）や関西等からの来場があり、展示会の全国的な知名度も上がってきている。また海外からはドイツ、デンマーク、インドなど五カ国が参加。県内企業とのビジネスマッチングも行い、国際的なフェアとなっている。

出展者へのアンケート調査によると、79% が成果があったと答え、一社当たりの商談件数も過去最多となり、B to B の展示会としての成熟を感じられる。

今後はバイオマス産業の担い手となりうる行政関係者や県内中小企業の人材確保のための学生の来場等、より多くの関係者を展示会に巻き込んでいく必要がある。また一般の県民にも来場を呼びかけ、再生可能エネルギーに関する最新の技術・製品や県の取組を発信することで、県全体で再生可能エネルギーの推進に向けた機運を高めていく。

海外セミナー

会場商談風景

(2) 首都圏で開催される再生可能エネルギー関連展示会への出展業務について

● 県内企業の技術を東京から発信

販路開拓支援を目的として、県内企業7社とともに第10回再生可能エネルギー世界展示会（7月29日～31日、東京ビッグサイト開催）に福島県ブースとして初出展した。今年度は産総研及び郡山市と共同で20小間の大規模な出展をし、県内企業の技術力や福島県の再生可能エネルギーの取組を発信した。また会期2日目には、再生可能エネルギー世界フェア基調講演として、福島県知事が登壇。「再生可能エネルギー先駆けの地」に向けた関連産業の育成・集積施策を講演した。

県内企業とともに福島県の技術力をPR

● 開催結果

産総研との共同出展や知事の基調講演により、福島県ブースには企業関係者を中心に多くの来場者が訪れた。17件の過去最多の商談見込件数、1000枚以上の名刺交換数を記録し、県内企業の技術・情報の発信及び販路拡大につながった。また出展企業間や産総研との交流が深まり、今後の共同研究の契機となることを期待している。次年度の再生可能エネルギー世界展示会は6月29日から7月1日パシフィコ横浜で開催を予定している。

2　苦労したこと・工夫したこと

展示会業務の知識･経験不足に苦労した。年度当初より7月の首都圏での展示会に向け､出展企業の選定、ブースのレイアウト・装飾案の作成に従事したが、どのような配置・演出をすれば、人目を引く効果的な展示ができるのか分からず、戸惑った。関連する他の展示会を視察したり、県の展示会コーディネーターや共同出展企業から意見・アドバイスをもらい、試行錯誤を繰り返し、効果的なブース出展となるよう工夫した。

県内の再生可能エネルギー関連企業の知識を増やす努力をした。自分で調べることに加え、企業関係者に技術･製品について直接説明をいただいた。関連知識が増えることで、どのような来場者が来れば、フェアでマッチングできるのかを考えながら、フェアの広報を進めることができた。

3　印象的なエピソード

展示会への出展依頼等を行うために、多くの県内企業を訪問した。再生可能エネルギーといっても太陽光から風力、バイオマス、水素など様々な分野があり、日々、研究開発に取り組まれている。自社の技術・製品を通じて、社会に貢献し、福島の産業振興につなげていきたいという熱い思いを持った方々の話を聞くと、フェアを絶対に成功させたいという気持ちになった。

自分の力だけではなく、上司をはじめ多くの関係者に支えられ、フェアの開催にこじつけ、オープニングセレモニーに多くの来場者を迎えたときは、ほっとした。会期２日目には、開催風景を撮りながら、フェアが終わることを名残惜しく感じた。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

展示会という期日が決まった仕事を進めるうえで、物事を逆算して、考えることが身についた。仕事のゴール地点を意識し、そのために今何をすべきか把握して、着実に進めることがとても重要であると感じた。年度当初、上司から言われた「一見、華やかそうに見える展示会だが、成功させるためには細かい点を一つ一つ確認していくことしかない。」という言葉を身に染みて感じた。

また、福島県や他県から派遣されている職員との仕事やプライベートでの交流を通して、他の自治体との制度や考え方の違いを知り、客観的に東京都を見られるようになった。これからもこの貴重な人脈を大切にし、お互いが高めあえる関係を築いていきたい。

祖父の故郷である福島県の復興に貢献したいという思いで応募し、飛び出してきたが、時に厳しく温かな上司や同僚に支えられ、何にも代えられない経験をさせていただき、公務員としての視野を広げることができた。一年間お世話になった福島県庁、送り出していただいた東京都に心より感謝を申し上げ、結びとさせていただく。

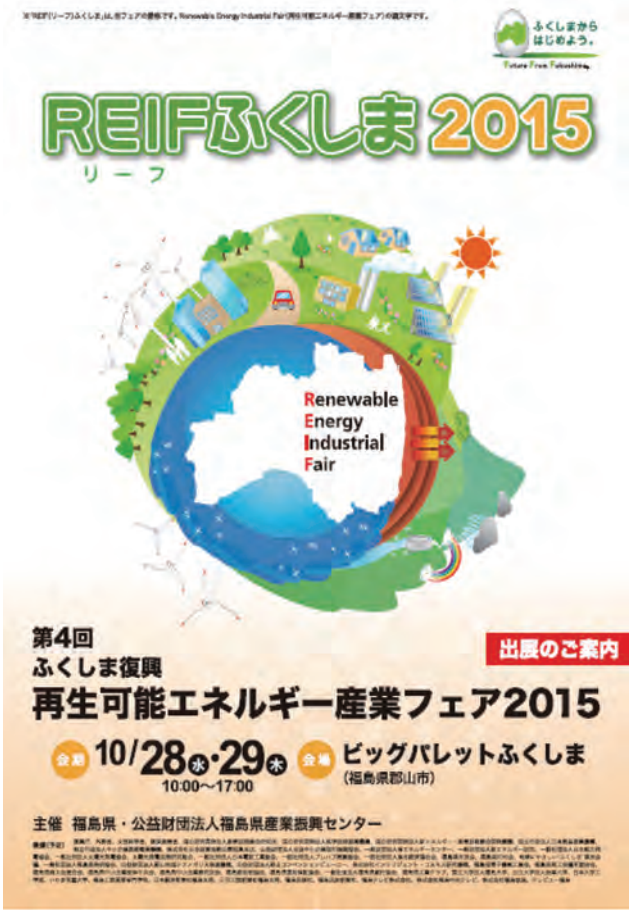

産業再生等

商工労働部産業創出課
医療関連産業集積推進室

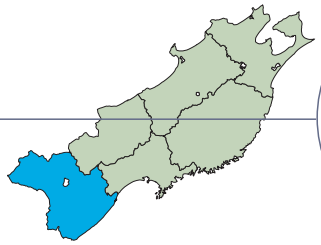

福島県

業務概要

【背景】

医聖・野口英世のふるさと福島県における医療機器関連産業の集積を目指した産業施策は、福島県新長期総合計画「うつくしま 21」（平成 13 年度策定）において、21 世紀を先導する創造的で活用ある産業の展開に医療・福祉機器分野を設定したことからスタートした。

また、平成 17 年度からは、研究成果の事業化を担う地域企業の育成を目指して、販路開拓、人材育成を支援する「うつくしま次世代医療関連産業集積プロジェクト」を立ち上げ、一体的支援を開始した。

【うつくしま次世代医療関連産業集積プロジェクト】

震災後、国の支援を受け、新規参入支援のほか、研究開発支援、人材育成、販路拡大や拠点整備など総合的な取組みを集中的に行う「医療関連産業集積推進室」を立ち上げ、復興計画において、12の重点プロジェクトの一つとして、当該事業を推進した。結果、医療機器生産金額**全国３位**（1,245 億円　厚生労働省『平成 25 年薬事工業生産動態統計年報』）、医療機器受託生産金額全国第 1 位（352 億円　厚生労働省『平成 25 年薬事工業生産動態統計年報』）、医療用器械器具の部品等生産金額**全国１位**（165 億円（平成 25 年度工業統計調査））など、全国有数の医療機器生産県として地位を高めている。

うつくしま次世代医療関連産業集積プロジェクト概要は下記のとおりとなっている。

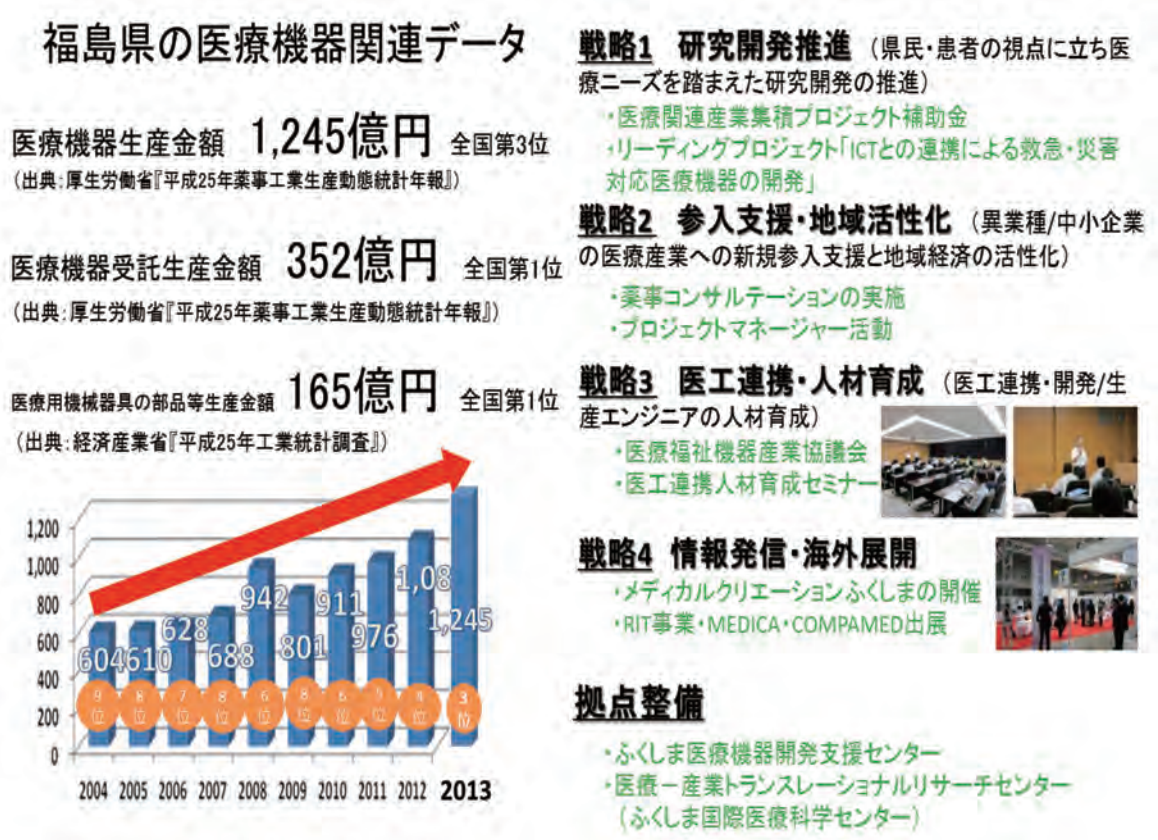

福島県

産業再生等

商工労働部産業創出課医療関連産業集積推進室

臺　健太郎
（教育庁（学校））

1　担当業務の概要

（1）医療関連産業集積プロジェクト補助金

国からの基金を活用して造成している補助金。平成 28 年度が最終年度。全部で５種類の補助金があり、そのうち以下の補助金を担当。

ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金（H24 ～）

○概要

県内外の企業に国内で前例がない大規模の助成（予算総額 77 億円）を通じて、医療機器の研究開発、事業化、販路開拓を促進し、県内の関連産業集積の高度化に資することを目的にしている。（補助率は１／４～３／４）

医療機器は通常、研究開発から治験、事業化にいたるまで複数年を要し、補助事業者も継続的な事業に取り組んでいるため、本県としても切れ目のない医療機器開発支援を行うため、集中的な事業進捗管理を行ってきた。

採択企業数は 58 件にのぼり、その中でも既に事業化の段階にある企業は、平成 28 年２月 16 日時点で 23 社となった。

○審査会

当該補助金は、平成 24 年度～平成 27 年度現在まで計７回にわたり、採択審査会を実施してきた。今年度の第６次（９件採択）、第７次採択（３件採択）を担当し、県内外からの技術発掘を行った。

○事業進捗管理

連携委託先の（一財）ふくしま医療機器産業推進機構とともに、採択事業者の事業化に向けた各種フォローを実施した。

○成果発表会

平成 27 年６月３日に成果発表会を実施し、マスコミにフルオープンで事業化段階にある企業 18 社の成果を発信した。

（2）医療機器設計・製造展示会＆最新技術セミナー「メディカルクリエーションふくしま 2015」について

【概要】

●　国内有数の医療機器設計・製造展示会

医療機器設計・製造展示会＆最新技術セミナー「メディカルクリエーションふくしま」であり、11 月 11 日、12 日に第 11 回大会が行われた。

国内有数の医療機器設計製造展示会であり、県内外から医療機器の製品メーカーがその製品を、また、部品を製造・設計する部材企業がその技術を展示し、併せて各種セミナーが実施される。

本展示会は、部材供給メーカーと医療機器メーカーとの製造マッチングをメインテーマに据え、医療機器メーカーを招待する形で開催する展示会である。

●　開催規模

全国から 235 企業・団体が参加。県内 42.5%、県外から 57.5%、また海外からもドイツ、韓国の２か国より計 17 の企業・団体が参加するなど、国内のみならず世界規模の展示会となってきている。

また、県内の部材供給メーカーが技術を売込む相手となる医療機器メーカーについては、34 企業が参加し、県内企業の情報発信の場となっている。

テープカット

● セミナー等

今年は 11 回目の開催で、来年開所を控えたふくしま医療機器開発支援センターの導入試験設備等の最新情報提供、業界を牽引する各界著名人らによるグローバルな視点からのセンターに期待する役割にかかるディスカッションを盛り込んだセミナーや、救急災害対応の医療機器開発にかかる救急災害現場の現状、ニーズ、最新技術を発信する最新技術セミナーなど、各種セミナーを実施した。

セミナー聴講者

● 各種企画展示

初の試みとして、ふくしま医療機器開発支援センター個別相談ブース、医療・福祉関連ロボット及び救急災害対応医療機器に特化した特別展示を実施。

【広報活動の強化】

県主体で様々な媒体を活用し、情報発信を行った。主要な媒体として、テレビ、ラジオ、新聞、フェイスブックを活用し、発信を行った。筆者もインターネットテレビの生放送にも出演し、来場者増に取り組んだ。

課題としては、県だけで情報発信を行うのではなく、産学官が連携して構成するメディカルクリエーションふくしま実行委員会と組み合わせて情報発信することで、さらに、各機関と協同して開催している強みを出すことが出来ると考える。

2　苦労したこと・工夫したこと

業務遂行に関して苦労したことは、医療関連産業は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法、旧薬事法）による規制を受け、開発から、製造、販売に至るまでの形態が他の業界と多少異なる面があることである。非常に専門的な知識が多く、企業や業界団体の方との折衝を行う際に、事業内容を理解するのに苦労した。部内の薬剤師や、業務委託しているプロジェクトマネージャー（業界ＯＢや医療機関従事者）に相談し、勉強しながら対応を行うことで、一行政マンとして成長出来たように思う。

3　印象的なエピソード

先に紹介したメディカルクリエーション 2015 の広報活動を行う際に、テレビの企画を通じて、関係企業と協同して告知を行った。テレビ局の方との調整を通じて、進行調整を行い、ネタや自らのコメントを考え、カメラの前で話すのは、今までこなしてきた業務の中でも非常に難易度の高い仕事だと感じ、成功するか不安でしかなかった。しかし、テレビ局、関連企業はじめ様々な関係者各位の後押しにより、無事撮影を終えることができた。

また、関係企業様の工場で撮影を行った後の帰り際には、社員の方 20 名ほどが総出で、感謝の言葉とともにお見送りをしてくださり、放送終了後には、様々な業界の方から、コメントについてお褒めの言葉をいただくなど数々の反響を聞くことができた時には、自分が復興の一翼を担っていることを改めて強く実感した。これまで苦労して企画してきたことが報われた瞬間であった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

医療・福祉機器分野は比較的景気に左右されにくい産業構造を有し、製品が基盤技術の集合で構成され、中小企業と密接に関わっている産業である。東京都においても、底堅い産業振興を図るためには、必ず注目しなければならない分野である。実際に福島県での業務の中でも、東京都の産業労働局と情報を交換する機会を持ち、東京企業との連携、福島の展示会の視察を積極的に後押ししてきた。

今後は、東京の産業振興に際しては、東京の企業のブランド力、魅力を地方へ発信し、地方都市との連携を図ることで、マーケットを拡大していくような施策が必要になると考える。東京都は、今年度から、医療への参入を目指しており、医工連携ＨＵＢ機構を設立し、医療機器の製造販売業許可を持つ「製造販売企業」を間に挟むことで事業化を後押しする「製販ドリブン型医工連携モデル」を立ち上げる施策に取り組んでいる。福島と東京の橋渡し、連携をする部分で今後、福島での経験、人脈を活かしていきたいと考えている。

また、得られた教訓としては、58 件の採択事業者を抱える補助金を担当することにより、数多くの経営者、研究者と関わり、それぞれの方の事業理念等に触れた。

県内事業者の数多くは最終製品を販売する企業ではなく、部材供給するものづくり企業である現状の中で、事業者の誇りは大企業から下請けした部品をただ製造するだけの事業者ではなく、共同研究・開発する連携グループでありたいとの想いであると感じた。やはり、大企業からのニーズのみでマッチングするのではなく、ものづくり企業の技術力に惹かれて、大企業がその技術を請うようになることが初めて真のマッチングであると感じた。今後、東京都で産業振興業務に関わることがあれば、この理念を忘れずに取り組みたいと思う。

写真はフェイスブックによる広報の写真。
車は DMAT。左が筆者。
右は福島県立医科大学・島田

産業再生等

商工労働部　観光交流課

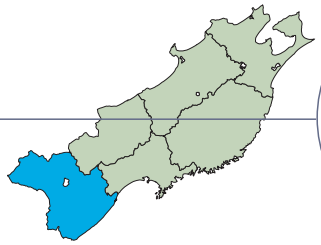

福島県

業務概要

【観光交流課事務分掌】

○局内の連絡調整　○観光に係る総合企画及び調整　○観光復興キャンペーンの推進
○ふくしまデスティネーションキャンペーン　○県有観光施設の整備、管理　○観光誘客及び宣伝
○教育旅行誘致　○国際観光　○広域観光　○定住・二地域居住の促進　○グリーンツーリズム
○子ども農山漁村交流プロジェクト　○旅行業法及び通訳案内士法　○福島特例通訳案内士
○コンベンション及び合宿の誘致　○フィルムコミッション　○福島県産業交流館
○福島県八重洲観光交流館　○観光統計情報の取りまとめ　○（公財）福島県観光物産交流協会
○東北観光推進機構　等

【規模】

32 名（以下、内訳）
○福島県職員 16 名
○派遣・人事交流等職員 14 名（栃木県・東京都・三重県・山口県・福岡県・福島市・会津若松市・いわき市・南相馬市・昭和村・公益財団法人福島県観光物産交流協会２名・東日本旅客鉄道株式会社仙台支社・ＡＮＡセールス株式会社）
○臨時職員２名

【内容】

観光交流課は、国内観光・定住担当、観光復興キャンペーン担当、国際観光担当の３つのチームで組織され、①観光復興キャンペーン、②インバウンド対策、③教育旅行の誘致、④定住・二地域居住の推進を柱として施策を展開している。

福島県

産業再生等

商工労働部　観光交流課

高野　将和
（産業労働局）

1　担当業務の概要

配属先は、観光交流課の観光復興キャンペーン担当で、課内では主にキャンペーン（ＣＰ）チームと呼ばれている。

ＣＰチームは、チームリーダーである主任主査を除く 12 人の職員のうち９人が他県等からの応援職員である。内訳としては、地方自治法に基づく災害派遣職員として東京都、福岡県からそれぞれ１名ずつ、五県（北関東、福島、新潟）人事交流として栃木県から１名、県内市町村から福島市、いわき市、会津若松市、南相馬市、昭和村からそれぞれ１名ずつ、最後に公益財団法人福島県観光物産交流協会から１名という構成である。

業務内容としては、ルーティンよりも単体のイベントを複数事務処理していくことが多かったため、以下、担当として割り当てられた業務を個別に詳述していく。

(1) ふくしまデスティネーションキャンペーン開催に伴うイベント等対応業務

デスティネーションキャンペーン（ＤＣ）とは、都道府県、市町村、観光関係者等とＪＲグループ６社が協力して展開する国内最大規模の観光キャンペーンのことである。ＤＣの開催地が、受入体制の整備（観光素材発掘及び磨き上げ、おもてなしの充実等）による観光地の活性化を図ることが目的の一つである。

ＤＣは３か月周期で春、夏、秋、冬キャンペーンが行われ、ふくしまＤＣは平成 27 年４～６月の春キャンペーンである。また、近年ＤＣは本番開催の前年同期間に「プレＤＣ」、翌年同期間に「アフターＤＣ」を実施している。

着任日である４月１日からＤＣ本番が開幕するため、当日は、辞令交付式を終えてすぐにオープニングセレモニー対応で福島駅に向かった。その後、４月最初の土日である４日・５日は、県内各地の主要駅（福島駅、郡山駅、会津若松駅、新白河駅、湯本駅、須賀川駅）でＤＣオープニングイベント対応をするなど、引っ越しの荷物を整理する間もなく福島県での派遣生活がスタートした。

ＤＣ開始後の１か月間は、毎週土日に東京出張し、首都圏から福島県への誘客を促進するべくイベント対応業務に当たった。

(2)「福が満開、福のしま。」フェスタ 2015 開催

ＤＣの２大イベントの一つとして、５月 23・24 日の二日間、ＪＲＡ福島競馬場でご当地グルメ、ご当地アイドル、移動水族館やサファリパークといった 100 近いブースが軒を連ねるイベントを開催した。県庁内各課の出展ブースや共催する福島県観光物産交流協会との調整を繰り返し、結果、２万人の来場想定のところ、５万６千人あまりの方にご来場いただいた。

(3) メディアブロガー等招聘事業

本番を迎え賑わうＤＣ期間中に、テレビや新聞等のメディアや多くのフォロワーを持つパワーブロガーに福島県を現地視察してもらい、福島県の魅力を広く外部に情報発信することを目的として、１泊２日のバスツアーを２回（５月 18・19 日及び５月 25・26 日）開催した。

県内７方部（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）を２つに分け広域周遊するコースを委託事業者と協議の上設定し、県内５９市町村との調整を経て、計４日間に及ぶ添乗を行った。

結果、参加者のブログに現地視察の様子が掲載されたのはもちろんのこと、ツアー当日の夕方にはＮＨＫを始め、民法各局がＤＣ期間中の県の取組みとして放送、翌日の新聞等にも掲載された。

(4) 旅行エージェント等招聘事業

ＤＣ本番終了後、翌年同期間に後継として開催されるアフターＤＣ用に更に磨き上げを図った観光素材をお披露目し、アフターＤＣ期間の旅行商品造成に繋げるため、旅行エージェントを対象に現地視察ツアーを実施。公募によるプロポーザル審査を経て委託事業者と契約を締結した後、１泊２日のツアーで巡るルートを２コース（10 月 14・15 日及び 10 月 20・21 日）分考え、行程や当日の段取りについて県内市町村との調整を繰り返した。

ツアー当日は、自らバス車内でマイクを握り、市町村職員とともに旅行エージェント向けに県内観光素材を案内。夜には旅行商談会を企画し、エージェントと県内観光関係者の橋渡しとなるよう進行を務めた。

本事業についても、アフターＤＣに向けた県の取組みとしてテレビクルーの取材が入り、夕方の各局のニュース番組で放映された。現在、事業の結果どの程度旅行商品としてパッケージ化、販売されたかを後追い調査中である（本原稿執筆時点。）。

(5) アフターＤＣ直前首都圏観光キャラバン事業

福島県の観光に対する風評の払拭と、アフターＤＣ直前のＰＲとして、首都圏で観光キャラバンを２日間（２月９日・10 日）に渡り実施。

県内市町村、旅館・ホテル関係者が 10 班に分かれ、首都圏のＪＲ主要２５駅で一般消費者向けに観光ガイドブック等のサンプリング、旅行会社へのアフターＤＣ旅行商品販売促進依頼及び新聞社・ＪＲ支社への表敬訪問を行った。

委託事業者を公募型プロポーザル方式により決定した後、実施駅の選定、ＪＲとの調整、市町村等参加者の取りまとめ、配布用ノベルティ等の作成（紅茶パック、付箋、ＰＲ用横断幕等）等事準備にかなりの時間を要した。

当日は、昨年実施のＤＣ（本番）直前キャラバンを抜き、過去最大規模である約 200 名の参加者が上野駅に集い、副知事とともに出発式に臨んだ。マスコミの取材も多く、夕方にはＮＨＫを始め民法各局で放送、翌日の新聞にも掲載された。

(6) その他（企業との連携、広報の調整、南会津方部市町村との連絡調整担当等）

その他、ルーティンワークとして、コンビニエンスストア等と連携してＤＣ商品の開発・広報、包括協定を結ぶ企業にポスターや観光ガイドブック等の設置、南会津方部市町村との連絡調整を担当した。

2　苦労したこと・工夫したこと

同じ都道府県庁とはいえ、契約手法等業務の進め方、システム環境、役職、用語等職務を遂行する上で異なる部分が多々あり、最後まで苦労した。例えば、委託事業の契約は、都では用度係等契約担当部署を通じて行うが、公募型プロポーザルの公告から審査、契約書の取り交わし、点検等ほとんど事業課で行わなければならず、慎重さとスピードの両立が求められた。

また、上記２で記載した事業は主担当であり、これらを基本的には１人でこなす必要があった。中でも苦労したのが、県内周遊ツアーを実施する二つの事業であり、県内の観光地に習熟し、59 ある市町村事情や旅館・ホテルなどにも詳しくならなければ対応できないため、イベント対応のない休日を利用してできる限り県内を巡るように努めた。

なお、福島県は全国第三位の面積を持つ一方で、鉄道等の公共交通機関が県内全域を網羅しているわけではないので、移動は公用車や自家用車が中心となる。例えば、県庁のある福島市から奥会津までは車で片道３時間以上かかり、出張や観光の際に宿泊を見込んで対応する必要があった。

3　印象的なエピソード

自分が行う事業が、毎回テレビ報道され、新聞に掲載される。このような環境で仕事をすることは今までなく、緊張感はありつつもやりがいを感じられる部分であった。観光イベントのＰＲのためにラジオ番組の収録、電話による生出演、テレビのインタビュー対応等をこなしたが、これだけメディアの注目を集めるということは、福島県民の観光復興、誘客に対する県への期待が大きいということである。

このように、県の観光部門は花形と言われ、文字どおり華々しいものが多いが、これらのイベントの裏では、何か月も前から地道な準備をしてきた県職員、市町村、団体、民間企業等の苦労がある。観光交流課内でも日付を超えるまで仕事をする職員は珍しくなく、朝を迎えてそのまま次の仕事ということもしばしば聞く話である。

また、自分自身観光部門での職務経験がなく、配属当初は即戦力とは言い難い部分が多々あった。12人の担当の内、９人が外部からの派遣等職員であることからも、チームをまとめるプロパーの県職員の苦労は察するに余りあるが、進捗状況に業を煮やした県職員から厳しい言葉もたくさんいただいた。それでも、毎日遅くまで県内観光地を巡るコース設定を試行錯誤し、委託業者とのやりとりを繰り返している状況を見ていた職員から、「東京の人は本当によくやってくれる。これだけ準備してきたのだから当日はきっと大丈夫。地元情報で及ばない部分があったらチームで対応しよう。」と言われ、主担当として最後まで事業を任せていただいた。

更に、他のイベント業務でも、地元の委託業者と真正面から向き合い、数か月にも渡り毎日電話等で激論を交わしながら事前準備に当たった結果、イベント終了後、「福島県のためにここまで激走していただいてありがとうございました。福島県民を勝手に代表してお礼を言わせてください。」と心からの感謝の言葉をいただいた。これらの言葉は、厳しい言葉をいただく中、復興の役に立てているのだろうかと自問自答する日々を一気に吹き飛ばすものとなった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

福島県庁には、200 人もの応援職員がおり、観光交流課に限らずどの部署にも他県からの応援職員が在籍している。文化や考え方が異なる職員が多数いる環境の中で、それぞれが特徴を出しながら震災復興という一つの目標に向かって一緒に仕事をすることは、東北の被災三県でしかできない経験であった。今後、東京も含めどの自治体もいつ被災自治体となるかわからない中、「万が一そのような事態になった場合にはいつでも駆けつけるよ。」と言ってくれる職員の全国規模の繋がりができたことはこの上ない財産である。

福島県の現状や魅力をありのままに感じられる仕事をさせていただき、県民が復興を少しずつ実感するその場に立ち会う機会を与えてくれた関係者へ心から感謝を申し上げたい。

福島駅でのＤＣオープニングセレモニー（４月１日）。
手を挙げて開幕を宣言する内堀知事。

郡山駅でのＤＣファイナルセレモニー（６月 28 日）。
当日はＳＬが福島駅～郡山駅間を運行。

県の facebook「ふくしまから はじめよう。」に掲載（６月）。
ＤＣ期間の来県への感謝（観光交流課執務室にて）。

産業再生等

農林水産部　農産物流通課

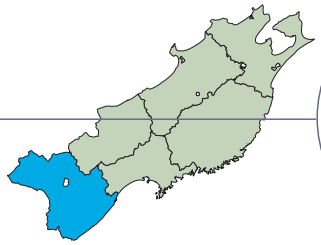

福島県

業務概要

福島県では、原発事故の影響により、県の主要農産物である桃をはじめ肉用牛や米等の市場価格は低迷し、徐々に回復傾向にあるものの、総じて現在も震災前の水準には戻っていない。また、量販店等における県産品の取扱停止や学校給食においても県産品の利用を懸念するなど、風評の影響は依然続いている。

こうした状況のなか、県産農林水産物の風評払拭に向け、派遣先の部署である農産物流通課では、県産農林水産物の魅力や安全・安心の取組を発信し理解促進を図る様々な活動を展開している。

農産物流通課は、職員数が 25 名（平成 28 年１月１日現在）、３つのライン（消費ライン･流通ライン･６次化ライン）で構成されており、消費ラインでは、主に県内での風評払拭及び地産地消の推進に向けた事業を、流通ラインでは、主に県外での風評払拭及び消費・販路拡大に向けた事業を、６次化ラインでは、１次・２次・３次の各産業分野の多様な主体が、産業の枠を超えて相互に連携・融合し、付加価値を向上・創造する取組（＝６次産業化）を推進している。

また、県では、平成２７年９月に「福島県風評・風化対策強化戦略」を策定し、風評・風化の現状・課題のほか、関係部局との連携強化等による対策の方向性を取りまとめている。

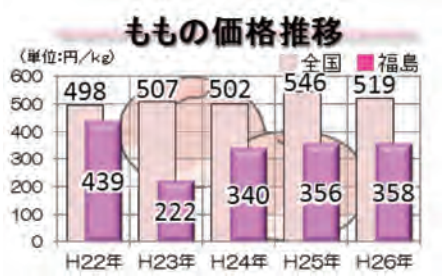

（全国比 69.0%）

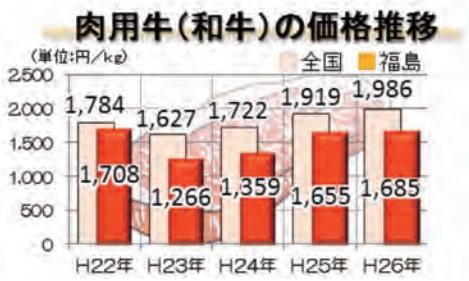

（全国比 69.0%）

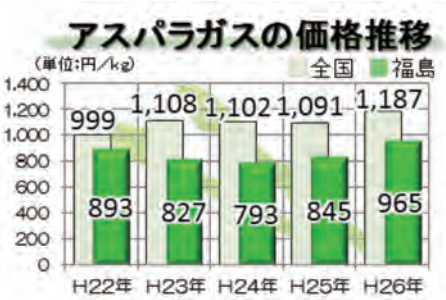

（全国比 81.3%）

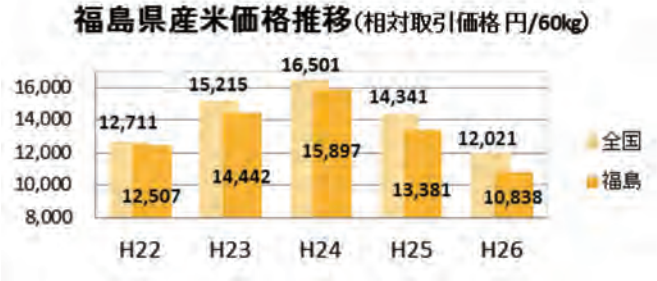

（全国比 90.2%）

【出典】東京都中央卸売市場ホームページ市場統計情報

福島県

産業再生等

農林水産部農産物流通課

森本　敏文
（産業労働局）

1　担当業務の概要

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン（県内向けＰＲキャンペーン）

派遣業務の一環として、主に県内における県産農林水産物の風評払拭に向け、県民の皆様に県産農林水産物の美味しさや安全性の取組について理解促進を図るＰＲキャンペーンを担当した。

(1)　子育て世代向け企画

食材への安全安心に関心が高い子育て世代の方々を対象に、県産農林水産物の安全性や魅力・美味しさを視覚・聴覚・味覚にて直接伝える企画を、県内４地区（郡山地区・福島地区・いわき地区・会津若松地区）で開催

（企画内容）各地区の子育て世代約 30 名を対象とし、以下①～③の企画をセットで参加

① 県産農林水産物の魅力や放射性物質の基礎的知識等を伝える安全安心セミナー
② 生産現場や自主検査所等を視察するバスツアー
③ 県産農産物を活用した料理教室

バスツアーきゅうり収穫体験

料理教室

(2)　学生向け企画（年 10 校実施）

栄養士など今後食に関連した職業等を担う県内の大学、短大、専門学校の学生を対象に、県産農林水産物の安全安心に関するセミナーや旬の県産食材を使った料理実演・試食を実施

セミナー

調理実習室にて料理実演

⑶　量販店におけるＰＲ企画（年４回実施）

一般消費者に県産農林水産物への理解促進を図るため、主に県内の大型量販店等にて、旬の県産農林水産物の料理実演や試食会を実施するほか、安全安心の取組をＰＲ

パネルにて安全安心をＰＲ

2　苦労したこと・工夫したこと

・急な出張や休日のイベント対応などが多く、自分の計画通りに仕事が進まない。
・担当業務の仕事だけでなく、幅の広い仕事をすることが求められる。
・業務の性質上、スピード感のある仕事が求められ、一つの仕事にかけられる時間が少ない。
・業務の遂行にあたり、周囲の状況や課題の理解とともに、国の情報等の情報収集も積極的に行わないといけない。

3　印象的なエピソード

職場の方から、東京都からの派遣職員としてではなく、同じ県職員として仕事を任され評価してもらえたことで、やりがいを持つことができた。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

震災以降、県の予算と業務量は増加しているが、こうした状況のなか職員への負担軽減とともに効率的な業務改善の取組も非常に参考になった。

福島県

産業再生等

農産物流通課（流通ライン）

山田　領
（主税局）

1　担当業務の概要

私が派遣された農林水産部農産物流通課（流通担当）は主に県内外における県産農林水産物の販売に係る情報収集・発信や流通対策事業を行う部署でした。

私はそこで主に下記の事業を担当しました。

○全国へのキャラバン隊の派遣（関西地区）

全国の市場や量販店において、ＪＡなどの県域農業団体等との協働で知事等によるトップセールスを行うことで福島県産農林水産物の風評払拭や消費・販路拡大を図る事業。市場関係者や流通業者に対して、県産農林水産物の安全・安心の取組やおいしさ等の魅力をＰＲすることで、風評の払拭や、震災以降落ち込んでしまった単価や売場面積の回復を目指します。

東京や大阪、北海道など、全国で合計６回実施される内､私は大阪での実施を担当しました。実施時期が夏だったこともあり、「もも」や「きゅうり」を中心とした夏の青果物のＰＲを行いました。

全国へのキャラバン隊の派遣（内堀雅雄県知事による大阪での量販店トップセールス）

○チャレンジふくしま若い力による風評対策提案事業

次世代を担う若者等の行動力や感性といった若い力を生かした、農林水産物を主体に観光等様々なふくしまの魅力を発信する斬新な企画を公募し、県の委託事業として活動を展開することで福島県産農林水産物に対する風評払拭や消費・販路拡大を図る事業。県とは違う新たな視点で戦略的な風評対策の取組を行うことで、より効果的に風評払拭や消費・販路拡大を目指します。

今年度は約 30 団体から応募があった内、NPO 法人を中心に５団体と委託契約を行い、風評払拭に向けた様々な活動を展開しました。

私の主な業務は、各団体との連絡調整や進捗管理・指導やイベント当日の対応等でした。本事業は前年度から始まった新しい取組みで、前例の少ない中、不測の事態が生じることも多く、どのように対処していくか、報告や検討を重ね、業務にあたりました。

○ふくしまの恵みＰＲ支援事業

県内の市町村や県域団体、民間団体等が福島県産農林水産物の風評払拭に向けて、国内において実施するＰＲ活動に対して支援を行う事業。県内各団体が持つネットワークやノウハウを存分に発揮して、あらゆる方面に様々な手法で風評払拭や消費・販路拡大に向けてアプローチします。

今年度は約 280 もの団体が行うＰＲ活動に対して支援を行い、幅広く活動を展開しました。

私の主な業務は、出先事務所・各団体への助言・指導等でした。本事業においては、諸事情により年度途中から担当することとなり、各方面との調整に苦労しました。

2　苦労したこと・工夫したこと

私の業務は、委託や補助という形で団体が実施する事業を管理するものだったので、とにかく団体との折衝に苦心しました。

特に若い力委託事業では、団体の企画や管理体制等に対し、指導・助言といった形で適宜指示を出す必要がありましたが、その相手方は大方の場合団体の代表者です。代表者ともなれば、あらゆる面で先輩ともいうべき方ばかりで、「偉そうなことを言える立場ではない」という思いと、委託元として指示を出さなければならない、ということの板挟みで神経をすり減らしていました。

特に、“委託”事業の趣旨を理解してもらうことの難しさには最後まで頭を悩まされました。委託事業である以上、実施するイベントには県の意向を忠実に反映してもらう必要がありますが、企画を公募により募っている以上、当然実施主体である団体にも思惑があります。その両者の思いを互いに損なうことなく、よりよい形で実現するために、何度も調整を行いました。しかし、その調整もなかなか思うように行かず、イベント内容を事前連絡なしに勝手に変更されてしまったことや、時には広告の表現内容ひとつを巡って激しい反発に遭うような時もあり、何度も頭を抱えた覚えがあります。

委託事業である以上、必要な指示とはいえ、一方的に意見を押し付けるだけでは、理解が得られないどころか、反発を招く要因にもなることを身をもって学びました。そこで、より円滑に調整を行うために注意するようになったのが、相手の立場を考慮し、考えを汲み取る、ということでした。具体的には２つのことを意識しました。

まず１つ目が、頭ごなしにだめ出しをしたり、一方的に意見を押しつけない、ということです。事業の遂行にあたり、疑問や違和感を持った場合は、まず初めに、なぜそうしたのか、なぜそう考えるのか、「相手の意図を“最初に”確認すること」を徹底しました。最初に相手の意図を確認し、正確に汲み取ることで、表現手法に違和感を持ったとしても、自身の意図と合致する部分を見つけることができ、調整を円滑に進めることができるようになったと思います。次に２つ目が、「相手が話している最中には“絶対に”口を挟まないこと」です。相手の意見は結論まで聴き、聴いた上で反論をすることで、議論が熱を帯びることも少なく落ち着いた話し合いができるようになったと思います。基本的なことではありますが、たったこれだけのことを守るだけでも、命令しているような印象をもたれることや一方的な押し付けになることを避けることができ、「言い争い」が「話し合い」に変わる分岐点になったのではないかと思います。

3　印象的なエピソード

印象的なエピソードは主に２つあります。

○１つ目は、首都圏での販売イベントでの消費者の声です。

私は、担当業務以外にもイベントの対応をすることが多く、その中の１つに、毎月 JR 秋葉原駅構内で行われる、福島県産農産物の販売を行うイベント「ふくしま応援産直フェア」というものがありました。そのイベント対応をしていた時に、とあるお客様から「ここで福島の果物を買ってから、福島県産のおいしさを知った。あれ以来よくここで果物を買って帰るんだよ。」という言葉をいただき、その言葉が素直に嬉しく、大変励みになりました。また、同じように思ってもらえる方が増えるように、自らの口でたくさんの方に魅力を伝えていきたいと思うきっかけにもなりました。

若い力委託事業（内堀雅雄県知事・藤原紀香氏・県内生産者によるトークセッション・ＰＲイベント）

○２つ目は、若い力委託事業で知り合った生産者の声です。

若い力委託事業の中でたくさんの生産者の方々と知り合う機会があったのですが、その中でとある方が「風評を乗り越えるためにより良いもの、より美味しいものを作る努力をしている。応援のために買ってもらうのではなく、美味しいからと手に取ってもらえることが何よりも嬉しい。」と仰っているのを聞いて、自分の考えを改めるきっかけになりました。

私は、福島県に来てからは福島県産の果物やお酒を好んで買っていますが、本当に美味しいと思って買う反面、どこか「買って応援している」という意識があったことに、この言葉を聴いて気が付きました。また、それは仕事にも共通しており、私は業務を行うにあたり、「復興の支援」という意識が強くあり、あくまでも東京都の職員という立場を維持して、当事者になりきれていなかったことを意識するようになり、それを反省したのを覚えています。

それ以降、第三者としての視点を大切にしながらも、当事者として、どのように伝えれば関心を引きつけられるだろうか、どのようにＰＲすれば魅力を十分に伝えられるだろうか、など具体的なイメージを持って業務に向き合うように心掛けていました。

若い力委託事業（県内及び首都圏の女子大学生による農業体験を行う女子農力向上委員会）

若い力委託事業
（県内旅館ホテルと生産者による商談会）

5　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私はこの派遣期間に主に２つのことを得られたと考えています。

○１つ目は、対外的な調整事務に自信がついたことです。

１年の派遣期間の間、常に団体との連絡調整を行い、何度も意見の衝突がありましたが、その度に綿密な話し合いを重ね、その都度問題を解決してきました。団体には県内の団体だけでなく、都内の団体もおり、県内生産者としての声や県外から見た福島県に対する意見など、さまざまな立場や意見を持った方々と意見を交わすことで、さまざまな視点からの考えに触れ、状況に対応してきました。

今ではこの経験が自信に繋がり、東京都に戻ってからも、外部の方との調整や交渉といった場面にあたった時に、相手のさまざまな考えや意見も柔軟に受け止め、臨機応変に対処することができると思います。

○２つ目は、常に当事者意識を持って業務にあたる必要があることを改めて認識したことです。

本来であれば当然のことですが、この派遣期間を通して、「当事者としての意識」の必要性を改めて感じることができたと思います。

これまでを振り返ると、私は仕事をしていたというよりも、仕事に仕事をさせられていたような印象がありました。ただ漫然と、流れてくる業務をこなし、首尾よく業務を行えればそれで及第、と思っていた節がありました。しかし、福島県では、まだ積み上げの少ない新たな事業を担当したことや、生産者の声で気付かされたことで、この業務に足りないものは何か、どうすれば効率よく進められるか、常にわが身のこととして考える必要性を感じると共に、実行する癖がつきました。

今後、どういった業務にあたろうとも、この教訓は常に胸にとどめ、実行していきたいと思います。

最後に、この派遣期間を通して、たくさんの方と交流をし、たくさんのことを学ぶ機会をいただけたことを本当にありがたいことだと改めて思います。

復興の支援をするつもりで職員派遣人事に自ら手を挙げたものの、福島県での業務は初めての経験ばかりで、右も左もわからない中、福島県職員の方々からは、たくさんの助言をいただき、支えていただきました。また、原子力災害という未曽有の災害に遭っても、常に前を向き復興を成し遂げんとする福島県の方々の姿にはたくさんのことを教えられ、かえって感謝しなければならないことばかりでした。東京都に帰ってからもこの感謝の気持ちを忘れることなく、福島の地で味わったさまざまな魅力を微力ながらも発信し続けていくことで、少しでも福島県の支えになれたらと思います。

また、ここで得た経験や教訓を活かし、私自身も精進して行きたいと思います。

この機会をくださった東京都職員の皆様、受入れてくださった福島県職員の皆様、日々支えてくださった他県職員の皆様には心から感謝申し上げます。

福島県をはじめ、被災された３県の一日も早い復興を願い、本報告の結びとします。

ＳＮＳを用いた県産桃ＰＲイベントの告知１

税務

沿岸広域振興局　経営企画部　県税室

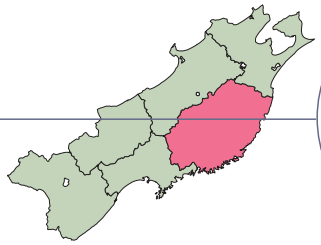

岩手県

業務概要

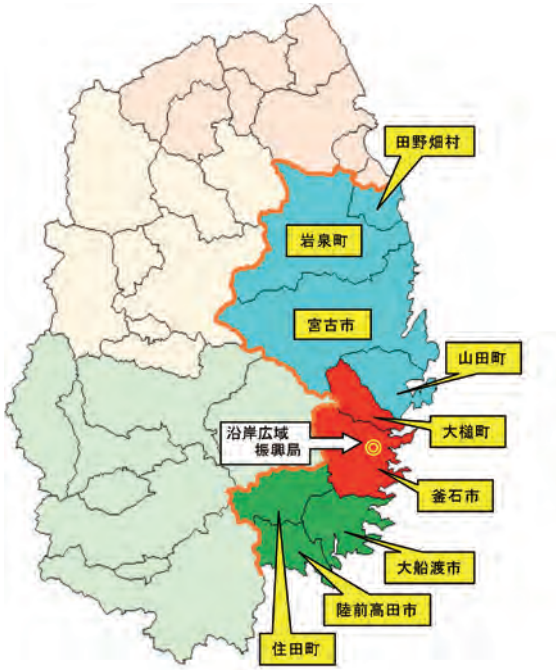

沿岸広域振興局は、沿岸部の９市町村（田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、住田町）を管轄。県税室は、都税事務所に相当する部署。

※東京都のように事業別の局毎に縦割りで出先事務所が設けられているのではなく、地域ごとに広域振興局という「ミニ県庁」が設置されているイメージ。

沿岸広域振興局内
（北から）
・**宮古地域振興センター管内**
　田野畑村、岩泉町、
　宮古市、山田町
・**本局管内**
　大槌町、釜石市
・**大船渡地域振興センター管内**
　大船渡市、陸前高田市、住田町

○復興支援チーム

復興支援チームは、平成 25 年度に、釜石市にある沿岸広域振興局本局内に発足。もともと県税室にある課税チームに加え、震災復興による事務内容・量の増加に対応するため設置された。沿岸被災地域における家屋評価と復興特例法の課税免除を担当している。

平成 27 年度の職員構成は、特命課長（岩手県職員）と、派遣職員７名（東京都･北海道･栃木県･愛知県･山口県・大阪市・静岡市より各１名）の計８名から成っている。特命課長を含む４名が家屋評価と復興特例法の課税免除を担当、筆者を含む残り４名が家屋評価専担となっている。また、課税チームにも派遣職員が１名（大阪府）おり、被災減額等の課税事務増加に対応している。

沿岸広域振興局は、釜石の本局のほか、さらに宮古・大船渡の地域振興センターの３地区に分かれ、それぞれに県税室がある。ただし、復興支援チームは本局のみに派遣職員を集中配属しているため、沿岸局全域を担当範囲としている。（27 年度は管内全市町村で調査を行なったが、釜石の合同庁舎から遠い山間部等は各地域の課税チームへ振り分ける配分がされている。）

＜ 27 年度復興支援チーム＞

＜執務室風景＞

岩手県

税務

沿岸広域振興局
経営企画部　県税室

山崎　織枝
（主税局）

1　担当業務の概要

○「家屋評価事務」を担当

建物（家屋）について、不動産取得税（都道府県税）および固定資産税（市町村税）の税額の根拠となる資産の価値『評価額』を決定する業務。家屋の新築（増・改築含む）時に調査・決定を行なう。

大概は、固定資産台帳を整備し固定資産税を毎年課税する市町村が評価し、都＊道府県では不動産取得税（取得時１回のみ課税）が高額と見込まれる大型の非木造家屋を選抜して評価している。一方、岩手県では非木造家屋の全件を県による評価の対象としており、他都道府県に比べ、評価物件の範囲が広く件数も多い。

＊多摩地区の例。特別区の地域では都が固定資産税を課税するため、全件都税事務所で評価している。

被災地区では、現在、既にがれき撤去等の復旧作業は終わっており（災害廃棄物処理は平成 26 年３月末までに終了済）、嵩上げや区画整理、高台造成等で整地が進む土地に、被災からの再建や復興事業に供する家屋が次々と建築されている。平成 24 年に家屋の新築数が急増し、その後も新築・再建が多数見込まれることから、25 年度の復興支援チームの発足に繋がっている。

※税制上では、震災後 10 年の間に被災代替家屋を取得した場合に不動産取得税の控除があるため、この 10 年間に再建が進むものと予測される。

27年度は、宅地復興が先行している野田村（県北広域振興局管内）にて、急増した新築木造家屋（主に住宅）の評価応援も行なった。県北局県税室には復興支援チームは無く派遣職員もいないため、沿岸局復興支援チームからも応援に行くこととなった。野田村職員・県北局県税職員と沿岸局復興支援チーム職員とで班編成し、現地調査を行なった。９月に４名・２泊３日、12 月に２名・１泊２日での出張応援となった。

調査中の筆者

整地の進んだ野田村の風景

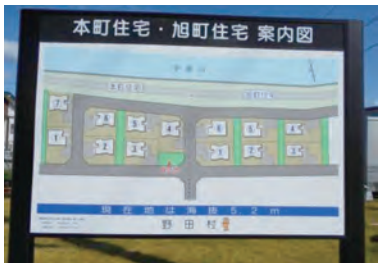

野田村の復興住宅街区（地図・風景）

2　苦労したこと・工夫したこと

・調査の移動距離が非常に長い。

沿岸広域振興局は全域で東京都の約２倍の大きさがあり、南北に長く、とても広い。調査現地までの移動に時間が掛かり、何度も足を運ぶことが難しいため、図面等資料の借受（ないし返却）と調査を同時に行なう、近隣物件はまとめて調査に行くなど、行程・日程の効率化を図るようにした。

・各自治体それぞれに独自の評価の方法、システムがあり、職員間で調整する必要があった。

国で定めた全国共通の「固定資産評価基準」があるが、基準の中で言及されていない細部等、それぞれの運用をしている部分も多い。評価方法の違いがあった点について意見交換を行い、円滑な業務の遂行と統一的な評価に努めた。

また、それぞれ導入している積算システムも違うため、岩手県でのシステムに慣れる必要があった。東京都ではたまたま同じアプリケーション（ＨＯＵＳＡＳ）を導入していたため基本的な操作には通じていたが、導入自治体毎にカスタマイズが行なわれており、改めて確認・学習する点が多かった。

＜ＨＯＵＳＡＳ＞（画面は模擬図面）

・建物の完成が遅れている傾向にある。

建築確認申請の提出状況から新築発生を見込んで計画しているが、完成予定日を過ぎても工事中だったり、着工していないものもあった。完成状況の確認に手間が掛かることも少なくなかった。

広大な被災地では一斉に復興工事が行なわれており、資材・人員の確保が難しく費用も上昇傾向になっている等の状況から、着工の延期や工期の延長が発生しているものと考えられる。

3　印象的なエピソード

家屋評価は新築建物を見に行く仕事なので、再建された家屋を見ると感慨深いものがあった。

不動産取得税には津波による被災の代替建物に係る控除があるため、被災建物の状況を訊く際に、被災から新築再建に至るまでの苦労を聞くことも多かった。また、取得者とのやり取りの中で、派遣職員であると分かると感謝や応援の言葉を掛けられることもあった。

津波を被った低地での嵩上げ土盛りや防潮堤工事のため、ダンプカーとブルドーザーが埃を立てて行き交う様子はまだまだ続いているが、最近では建築足場が組まれクレーン車が建物を造っているのもよく目に付くようになってきた。いよいよ街が姿を現してくる様子には圧倒される。

＜陸前高田・希望の架け橋ベルトコンベアー＞左：27 年４月（稼働中）、右：27 年 11 月（撤去中）

<山田町>湾の縁には防潮堤建設の高い鉄杭が見える。<大槌町>港湾・工場地帯の工事(奥)と嵩上げ・区画整理(手前)が進む

<建設進む三陸道（吉浜～釜石）>左：27年5月、右28年1月

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

発災から５年が経とうとしており、被災の風化が囁かれている。実際、がれきの山は既に無くなって久しく、２年間の被災地派遣の期間中、更地から嵩上げ・造成の土山が高く築かれていく様子に目を見張った。悲壮感はだいぶ薄くなり、元気な復興地としての明るさが増してきたという、良い影響によるものも大きい。一方で、世間の人々の興味も薄れたり、人口流出が進んでいたり等、映像や報道・伝聞からだけでは分からない、温度差、寂しさのようなものも感じている。

とりあえず震災直後の一つの山は乗り切ったが、引き続き何が出来るのか、しなければいけないのか、状況とニーズの変化を見つめ、考える視点を持つことが出来たと思う。

また、全国からの被災地派遣で、他の自治体職員と共に仕事ができたことは今後の貴重な経験となった。「うち（の県）で被害があったら応援に来て」などと語り合ったりもしたが、日本国内である限り地震災害はいつか来るものと捉えている意識の高さに触れることもあった(特に静岡)。同じ地方公務員として働き、日本で暮らしているからには、災害への備え、復興への意識は心に留めておかねばならないと思った。

税務

財務部　資産税課

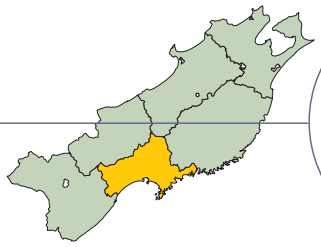

石巻市

業務概要

石巻市は、宮城県の東部に位置しており、三陸沿岸に連なるリアス式海岸を利用した水産業の他に、造船業、紙パルプ業などを基幹産業としている。

人口は県内２位の 145,625 人(平成 27 年 12 月時点)で、東日本大震災では 3,547 人の尊い命が奪われ、428 人が未だ行方不明となっている。

石巻市財務部は、財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課で組織されており、そのうちの市民税課、資産税課、納税課の３課で税務部門を担当している。

税務部門の人員はそれぞれ、市民税課 15 人、資産税課 26 人、納税課 15 人で、私たちの配属された資産税課は 26 人のうち 15 人が石巻市の職員、13 人が派遣職員、2 人が宮城県の任期付職員となっている。

各課の業務内容は以下の通り。

課	主な業務
財　政　課	財政計画、調査及び予算編成、執行管理に関すること
行政経営課	行政改革、行政評価等に関すること
市 民 税 課	個人市民税・法人市民税・軽自動車税・たばこ税・入湯税の賦課に関すること
資 産 税 課	固定資産に係る評価及び固定資産税の賦課に関すること
納　税　課	市税の徴収、納税相談、滞納調査及び滞納処分に関すること

左、震災前　右、2016.2　旧北上川に沿う形で住宅が立ち並んでいた。

石巻市

税務

財務部資産税課

飯田　哲也
（主税局）

1　担当業務の概要

私は石巻市の資産税課に家屋担当として配属された。家屋担当の主な業務は新築、増築家屋の評価及び固定資産税の課税である。

家屋の評価は不動産の購入価格や、工事の請負価格によって決まるものではなく、固定資産評価基準に照らし合わせて積算するもので、石巻市では、東京都のように比準評価（標準的な家屋を設定し、それに比準し価格を決定する方法）は行わず全て部分別（仕上げ資材、建築設備などを積算し価格を決定する方法）による評価を行っている。東京都も部分別評価を行っているが、1,000㎡を超える非木造家屋がほとんどで、木造家屋についてはほぼ全て比準評価により価格を決定している。

また、東京都では評価と課税で係、または課が分れているが、石巻市は評価から賦課課税まですべて資産税課で行っている。

今年度は震災後（平成23年度）から課税免除であった地区の一部が1/2の減免で課税となり、５年ぶりに送った納税通知書は多くが返戻となり、その調査なども課税事務の一環として行った。

2　苦労したこと・工夫したこと

石巻市の資産税課は評価事務だけではなく、課税事務も行っているのは前述の通りである。

石巻市は固定資産税の納税通知書を５月に送付するため、４月はまず納税通知書の送付の準備をするところから業務が始まった。

名寄帳の閲覧申請も４月から始まり、納税通知書を送付してからは、３年に一度の評価替えの年であること、今年度から課税となる地区が多いことから、内容に関する問合せも増えた。

受話器を置くと同時にかかってくる電話、窓口には来客の行列で課税事務が未経験の私は当初非常に苦労した。

評価事務については、木造の部分別をほとんどしたことがなかったため不安があったが、基本的な考え方は同じであること、石巻市へ継続して配属された派遣職員や、現地の職員のサポートがあったことから円滑に業務を進めることが出来た。

石巻市の
イメージキャラクター
いしぴょん

3　印象的なエピソード

石巻は沿岸部に位置しており、古くから港町として栄えてきた。

栄えてきたのには世界三大漁場の一つである、三陸・金華山沖があることが大きな理由であろう。

この漁場は親潮（寒流）と黒潮（暖流）がぶつかる潮目であることに加え、三陸沿岸に連なるリアス式海岸や多くの島々が点在し、植物性のプランクトンも多いことから、種類が豊富でおいしい魚介類が育つとのことである。

家屋評価は現況主義が鉄則で、担当者の自分としては真偽を確かめずにはいられなかった。

とある日曜日、午前３：00 起床、車で 30 分、船に揺られること１時間 30 分。ようやく到着したそこには朝日がまぶしく、大自然広がる金華山の姿があった。船頭の指示を聞くとどうやら調査には道具を使うらしい。ツリザオと呼ばれるカーボンとグラスファーバーを練りこんだ棒にリールと呼ばれる、糸を 200 m程巻いたものを取り付け、糸の先端には魚を模した鉄の塊と針。この鉄の塊を海に投げ入れ、糸を巻きながら高速でツリザオを振る。開始してほどなく重たい感触。ツリザオを通して伝わる大物の予感。数分間の格闘の末釣り上げたのは、70 ｃｍをゆうに超えるヒラメであった。

この後も、ブリ、サバ、アイナメ、ソイなどがかかり昼過ぎには調査を終了した。

この夜、仲間の家で刺身、ブリしゃぶなどをしたがどれもおいしく、三陸沖で獲れた魚介類＝おいしいを実感することが出来た。

石巻は魚以外にも季節により、うに、ほや、かきなども有名である。調査をせずとも食べられるので興味があれば是非足を運んで頂きたい。

石巻市の人々、大自然に感謝を込めて。

2015.9　船上にて。ちょうど朝日が出たところ。

三陸のうまい魚、ヒラメ

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

私が配属された資産税課家屋グループは様々な自治体からの派遣職員がいるため、会議を開くと自治体間でのやり方、考え方が少しずつ異なることから長時間となることが多い。それぞれが自分の立場で意見するからだ。こういった経験から、素早い決断を行う重要性を再確認することが出来た。

素早い決断に必要なことは、より良い意見を言うことではなく、共通の目的意識を持ち、それぞれの意見のメリット、デメリットを比較検討し、決定することだと私は思っている。

2011.7　倒された墓石

2016.2　墓石は元に戻り、新築の住宅も見える。

2016.2　担当地区でよく目にする仮設住宅。住み続ける人も多い。

石巻市

税務

石巻市　財務部　資産税課
家屋グループ

在原　秀元
（主税局）

1　担当業務の概要

私は資産税課家屋グループに配属され、以下の業務を担当した。

・新増築家屋の評価額を算出するための調査及び評価

資産税課家屋グループでは、2人1組のペアが5ペア編成され、各ペアが担当地区内の新増築家屋を調査及び評価する。私が担当した地区は蛇田地区である。

この地区は、新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業が進められており、被災地域に居住していた方が移転してくる地区である。この事業によって平成26年度から土地の供給が開始されたため、平成27年の新築件数が昨年から大幅に増加している。平成26年は200件弱であったが、平成27年はその約1.5倍の約300件である。

要評価件数が多い一方で、蛇田地区はどこへ行くにも石巻市役所から車で30分あれば行けるため、移動に時間がかからず効率よく計画的に調査を進めることができた。

・納税通知書の返戻調査

石巻市は毎年5月1日に納税通知書を発送しているが、送付先に納税義務者が住んでおらず、納税通知書が市役所に戻ってきてしまうことがある。その原因は納税義務者の死亡や引越しなど様々であるが、震災の影響もあり、戻ってきてしまう納税通知書の数は多い。そのうち、私が担当した件数は約180件である。

正しい送付先や納税義務者を特定するために、住民基本台帳ネットワークシステムの調査、納税義務者やその親族に対する電話等による聞き取り調査、戸籍調査、現地調査等を行った。その結果、約7割の納税通知書を新しい送付先に送ることができた。

・登記情報に基づく異動調査

月に数回、法務局から資産税課に新増築以外にも滅失・所有権移転・住所変更などの登記の異動情報が届く。この異動情報をもとに、所有者への聞き取り調査や現地調査を行い、課税台帳の異動入力を行った。

・震災代替特例に関すること

東日本大震災によって被災した家屋に代えて、新たに代替家屋を取得した場合、一定の用件を満たせば代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の一部が減額される特例がある。この特例に関して私は以下2点に取り組んだ。

まず、「代替特例管理簿」の作成である。

石巻市の取り扱いでは、被災した家屋の課税床面積分、代替家屋に対して特例適用できる。例えば、被災家屋が100㎡で代替家屋が150㎡である場合、代替家屋の100㎡／150㎡が特例適用の対象となる。また、被災家屋が150㎡で代替家屋が100㎡である場合、代替家屋100㎡全てが特例適用の対象となり、残り50㎡は他の代替家屋を取得したときに使用できる。

この取り扱いで正確に特例適用するためには、どの被災家屋の何㎡分がすでに特例適用しているかを正しく把握する必要がある。しかし、平成26年度までは特例適用の状況を複数年度にわたって管理できるようなファイルが無かった。そこで、適用状況を管理する「代替特例管理簿」を作成し、適用漏れや重複適用の防止を目指した。

次に適用判断の統一である。

特例適用の判断について担当者間で差異が生じないように、平成26年度にマニュアルが作成されていた。しかし、上記の「代替特例管理簿」を作成する過程で、実際には適用判断が統一しきれていないことに気がついた。そこで、もう一度会議を開き、家屋グループメンバーの意思統一を図った上で、マニュアルの修正及び追加を行った。

2　苦労したこと・工夫したこと

家屋評価は総務省が定める固定資産評価基準に基づいて行われる。したがって、基本的には同じ家屋は誰が評価しても同じ価格になる。しかし、現代の建築技術は多様化しており、固定資産評価基準はこれらを全て網羅しきれていないのが実情である。そのため、細かい部分については評価する人が判断しなければならない。

同じ自治体内であれば、マニュアル等に基づき評価が行われるため、評価担当者間で大きな差異は生じない。しかし、石巻市には様々な自治体から職員が派遣されてきており、評価内容に差異が生じやすいにもかかわらず、評価マニュアルが無いため、細かい部分で評価内容に差異が生じることが多々あった。

私は、この差異を解消するために、職員間でコミュニケーションをとり、評価内容の統一を図った。また、話し合いで決まった統一事項は、文書でまとめて蓄積をはかり、次年度以降も公平な評価ができるようにした。

3　印象的なエピソード

私が今回担当した課税業務は直接的には被災者の支援にはならない。しかし、それにもかかわらず、調査で家を訪問した際に、石巻市民の方から「支援にきてくれてありがとう」といった言葉を数多くいただいた。派遣される前は、自分の仕事が支援になるのか少し疑問に思っていたが、石巻市民の方から暖かい言葉をいただいて、モチベーション高く業務に取り組むことができた。

都税事務所で働いた２年間は、すでに決められた方向性があり、それに基づいて仕事をすることが多く、自分で判断しなければならないことはそこまで多くなかった。一方で、石巻市は、震災後の緊急事態ということもあり、市の方向性が明確化されておらず、自分で考えて判断を下したり、問題点を指摘しなければならないことが多かった。私はこのような環境で働くことに大きなやりがいを感じることができた。

業務外では、宮城県のおいしい海産物を堪能できたことがとても幸せだった。特に石巻の牡蠣や南三陸のウニ・いくらは絶品であった。このような業務外での経験も仕事の活力になった。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

石巻市で働く中で感じたことは、自然災害等による緊急事態を乗り越えるためには、計画性とスピードの両立が大切になるということである。

調査の際に石巻市民の方から多くの意見や不満の声をいただいたが、中でも多かったのが、市民に対する説明の一貫性の欠如や情報の提供不足に対する声であった。「はじめに聞いていた話と違う」といった声や、「それを知っていたらもっとこうしていたのに」といった声が多かった。

確かに一番重要なのは復興のスピードであるが、計画性が欠如した状態で進めてしまうと、上記のようにかえって住民に不利益が生じてしまう。緊急時には、スピードと計画性のバランスをどうとるかの判断が重要になると感じた。

東京都も自然災害等に向けて、平時からしっかりと準備をする必要がある。色々な状況を想定し、その状況にどう対処するのか、事前にシュミレーションを重ねておくことで、スピードと計画性の両立を実現できるようにしなければならない。

私自身も、日ごろの業務で緊急事態に直面したときには、スピードと計画性のバランスを意識して仕事をしたいと思う。

この１年間は本当に貴重な経験になった。この経験を今後の都庁人生に活かせるように頑張りたい。

一緒に働いた石巻市職員の皆様や他の派遣職員の皆様、サポートしていただいた東京都職員の皆様には、大変お世話になりました。最後まで一緒に働かせていただいたことに、心から感謝申し上げます。

新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業が進められている様子（H28.2.5 撮影）

避難者支援

復興局　生活再建課

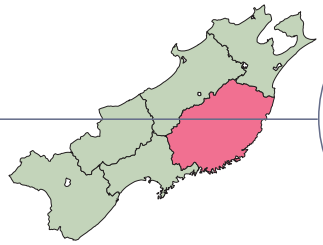

岩手県

業務概要

復興局生活再建課は「被災者一人一人が目標を持てる支援をしよう！」という組織スローガンの下、生活再建資金等の支給、応急仮設住宅の提供・管理、被災者への情報提供、相談支援を通じて、被災者への支援に取り組んでいます。

【生活再建課の組織】

- 生活再建課　総括課長　１名
  - 被災者支援担当　担当課長１名　県職員４名　派遣職員２名（東京、千葉）臨時職員２名
  - 相談支援担当　担当課長１名　県職員３名　派遣職員１名（東京）臨時職員１名

【生活再建課の主な業務】

［被災者支援担当］

・建設による応急仮設住宅管理
（応急仮設住宅集約化計画、備品譲渡、目的外使用管理、共益費支援事業等）
・民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設）管理
・災害救助法事務（災害救助費他県求償等）
・被災者生活再建支援事業（被災者生活再建支援金の支給等）
・災害弔慰金・災害障害見舞金・義援金の支給、災害援護資金貸付け

［相談支援担当］

・関係機関・ＮＰＯ等との連携
（各種会議等への参画及び情報交換、東京都主催「ふるさと復興の今が分かるツアー」への協力）
・被災者の生活再建に向けた相談支援の充実（被災者相談支援センターの運営等）
・被災者の状況把握（データベースシステムの構築及び被災者名簿の適正管理）
・県内内陸地区・県外移動者に対する支援（情報提供事業、ガイドブック及び資料の作成配布、「県内内陸地区及び県外へ移動している被災者アンケート」の実施及び個別訪問の実施、専門家相談会の開催、全国各地における相談・交流会への職員派遣等）
・被災者台帳システムの運用事務（ガイドライン策定、市町村間広域連携の推進等）

岩手県

避難者支援

復興局　生活再建課
被災者支援担当

川口　勉
（主税局）

1　担当業務の概要

私が派遣された復興局生活再建課被災者支援担当は、主に応急仮設住宅の供与及び被災者に対する資金面の支援を行っています。そのなかでも、私が担当した主な業務は次の二つです。

（1）民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の管理

特に今回の東日本大震災では被害が広範囲にわたって被災者も多数に上り、建設型の応急仮設住宅（いわゆるプレハブ仮設）のみでは全ての必要戸数を確保できないため、民間の賃貸住宅や空き家となった一戸建て住宅を県が借り上げて、「みなし仮設住宅」として供与しています。私は契約の管理や賃料の支払い及び入居者等のトラブル対応に従事しました。

（2）応急仮設住宅の目的外使用の管理

住まいの復興が進みプレハブ仮設を退去する被災地も徐々に増え、プレハブ仮説に空き住戸が出てきた状況にありました。一方、復興計画の進行により、新たな働き手が増えているものの、その住居の確保に苦慮している状況も生じていました。そのため、平成 26 年 4 月 1 日より空き住戸を活用するため、被災者以外の方でも一定の要件を満たす方（地元に戻りたい、被災地で就職した、まちづくり事業により一時的に転居が必要との事情で住む住居がない方）に、プレハブ仮設の空き部屋を「目的外使用」させる制度を開始しました。

入居者は市町村に入居申し込みを行い、それに基づいて市町村がプレハブ仮設の所有者である県に応急仮設住宅の目的外使用を申請してきますが、県ではその申請を審査して使用を許可するという事務の流れとなっています。この審査事務や、プレハブ仮設の所有者はあくまで県であり、市町村から入居資格について問い合わせがある場合に、それに対応する等の業務を行っていました。

2　苦労したこと・工夫したこと

みなし仮設住宅の供与に当たっては、その契約の管理を県で行っているため、契約事項に変更があったり、入居者にトラブルがあったりすると県に連絡があり、それに対応することになります。時には入居者が完全に行方不明となり、契約も切れてしまうため解約せざるを得ず、２年間放置されていた部屋を原状回復して退去手続を完了させなければならなくなった事例もあるなど、連絡の取れない入居者が発生してしまうことには苦労しました。

入居者が行方不明になり、解約に際して原状回復した例。（27 年７月→９月）

主に沿岸地域の被災者は永年持家で生活してきた方も多く、共同住宅での生活が不慣れであるため、周囲の方とトラブルになってしまうことも少なくありませんでした。そのようなときにはなるべく直接入居先に訪問（沿岸市町村ともなると片道２時間程度かかるため１日仕事でした）し、状況について詳しく聴取すると同時に、生活環境への希望や生活再建の見通し等について聴取して、有効な解決策を探るよう努めました。

また、被災者支援の業務の根拠は当然災害救助法に求められますが、みなし仮設住宅のトラブルや目的外使用の入居要件に疑義のある事例など、前例にない事態が発生し、そしてその対処法として法律等に必ずしも根拠を求められないといった事態も少なくありませんでした。私は入都以来主税局で法人課税事務に従事してきましたが、事務の根拠はまず地方税法や通達といったいわば「確固たる根拠」に求めることができていました。しかし、被災者支援は必ずしもそのような根拠があるわけではないことを日々痛感したため、どんな些細なことでも記録に残し、課内で情報共有を図った上で、課を挙げて事態に対処できるよう工夫しました。

3　印象的なエピソード

ある被災者が、みなし仮設住宅に入居して５年近く経過した秋ごろになって、みなし仮設住宅の契約開始日が実際に入居した日より遅い日に設定されていたために、自己負担分が未だに支弁されておらずそれを支弁してほしいと県に問合せがありました。しかし、当然その契約書（契約開始日が実際に入居した日より遅い日に設定されている契約書）にはその被災者の署名・押印もされているため、通常であればその契約書が有効ということになるため、その支弁はきわめて難しいものとも思われました。

しかし、震災発生直後に幾度となく発せられていた、みなし仮設住宅の運用にあたっての厚生労働省の膨大な量の通達を調べてみると、その中のいくつかの通達内容を活用することにより、その費用の支弁が可能であることが判明しました。様々な資料の中からようやく発見できた一筋の解決策を筋道立てて課員や上司そして貸主、被災者に説明し、課内や支出担当課等との調整を経てようやく支払いを完了できたときには、「契約だから」と無碍に突っぱねず被災者の要望を聞くことができたことでやり切った仕事への満足感に満ちたと同時に、自身の成長を実感しました。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

岩手県復興局は、岩手県職員はもちろん、派遣職員や臨時職員に至るまで職員全員が岩手・三陸の復興に向けて、日々一丸となって業務に当たっています。しゃれた言い方になりますが、「アツい目標」をもって、その目標に向かって進んでいく組織は強いと実感し、個人個人の業務に対する姿勢や組織のチームワークなど大いに勉強になり、今後東京都で仕事をしていく上で貴重な経験と財産になりました。

業務上、多くの被災者と接することが多く様々な話を聞いてきました。それを通して、「生活再建」と一口に言っても、その方法は十人十色であり、画一的な対応が難しいと実感しました。ただ、生活再建をしたくても様々な事情によってできない被災者がもちろん大半ですが、一方で、みなし仮設住宅が不適正に利用されているという事例も散見されました。このような事例を耳にした一般の県民から、「仮設の供与をやめるべきだ」などと意見を寄せられることもあり、これらの経験から被災者支援は、一人ひとりの被災者の声を傾聴することはもちろん、その一方で被災者全体が非難の目にさらされてしまうリスクを排除するためにも公平性を担保し、不正を毅然と排除していくことも被災者支援にとって重要なことだと実感しました。東京都は

盛岡さんさ踊りの様子（27年８月）

人口が多いだけに、災害発生時には被災者も膨大な数に上ることが予想されるため、この点はきわめて重要ではないかと考えています。

最後になりますが、被災地支援という貴重な経験をする機会を与えてくださった東京都の皆さま、特に、快く送り出してくださった所属職場の皆さまにはこの場を借りて深く感謝申し上げます。また、未熟な私を受け入れてくれ、仕事上でおせわになったことはもちろん休日も含めて楽しい日々を共有してくださった岩手県の皆さまにも深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

安比リレーマラソン（27年9月）

復興局有志でわんこそば大会（27年9月）

いわて三陸復興フォーラム交流会で知事と懇談（28年1月）

出張先まで雪道を運転（27年12月）

岩手県

避難者支援

復興局　生活再建課
相談支援担当

吉田　瑛爾
（議会局）

1　担当業務の概要

（1）被災者に対する支援―

岩手県では、県内で避難生活を送られる被災者の方々のため、沿岸４カ所に被災者相談支援センターを設置しているほか、県内各地における専門家（弁護士、行政書士、ＦＰ等）相談会の開催など、多岐に渡る被災者支援を実施しています。私が担当したのは、その中でも県内外の避難者に対する支援です。

・相談支援業務

県内外の各地で開催される相談・交流会に出席し、避難者の方々との相談対応や意向調査、生活再建に向けたニーズの把握等を行っています。また、全避難者世帯を対象にしたアンケート調査の結果に基づく戸別訪問の実施のほか、遠隔地からの相談に対応するための「岩手県庁被災者専用相談ダイヤル」の運営等を担当しています。

・情報提供

県内内陸地区及び県外で避難生活を送られている方々に対して、県からのお知らせのほか、各地で開催される相談会のお知らせや、支援制度に関する情報等を定期的に郵送しています。私は、年に１度発行される被災者向け支援情報冊子『暮らしの安心ガイドブック』の作成配布や、上記相談対応でニーズが高かった資料の新規作成など、被災者が必要としている情報を提供することを目指して取り組んでいます。

避難者の現状

県内及び県外避難者数　平成28年1月31日現在

県内応急仮設住宅等の入居者数

	沿岸地区	内陸地区	合計人数
応急仮設住宅	16,457	126	16,583
みなし仮設住宅	3,434	1,447	4,881
合計	19,891	1,573	21,464

県外避難者数（上位5都県）

都道府県名	人数
東京都	279
埼玉県	182
宮城県	181
神奈川県	156
千葉県	124
⋮	⋮
計41都道府県	1,523

全国各地で避難生活を続ける避難者の状況

避難者の方々との相談・交流会
（千葉県松戸市）

(2) 被災者台帳システムの運用―

「被災者台帳システム」は、京都大学や新潟大学、民間事業者から成る研究者グループの支援の下、発災直後から岩手県において全国に先駆けて整備を進めてきたものです。その特徴としては、被災時の住宅の被害認定調査から、り災証明書の発給業務、証明内容に基づく各種支援や補助金の交付業務等の「生活再建支援業務」の状況をシステム上で一元管理することによって、「抜け」や「漏れ」のない被災者支援を実現できることです。私は、東日本大震災津波に関する運用を担当しています。

・広域連携の推進

今回の東日本大震災津波の特徴の一つとして、「広域避難者」の発生が挙げられます。被災した市町村を離れ、他の市町村、あるいは県外に避難された方が岩手県だけでも 5,000 人近くいらっしゃいます。こうした方々への支援状況や帰還の意向等の情報は避難元あるいは避難先の市町村だけで活用されている場合が多く、十分な支援の実施に活かされていない状況でした。しかし、このシステムでは、市町村同士が保有する情報の共有（広域連携）が可能となっており、避難者に対してよりきめ細やかな支援を実現できます。私は、県の担当者として各市町村への広域連携実施の働きかけや、課題解決に向けた取組を研究者グループや関係機関と連携して実施しています。

・先進事例の情報共有

被災者台帳システムに係る上記の取組は、全国で岩手県が初めて実施していることから、国や他の都道府県等からの行政視察やヒアリング調査等が頻繁に行われています。岩手県としては、今回のシステム運用で得られた課題や取組状況を国や各自治体と共有し、システム運用の向上とさらなる運用主体の拡大を目指しており、今後も積極的に情報の共有などを進めていきます。

県の総合防災訓練において住民の方に被災者台帳システムについて説明（奥州市）

被災者台帳システムに関する他自治体からの視察対応（県議会議事堂）

2　苦労したこと・工夫したこと

避難者支援業務の改善―

今年度から県庁内で開始された「モバイルワーク実証実験」に応募し、供与されたタブレット端末を活用した被災者相談支援業務の充実を図っています。この取組により、相談対応時における資料検索の迅速化（紙媒体の提供からデータ情報の提供への移行）や、被災地に関する現在の情報（住宅募集や写真資料等）のタイムリーな提供を実現しています。

タブレット端末を活用した相談支援業務の実施（神奈川県横浜市）

被災者台帳システムのさらなる活用―

現在、県及び県内市町村において導入している本システムでは、県外で暮らす避難者に関する情報を取扱う仕組みが存在しませんでした（他県における導入実績が無いため）。そのため、県外の交流会等で得られた県外避難者の方々に関する情報を、県対市町村という形で共有（広域連携の応用）することにより、県外の避難者に対してもシステムを用いた支援が可能となります。

3　印象的なエピソード

４月の初旬に行われた課の歓迎会でのことです。私の直属の上司にあたる方が「岩手県はまだ非常事態にある」と仰っていたことが今でも強く印象に残っています。震災から４年が経過した時点においても、未だに震災前からは想像もつかない状態にある、というこの言葉は復興事業というものの長く険しい道のりを感じさせました。

２月に千葉県松戸市の岩手県交流会に参加していた時のことでした。台湾南部において発生した地震で大きな被害が出ていることについて、避難者の皆さんが「大震災の時はすごくお世話になったから、今度は私たちが台湾に出来ることをしないと。」と、避難者の方々の間で募金を集めておられました。

御自身が被災され、今なお不自由な避難生活を続けられる中、受けた支援を忘れずに、その国の方々へ思い寄せられる姿が印象的でした。

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

この１年間、被災地での復興支援業務に携わり常々感じていたことは、今後、首都直下型地震が発生した場合、今回とは比較にならないほどの被害や避難者が発生するであろう、という事でした。

巨大災害はいつ訪れるか、予測は出来ません。私たちに出来ることは今回の東日本大震災津波で得られた知識や経験を、官民問わず多くの主体で共有していくことです。また、それと同時に将来起こりうる災害に対する「備え」を着実に積み重ねておくことも大切です。

私は、今後都政において、今回感じた「知識や経験」の共有や、「備え」の必要性といった事柄を強く意識しながら職務に取り組みたいと考えています。どのような職場においても、それらは共通して求められることであり、問題や課題の解決に必ず役立つと考えるからです。

最後になりましたが、被災地派遣の希望を認めていただき、快く送り出してくださった議会局の皆様、派遣職員として採用してくださった総務局復興支援対策部の皆様、そして若輩者である私を受け入れ、温かく御指導くださった故郷岩手県の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

安比高原リレーマラソンへ復興局として出場
（八幡平市）

避難者支援

企画調整部　避難地域復興局
避難者支援課

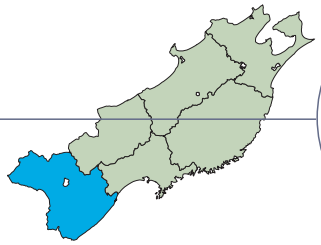

福島県

業務概要

避難者支援課は、震災後の平成 24 年度に発足した組織で、生活支援担当と避難者支援担当に分かれています。（平成 27 年度は他県からの災害派遣者は、栃木県、東京都、富山県、福井県、愛知県の合計６名）

生活支援担当では、災害援護資金や災害弔慰金、被災者生活再建支援金に関することや、応急仮設住宅の供与に関する事務等を行っています。避難者支援担当では、避難者への情報提供や避難者支援団体への補助事業、避難者からの相談対応等を行っており、避難者の多い 14 都府県に 13 名の職員が駐在として派遣されています。

平成 27 年度においては、避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与が平成 28 年度末をもって終了する事が発表されました。供与終了後の避難者に対する支援が課題となっており、対応の検討と支援策の実施が進められています。

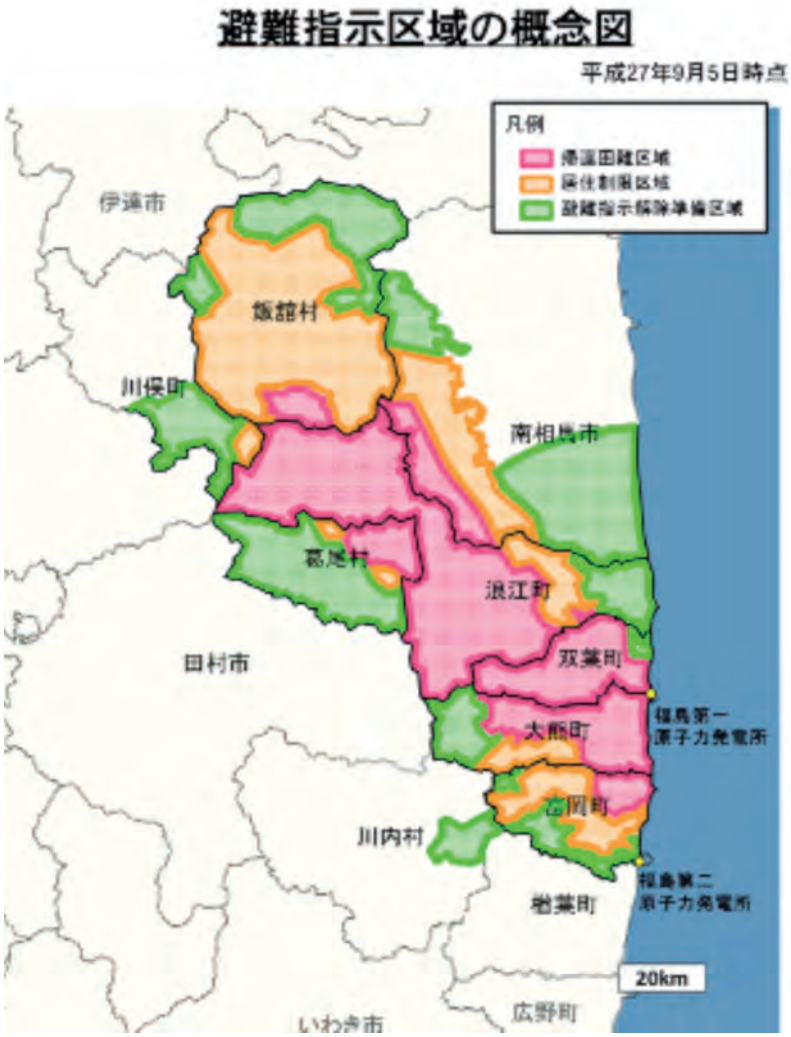

避難指示区域の概念図

福島県

避難者支援

企画調整部　避難地域復興局
避難者支援課

清水　一平
（総務局）

1　担当業務の概要

○避難者への情報提供事業

福島県は、東日本大震災及び原発事故によって避難した方に対して、ふるさとの情報を提供し、避難者の一日も早い帰還や生活再建に結びつけるため、以下の情報提供事業を実施しています。

①地元紙（福島民報・福島民友）の送付
（46 都道府県　公共施設等へ週 2 回送付）
②広報誌等の送付
③地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行
（毎月 1 号発行）
④支援団体への補助事業及び復興支援員の設置
⑤避難者支援ハンドブックの発行

私はこの中で、「②広報誌等の送付」と「⑤避難者支援ハンドブックの発行」を担当しました。

■広報誌等の送付

避難世帯へ国・県・市町村の広報誌やお知らせ、地元紙のダイジェスト版等を月 1 回～ 2 回ダイレクトメールで送付しています。（約 45,000 世帯）

ふくしまの今が分かる新聞

■避難者支援ハンドブックの発行

支援情報やお知らせ等を改めて幅広く集約し、相談先等をまとめたハンドブックを作成して避難者に提供することで、それぞれの生活再建を後押しするため、平成 27 年度より発行しました。

○応急仮設住宅の供与に関すること

災害のため住宅が滅失した被災者は応急的な避難所に避難することになりますが、その後自らの資力では住宅を確保することができない方に対して、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的に応急仮設住宅が提供されます。今回の震災ではプレハブ型の仮設住宅だけでは数が足りないこともあり、民間アパートを仮設住宅とみなして提供することが多く活用されました（応急借上げ住宅）。

平成 24 年度から、雇用促進住宅及び UR 賃貸住宅についても応急仮設住宅として提供されることとなり、その費用についての求償事務を担当しています。また、供与期間終了後の支援策について、住宅を運営する管理主体と調整を行っています。

避難者支援ハンドブック

2　苦労したこと・工夫したこと

今年度からの新規事業である「避難者支援ハンドブック」の発行を担当したことが印象深い経験となりました。ハンドブックは、避難者が今後の生活再建等に役立ててもらうことを目的に、県や市町村の支援策や相談窓口等の情報を幅広くまとめた冊子として、平成 27 年 10 月に 6 万 3 千部を発行しました。

4 月の赴任当初は、避難者の置かれた状況と支援策、県の仕事の進め方について全くわからなかったため、やるべきことを「現状把握」・「計画管理」・「契約事務」に整理しました。

まずは既に発行されている岩手県と宮城県の冊子を参考にし、両県が発行に至った経緯や作成における工夫点を担当者に確認しました。（そこで、被災県それぞれの状況や考え方の違いを知り勉強になりました。）一番悩んだのは福島県の複雑さです。岩手県や宮城県との最大の違いは原発事故であり、指示区域内外はもちろんのこと、同一市町村内でも地区が違うだけで置かれている状況や求める支援は異なってきます。したがって、ハンドブックにどこまで内容を盛り込むか、盛り込むことができるのか判断が難しかったのですが、現場の要望を聞くことで避難者に必要な情報を認識し、盛り込む内容や発行までのスケジュールを固めていきました。

途中、初めての入札事務や校正作業など、１人での対応が困難な場合には同僚にサポートをお願いし、県の仕事の進め方が東京都と違う場合には適宜相談するなど、周りの協力を得ながら業務を進めていきました。周りのサポートがなかったならば、途中で投げ出していたと思う（本当に！）ので感謝しています。着任早々これほど重要な事業を任されて戸惑いも感じましたが、ハンドブックを受け取った避難者から感謝の言葉をいただいた時、仕事のやりがいを感じました。

3　印象的なエピソード

入都３年目の私にとって、福島県への派遣は多くの初体験と発見がありました。復興庁や独立行政法人といった国の機関との調整、福島第一原子力発電所視察、副知事レクへの参加など、どれも今まで経験したことのないものでした。特に印象的なのは、県が今後の避難者支援を協議するための市町村訪問です。市長や副市長といった自治体のトップが現状をどう考え、どう対応したいのか、それを受けて県はどう取りまとめていくのか、まさに新聞やテレビで報道されている「最前線」に立ち会うことができました。

浪江町請戸漁港（避難指示区域内）

4　今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

私は福島県の避難者支援に携わりましたが、震災があった時に福島県に住んでいた方は、避難するのか、留まるのか、避難したかったけどできなかった場合も含めて、１人１人が今後どうするのか「選択」を迫られました。震災から５年が経ち復興は着実に進んできていると感じていますが、福島県からの避難者は未だ10万人近くいます。この現状と向き合い、行政として避難を選択した１人１人に対してきめ細かに支援を行っていく必要性を改めて感じました。

また、災害派遣として他の自治体職員が被災地に赴任している期間はまだ「有事」です。有事だから生まれる動き、業務、発想があり、それを生で体験できたことはかけがえのない経験となりました。災害だけでなく多くの分野で活かしていきたいです。最後になりますが、大変御世話になった福島県の皆さん、東京都総務局復興支援対策部の皆さん、被災地支援福島県事務所の皆さん、そして、派遣職員の先輩・同期の皆さん、１年間という短い期間でしたが充実した楽しい毎日を送らせていただきました。本当にありがとうございました。

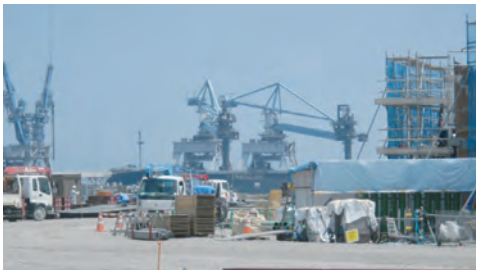

相馬市松川浦漁港復興の様子
（平成 27 年７月頃）

新地町役場より

左は筆者、右は福井県からの
派遣職員本田さん

第2部

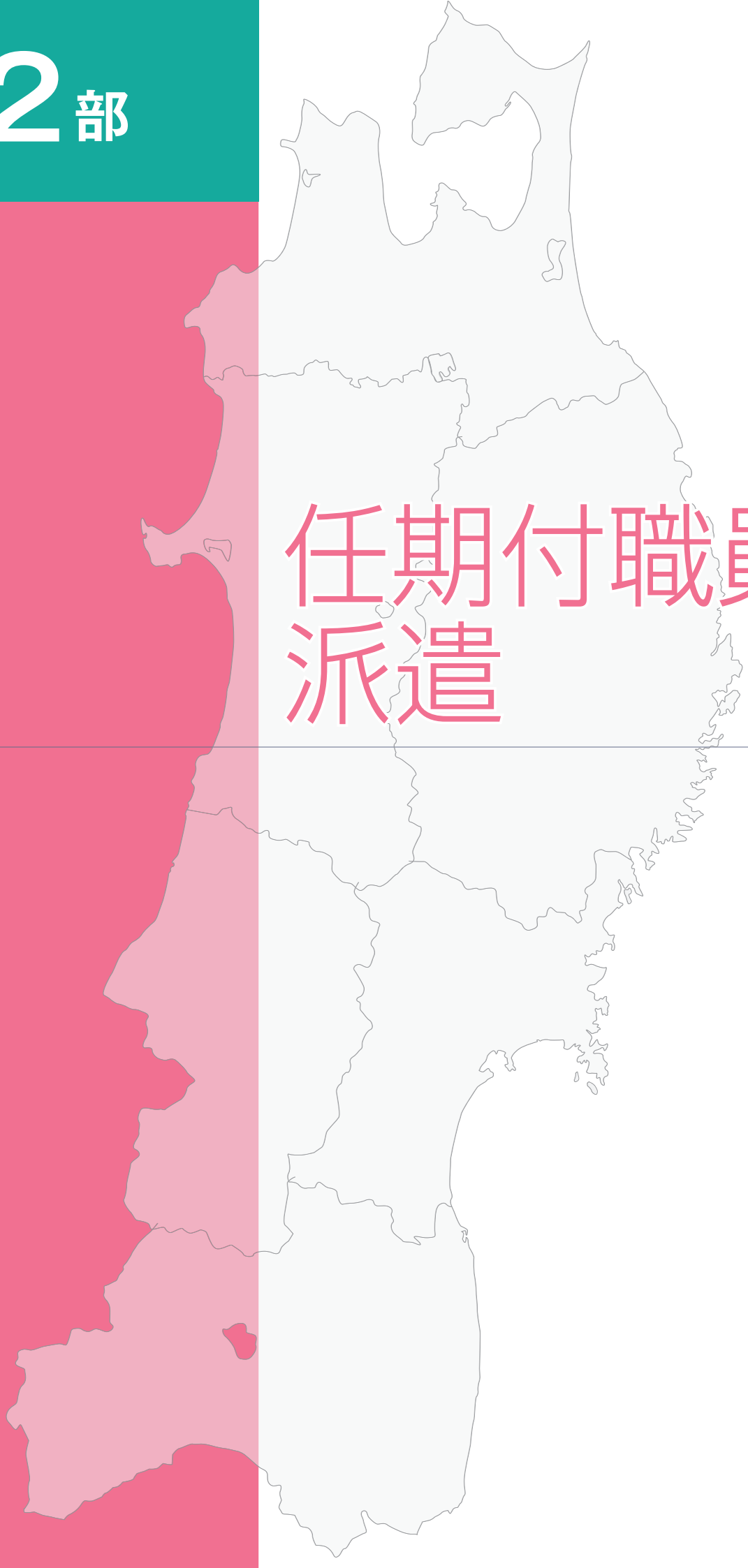

任期付職員派遣

岩手県　大槌町

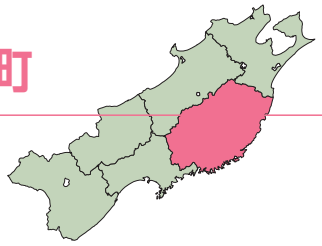

中澤 孝幸
林　正生

1 大槌町の概要

大槌町は、岩手県南東部、リアス式海岸状の三陸海岸に位置し、太平洋に開けた大槌湾へと注ぐ大槌川と小鎚川の平野部が中心となって築かれた町です。中心市街地の地域を町方と呼び、大槌川方面には、沢山、源水、大ケ口、柾内地区があります。小鎚川方面には、桜木、花輪田、寺野地区があり、大槌湾に面して、安渡、赤浜、小枕、伸松地区があります。また、船越湾は大槌湾の北側にあり、船越湾に面して、吉里吉里、浪板地区となっています。

各復興事業は、①土地区画整理事業（4 地区　52.7ha　町方、安渡、赤浜、吉里吉里）、②防災集団移転促進事業（6 地区　移転元 60.4ha　移転先 30.0ha　町方、小枕・伸松、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板）、③漁業集落防災機能強化事業（1 地区　2.3ha　浪板地区）、④津波復興拠点整備事業（2 地区　24.0ha　町方、安渡）⑤災害公営住宅整備事業（962 戸計画：町建築分 479 戸、県建築分 483 戸）となっています。

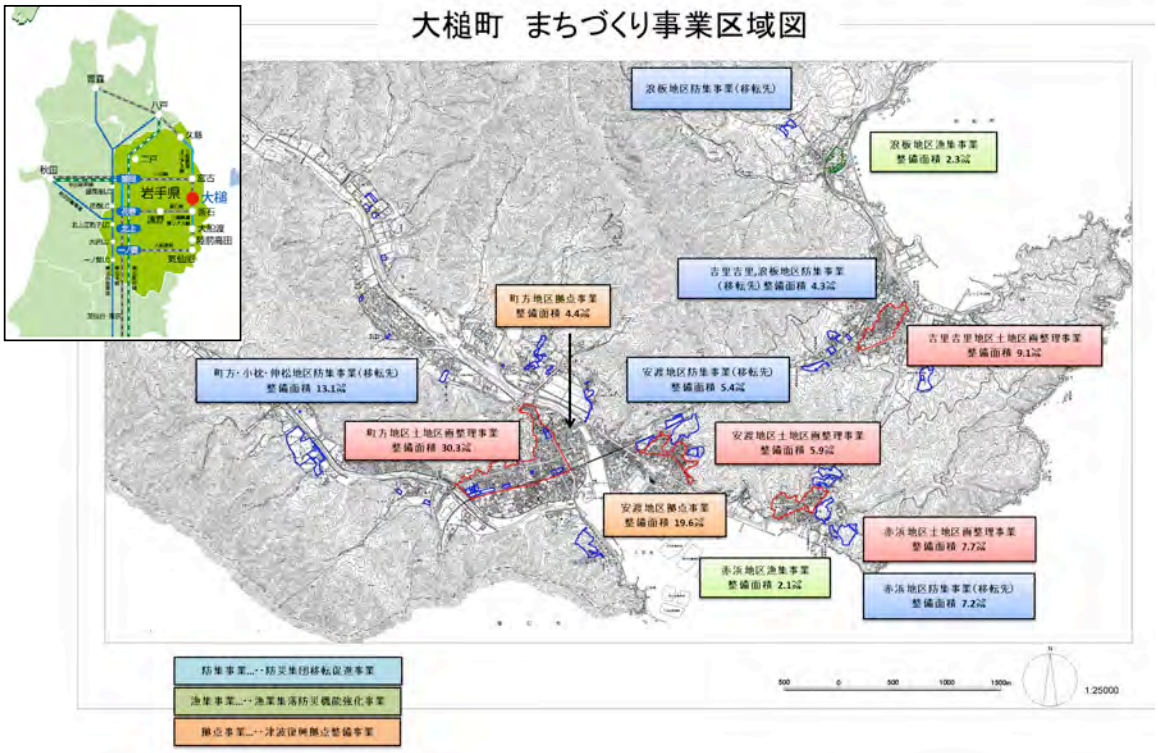

土地区画整理事業（町方）

平成 25 年 10 月撮影

平成 28 年 1 月撮影

2 部署紹介・業務概要

大槌町役場の部署は、総務部、出納室、民生部、産業振興部、復興局、教育部、水道事業所、議会、監査委員室、総合政策部、大槌交番です。平成 27 年 4 月時点、職員の状況は、二役・町任期付等含んで全プロパー職員 177 名、派遣職員 116 名、合計で 293 名となっています。

復興事業等に伴う復興局体制（網かけは都派遣職員所属）

局	課	班	主な業務内容	人数
復興局 局長：1名	復興推進課 課長：1名 技術推進役：1名	事業推進班	復興整備に係る予算の調整及び策定等	4名
		統括管理班	復興事業の総合調整等	6名
		建築住宅班	町営住宅（災害公営住宅）の建設等	6名
	都市整備課 課長：1名	企画推進班	復興事業（課所管のものに限る）の企画立案及び進捗管理等	7名
		区画整理班	土地区画整理事業（町方）、防災集団移転促進事業（町方他）整備事業等	8名
		都市整備班	土地区画整理事業（吉里吉里）、防災集団移転促進事業（吉里吉里、浪板）、漁業集落防災機能強化事業（浪板）整備事業等	7名
		市街地再生班	土地区画整理事業（安渡、赤浜）、防災集団移転促進事業（安渡、赤浜、小枕・伸松）、津波復興拠点整備事業（安渡）、漁業集落防災機能強化事業（安渡）整備事業等	8名
	環境整備課 課長：1名	工務班	一般土木事業の計画、設計及び施工及び管理等	11名
		下水道班	下水道事業の計画、施工及び管理等	9名
		管理班	災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業等	6名
	用地課 課長：1名 参与：1名	用地第一班	区画整理事業、防災集団移転促進事業等に係る用地取得、譲渡契約、賃貸契約等の予算執行及び、進捗管理等	10名
		用地第二班	道路改良事業、都市計画道路事業等に係る用地取得及び移転補償等	3名
		三陸沿岸道路・国土調査班	国土調査法に基づく地籍調査や三陸沿岸道路に関する調査及び地権者との交渉等	3名

復興局　復興推進課統括管理班

林　正生

1　担当業務の概要

平成８年に作成された都市計画の用途地域には、東日本大震災津波により広範囲にわたり被災し、災害危険区域に指定された多くの区域があります。また、復興事業として土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業等により新たな市街地が形成されたことから、復興にあたり大幅な都市計画の見直しが必要となりました。このため､大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）等の上位計画を踏まえ、各種復興まちづくり事業との整合を庁内プロジェクトチームで協議を行いながら、平成 26 年８月に大槌町の将来のまちづくりの指針となる都市計画マスタープランを改訂し、用途地域変更を行いました。用途地域変更との整合性に配慮した地区計画、特定用途制限地域を策定するとともに、都市計画案の住民説明会及び都市計画審議会を行いました。業務内容等は、下記の通りです。

内容
□大槌町都市計画マスタープラン改定
□大槌町用途地域・地区計画・
　特定用途制限地域策定及び
　都市計画決定
対象範囲：大槌町都市計画区域
3,010ha

都市計画マスタープラン、用途地域、地区計画等策定フロー

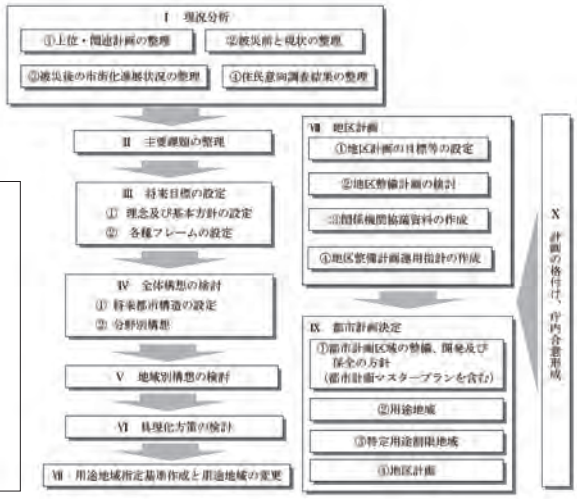

都市計画マスタープラン、用途地域、地区計画等作成工程

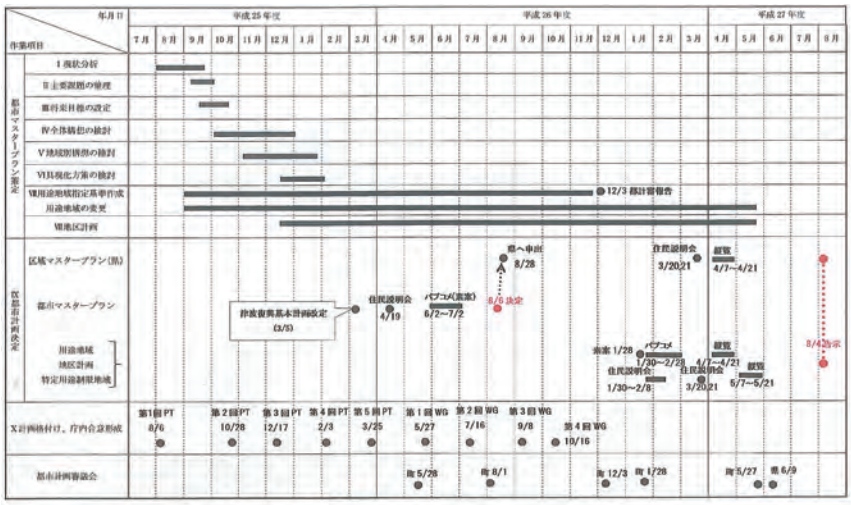

2　成果

都市計画マスタープラン目標とする将来都市構造

① 生活圏

各地域の市街地・集落のまとまりを「コミュニティ生活圏」と位置づけて、歩いて暮らせる範囲の中で日常生活の利便性の維持･向上を図ります。また、町の中心となる町方地域とその周辺を「中心的生活圏」と位置づけて、多様な都市機能の集積を図ります。

② 拠点

町民の生活の核となるエリアを「拠点」と位置づけて、それぞれのエリアの性格にあわせた都市機能の維持・強化を図ります。また、拠点は町民の出入りや滞在が特に多くなることから、重点的に防災機能の向上を図ります。

◆ 行政拠点：大槌町役場（仮庁舎）・中央公民館周辺
◆ 文教拠点：小中一貫教育校・大槌高校周辺
◆ 医療拠点：県立病院周辺
◆ 商業・業務拠点：国道 45 号・旧国道 45 号交差点付近、御社地周辺
◆ 産業拠点：大槌湾周辺、柾内地区周辺
◆ 緑・レクリエーション拠点：城山公園周辺、蓬莱島周辺、吉里吉里海岸・浪板海岸周辺

③ 軸

町の骨格となる道路や河川等を「軸」と位置づけて、生活圏や拠点、町外との連絡の向上および交流の促進を図ります。

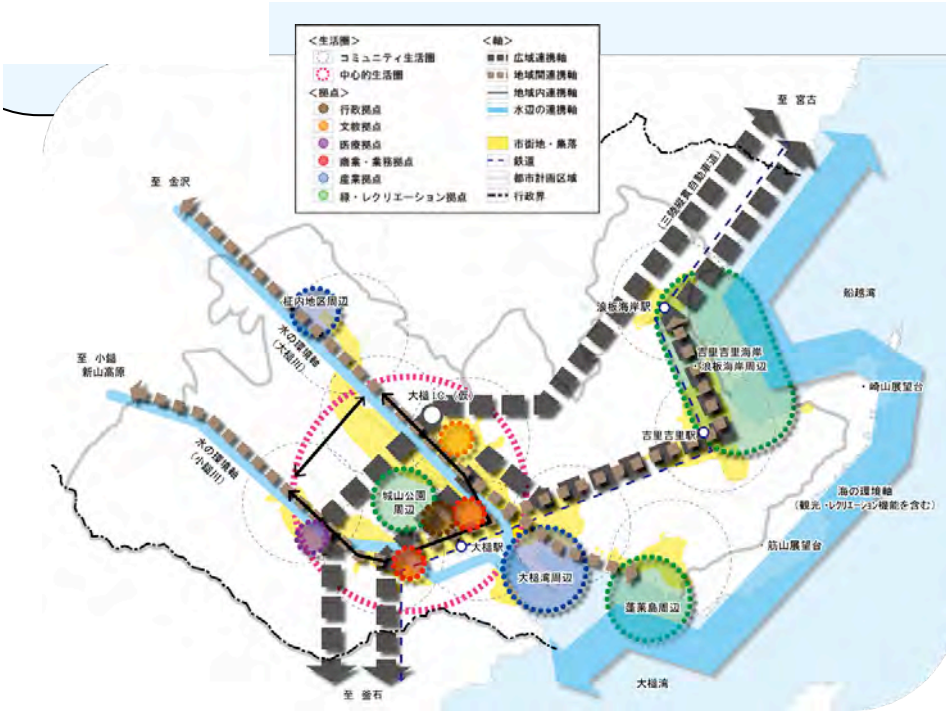

用途地域の変更の考え方

(1)用途地域は、復興計画基本計画、都市計画マスタープラン等を踏まえ、市街地開発事業等の目的や土地利用計画、地域の特性等を考慮して、用途地域指定基準に照らし合わせて変更します。

(2)今回の変更の検討対象は、震災復興土地区画整理事業区域、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、既成市街地や震災復興土地区画整理事業区域と連担する防災集団移転促進事業の住宅団地、災害危険区域、上位計画で見直しが必要となった既成市街地です。

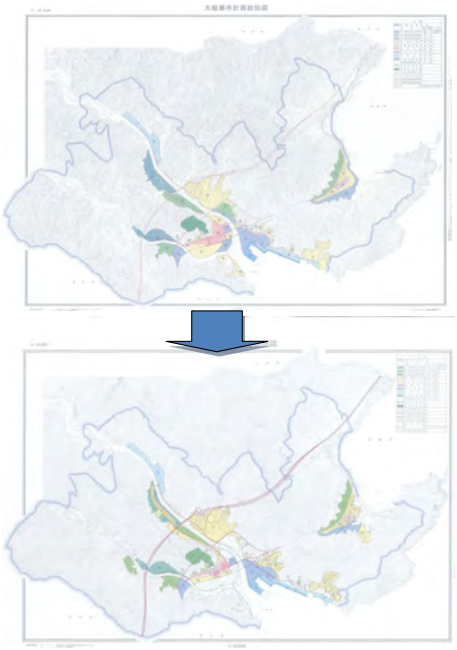

地区計画の考え

(1)ある一定のまとまりのある地区を対象に、地区の実情に合ったよりきめ細かいルールを定めるもの。

(2)地区の環境※1の保全や復興事業※2の特性を踏まえた内容。

※1 ふさわしくない建物用途の規制。日照や景観の規制等。※2 土地の嵩上げ等

特定用途制限地域の考え

(1)東日本大震災より、災害危険区域に指定されている。

(2)住宅等が高台に移転するのに伴い、将来の土地利用の方向性が定まっていない。

↓

(3)市街化を誘導する区域として定める用途地域から、当該区域を外すことに伴い、無秩序な開発や風俗関連施設等の立地が懸念される。

↓

(4)望ましくない建物の立地を規制する。

3　印象的なエピソード

震災前の大槌町では都市計画系の関心度は低く、どのように周知を行うか問題でした。住民説明会は、震災後立ち上げられた地域復興協議会を利用して説明を行うことにより、工程通りに進めることが出来ました。また、用途地域図を GIS システム化まで出来たことで、これから始まる地区計画申請や建築申請等による住民への対応が可能となりました。

4　今後の業務に活かせること

今回の用途地域は、復興計画で策定された土地利用計画図が基となりましたが、今後は、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと交通の連携を図る必要があります。また、都市計画事業の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画区域や居住誘導区域を不断に見直す等や時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能と考えています。

復興局　環境整備課　工務班　　中澤　孝幸

1　現在までの担当状況

派遣当初は、大槌町復興局環境整備課河川班に配属となりました。課では、集積された瓦礫の分別と搬出業務委託の管理、被災した建物・基礎の撤去、分別された金属屑の売却処分等を行っていました。

私の担当業務は道路の維持管理、主に災害復旧工事の現場監理を行っていました。平成24年9月から平成25年3月までの間に22件の現場を担当しました。

内容は、凍上災害の舗装工事16件、河川災害の護岸工事2件、落石防護ネット工事1件、土砂崩れの法面保護工事2件、公園施設の修繕1件。

最初に手掛けたのは班長から相談された公園施設の四阿の修繕工事でした。くり抜いた基礎石に直接埋め込まれた木製の柱が風雨にさらされて根本が腐食して、柱が基礎石からずれていました。

四阿が設置されている場所は、城山公園で稜線上に有ります。その場所からは町の中心市街地を一望出来ます。

城山公園四阿（平成26年2月撮影）

城山公園からの中心市街地（平成26年2月撮影）

城山公園四阿（平成26年2月撮影）

城山公園からの中心市街地（平成26年2月撮影）

四阿の柱は途中で繋ぎ、基礎に埋め込む部分はステンレスの袴をはかせて補修しました。

その場所は、東京都からの視察や現場研修時に数多くの人が足を運ぶ所になっています。現在、定点観測のカメラも四阿の傍に設置されています。

人手が不足する舗装工事や落石防護工事などは、沿岸地域は降雪が少ないことから、内陸では積雪によって工事作業が出来ない時期から始まるため、作業員や資材の手配が付くまで工期を延伸しながら年度末に工事が集中する結果となりました。

翌年 25 年度は、組織改正が有り班の名称が工務班に変わりましたが、私が担当する業務の内容はほとんど変わりませんでした。班の業務では瓦礫の搬出や、建物の基礎撤去等も続けていましたが、私は専ら、復興事業の計画業務委託の積算や、町の起債事業として昭和 47 年から続けられている（後に知った）辺地事業債を財源とした道路改良工事を担当しました。

現場は中心市街地から８～９㎞程内陸側に入った２級河川小鎚川と接した道路で、震災前に設計が終了していましたが河川管理者との協議が成されていませんでした。設計の修正業務委託を発注して河川協議が整うまでに１年を要しました。

現在は、全体を５工区に分けて１工区目の工事が終わろうとしています。合わせて橋梁の新設のための設計業務委託や道路用地の確保のための地元調整等を行っています。

辺地事業債を財源とした道路改良工事（施工前）

2016 年 1 月撮影（施工中）

その他、25 年度からは既存橋梁の長寿命化修繕計画作成と結果に基づき、橋梁の補修工事を担当し 13 橋の補修工事を発注しましたが、入札に応じてくれる企業が殆んどない状況が続き入札の意思を示してくれた企業と随意契約を結び、25 年度は２橋、26 年度は１橋、27 年度は３橋の補修工事を完成させました。また、26 年度には人道橋を新設するための予備設計業務委託を担当し河川協議が終わっています。

27 年度末現在は、社会資本整備総合交付金（復興枠）を財源とした橋梁の架け替え工事、１件、前記の辺地事業債を財源とした橋梁新設工事１件の設計業務委託を担当し、河川管理者との協議を進めています。

橋梁の架け替え工事は 28 年度に、新設工事は 29 年度に発注を予定しています。

2　私的な意見・感想

担当している橋梁の架け替えや新設工事の下部工（橋台、橋脚）は、河川の中の流水に影響を与える工事は渇水期（11 月から５月）の施工となり、工事期間の制限があるため完成までには長い工事期間を必要とします。全てを派遣期間の満了までに完成させることは難しいと思いますが、ライフサイクルコストに配慮し、長い期間の利用に耐えられる仕様として工事を発注したいと思っています。

派遣先となった大槌町は震災で多くの職員を亡くしています。全国各地から多くの職員が支援のために派遣されていますが、復興が形となった時、町が存続するためには町の職員をしっかりと育てていくことが必要だと思います。構造物として形に残るもの以外に、若い町職員に形ではない何かを残していきたいと思い過ごしています。

宮城県

気仙沼市

建設部 防災集団移転推進課、災害公営住宅整備課、建築住宅課

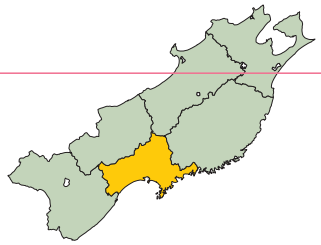

清水 明
武田 正
中野 勇
大貫 誠
川田 友
廣瀬 和
家亀 伸
宏彦一潤

1 気仙沼市の紹介

気仙沼市は宮城県の最北東部太平洋岸に位置し、その面積約 333.44km^2 に対し海岸線延長は 127.2km と長く、海岸の背後はすぐに山間傾斜地という地形を形成し、カツオの水揚げ日本一を誇る水産業を主産業とする人口約 7 万人の都市です。

そのため東日本大震災時には、大きな被害をもたらし、被災事業所数 3,314 事業所（80.8%）、被災住家棟数 15,815 棟、被災世帯数 9,500 世帯、死者及び行方不明者 1,359 人にまで及びました。

今でも仮設住宅には、約 3,000 世帯、7,000 人の方々が住まわれており、一日も早い復興が待ち望まれています。

2 派遣部署の紹介

○防災集団移転推進課

防災集団移転推進課は、津波による甚大な被害を受けた集落を、住民意向を踏まえ、津波災害を受けない高所の既存集落及びその周辺の未利用地や高台等を利用した新たな居住環境の整備を図るために創設された部署です。

その業務内容は、各集団移転地区の用地取得、防災集団移転希望者の情報収集及び募集、宅地造成設計及び工事の発注・監理、造成完了地区の宅地引き渡し（販売又は永年賃貸）を行うもので、現在、住民主導の協議会方式造成地区 37 地区 613 戸、市主導の市誘導型造成地区 9 地区 297 戸、の合計 910 戸の整備と、造成の完了した宅地の引き渡しを順次行っています。

組織の規模

課長を含め総勢 31 名

内訳　気仙沼市職員 7 名（技術職 2 名、事務職 5 名）

派遣職員　14 名（江戸川区 2 名、佐賀市 2 名、復興庁任期付 1 名、宮城県任期付 3 名、東京都任期付 4 名、神奈川県任期付 1 名、兵庫県任期付 1 名）

東京都任期付職員は、当初 8 名でしたが、1 名異動し、3 名離職しました。

業務委託支援職員 10 名（当初は派遣職員が 23 名いたのですが、派遣職員の離職に伴い、業務委託にて職員を補っています。）

○災害公営住宅整備課

災害公営住宅整備課は、東日本大震災により住まいを失い、自力での住宅建設が困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうための公営住宅を整備する部署です。平成 24 年 7 月に実施した「仮申込み」の状況を踏まえ、平成 29 年 5 月までに市内 28 地区 2,133 戸を整備し入居を行います。

【整備概要】

市街地部：13 地区 1,321 戸（集合住宅）
郊 外 部：15 地区　812 戸（木造戸建・長屋住宅）

平成 26 年度	2 地区	185 戸	8.6%
平成 27 年度	12 地区	496 戸	31.9%
平成 28 年度	22 地区	1,299 戸	92.8%
平成 29 年度	2 地区	153 戸	100.0%

【課内人員内訳】　気仙沼市職員 7 名（技術職 5 名、事務職 2 名）
派遣職員 12 名：(阪神水道企業団 1 名、江戸川区 1 名、復興庁任期付 2 名、宮城県任期付 1 名、栗原市 1 名、千葉市 1 名、気仙沼市任期付 3 名、東京都任期付 2 名)
東京都任期付職員は、当初 5 名でしたが、1 名異動し（建築住宅課）、2 名が離職しました。

○建築住宅課

建築住宅課では、総勢 16 名が下記の係に別れ建設全般の業務を行っております。

＊市営・仮設住宅係　5 名
(1) 市営住宅に関する業務
(2) 仮設住宅の保守・修繕　管理
(3) 市営・仮設住宅行政に関する業務
(4) 災害公営住宅の維持管理

＊建築営繕係　5 名
(1) 市有建築物の営繕工事
(2) 市有建築物の建設・発注・監理
(3) 災害公営住宅の完了検査・受取

＊住宅建築支援係　6 名
(1) 建築物の指導及び調査並びに確認申請に関する業務。
(2) 津波危険区域の設定に関する業務
(3) 住環境の改善及び指導に関する業務
(4) 開発行為の指導に関する業務
(5) 既存住宅の耐震住宅・耐震改修に関する業務
(6) がけ地近接等危険住宅移転事業
(7) 東日本大震災被災住宅再建補助事業
(8) 防災集団移転推進事業に係る住宅移転事業

以上の業務を、気仙沼市職員　14 名
派遣職員　2 名 (東京都任期付　1 名・目黒区　1 名)
で行っています。

住居系復興事業一覧

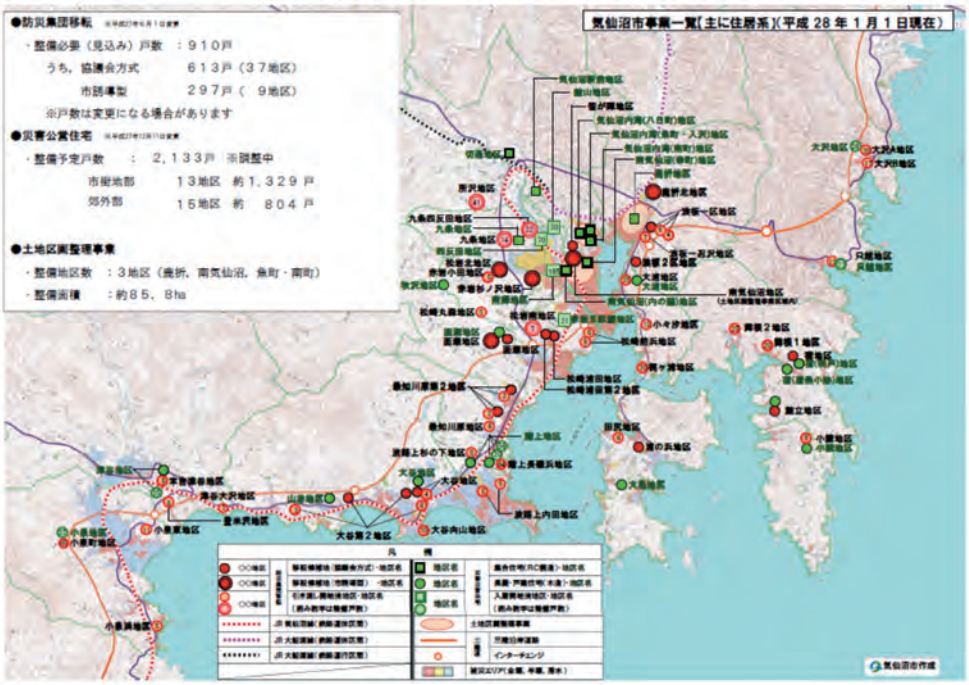

小泉町地区防集造成地の造成状況（26 年 4 月撮影）　→造成完了し、住宅が建ち始めた同造成地区（27 年 10 月撮影）

3 担当業務の概要

○大貫友宏（防災集団移転推進課）

気仙沼市派遣当初は、土木課災害復旧係にて、被災した道路及び河川の災害復旧工事を担当し、道路 70 路線、橋梁 1 橋、河川 4 河川、仮設運動場造成 4 か所の復旧工事を手がけました。

防災集団移転促進課では、主に気仙沼市南部本吉地域（南三陸町に隣接する方面）8 地区の造成工事を担当しています。

○中野誠（防災集団移転推進課）

宅地造成工事の設計・施工監理を主業務としている。必要に応じて工事変更積算業務と宅地詳細設計及び道路詳細設計等委託業務の積算を実施している。

○川田和彦（災害公営住宅整備課）

事業計画から始まり、事業用地の選定、整備戸数の確定、住宅の仕様制定、工事の発注を行い、交付金の清算まで多岐にわたり災害公営住宅のハード・ソフトの両面に従事してきた。また、係長という立場から個々の能力を把握し、適材な人員配置を心掛け、業務が円滑にいくようにした。

現在は災害公営住宅全地区の統括管理を行うとともに、工事の進捗状況、交付金の執行管理、議会対応を主務として従事している。

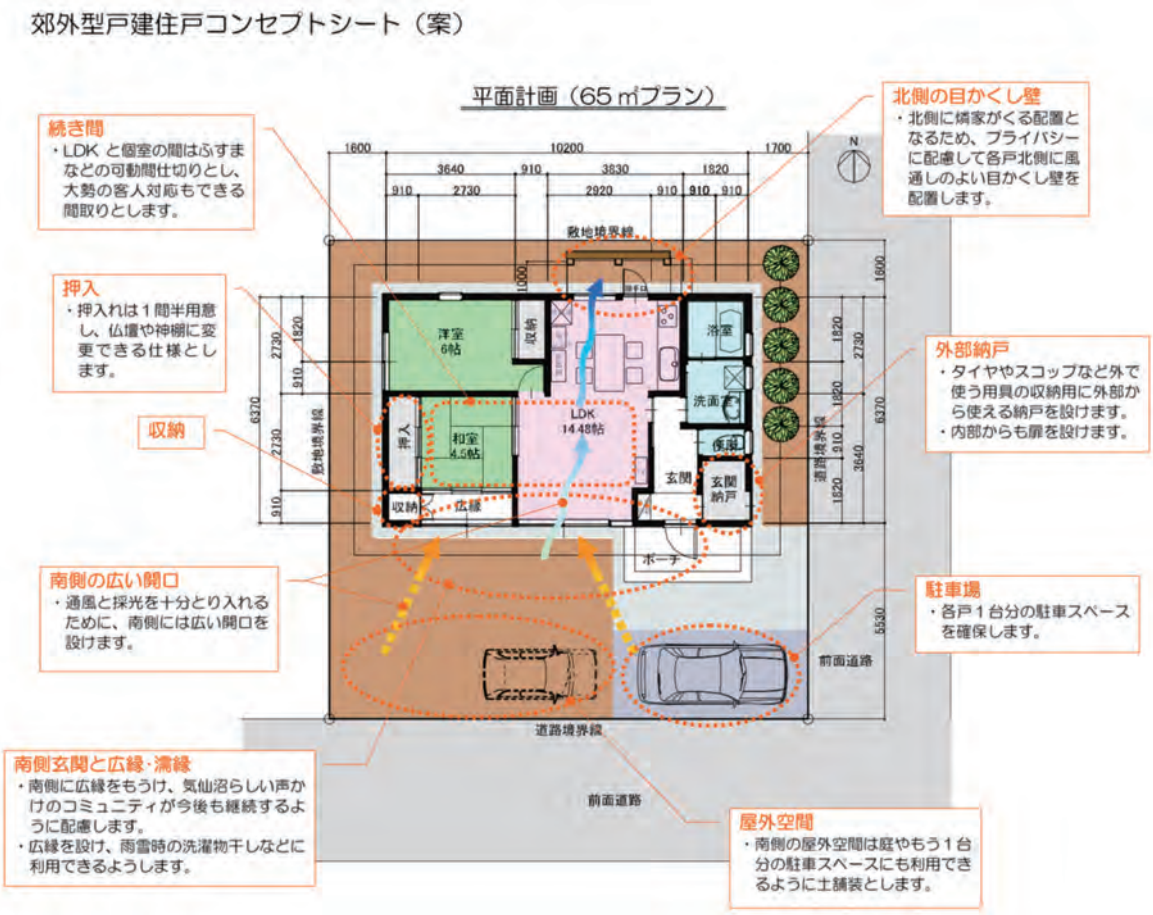

郊外部戸建住宅のイメージ

○廣瀬伸一（災害公営住宅整備課）

気仙沼市への派遣当初は、建設部建築住宅課営繕係に配属され、被災した公共施設の復旧に係る調査・計画・設計・積算等を行い、工事の発注・施工管理・完成引渡しまでの一連の業務を担当した。

平成 26 年 9 月に、当初より希望していた災害公営住宅整備課へ異動させていただき、早期完成を目指す被災者の住居再建に携わる業務を行っている。

災害公営住宅整備課への異動当初は、気仙沼市郊外部に計画された災害公営住宅建設地の造成工事を担当し、工事に係る懸案事項等の解決を行い早期の宅地完成に尽力した。職員の異動に伴い担当業務が変わり、現在は気仙沼内湾地区に計画されている災害公営住宅（共同建替え型・公募買取型）の建設事業を担当している。

○家亀潤（建築住宅課）

建築住宅課建築支援係にて、被災された方の住宅再建の支援業務を担当している。具体的には、国の住宅再建補助事業（防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転）に伴う、ローン利用者への利子補給（最大上限 802 万 9 千円）や、前記事業に該当しない区域で被災され住宅再建をされる方への市独自の補助（最大上限 150 万円）に係る、申請受付から書類審査・起案、補助金の支払いまでの事務手続き全般を担当している。

4 苦労したこと・工夫したこと

○大貫友宏（防災集団移転推進課）

防集課に赴任したころは、用地買収の完了していない地区が多く工事に着手出来ず、このままでは計画期日までの宅地引き渡しが滞る状況でした。また、気仙沼市には、埋蔵文化財調査指定地区が多く、工事着手前に文化財調査も実施する必要があるため、工事をスケジュールどおり進める方策に苦慮しました。対策として、用地買収契約の完了前に地権者より施工承諾を得ての立木伐採及び工事着手を実施し、教育委員会へも文化財調査の早期着手早期完了を促し、工事の進捗を図りました。工事が始まった途端、用地買収の進捗も進み、現在では支障なく造成工事が進んでいます。

また、この防集事業では大量の残土が発生するため、その残土処分先の選定に苦慮していました。その対策に造成箇所隣接農地の地権者と交渉し、農地の嵩上げをするという目的で残土処理を行うことが出来、可能な限りの残土を隣接地に処理することで、工期の進捗及び工費の節約を図る事が出来ました。

○中野誠（防災集団移転推進課）

担当造成地区は計６地区であり、赤岩小田地区（５戸）、前浜北地区（６戸）、前浜南地区（８戸）の３地区は昨年の８月までに完了検査を終え既に住人も生活をスタートしている。

残りの浦田地区（３５戸）、浦田第二地区（７戸）、松岩北地区（５６戸）は、今年度末に引渡し検査を完了し、今年の秋頃から生活がスタートできるよう鋭意作業を進めている状況である。

苦労した点は、当初詳細設計の不備が工事進行中に多々発生し、予定工期を達成出来ない事態となったが、その都度現場代理人、設計者、発注者間で早期解決策を実施することにより当初工期を守ることが出来た。

○川田和彦（災害公営住宅整備課）

ある地権者との交渉の際、「東京都派遣」と記載した名刺を差し出したところ、短期間勤務の派遣職員とは話したくないと交渉を断られた。その後、派遣職員の肩書を外し、できる限り丁寧に説明すること３か月、ようやく交渉の場を持つことができた。

○廣瀬伸一（災害公営住宅整備課）

建築住宅課では、被災し流された消防屯所の新築工事（計画８件・完成４件）、老人福祉センターの修復（内部修復）、障碍者福祉施設の復旧（地盤隆起による基礎・内部修復）、災害備蓄倉庫の設置（11か所12台）、多目的集会所復旧工事、留守家庭児童センター新築工事等を行った。

現在は、災害公営住宅整備課で気仙沼内湾地区の共同建替え事業の工事管理（3件）、事業契約準備中（1件）、公募買取型事業の工事管理（1件）、事業契約準備中（2件）、完成・入居済み（2件）の業務を行っている。

当初は復旧工事の増大による契約不調の問題があり、受注後も作業員の不足により、決められた工期内での完成が出来ず、工期の延長を行うことが多かった。

災害公営住宅整備課では、完成後の管理や土地区画整理事業等の関連する機関との調整を図ること、また、復興交付金の取得に向けての説明等をスムーズに行えるように努力していきたい。

○家亀潤（建築住宅課）

これまで、がけ地近接事業（利子補給）では633件、防災集団移転事業（利子補給）では294件、市独自支援（実費補助）では1519件など、膨大な数を受付け、事務手続きに当ってきた。また、住宅再建に係る支援制度は、内容、項目、基準等が非常に多岐であり、解釈も複雑なため対応にも苦労があった。

このため、支援内容をイラストを用いて説明した「住まいの再建支援のガイドブック」を作成し、利用者（被災され再建される方）が分かり易く、市の担当者が説明しやすい資料を整えた。

5 印象的なエピソード

○中野誠（防災集団移転推進課）

被災者は一日も早く仮設住宅を離れ、新しい住宅に住みたいとの気持ちが工事進捗説明会等での会話する機会に強く感じました。現在、生活をスタートしている３地区の被災者の方々とお会いする時、自分自身が３年前に被災者支援を目的に気仙沼市を選んだことは間違いではなかったと思っております。

○川田和彦（災害公営住宅整備課）

事業計画から地権者交渉を得て、入居完了した地区について用地を提供してくださった地権者から「あなたに譲ってよかった」と言われたことが一番うれしかった。

○廣瀬伸一（災害公営住宅整備課）

被災し流された消防分団所の建設では、地区の消防団員の方よりの要望をできるだけ計画に反映し、完成引渡しを迎えることが出来、分団長よりねぎらいの言葉をいただいたことがうれしかった。

また、工事説明会・入居説明会等に住民の方と話をした際、派遣職員であることを伝えると、必ず感謝の言葉をかけていただき派遣に来てよかったとやりがいを感じている。

6 今後の業務に活かせること・活かしたいこと

○中野誠（防災集団移転推進課）

道路建設に伴う切土法面対策検討を行った。その際、①大型ブロック積擁壁＋仮設土留工、②自立山留式擁壁、③地山補強土工（PANN WALL 工法）の以上３案を、施工性（安全性）、構造性（安定性）、維持管理、景観性、経済性の観点から比較検討し、総合的評価から③地山補強土工（PANN WALL 工法）を採用することが出来た。この経験を他地区の検討にも活かしていきたい。

○川田和彦（災害公営住宅整備課）

たくさんの人から業務の一つ一つを教えてもらい、自分の知識・技術に重みや深みが出た。また市長等への報告や相談、議員へ事業説明、地権者との用地折衝などに多く携わってきたことから、今後は事業説明会や交渉・折衝など対人業務関連にも力を発揮できると思う。

○廣瀬伸一（災害公営住宅整備課）

東京都からの任期付派遣職員として得られた今回の経験を、任期の終了後も復旧が続く被災地に役立てられたらと考えています。

市営南郷住宅（平成 27 年 1 月入居 165 戸）

牧沢地区造成工事（転石発生状況）

福島県 いわき市

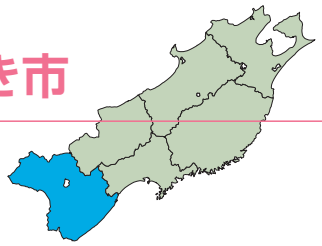

塚原　信孝
木村　宏司
稲見　亜矢子

1 いわき市と東日本大震災

いわき市は、福島県の浜通りの南端に位置し、関東地方に隣接し、鉄道では JR 常磐線、高速道では常磐道の東京―仙台間のほぼ中央に位置する、人口は約 35 万人、面積は東京都 23 区の約 2 倍、1,232 ｋ㎡の中核市です。

いわき市は、一年を通しての寒暖の差が比較的少なく、冬温暖で夏涼しい、非常に過ごしやすい気候で、東北の湘南とも言われています。また、日照時間は、全国 81 箇所の観測地点中、第 12 位で、東北地方では 1 番で積雪はほとんどない温暖な気候です。

東日本大震災によるいわき市の特徴は、

① 60Km ある沿岸域が甚大な津波被害を受け、約 300 人が亡くなっており、復興事業の重点は、沿岸域に集中していること、

（内陸部の主要な市街地は、地震による建物被害と液状化・地盤沈下による、道路等の被害が発生している。）

② 4 月 11 日に死者が出る内陸部の大規模地震が発生しており、復旧工事量の増大、長期化を強いられたこと、

③福島第一原発の事故により、市街地の一部が原発から 30Km 圏内に含まれ、一部地区住民の避難が発生し、全市避難計画の検討も行わなければならない事態であったこと、

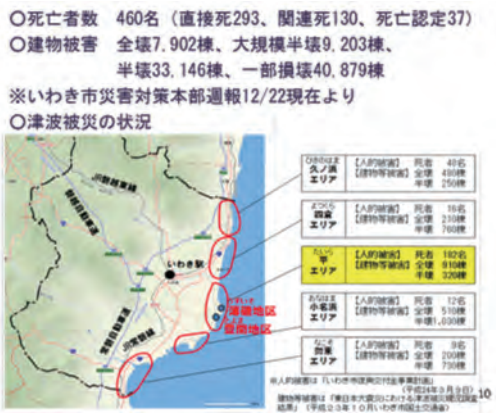

④市域の北部を中心として、0.23 μシーベルトを超え、除染を行わなければならない地域が多くあり、農業・水産業に多大な打撃と市民生活に大きな影響を与え続けていること、

⑤原発被災 8 町村からいわき市に多くの方（約 2 万 4 千人）が避難してきており、現在も一部町（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）の町民が増加傾向にあり、いわき市のみの復興課題の解決だけでは済まない状況におかれていることです。

2 いわき市の復興事業

いわき市の復興事業の３本柱は、①災害公営住宅建設事業（15 団地 1,513 戸（内 1,373 戸完成済）、残り平成 28 年３月完成予定）、②防災集団移転事業（4 地区、2.1ha、完成済）、③震災復興土地区画整理事業（6 地区、149.72ha、平成 27 年３月一部宅地引渡し開始）です。いわき市には、復興本部的部署はなく、①は、土木部住宅課・営繕課が担当し、②③は、都市建設部都市復興推進課が担当しています。

福島県浜通りの復興拠点都市として、また、 原発被災自治体の復興基盤を支えるという意味からも、いわき市の復興事業は、早期の完成が求められています。前述したとおり、事業は確実に実施されており、その実績は、復興事業のトップランナーとも言われる状況を創り出しています。であるがゆえに、復興に係る前例のない諸課題に立ち向かわなければならないという状況にもあります。

◆いわき市内の復興区画整理事業等

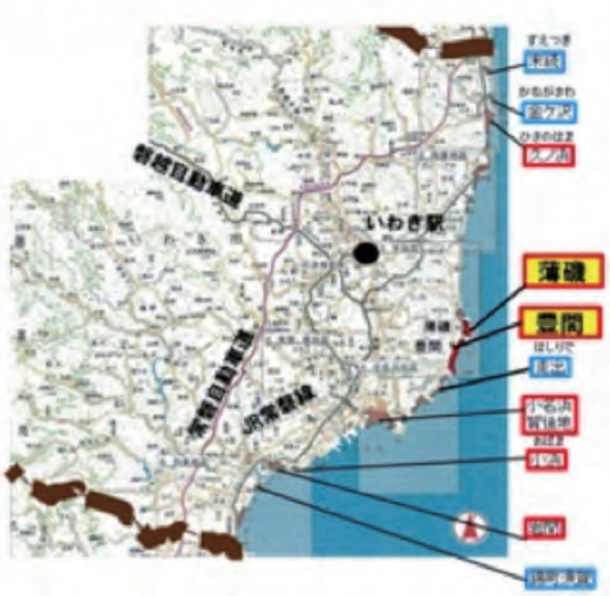

地区		事業区分	面積
久之浜エリア	末続	防災集団移転	0.7ha
	金ケ沢	防災集団移転	0.6ha
	久之浜	土地区画整理事業	28.3ha
平エリア	薄磯	土地区画整理事業	37.0ha
	豊間	土地区画整理事業	55.9ha
小名浜エリア	走出	防災集団移転	0.1ha
	小名浜港背後地	土地区画整理事業	11.7ha
勿来エリア	小浜	土地区画整理事業	3.8ha
	岩間	土地区画整理事業	12.5ha
	錦町須賀	防災集団移転	0.7ha

都市建設部　都市復興推進課　　塚原　信孝

1　担当業務の概要

いわき市は、中核市であり、復興事業のほとんどは、いわき市の直営（＋全国自治体からの派遣職員（最大時 54 名、現時点 32 名））で行われていますが、事業規模が大きく、100 万㎡を超える大規模な土木工事を伴う平エリアの、薄磯地区及び豊間地区の震災復興土地区画整理事業については、市と業務委託したUR 都市機構とが一体となって事業を推進しているところです。UR 都市機構は、これまでもいわき市内で、いわきニュータウンなどの開発事業を多く手掛けた実績もあり、マンパワーやノウハウを活用させていただいています。

被災前の薄磯地区
遠浅で有名な海水浴場。県下一の 26 万人もの海水浴客が訪れていた。

私が配属されているのは、この両地区を担当する都市復興推進課沿岸域復興推進第一係です。係は、係長以下精鋭６人と派遣職員の私の７人体制です。

両地区の震災復興土地区画整理事業は、図にありますように、多重防御の街づくりを実施しています。

震災前、豊間地区は県内屈指のサーフィンのメッカとして、薄磯地区は年間 26 万人の海水浴客を集める県内随一の海水浴場として賑わい、民宿や海の家が多く建っていました。また、地場産業として衰退気味ではあったものの、蒲鉾等の水産加工業も盛んでした。東日本大震災により、最大高さ 8.5m の津波に襲われ、市内の死者の約３分の２を出し甚大な被害を受けました。両地区の復興事業は、津波から市街地を守る多重防御堤（TP +7.2m の防潮堤、TP+10.2m で 50m 幅の防災緑地、避難路等）の形成や高台住宅地の整備など復興まちづくりに向けて、区画整理と防潮堤や防災公園等の関連施設整備を一体的に進めています。

この中で、私の業務は、移転補償･仮住居の確保等の区画整理業務はもちろんですが、UR との全体調整、広報誌に関すること、区画整理審議会･評価委会に関すること、地元区･復興協議会との調整に関すること、新町名・町界に関すること、景観形成に関すること、基盤整理後の民有地・市有地の利活用推進に関すること等、区画整理事業による基盤整備後の各地区の区域内外のまちづくり、地区全体の価値を高めていく取組―エリアマネジメント的取組みを含めて、多岐にわたっています。

被災前の豊間地区　サーフィンの適地として人気。鳴き砂でも有名

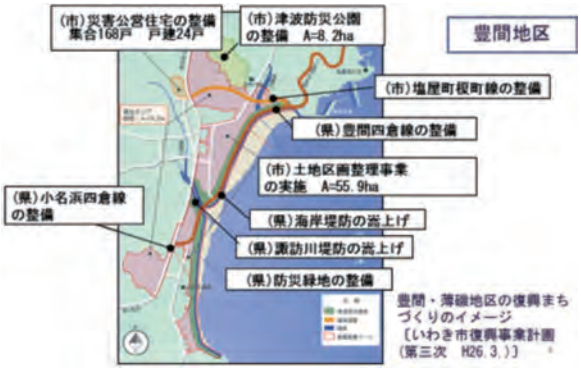

豊間・薄磯地区の復興まちづくりのイメージ
〔いわき市復興事業計画（第三次　H26.3.）〕

豊間・薄磯地区の復興まちづくりのイメージ〔いわき市復興事業計画（第三次H26.3.）〕

2　復興事業から地域創生へ

特に、現在中心的に取り組んでいるのは、復興事業完成後の地区のまちづくりの促進の為に民有地・市有地の利活用の促進策の企画立案・実施に向けた取組です。

津波で甚大な被害を受け壊滅した地区において基盤整備後に再び活気があり、また、落ち着いて生活が営める地区として再生させるためには、多くの関係者の努力の積み重ねと、時間が必要ですが、時間がかかると地区再生に到達する前に、地区が衰退の道を歩むこととなるというジレンマの中にあります。

豊間・薄磯両区域の、区画整理事業で造成される宅地の内民地は、豊間が 14.6ha（その他、地元区有地、市有地、国有地合せて 4.5ha)、薄磯が 8.5ha（その他、地元区有地、市有地、国有地合せて 3ha）あります。

仮換地された宅地の造成工事が終わり、土地の使用収益開始が可能となった宅地から、土地の引渡を段階的に行う予定としているなかで、昨年、民地の地権者の再建意向アンケートを実施しました。

その結果は、使用収益開始後、３年以内に住宅等の再建の意向を持っている地権者は、概ね３割でした。その他の方は、決めていないか、再建の意向が無い方でした。つまり４分の３の土地の活用が当面は図れない可能性があるという結果でした。

このような状況においては、区域内にある市有地を地区再生の資源として最大活用すると共に、民有地について、利活用が促進されるような、マッチング等の支援策を具現化していくことが求められています。これらの取組みを具体的に進めていけるよう、いわき市役所内の関係部署との連携はもちろんですが、地元及び住宅産業界、不動産業界、商工関係機関、金融機関等との情報共有、連携を積極的に展開しているところです。

「復興事業」が完了すれば復興が完結するわけではないことを誰もが知っています。しかし、事業の終わりを一つの区切りだと考えてしまいがちです。街は「生きもの」ですから、終わりはありませんし「区切り」もありません。その時々のその「生きもの」特有の成長の仕方がありますので、他地区からのコピーでは活きていきません。そこでしか成り立たない価値増幅の方法が求められます。そこを押えながら、成果を出し続けていきたいと考えています。

薄磯区域工事状況　平成 27 年 9 月撮影

豊間区域工事状況　平成 27 年 9 月撮影

豊間地区				
高台	民有地	5. 3ha		
	市・区	0. 7ha	計6. 0ha	
平場	民有地	9. 3ha		
	市・区	2. 5ha		総計
	国有地	1. 3ha	計13. 1ha	19. 1ha
薄磯地区				
高台	民有地	5. 1ha		
	市・区	0. 3ha	計5. 4ha	
平場	民有地	3. 4ha		総計
	市・区	2. 7ha	計6. 1ha	11. 5ha

各地区の宅地面積一覧

3　派遣職員としての役割等

派遣職員としては、被災地の復興に向けた行政の業務の中で、派遣先の業務推進に、自分なりに「意義のある役割」があるのかを日々考えながら仕事をしています。

私自身は、前橋市の職員としての 35 年間に、公営住宅建設、再開発事業、建築行政、大学改革等に携わる中で、一級建築士、建築主事、宅建等様々な資格を取得し、且つ、いわき市への派遣の間に、危機管理士一級を取得しました。

これらの行政経験と資格が、東京都の一般任期付職員として採用され、いわき市に派遣される中で、いわき市での復興事業の実務に直結し、活かされていることを感じています。

更には、前橋市･東京都の行政力を活用できる立場であり、また、個人的な国関係、大学関係、業界関係をはじめとした幅広い人脈を業務推進上の重要な場面で活用させていただきながら業務を推進している状況でもあります。

そして、いわき市に派遣され、住民票もいわき市に移し３年半たちますが、この間もネットワークが拡大し、仕事にも活きていると感じています。

ついでに、いわきでの生活にも触れさせていただきますと、前橋にいたときは、色々な趣味を持っていましたが、その内、いわきで唯一可能な趣味はスキーだけです。36 年前に１級を取得したのですが、改めて、基礎スキーの上達にチャレンジし、複数のシーズン券を確保し、冬はいわき市内のスキー仲間と時間を見つけてスキー場通いを続けています。

以上、いわき市での仕事、生活の一端を紹介しましたが、これらのことから、自分満足的かもしれませんが「意義のある役割」「意義ある生活」がいわきにあると考えています。

職場にて

4　今後に向けて

いわき市の豊間地区、薄磯地区は、当時前橋市の職員であった時の、被災直後のボランティア活動地区でした。東京都の派遣職員として、災害公営住宅の建設事業に携わり、基盤整備事業としての震災復興土地区画整理事業を担当し、更には、基盤整備後のエリアマネジメントの視点から、民有地・市有地の利活用の促進に取組み、同じ地区の復興に向け一貫して取り組んでいけることは、防災の街づくり、危機管理等をライフワークとする私にとって、やりがいのある仕事であり、日々、前向きに取り組むことが出来る環境、関係者に感謝しています。

今後も、この意識を増幅できるよう取り組み、体調を万全にしつつ、５年の任期、任務を全うしてまいります。

清水敏男いわき市長を囲んで派遣職員と

土木部　営繕課　　木村　宏司・稲見　亜矢子

1　派遣先部署の紹介、業務概要

私達が、平成24年9月からいわき市土木部営繕課に着任して3年5ヶ月が経った。営繕課は第一係・第二係・設備係の三つの係に分かれ平成28年1月現在で総勢24名の課である。その内、私達を含めて4名の派遣職員が在籍している。営繕課の業務は、事業課から建築工事の新築・改修・耐震などの工事委託を受けて概算設計や設計・積算業務を経て起工させるまでを一つの区切りとし、請負者との契約締結後は工事監理を行い、竣工させ検査を受けて事業課に引き渡すまでの一連の業務である。設計や工事監理については業務の規模及び内容により外部に委託するが、担当者が自ら調査を行い、作図して設計監理完成まで行う場合もある。工事の規模は数十万から数十億まで多岐にわたる。

2　担当業務の概要

平成24年9月着任時は、木村が第二係　稲見が第一係　と別々の係に配属された。第一係では東京都の派遣職員がプロパーの方々と共に災害公営住宅の早期入居を目指して設計委託から積算チェック・設計書の作成に取り組んでいた。災害公営住宅は事業規模も大きく平成25年度から木村も第一係に異動になった。因みに木村が第二係で行った主な業務としては、市営住宅解体工事や市営住宅外壁等改修工事・消防詰所改築工事である。第一係での災害公営住宅を主な業務として紹介すると（別表及び位置図参照）、平成25年度発注では、稲見が災害公営住宅薄磯団地新築工事を設計委託から担当し、平成26年5月に先行入居棟としてPC造5階建て45戸の1号棟が竣工し、平成26年9月に同構造の2号棟5階建て40戸と木造戸建て18戸が竣工した。木村は、災害公営住宅四倉団地新築工事と災害久之浜団地新築工事の起工時から担当した。四倉団地は平成26年6月に先行入居棟としてPC造5階建て60戸の1・2号棟の竣工、平成26年9月に同構造の3・4号棟5階建て70戸と木造戸建て21戸が竣工し、久之浜団地は平成27年1月にRC造7・8階建て120戸が竣工した。稲見は引き続き災害公営住宅小名浜団地新築工事の設計委託から担当して、平成27年9月にPC造1～5号棟5階建て165戸と木造戸建て24戸が竣工した（写真）。木村担当では平成27年9月に災害公営住宅久之浜団地の木造戸建て16戸が竣工した。現在の業務として概算設計や小・中学校の屋内運動場及び校舎の地震補強工事を担当している。その他として、稲見が平成24年4月11日に震災の震源地でもあったいわき市田人の田人中学校屋内運動場の設計委託から受け持ち、現在起工に向けて取り組んでいる。木村は津波被害を受けた小名浜魚市場の解体工事を担当し、現在は更地になっている。東日本大震災の復興に向けた業務を担当したことは、派遣の意義を感じ感慨深いものがある。

任期付職員派遣

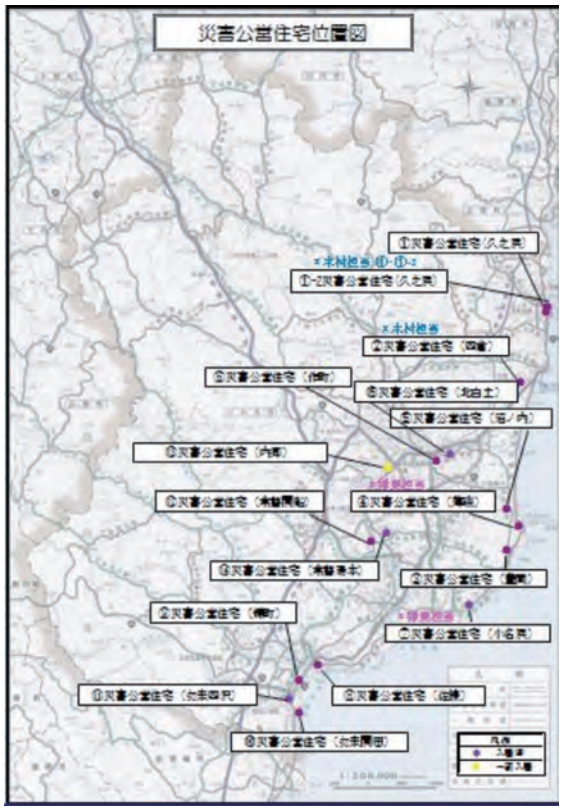

災害公営住宅小名浜団地新築工事　航空写真

災害公営住宅小名浜団地新築工事
航空写真

地震補強工事　工場検査

3　苦労したこと・工夫したこと

営繕課に着任して未経験のことばかりではあったが、助言や指導を頂きながら、自分達の受持った業務を完遂することを目標として従事してきた。復興プロジェクトの中でも災害公営住宅建設は要であり入居を心待ちにしている市民の為にも急務であった。工事の途中から先行入居の要望があり、急きょ工程を組み直す等の必要があったが、先行入居を想定した仮設計画と工程計画が実を結んで目標を達成することが出来た。稲見が担当した災害公営住宅薄磯団地では、土木造成工事と同時並行での建築工事であり、工事の進捗は土木工事を含めた様々な調整の中で進められた。災害公営住宅久之浜団地は、RC 造であり所定の人員確保が工程管理上不可欠であったが、原発関連や他の復興事業等に人員をとられ、人手不足となっていた中での工事であった。いずれも工事関係者や多くの方々の理解と協力があって完成することが出来た。

4　印象的なエピソード

災害公営住宅が竣工して航空写真で全景を見たときは、まるでパースを見ている様で、現実として感じられない様な不思議な感覚であった。竣工した団地に引越しが始まり、子供の声が団地に響き、移動商店の車に主婦が集まっている様子を見たとき、被災した方々が失ったものとは比較にならないとは思うが、そこに生活を感じられることに安堵の気持ちを持った。又、木村・稲見共に、自ら調査して図面を描き積算をし、設計書から起工して業者の書類のチェックを行い、協議をして竣工させるというトータル的な業務を経験したが、そのような経験は私達にとっては滅多に出来ないものであり、やりがいを感じた。

災害公営住宅に手作りの花壇

5　今後の業務に活かせること・活かしたいこと

公共施設としてプロジェクトをまとめていく過程では、一つの完成形を目標として、市民や関係者にプレゼンテーションを繰り返して理解をしてもらわなければ先に進めないことを実感した。時に説得し、時に噛み砕いて根気よく説明して目標に少しでも近づけるということを、今後の業務にも活かせるようにしていきたい。一つの結論に至るにも、根拠とするストーリーに納得できる裏付が必要とされるとともに、一連の経緯は書類として残しておくことも要求される。そのように順序だてた整理の仕方は、確実な業務には必要な事だと感じた。営繕課にはいわき市の復興を担う若い人たちが働いている。困難なこともあるが投げ出さず多種多様な人たちと、自らの立場をわきまえてコミュニケーションをはかって努力している。そんな人たちと共に働くことで刺激を受け、得るところが多かった。余談だが、二人とも福島のお酒を気に入っていて、アフターファイブでは仲間を誘っていわき市の美味しい居酒屋を時折々に探索して楽しんでいる。

福島県 広野町

復興企画課
放射線対策課

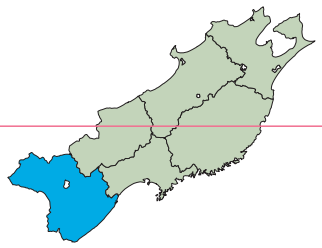

佐々木　栄三
猪狩　和徳

1　派遣先自治体・部署の紹介、業務概要

広野町は、東京都心から 238 ｋｍ、宮城県仙台市から 128 ｋｍに位置し、福島県浜通り地方の中部、双葉郡の最も南にあり、東に太平洋を臨み、西に阿武隈山系、東西 13 ｋｍ、南北７ｋｍ面積 58.69 平方キロメートルで、南はいわき市と北は楢葉町と隣接した町です。

山は五社山、北迫川・浅見川・折木川の３つの川と、二ツ沼・西の沢池の沼地などがあり、温暖で寒暖の差が少ない気候です。

町では、みかんの花咲く実りの丘の実現に向けて、役場の南西、海の見える高台約 30 アールの敷地にみかん畑を作り、冬間近の頃にはオレンジ色の鮮やかな実をつけています。

人口は、平成 23 年３月の震災以降、減少傾向にあり、また世帯数も減少しており、下表のとおりです。

【広野町人口・世帯数の推移】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人口（人）	5,418	5,178	5,081	5,058	4,985 (5,106)
世帯数（戸）	1,810	1,733	1,725	1763	1,781 (2,083)
転入（人）	205	143	131	197	229
転出（人）	182	348	183	210	262

資料：福島県の推計人口（　　）内は平成 28 年１月現在

広野町の行政組織は、町長以下９課１室２局１館となっております。職員数は、震災前平成 22 年４月には、町正職員 80 名でしたが、平成 28 年１月現在では、115 名でうち 28 名（24%）が派遣職員となっております。

各課の名称は、総務課・復興企画課・町民保健課・税務課・福祉介護課・環境防災課・産業振興課・建設課・放射線対策課・出納室・議会事務局・教育委員会事務局・公民館です。

東京都からは、復興企画課に佐々木、放射線対策課に猪狩が派遣されています。

復興企画課は、平成 25 年 12 月に当選した、遠藤新町長の強い意向で、復興事業を行う部署として新設された課です。課員は課長を含め 15 名で、総務課についで多い人数です。

企画・計画を担当する企画振興係と、インフラの設計・工事を担当する復興建設係の２係があり、佐々木は復興建設係の所属です。業務は、道路・下水道・用地造成などのハードの設計・工事監督です。広野町では設計者は、設計・積算・工事監督はもとより発注手続きから起工事務・契約事務・完了検査後の支払い事務まで行う必要があり、そのすべての業務を行っています。

放射線対策課は、平成23年度から本格化した除染業務を担当する課として新設された課です。平成27年度からは､課長を含め４名(うち､派遣職員は土木技術担当の私１名)と課内室として放射線相談室４名(町嘱託２名・復興庁派遣１名・非常勤アドバイザー１名）の総勢８名です。

業務内容は、放射線対策業務として、除染計画の策定･放射線低減対策の総合調整･環境放射線量の測定･個人住宅の生活空間の除染・各課の除染業務への支援及び連絡調整です。

ドローンを使用したモニタリング状況

2　苦労したこと・工夫したこと

○佐々木栄三（復興企画課）

用地造成工事をはじめ広場、歩道橋は、復興事業の中核と位置づけられていますが、事業実施の前提となる町の復興計画が概略的で、実施に当たって、町役場内部の連絡調整、国や県、町民など内部への説明にかなり時間と労力を取られています。町役場の行政慣習や進め方、町民をはじめ地域の実態を知らない派遣者にはもっとも厳しい部分です。

また、復興事業は全て補助事業で、復興交付金と福島再生加速化交付金の２つを基本財源として事業を行っていますが、発災から進められている予算の流れ、要望の変遷など、財源及びその裏付け法案に対する知識等の理解を進めつつ、まま急いで設計しなければならないという現状です。

【2015.3　造成工事　途中】

【2016.1　造成工事　現在】

○猪狩和徳（放射線対策課）

除染事業は、国（環境省）がその地域内の除染等の措置を行う「除染特別地域」と、その他の、地方自治体（国の場合も有）がその地域内の除染等の措置を行う「除染実施区域」があり、広野町は、「除染実施区域」になっています。

広野町は、国が行う「除染特別地域」と隣接していることから、全町除染の計画でありますが、除染の実施箇所・除染の工法の決定にあたって、国・県との連携調整を図り協議整い後、積算・発注となります。現在、森林を除く生活圏については、除染の承諾を得た箇所をほぼ完了しました。

本年度は、町の意向と、国・県の意向が異なるＪビレッジ及び町民の憩いの場である環境保全林五社山の除染を計画しましたが、連絡調整に時間と労力を要したことから、業務の発注に遅れが生じ、発注が 12 月発注となりました。現在、降雪により対象箇所の除染実施に遅れが生じております。

また、仮置場のガイドラインには、供用完了後の仮置場復旧の仕様についての記載がなく、地権者への返還に当たり、復旧造成・飛散・浸透防止に使用したシート類、遮蔽土の処分方法等の検討・対応が今後必要になります。

このため、これらを考慮して仮置場では、周囲を囲む遮蔽土のうの代わりに低線量値の土のうを並べ中央部に高線量値の廃棄物土のうを設置する等の工夫をし、廃棄物を増やさない工夫をしております。

【仮置場　上部にて】

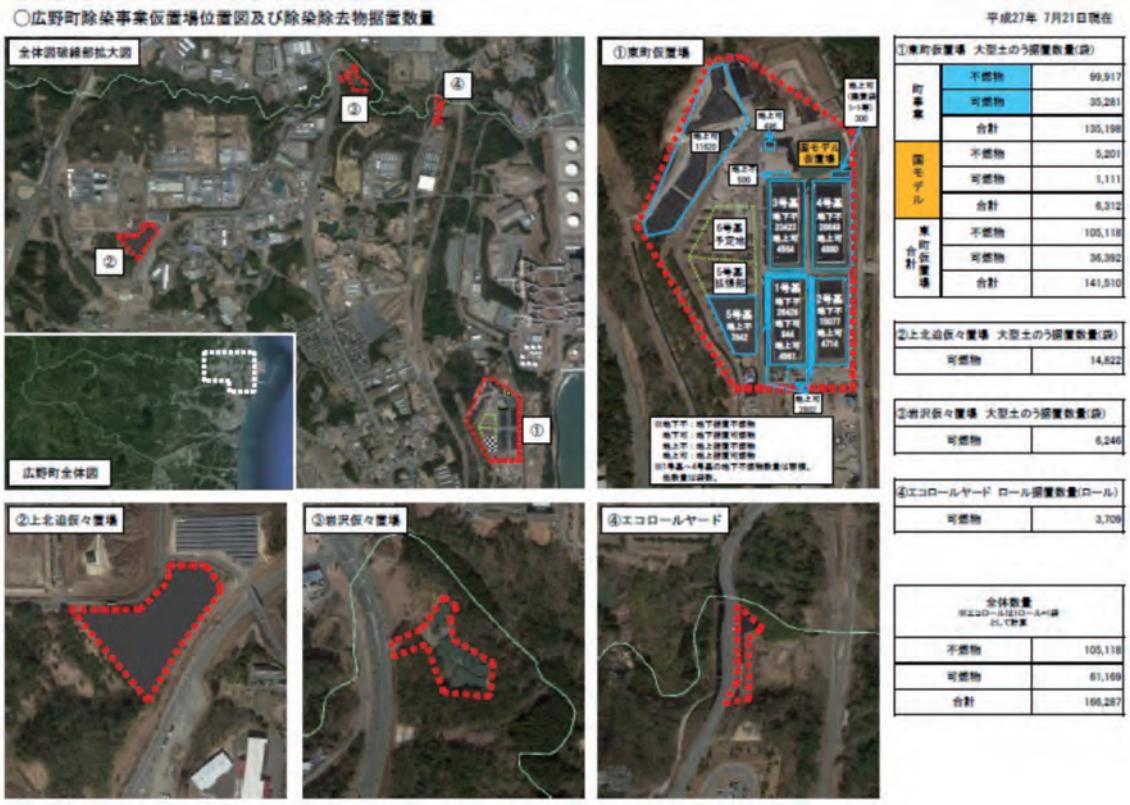

【広野町　除染廃棄物　仮置場】

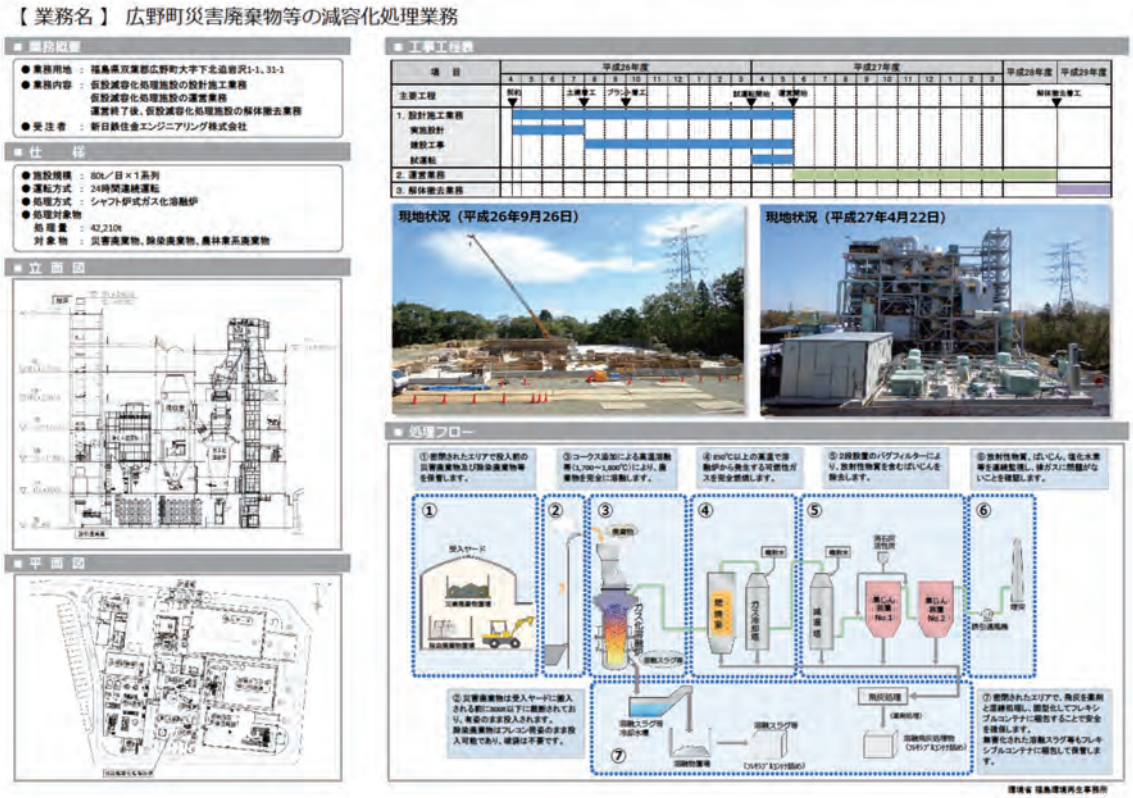

広野町　災害廃棄物・除染廃棄物　減容化施設】

3　印象的なエピソード

○佐々木栄三（復興企画課）

この年令になって、仕事を通じて新しい出会いがあり、友人や知り合いが増えるという機会を得たことは何よりの喜びと感じています。

また、東京都を退職して十余年、若い時に担当した設計・積算に再びたずさわり、その当時にこうあればと思っていたことが、PC というツールで実施できるようになっていること、また、新しい設計・積算の考え方を知ることが出来るのは、業務の楽しみです。

○猪狩和徳（放射線対策課）

私は、広野町の隣市、いわき市役所を震災１年後に退職し、東京都任期付職員として被災３県の自治体３町を経験しております。前任地で体調を崩し平成 26 年７月から、自宅のあるいわき市から通勤可能な広野町に転任という都のおはからいと職場同僚の、私の体調回復に合わせたご協力により、現役土木屋として復帰できたことに感謝しております。町放射線対策課の唯一の土木技術者として、放射線対策という未経験の業務を担当し、当初業務内容の把握に戸惑いましたが、都派遣前任者のご指導や課員の皆さんのご協力により職務を果たしておりしております。

4　今後の業務に活かせること・活かしたいこと

○佐々木栄三（復興企画課）

私たちは、主に具体的なものづくり業務のために派遣されていると思いますが、復旧と復興の区別を明確にしないまま性急なインフラ整備に突っ走ってきた感のある被災地のハード対策について、手遅れになる前に、将来を見据えて、その効果についても発言していくことが大切なのでは、と思うこの頃です。

○猪狩和徳（放射線対策課）

私は、東京都任期付派遣職員採用後、様々な事情により３県の町に赴任しました。
私たちに求められるのは、業務実施のための知見と、町の意思決定にそった具現化のための実務であり、意思決定ではないと理解しております。

しかしながら、整備したハード施設の利用やその維持管理などの財政負担について、今後の持続する町として障害にならないかと思い、その責任を感じているこの頃です。

【右は広野町にある町民の憩いの場である、五社山を源とする二級河川浅見川の源流部の渓流魚、「岩魚」です。放射線影響調査のためにボランティアでサンプリングを行った時のものです。】

自然と触れ合う場に放射線の影響がなくなり、事故以前の環境に戻るよう何が出来るのか？と考えています。

第3部

監理団体等職員派遣

公益財団法人
東京都都市づくり公社
登坂　徹也

気仙沼市

建設部 都市計画課
土地区画 整理室

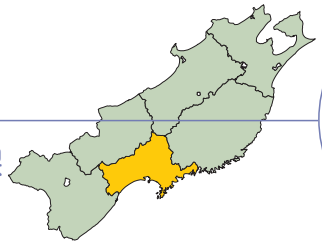

宮城県

1　派遣先部署の概要

◎土地区画整理室の目的

東日本大震災で津波や火災等により、交通網やライフラインの寸断等壊滅的な被害を受けた地区において、市民の生命及び財産を守り、安全で利便性の高い住宅地を再建するため、土地区画整理事業の手法を使用して、地盤の嵩上げ、道路、公園、ライフラインの整備を実施すること。

◎組織規模

【建設部】

・計画調整課　・土木課　・都市計画課土地区画整理室　・建築住宅課　・災害公営住宅整備課
・用地課　・防災集団移転推進課　・下水道課　・三・大・唐・本整備促進課

≪土地区画整理室≫　市固有職員４人＋派遣，任期付職員 14 人

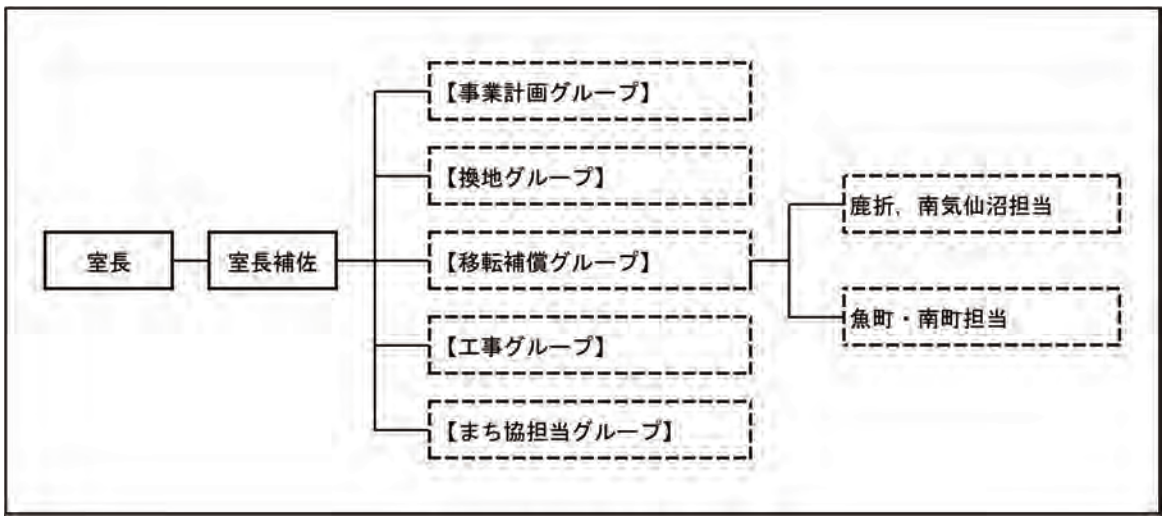

◎所管業務

気仙沼市施行の鹿折地区、南気仙沼地区、魚町・南町地区の３地区において、復興整備計画に基づき被災市街地復興土地区画整理事業を実施する。

◎施行地区

◆鹿折地区

事業認可：平成 25 年３月 28 日（変更認可：第２回 平成 27 年５月 13 日）
施行面積：42.0ha
施行期間：平成 25 年３月 29 日～平成 30 年３月 31 日
事業費：約 156.7 億円

◆南気仙沼地区

事業認可：平成 25 年３月 28 日（変更認可：第２回 平成 27 年５月 13 日）
施行面積：32.5ha
施行期間：平成 25 年３月 29 日～平成 30 年３月 31 日
事業費：約 175.6 億円

◆魚町・南町地区

事業認可：平成 26 年３月 27 日（変更認可：第１回 平成 27 年１月 22 日）
施行面積：11.3ha
施行期間：平成 26 年３月 28 日～平成 31 年３月 31 日
事業費：約 99.5 億円

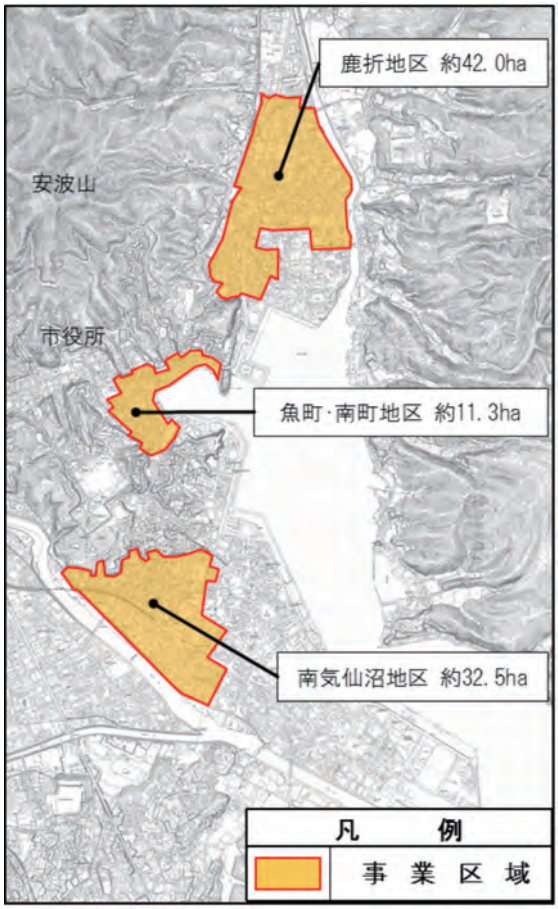

◎地区の概要

鹿折地区・南気仙沼地区盛土嵩上げゾーンでは T.P+3.0m ～ 5.5m の盛土嵩上げによる安全な住居系市街地の整備を行い，低地ゾーンでは T.P+1.8m の高さを基本とした盛土により商業・工業系市街地の整備を行う。

市の中心市街地を形成していた魚町・南町地区では，魚町地区 T.P+1.8m 以上，南町地区 T.P+1.3m 以上の盛土嵩上げを行い，店舗併用住宅を含む商業系市街地の形成を図るとともに一部Ｌ２対応の住宅エリアを設け，活気ある商業地及び観光地の早期復興を図る。

※ L2・数百年～千年に１回起こると想定されるレベルの津波

2　担当業務の概要

【鹿折地区・南気仙沼地区】
①事業計画業務
・公共施設管理者負担金協議
・県道管理区分照会
②換地業務
・換地変更権利者調整
・仮換地指定
③工事業務
・駅前広場協議

【魚町・南町地区】
①事業計画業務
・事業計画変更（平成 28 年 2 月下旬変更認可予定）
・公共施設管理者負担金協議
・県道管理区分照会
②換地業務
・審議会運営業務　・換地設計業務　・仮換地指定
③工事業務
・県警交通協議

3　苦労したこと・工夫したこと

【気仙沼市施行の 3 地区は、鹿折と南気仙沼の 2 地区が平成 25 年 3 月に事業認可を受け、魚町・南町地区は 1 年遅れの平成 26 年 3 月に事業認可となった。

鹿折地区、南気仙沼地区と魚町・南町地区では業務委託先が異なり、事業認可時期が 1 年ずれていることもあり、事業の進め方や区画整理への考え方に細かい差異がある。さらに、私が今まで経験してきた区画整理とは被災地復興という性格上かなりの違いがあり、理解し慣れることに苦慮したところである。

そのような中、打合せ等で自分の考えを話し、そちらはどう考えるかを確認することを繰り返していくことで、新しく決めることを地区間で統一していくことが出来はじめている。

被災地復興という限られた時間の中であっても、自分の意見を話し、相手の意見をよく聞くことがやはり大切なことであると実感するとともに、過去を振り返りこれからどうするのかを決めて進めることが重要であると痛感した。

4　印象的なエピソード

私が赴任している期間に鹿折地区、魚町・南町地区において仮換地の使用収益開始が始まり、各地権者と土地引渡現地立会いで、地権者の方々が土地を活用できる時期が来たことを実感し、どのように活用していくかを考え、計画を話してくれる姿を見ることがうれしく、自分の仕事に大変やりがいを感じた。そして地権者個人にとっては自分が活用できる土地が戻って来た時から本当の復興が始まるのではないかと実感した。

また、東京から遠く離れ気仙沼市に赴任していても、私は東京都都市づくり公社の職員であり、区画整理事業に携わる限り、いつでも本社各部署に相談できることがありがたく、公社の組織力の高さを感じ、心強かった。

5　今後の事業に活かせること・活かしたいこと

6 ヶ月の短い期間ではありますが、今回の派遣は経験のなかった委託者の立場に立って事業を見ることが出来る良い機会となった。

地権者との折衝の中で「事業が長引くことになったら気力が続かない」と聞かされたことが印象に残り、被災地復興事業だけでなく、都内で施行されている事業においてもそのような思いはあるのだろうと、土地区画整理事業のスピード感について考えさせられた。

これらの被災地派遣で得た経験を今後の業務に活かしていきたいと思う。

鹿折地区（平成 28 年 1 月撮影）

南気仙沼地区（平成 28 年 1 月撮影）

魚町南町地区（平成 28 年 1 月撮影）

株式会社
ゆりかもめ
上野　幹根

石巻市

建設部 建築課
電気設備グループ

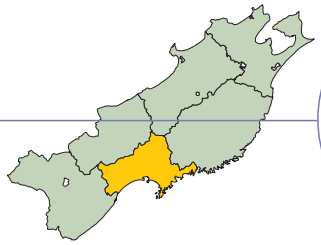

宮城県

1　派遣先部署の概要

・組織の目的

市有建築物の設計、発注、施工監理、修繕その他、設備を含めた建築全般に関することを目的に設置された。震災以降については、公共建築物の災害復旧業務も担当している。

・規模

建築を担当する営繕２グループ、宮城県設計の復興住宅を発注管理する復興住宅建設グループ、市立病院を担当する市立病院建設グループ、衛生空調設備を担当する機械設備グループ、電気設備グループの６グループからなり、建築課員 42 名中 14 名は、東京都中央区や中野区、神戸市、京都市、川越市、浜松市、丸亀市、八代市などの自治法派遣に基づく全国市区からの支援職員と市職員 28 名（市任期付職員含め）より構成されている。また、市職員は、住宅管理課及び石巻地方広域事務組合との兼務のため、市任期付職員としての位置づけである私も併任をしている。

・内容

住宅、病院、診療所、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、小中高校、給食センター、消防署、公民館、本庁舎、支所、金華山・田代島・網地島などの離島休憩施設、水産振興・排水除害施設、観光施設等の市有建築物の災害復旧、耐震補強、改築改修（地質調査含む）等の地質調査、各種工事の予算算定、設計積算、災害査定、工事発注、施工監理、当該建築物を所管する課への技術支援業務もあわせて行っている。

業務の流れとしては、建築を担当する営繕グループが建築設計したものに機械設備、電気設備グループが設備設計を行い、図面照査、積算精査確認を行い、建築、機械設備、電気設備の工種別に発注することを基本としている。施工監理体制も工種別に建築、機械設備、電気設備のグループから監督員を選出している。

2　担当業務の概要

被災した渡波中学校移転新築、女川消防署牡鹿出張所、石巻東消防署、石巻東学校給食センターの災害復旧工事及び災害査定業務、太陽光発電設備工事、小中学校屋内運動場・武道場等の特定天井の対応を含めた耐震補強工事、フットボール場スコアボード改修工事、鹿又地区第二放課後児童クラブ新築工事、河北総合センター舞台照明等の設計、工事発注、施工監理及び建築工事に係る関係書類（計画通知（防火区画貫通、受変電設備等）、エネルギーの使用の合理化に関する法律による届出、消防設備計画、着工、設置、電力使用開始、太陽光発電設備系統連携申込み等の届出）の作成と申請事務業務を行った。

今年度の業務としては、直営設計３件、設計委託監督員１件、工事発注業務 10 件、直営施工監理６件、工事監理業務監督６件を担当した。

3　苦労したこと・工夫したこと

・建築基準法施行令改定により、新築建築物は、風圧並びに地震や震動及び衝撃によって脱落しないよう脱落対策の規制が強化された。あわせて平成25年国土交通省告示により、特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造を定める件により、中地震で天井が損傷しないこと（一定の地震においても脱落の低減を図ること）を「仕様ルート」「計算ルート」「大臣認定ルート」のいずれかのルートを適用して検証することが必須条件となった。

担当する石巻東学校給食センターの調理室及び洗浄室の天井が現状では特定天井（高さ６ｍ超、面積200㎡超、非構造部材である照明器具等を含めた天井材の単位面積あたりの質量が設計において２kg超の吊り天井）となることが判明した。そのため、前項の「仕様ルート」により、天井材の単位面積あたりの質量２kgを超えないよう、関係機関と協議を重ね、防水仕様照明器具を専用ボルトで単独に吊り、天井材と照明器具の水平方向に６㎝のクリアランス（径間）を設定した。また、クリアランス（径間）から異物が浸入しないよう、シャンプーハット仕様の防護カバーを工場製作にて照明下部全面に取付けて設計し、単位面積あたりの質量が２kg以下としたことで、特定天井に該当しない仕様へと改善した。

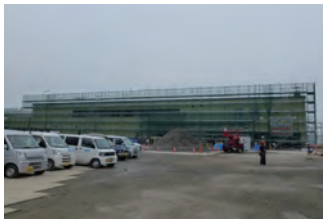
石巻東学校給食センター外観

石巻東学校給食センター
コンテナ室兼発送室

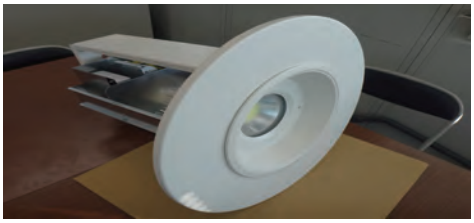
石巻東学校給食センター洗浄室、
調理室天井向け照明（クリアランス６㎝付）

災害応急対策の実施拠点となる避難所に指定されている既存建築物の東浜小学校集会所、飯野川小学校屋内運動場、広渕小学校講堂等の防災機能強化工事を担当し、つり天井の全撤去、天井へのグラスウール直貼り、小梁への照明器具・スピーカー・消防設備等の設置、照明器具ＬＥＤ化による軽量化、照明器具落下防止ワイヤーの設置により、天井が損傷しても落下しない措置を施した。

飯野川小学校屋内運動場
防災機能強化工事

広渕小防災機能強化工事
施工前

広渕小防災機能強化工事
施工中

東浜小学校集会所
防災機能強化工事竣工前

東浜小学校集会所
防災機能強化工事施工後

・石巻東学校給食センターの主要熱源について、電気、都市ガス、プロパンガス、重油にした場合の初期投資、維持管理、災害時復旧時間の比較検討を行った結果、都市ガスを主な熱源として選択した。

なお、災害時は、避難所配布用の「おにぎり」をつくる施設となるため、炊き出し調理に関しては、別途プロパンガスの個別設置、作業用照明、通信用電源設備用として自家用発電機設備及び太陽光発電設備を設置し、震災経験の職員の意見をもとに設計及び施工を行った。

また、オール電化設備を採用しなくても照明、空調等の一般回路とは別に、電気オーブン、フライヤー等の電気加熱厨房機器への専用回路を設計施工し、電力会社電力量計を一般回路用計量器、電化厨房契約回路用計量器に分けて設置することにより、通常電力料金より割引された「業務用電化厨房契約」を電力会社と結ぶことができ、給食センター全電力量の約１/３に該当する電力を業務用電化厨房電力に指定し、電力料金も含め、維持管理コスト削減に努めた施工を行うことができた。

・建設工事における電力会社との協議において、電力会社変電所から建設予定地までの配線距離や同じ配電線上にある他の工場、施設などの需要家に対し、市有建設物の構内変圧器投入の際の励突による電圧降下を防止するよう電力会社から指導があり、高圧交流負荷開閉器（ＬＢＳ）設計から、励磁突入電流を抑制し電圧降下を防止するための励突抑制開閉器へ設計変更し、施工を行った。

・担当する建設工事敷地内に敷設された民間電柱や電力、電話会社電柱が市有地内に多数存在し、建設工事や工事車両通行の妨げとなり、電柱を所有している電力、電話会社へ赴き、継続的に移設協議を実施した。

・河北総合センター文化交流ホール舞台及び客室照明の直営設計を担当し、従来光源であるＨＩＤやハロゲン照明及び調光装置、調光操作卓の修繕予算範囲内を条件として、舞台照明を含めた既存照明のＬＥＤ化を提案した。提案時には、ＬＥＤ化におけるメリット（電気設備容量削減、メンテナンスフリー、調光設備簡素化、照明の発熱抑制）、デメリット（イニシャルコストが高い、置き換えできない機種説明、ハロゲン電球を調光した場合と比べて追従性が遅い）を説明し、既設配線、既存配管及び一部舞台照明を最大限流用してＬＥＤ化する案を採用いただいた。

また、従来にはなかった客室作業灯スイッチ追加及びキューの記憶再生やパッチング操作などの調光と昇降機器操作が可能なライティングリモコン送信機（ＰＤＡ及びノートパソコン）を設計施工した。

・石巻フットボール場スコアボード改修工事では、設計監督、発注、直営施工監理を担当し、ベガルタ仙台レディースなどのなでしこリーグをはじめ、ＪＦＬリーグ、ジャパンラグビートップリーグの試合を想定した上で、スコアボード設置位置に直接太陽光が当たる環境を考慮した対策として、太陽光が直接ＬＥＤ素子に当たるのを防ぐため、シェダー（ポリカーボネイト等）の設置を採用した。また、当該シェダーにより、ラグビーボールが直接ＬＥＤ素子の破損を防止させ、万が一破損した場合もパネルの一部を交換するだけで済む設計とした。建屋内空調設備もフィルタ自動お掃除機能付の空調を採用した。また、今季のラグビーブームに乗り、７人制ラグビー及び世界的に施行される試験的ルールにも対応できるよう設計し、将来のキャンプ地誘致も想定した設計及び施工監理の監督を行った。

フットボール場　スコアボード改修工事施工中

スコアボードパネル材料検査

4　印象的なエピソード

・平成 25 年９月の赴任当初から市民球場スコアボード直営設計、工事発注、直営施工監理を行い、平成 26 年３月に完成した。少年、高校・社会人野球、楽天イーグルス対横浜ＤｅＮＡ、西武との2軍公式戦の試合を新設スコアボードにて行っていただいた。サッカー・ラグビーのスコアボードの改修担当では、石巻にて「なでしこリーグ」、「ＪＦＬリーグ」、「ジャパンラグビートップリーグ」の試合ができることはもちろんのこと「ラグビーワールドカップ 2019」の事前キャンプ誘致先としての施設となるよう、施工した。

・小中学校耐震補強工事やプール附属棟等の設計、発注、施工監理等も在任中に担当した。恥ずかしながら前職は教員をしており、この度は、市職員として、学校修繕や改修の担当として関わることができ、時代や場所、立場が代わっても学校施設との不思議な縁を感じた。その時々の立場や経験を踏まえ、市職員として、工事と学校行事との調整、授業時間と消防検査等との調整、工事車両と生徒通学時間帯や出入り口の調整など、担当する学校の先生方と円滑に調整を行うことができましたことに大変感謝している。

渡波中移転新築工事

・積算業務では、公共建築工事積算基準における工種別の工事費、法定福利費計上理由、代価表作成方法、歩掛等の考え方や新営工事、新営改修工事、改修工事の位置づけについて、単価入れ替えや設計変更方法、拾い表作成等、基礎から学習することができ、積算業務の重要性を改めて実感することができた。

5　今後の事業に活かせること・活かしたいこと

今回、被災地派遣の転機となったのが、総務省が平成 25 年３月１日付で発令した「東日本大震災に係る民間企業等からの人的支援に関する通知」である。自治体の第３セクターから会社に在籍した状態で被災地自治体が受け入れる制度において、平成 25 年９月１日から平成 28 年３月 31 日までの２年７ヵ月間、休職派遣という形態で石巻市建設部建築課へ市任期付職員として勤務する機会をいただいた。

全国各地から年齢も経験も技術も異なる支援職員が石巻市へ集まって復興業務に携われたことは非常にやりがいがあった。特に大阪市交通局や京都市交通局、東京メトロＯＢからの鉄道技術者も同じ部署に派遣され、公共建築物の復興を一緒に従事できたことは、私自身も励みになった。

東日本大震災の最大の被災都市である石巻が世界の復興モデル都市石巻を目指して５年が経過した。全国の自治体から派遣されている職員や市職員とともに、私自身も微力ながら、第２のふるさと石巻の再興・地域の復興に取り組ませていただいた。

被災地を支援したいという希望を叶えてくれた株式会社ゆりかもめ、私を受け入れてくださった石巻市役所、派遣スキームは異なるが、陰ながら支援していただいた東京都総務局及び宮城県現地事務所の方々に深く感謝を申し上げる。

昨年５月 30 日にＪＲ仙石線が、不通となっていた高城町（松島町）―陸前小野（東松島市）間を含めた全線で運転が再開した。今年の夏には、ＪＲ仙石線の一部の仙石東北ラインが新たなまちづくりのすすむ渡波地区を通り、女川駅まで直通運転する。被災地にとって、社会インフラである鉄道が整備されることは、日常生活における利便性の向上や人口減少の歯止めとなるものと感じている。

鉄道以外の復興住宅、市立病院、中学校等が完成することによっても、復興が目に見える形で実感でき、被災した皆さんにとって一番の勇気につながるものと信じている。

派遣期間満了により派遣元の所属へ戻ることになるが、これからも自分でできる範囲にて、石巻市への支援を続けさせていただく所存である。

女川消防署牡鹿出張所

防火衣室

男子トイレ

正面玄関

女川消防署牡鹿出張所車庫内コンセント

東京都住宅
供給公社
矢島　直人

いわき建設事務所

建築住宅部
建築住宅課

福島県

1　派遣先部署の概要

組織の目的

平成 27 年度の福島県いわき建設事務所における業務運営の基本方針は、「人々の暮らしと絆の復興・再生を支援し、新たな未来を切り拓く社会基盤の再生・整備」である。

この基本方針のもと、長期避難者の居住環境の確保、復興再生道路の工事着手に向けた事業推進等、様々な課題に建設事務所全体で取り組んでいる。

組織の規模・内容

いわき建設事務所

総務課、行政課、用地課、道路・橋梁課、河川・海岸課、企画調査課、管理課、道路課、河川砂防課、建築住宅課、小名浜道路担当、小玉ダム管理事務所、鮫川水系ダム管理事務所

いわき合同庁舎

いわき合同庁舎（南分庁舎）

いわき建設事務所出先機関

いわき地方振興局、いわき農林事務所、水産事務所、いわき教育事務所、水産試験場、小名浜港湾建設事務所、企業局いわき事業所

所管業務

所属している建築住宅課は総勢 21 名（部長、課長、係長、土木３、建築 11、電気２、機械１事務１）。そのうち､他府県･住宅供給公社からの派遣職員は６名(福島県全体での派遣職員は 208 名)。このメンバーで、復興公営住宅整備工事、県立高校災害復旧及び耐震改修工事、小名浜港湾事務所関連施設の災害復旧工事、県営住宅等の計画修繕の設計・工事監理業務にあたっている。

2　担当業務の概要

⑴復興公営住宅整備工事

県の整備計画では県内に 4,890 戸の住戸確保が掲げられており、このうち、いわき市内には 1,760 戸の整備が計画されている。私は以下の設計・工事監理業務を担当した。

・平八幡住宅（工事監理）　機械設備（RC 造３階建　１棟　12 戸）H27・８竣工
・鹿島町住宅（設計）　機械設備（RC 造５階建　１棟　50 戸）H28・１完了
・四倉住宅（設計）　機械設備（RC 造５階建　４棟　150 戸）H28・２完了予定

平八幡住宅　外観写真　H27・8

平八幡住宅　住戸内写真　H27・8

⑵県立高校大規模改修及び耐震改修工事

管内の県立高校は、東日本大震災による地震や津波で被害を受けており、私は以下の高校の改築、耐震改修、大規模改造工事を担当した。

・磐城農業高校実習棟改築工事　機械設備（S 造２階建ほか５棟）　H27・8　竣工
・磐城農業高等学校災害復旧（校舎）工事　機械設備（SRC 造３階建ほか１棟）　H27・5　竣工
・いわき総合高校南校舎耐震改修外工事　機械設備（RC 造３階建ほか１棟）　H28・3　竣工予定
・平商業高等学校北校舎改修工事　機械設備（RC 造３階建）　H28・1　竣工
・平商業高校大規模改造（図書館外）工事　機械設備（S 造１階建ほか１棟）　H28・3　竣工予定
・平工業高校大規模改造工事　機械設備（RC 造３階建ほか２棟）　H28・3　竣工予定

磐城農業高校実習棟改築工事（施工中）

磐城農業高校実習棟改築工事（完成）

いわき総合高校南校舎耐震改修外工事（H27・9）

いわき総合高校南校舎耐震改修外工事（H27・12）

⑶小名浜港湾事務所関連施設

小名浜港を整備管理する施設のうち、津波により被災した施設の工事を進めており、私は以下の設計・工事監理業務を担当した。

・公共災害復旧（再復）工事（トイレ等）機械設備（RC造３階建ほか１棟）H28・９　竣工予定
・管理運営（再復）工事（庁舎改築）機械設備（RC造３階建）　H28・３　竣工予定
・管理運営（再復）工事（庁舎改築）電気設備（RC造３階建）　H28・３　竣工予定

管理運営（再復）工事（施工中H27・８）

管理運営（再復）工事（施工中H27・12）

3　苦労したこと・工夫したこと

派遣元（東京都住宅供給公社）では主に住宅に関する工事を担当しており、高校の設計・工事監理は経験したことのない業務であった。担当した高校は工業、商業、農業と専門性の高い高校ということもあり、初めて目にする機器や設備が多く、現場での監理にはとても苦労した。また、磐城農業高校では生きた動植物や食品を扱うことから、建築以外の法律の知識が必要とされ戸惑ったが、自身で調べることはもちろんのこと、学校の先生方や福島県職員の方、他県派遣職員の方からのアドバイスを受けながら工事監理の業務にあたった。

4　印象的なエピソード

私が所属していた建築住宅課では、電気職２人、機械職１人の体制で建築設備全般の業務を行ってきた。人数が限られているため、現場によっては福島県職員の電気職の方が機械設備の業務を行い、また別の現場では機械職の私が電気設備の業務を行うなど、職種をまたいだ柔軟なチームワークで業務を進めていく方法がとても印象的だった。

また、担当している現場での職人不足は深刻で、手配は順番待ちの状況であった。そのため、担当した物件の受注者（作業員）は、前の現場での作業を終えた後、すぐさま次の現場に入ってもらうという慌しさであった。たとえば、乗り込み時期が１日ずれると、職人の手配の都合で工程に２週間以上もの遅れが生じてしまうという状況下だったが、受注者一人ひとりの復興にかける思いは強く、避難されている方々の期待に応えようとする姿勢が心に残った。

5　今後の事業に活かせること・活かしたいこと

派遣期間が１年ではあったが、今回の派遣で得られた経験は、これまでの公社業務とは全く違うものだった。新聞やテレビ等の報道を通じてでしか知らなかった福島の現状を肌で感じられたことや、復興事業に直接関われたことはとても貴重な経験になった。

復興公営住宅整備事業は、派遣元の集合住宅建設事業と共通点は多いが、一方で応急仮設住宅を解消するため、事業にスピード感が求められており、施工方法や施工体制を工夫し、柔軟に考えることから学ぶことが多かったと感じている。また、建築設備全体の業務を経験できたことは、視野を広げるきっかけになった。この派遣期間に得た経験やお世話になった方々とのつながりを大事にして、今後の業務に活かしていきたいと思う。

公益財団法人東京都
スポーツ文化事業団
山田　和史

公益財団法人
福島県文化振興財団

遺跡調査部

福島県

1　派遣先部署の概要

公益財団法人福島県文化振興財団（以下、福島県財団）は、福島県文化センター（福島県文化会館・福島県歴史資料館）と福島県文化財センター白河館（愛称「まほろん」）の管理運営、県内の埋蔵文化財の発掘調査事業（遺跡調査部）、文化活動に対する助成・顕彰事業を行っている。

遺跡調査部は福島市に所在し、1 部 1 課 3 グループの組織体制で職員 36 名、契約職員 15 名他が勤務している。管理調整グループは課内事務の総合企画・調整、整備保存グループでは出土遺物と記録の整理・出土遺物の劣化防止と保存処理など、調査事業グループは福島県内の遺跡の発掘調査や文化財の保存に関して分布・試掘確認調査、本発掘調査と報告書の刊行、市町村技術支援などの事業を行っている。

平成 27 年度の埋蔵文化財の発掘調査事業では一般国道 115 号相馬福島道路（相馬市東羽黒平遺跡ほか）、復興基盤総合整備事業（南相馬市五畝田・犬這遺跡、谷地中遺跡）、県道北泉小高線整備事業（南相馬市五畝田B遺跡）、県道広野小高線整備事業（楢葉町南代遺跡）、阿武隈川上流河川改修事業（須賀川市高木遺跡）、会津縦貫南道路（下郷町栗林遺跡）に係る調査が実施された。なお、詳細は以下の HP に掲載されている。（公財）福島県文化振興財団 http://www.culture.fks.ed.jp/、遺跡調査部 http://www.culture.fks.ed.jp/iseki/

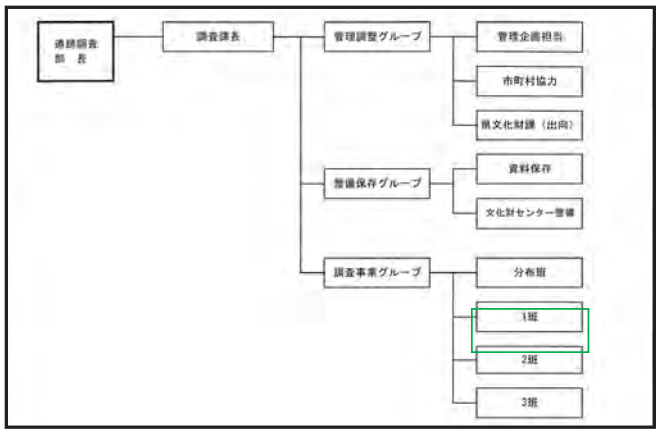

遺跡調査部組織図（□は配属先）

平成 27 年度調査予定箇所位置図（年度当初）

2　担当業務の概要

平成 27 年 4 月より（公財）東京都スポーツ文化事業団東京都埋蔵文化財センター（以下、都埋文）から遺跡調査部調査課調査事業グループ 1 班に配属され、復興基盤総合整備事業に係る調査として福島県財団職員 5 名、財団間出向職員 3 名（山形県 1 名・栃木県 1 名・東京都 1 名）で南相馬市五畝田・犬這遺跡、谷地中遺跡の 2 ヵ所の調査に従事した。

五畝田・犬這遺跡では、津波により被災した農地の再生を目的としたほ場再整備および農業用排水施設整備のため、作業員約 40 名とともに発掘調査を実施した。調査期間は平成 27 年 5 月～ 9 月末、面積は 4,700 ㎡である。8 月には周辺住民を対象とした現地説明会を開催した。調査の結果、後期旧石器時代、縄文時代前期・晩期、古墳時代前期、平安時代の遺構・遺物が発見され、主として古墳時代前期の集落跡の一部が判明した。谷地中遺跡では、ほ場再整備に伴う水田のかさ上げに必要な土砂採掘により遺跡が破壊されることから、作業員約 50 名とともに発掘調査を実施した。調査期間は平成 27 年 10 月～平成 28 年 2 月初旬、面積は 6,000 ㎡である。古代の製鉄遺構が数多く見つかった「金沢製鉄遺跡群」に隣接し、調査の結果、製鉄炉跡、廃滓場跡、炭窯跡、木炭焼成土坑 (どこう) などの製鉄関連遺構が発見された。

これらの遺跡から出土した出土品は週末に遺跡調査部に持ち帰り、整理作業員の方々によって洗浄・注記・接合・復元が行われる。この中から報告書へ掲載する遺物を選別し、土器・石器などの出土品の図化を実施し、現地で記録した図面・写真等の整理や、調査を担当した遺構の事実記載などを行った。

3　苦労したこと・工夫したこと

心得ていたことであったが、土の違い、遺構・遺物の性格の違いには苦慮した。海岸に近い遺跡は腐植が未発達な砂質土壌であり、散水して遺構の検出を試みるも、乾燥が早いため何度もやり直す必要があった。遺構・遺物は歴史的背景や環境の違いによってその土地特有のものが存在する。浜通り地方の製鉄遺構はその代表的な例で、都内では鍛冶関連遺構は発見されるが、鉄を直接生産した製鉄炉跡は見つからない。調査に際して、報告書や論文に目を通したり、福島県財団の方から指導を頂戴したりと日々の自己研鑽が欠かせなかった。

また、安全衛生管理については以下 4 点で苦労した。①強風・防塵対策。風の強い日が多く、調査で使用するブルーシートや道具の飛散防止には苦慮した。乾燥のために常時、砂埃が舞うため、作業員の方々には防塵メガネとマスクを着用して作業していただいた。②熱中症対策。県内でも夏季は比較的涼しい地域だが、35 度を超える真夏日もあり、炎天下で作業を行う作業員の方々が熱中症にかからないよう、こまめに小休止を入れて対応をした。③避難経路の確保と通勤時の交通安全。現場は津波被災地であることから地震発生時の避難経路の確保、即時に避難できるよう駐車時のバック駐車を徹底した。また、調査現場周辺地域は防潮堤整備など他の復興工事の大型車両が頻繁に往来するため、作業員の方々に通勤時の交通事故防止の注意喚起を促した。⑤冬期調査の足場確保。1月後半の寒波は大変厳しいものがあり、調査区も約 10cm の積雪となり、除雪をしてからの調査となった。午前中は霜柱で凍っていた地面も、午後には溶け、ぬかるみとなる。斜面地ということもあり、安全通路の確保が難しく、常に足場に気をつけながらの調査となった。転倒事故なども無く、無事に調査を終了できたことが良かった。

五畝田・犬這遺跡の
竪穴住居跡

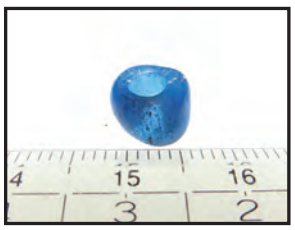
同住居跡から
出土したガラス玉

谷地中遺跡の
製鉄炉跡の調査

谷地中遺跡の
廃滓場跡の除雪作業

4　印象的なエピソード

①発掘調査の現地説明会

8 月に開催した現地説明会には、炎天下にもかかわらず約 80 名の見学者が遺跡を訪れた。私も解説員の一人として発見した竪穴住居跡や出土品の説明に従事する機会をいただいた。幼少期にこの地域に住んでいたという見学者の方は、縄文時代の海進に興味を持ったようで「どの辺りまで海が来ていたのか?」「なぜ貝塚は見つからないのか?」などの質問をいただいた。また、現場の作業員の方々は掘った時にはバラバラの状態だった土器の欠片が、壺や甕などの形に復元された姿を見て大変に驚かれていた。このような機会を通じて、地域に埋もれていた郷土の歴史を周辺住民の方々に伝えられたことが嬉しかった。

②特別文化財講演会を通じた東京都と福島県の連携事業の開催

9 月 2 日に江戸東京博物館にて都埋文が主催し、福島県財団の共催で『特別文化財講演会　古代における日本最大の製鉄遺跡群ー東日本大震災の復旧・復興事業に協力する東京都と福島県の連携と交流ー』が行われた。平成 26 年度派遣職員の復興支援報告に続き、福島県財団調査課長より、震災後の福島県の埋蔵文化財調査や、浜通り地方の古代製鉄炉とその復元実験について講演が行われた。復元実験については、昼夜を徹して行われた作業の模様を捉えたビデオを放映し、好評であった。また、当日配布したパンフレットで、福島県財団調査課副主幹による県内の製鉄遺跡の解説及び平成 25 年度派遣職員と私による復興支援報告を発表した。派遣元と派遣先との連携事業は初の試みだったが、広く都民の方々に福島県の埋蔵文化財の内容や復旧・復興事業を知っていただけたことは喜ばしく感じた。

現地説明会で解説をする筆者

出土品を熱心に見学する参加者

特別講演会パンフレット

5　今後の事業に活かせること・活かしたいこと

福島県財団の方々をはじめ、県教育庁文化財課、南相馬市教育委員会、財団間派遣の山形県・栃木県、他県からの派遣職員の方々との交流とネットワークを構築できたことは大きな財産となった。発掘では、製鉄炉跡、廃滓場跡、炭窯跡、木炭焼成土坑などの調査に携われたことは大変に貴重な経験となった。特に製鉄炉跡および廃滓場跡から出土する数 t もの鉄滓の分類・整理方法や複数回にわたって使用された炭窯跡の調査方法は調査員として学ぶことが多かった。これらの被災地支援業務で得た知見や経験、被災地の文化財を取り巻く状況を広く発信し、交流を継続していくことが被災地支援の今後につながるものと感じている。

第4部

現地事務所

業務概要

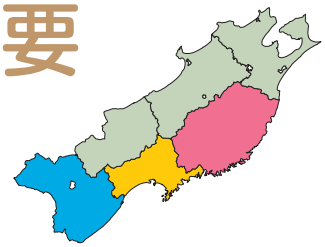

東京都被災地支援
岩手県事務所　千葉　令恵

東京都被災地支援
宮城県事務所　磨田　行広

東京都被災地支援
福島県事務所　宅間　清昭

1　赴任当初の状況

●岩手県事務所

震災から４年が経過した 27 年４月、岩手県事務所に赴任。事務所がある盛岡市内は、一見では平常を取り戻しているように見えた。しかし、被災した沿岸地域へ目を向けると、そこは、まだまだ震災の爪痕がはっきりと残る状態であった。沿岸地域の中でも、特に被害の大きかった地域は、復興がなかなか計画通りには進まず、復興の進捗度の違いが明らかとなっていた。

自身が現場に行き、自分の目で見るまでは、メディアの映像、情報でしか現場を知ることができなかったが、それはごく一部でしかなく、復興が進まない地域の現実が目の前に広がっていた。自分の目で見ること、現場の空気に触れることの大切さを改めて感じ、現状をしっかり本庁へ伝え、支援に繋げなくてはいけないという思いで身が引き締まった。

大槌町　役場裏の城山公園から見た町の状況
平成 23 年４月撮影

大槌町　役場裏の城山公園から見た町の状況
平成 27 年４月撮影

●宮城県事務所

現地事務所及び宿舎のある仙台市中心部は、海岸線から 10 ｋｍ近く内陸に位置し、津波被害もなかったことから、被災地という印象は無く、東北最大の都市としての賑わいを見せていた。

一方、職員の派遣先である気仙沼市、南三陸町などでは、復興事業による切土、盛土が盛んに行われ、視界一面が土色という印象であり、そこを重機が忙しく行きかっている。幹線道路はダンプカーなど、工事関係車両による渋滞も発生していた。防災集団移転団地や災害公営住宅の完成箇所も徐々に増え、既に入居済みの災害公営住宅も見受けられた。

平成 27 年度に入り、宮城県では復興に係る工事の「ピーク」を迎えているとの話しを各方面で受けていたが、それを実感する光景が展開されていた。

南三陸町志津川地区（市街地）の復興状況
平成 27 年 4 月撮影

気仙沼市南気仙沼地区の復興状況
平成 27 年 4 月撮影

●福島県事務所

福島県においては、震災から４年を経過しても避難者が県内外で約 11 万人を超えており、原発事故の影響で原発から 100㎞離れた会津地方を含めた県内全域に風評被害が及び、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受けていた。

平成 27 年４月からは地元観光関係者と自治体が、ＪＲグループをはじめ全国の旅行会社などと連携して行う国内最大級の観光キャンペーン「ふくしまデスティネーションキャンペーン」が開催され、県内各地で様々なイベントが催されており、福島県事務所がある福島市においても活気が感じられた。

一方、津波の被害を受けた沿岸部では復旧作業が進められていたが、その中でも原発事故による避難指示区域内では、壊れた建物などが震災当初のまま手つかずに残っており、沿岸部での復旧・復興状況の光と影が強く印象に残るとともに、改めて震災と原発事故という、福島が抱える厳しい現状を認識させられた。

いわき市　平薄磯海岸　平成 27 年 10 月撮影

浪江町　避難指示区域内にあるＪＲ浪江駅前
平成 27 年５月撮影

2　被災地支援事務所の業務概要

(1)　組織の目的

・東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県から物的・人的支援をはじめとする支援ニーズ等を把握し、的確な被災地支援に結びつける。

(2)　規模

①岩手県事務所：所長、課長代理
②宮城県事務所：所長、統括課長代理
③ 福島県事務所：所長（復興支援調整担当部長兼務）、課長、統括課長代理

(3)　業務内容

①被災地の課題・情報等の収集、現況報告等
・県庁各部署からの情報収集
・復興事業の進捗等を被災現場にて状況確認
・視察に訪れた都議・都職員に対して現場説明　など
②県や県内市町村の支援ニーズの把握、効果的な支援に向けた調整
・自治法派遣に関わる派遣先、業務内容、居住地確保等に係る被災自治体との調整
・H27 年度後半及び H28 年度以降の派遣に関する調整を実施
・被災地の農林水産物等風評被害対策に関する調整や、販路回復対策の調整　など
③各局が行う支援事業のサポート
・事業実施に向けた県庁及び関係機関との調整
・都庁各局が実施する被災地支援事業等の県庁記者クラブへのプレス投げ込み　など
④派遣職員のバックアップ
・定期的に生活や業務状況をヒアリング（派遣業務ヒアリング）
・必要に応じた日常生活に関するサポート
・病気、けが、事故等のトラブルに関する対応　など

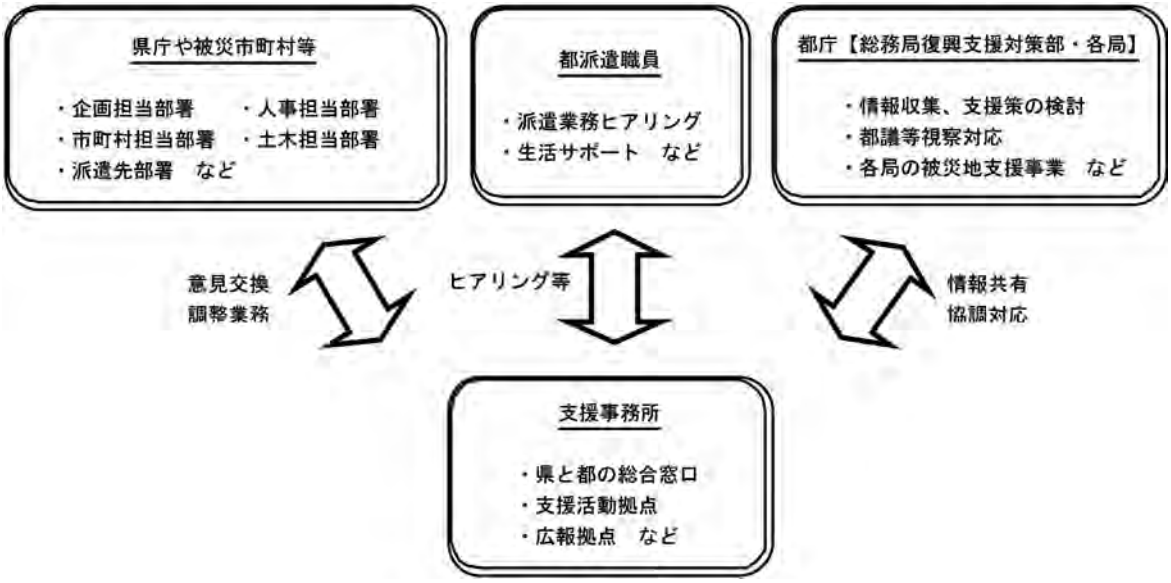

（支援事務所の業務イメージ）

3　成果・実績

(1)　県主催の各種会議の出席

●岩手県事務所
・復興推進本部会議（毎月１回開催）
・被災市町村人財確保会議（27/4/23、27/8/5、27/11/11）

●宮城県事務所
・市町村震災関係職員確保連絡会議（27/7/8、28/3/29）
・任期付職員等採用試験に関する意見交換会（27/7/29）

●福島県事務所
・災害対策本部員会議（27/4/6、28/1/18）
・被災市町村職員確保対策連絡会議（27/6/26）
・避難者受入関係都県連絡会議（27/7/10、28/2/10）

(2)　人的支援に関する調整

●３県共通
・自治法派遣職員ヒアリング（概ね四半期に１回）
・任期付職員との面談（各県５、６月に１回実施）
・メンタルヘルス講習（岩手県 27/10/5、宮城県 27/9/16、福島県 27/11/27）
・平成 28 年度向け派遣職員公募制人事説明会、面接、派遣説明会（27/11/2、27/12/14-15、28/3/4）
・任期付職員技術力向上研修（宮城県 27/12/15 、岩手県・福島県 28/2/25-26）

●岩手県事務所
・岩手県任期付職員採用試験の実施及び周知に関する調整
・事務所だよりの発行（毎週火曜日発行）

●宮城県事務所
・県内自治体任期付職員採用への広報等支援（宮城県、沿岸５市町合同）
・任期付職員の業務ヒアリング（概ね四半期に１回）
・技術職意見交換会（２月下旬）

●福島県事務所
・任期付職員の業務ヒアリング（概ね四半期に１回）
・避難指示区域内町村への任期付職員派遣に関する調整

(3)　各局の被災地支援事業及び県主催のイベント、ＰＲ活動等に関する連絡調整

●３県共通
・未来への道 1000km 縦断リレー事業実施の連絡調整
・ヘブンアーティストの県内イベントに開催する連絡調整
・STAND UP SUMMIT（27/8/11 東京ビッグサイト）の開催に関する連絡調整

ヘブンアーティストの被災地派遣公演の様子

STAND UP SUMMIT セッションの様子

●岩手県事務所

・「盛岡さんさ踊り」における応援自治体支援感謝ＰＲに関する連絡調整

盛岡さんさ踊り

自治体ＰＲに参加する「ゆりーと」

●宮城県事務所

・東京消防庁音楽隊の被災地訪問（気仙沼ふれあいコンサート　8/28-29）に関する連絡調整

・みやぎの復興まちづくりパネル展（宮城県土木部）の都内実施に係る連絡調整

東京消防庁音楽隊の被災地訪問

みやぎの復興まちづくりパネル展の様子

●福島県事務所

・2015 うつくしまライシーホワイト募集に関する連絡調整
・再生可能エネルギー産業フェア（ＲＥＩＦふくしま）のＰＲに関する連絡調整
・福島県主催派遣職員対象メンタルヘルス講習会講師派遣

再生可能エネルギー産業フェア（ＲＥＩＦふくしま）

うつくしまライシーホワイト募集

4　その他

①　現役職員の派遣状況（H28.1.1 時点）※東京都監理団体等からの派遣を含む

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
職種	事務	技術	事務	技術	事務	技術
派遣人数（人）	12	6	10	10	11	8

※福島県の技術には、調査研究職１名を含む。

②　任期付職員の派遣状況（H28.1.1 時点）（H24.9.1 採用、１年ごとに更新し最長５年まで更新）

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
職種	土木	建築	土木	建築	土木	建築
派遣人数（人）	9	1	7	3	6	4

③　物的（車両）の提供（H27 年度分）※提供予定を含む

提供県	岩手県	宮城県	福島県
提供車両（台）	－	10	10

岩手県

東京都被災地支援
岩手県事務所

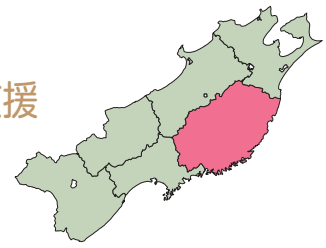

千葉　令恵

1　組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

●事務所の現在の体制は、所長（課長）、課長代理（筆者）、現地採用の臨時職員の３名体制である。

主な業務内容は、①岩手県庁、被災市町村及び都庁（総務局復興支援対策部・各局）との連絡調整（人的支援等）、②復興事業等に係る情報収集及び都庁（総務局復興支援対策部）への定期業務報告、③派遣職員のバックアップ（業務ヒアリング、生活サポート）などである。

＜重要文化財「岩手銀行旧本店本館」＞
事務所が入るビルの隣にある。設計者は、日本銀行や東京駅などを手掛けた辰野金吾氏と盛岡出身の工学士：葛西萬司氏。「赤レンガ」の愛称で親しまれている。

＜中津川＞
事務所の隣を流れる川。
10 月頃から、鮭が遡上する姿が！！

2　苦労したこと・工夫したこと

●岩手県内への派遣職員の勤務地は、県庁のある盛岡市のほか、沿岸の釜石市、大船渡市、大槌町、野田村と広範囲に渡る。事務所がある盛岡市からは、沿岸のどの自治体へ移動するにも、車で２時間はかかる。県庁派遣の職員に比べると、沿岸自治体へ派遣されている職員とは直接会う機会が限られ、派遣職員の皆様に非常に申し訳なく思う。電話やメールでのやり取りは簡単にできるが、直接会ってお互い顔を見て会話をするからこそ、言えることや伝わることがあると思う。それを分かっていながら、十分に訪問することができなかったことが悔やまれ、「職員をサポートする」ことの難しさを感じた。

●また、勤務地が広範囲であることにより、派遣職員同士の交流も難しい。せっかく同時期に岩手県に派遣となった職員同士でも、なかなか一同に会して、交流を持つことができない。そこで、今年は、現役派遣職員を対象とし毎年開催しているメンタルヘルスと、現場視察を同時に開催し、市町村派遣職員（任期付）が派遣されている大船渡市の現場視察を実施した。交流の場を少しでも持つことができ、よい機会となったのではないかと思う。

＜大船渡市　泊漁港での現場視察＞

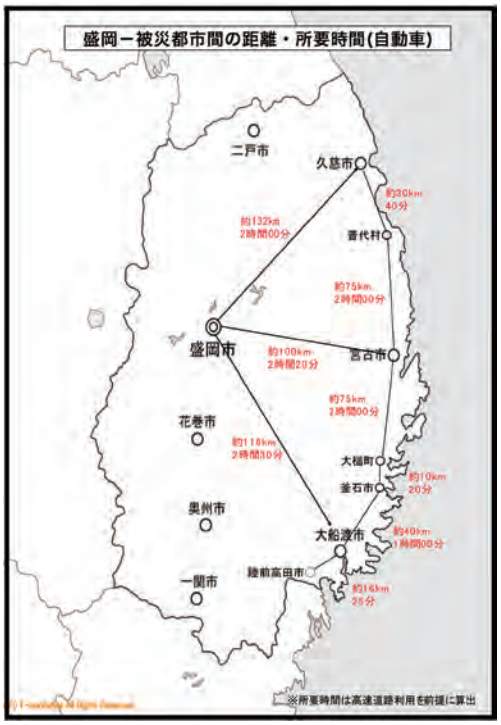

3　印象的なエピソード

●４月着任時に、現場視察を行なった場所へ、７月頃、再度訪れたとき、明らかに変わってる現場の風景を見て、４か月の間にこんなにも変わるものなのだと驚いた。４月、まだ更地だった高台に、７月には自力再建の住宅、災害公営住宅が建ち始めていた。高台造成も、災害公営住宅も派遣職員の方々が携わっている。このように、派遣職員の方々の努力が形となり、復興が着実に進んでいることを実感したとき、とても嬉しかった。派遣職員は、多岐に渡る復興事業に携わっている。前述のほか、区画整理事業や防潮堤の復旧、補助金の交付など、ハード・ソフト問わず携わっている。結果が目に見えるものばかりではないが、復興の一助となるよう派遣職員の方々が日々頑張っている姿や話を聞いたとき、とても嬉しさを感じた。

●今年、初の試みとなった、都主催の「ふるさと復興の今が分かるツアー」に参加した。このツアーは、岩手県で被災し、現在は都内へ避難をしている方を対象としたツアーである。久しぶりに見る故郷の風景は、変わってしまったが、「来てよかった。」と言ってくださる参加者が多く、このような声を聞くと、微

力ではあるが、役に立てたのかなと感じることができた。自分自身は、直接復興事業に携わる機会がなく、本当に自分自身が役に立っているのだろうかと疑問に感じるときがある。しかし、このように、被災された方とお会いし、その方々が求めているニーズなどを直接聞き、次に繋げることで、少しは役に立てているのかなと思うことができた。

＜野田村　高台造成地区（27 年４月）＞

＜同上（27 年７月）左：自主再建住宅　右：災害公営住宅＞

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

●あっという間の一年であったが、その間、岩手県庁、市町村自治体の行政に携わるたくさんの方々と出会い、お話をする機会をいただいた。職種も様々で、それぞれに復興支援に携わる事業も違う。

しかし、「復興」という思いは共通であり、そこに向かい、みんなが協力し、支援を行なっている。

そのような地元と都の間に入り、パイプ役として、復興支援に携わることができ、本当によかったと思う。それぞれの思いを理解し、汲み取り、双方にとってプラスとなるよう支援に繋げることは、非常に重要だと思う。難しい役割ではあったが、今後携わる仕事に活かすことのできる経験だったと思う。

●今年、震災から５年目の節目を迎えた。一年があっという間だったように、この５年という月日もあっという間だったように感じる。反対に、「まだ５年」と感じるときもある。その時々により、時の経過の感じ方は様々だが、何年経とうとも、この東日本大震災という出来事は、決して、風化をさせてはいけない出来事であると日々感じている。都においても、今年、東日本大震災風化防止イベントを実施した。被災地だけではなく、都民全体で、これからも被災地を支援できたらと思う。そして、今後、起こり得る首都直下地震に、被災地で得た経験を活かしたいと思う。

宮城県

東京都被災地支援
宮城県事務所

磨田　行広

1　組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

事務所の現在の体制は、所長（課長）、課長代理、現地採用の臨時職員の３名体制である。担当する業務内容は、①都や監理団体からの派遣職員のサポート（平成 28 年１月１日現在 30 名、派遣先自治体：宮城県、気仙沼市、石巻市、南三陸町）、②被災自治体の支援ニーズの把握、復興状況などに関する情報収集、③各種支援に関する都や被災自治体などとの連絡調整などである。また、私は被災３県（岩手、宮城、福島）に配置されている支援事務所で唯一の技術職（土木）であり、３県の派遣職員の技術統括を任されている。

表　東京都からの派遣状況（H28.1.1 時点）

派遣先	自治法派遣（都庁現役職員）		自治法派遣（都監理団体職員）		任期付職員		合計
	宮城県	石巻市	気仙沼市	石巻市	気仙沼市	南三陸町	
派遣人数	13	4	2	1	7	3	30

宮城県庁（左）と宮城県事務所の入る宮城県自治会館（右）

被災地支援宮城県事務所

2　苦労したこと・工夫したこと

〇派遣職員の置かれている職場環境、業務量などから、不安やストレスを抱えてしまうこともある。派遣職員は派遣先や派遣元局での面談や業務報告の機会もあるため、宮城県事務所と派遣職員の関係は、かしこまらず、何でも相談できる関係を築くよう心掛けた。定期的な職場訪問や時間外の派遣者同士の交流の場などを設けながら、職務上の懸案、人間関係、生活での困りごとを聞き出すように努めた。

悩みにはアドバイスを行い、それでも解決が難しい場合は、できるだけ速やかに取り除けるよう派遣先とも情報交換、意見交換を行うことで、派遣職員が気持ちよく仕事ができる環境の整備に努めた。

相談を受けた職員から「気持ちが軽くなりました」との言葉を聞いたり、その後の対応により、元気に仕事をしている姿を目にした時の充実感は、何事にも代え難いのもがあった。

○南三陸町、気仙沼市への派遣職員（技術系）から、業務の参考として、近隣自治体の状況を視察したいとの声があったため、石巻市のご協力を得て、派遣職員の「技術力向上研修」として、石巻市内の復興事業視察と同市職員との意見交換を行う機会を設けた。

派遣職員からは「石巻市の地域特性を生かしたまちづくりの工夫を学び、非常に勉強になった」との感想があり、石巻市の方からも「近い自治体同士で気になっていたが、情報交換の機会がなかなか作れなかった。話しが聞けて良かった」との感想も頂けた。共に宮城県沿岸部の復興に携わるの仲間として、今後も連携を図っていく切っ掛けになったなら非常に嬉しく思う。

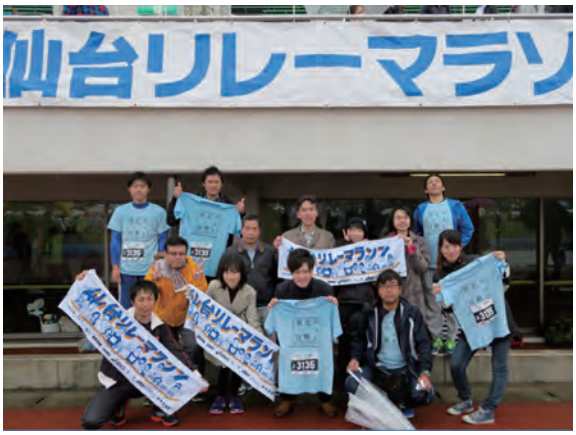

派遣職員と参加した仙台リレーマラソン
（無事完走！順位は…）

技術力向上研修（石巻市）の一コマ

3　印象的なエピソード

前述「赴任当初の状況」でも触れたが、赴任当初、職員の派遣先である、気仙沼市、南三陸町への訪問のため、仙台から車を走らせていくと、被災地である沿岸部が近づくにつれ、切土、盛土を行っている事業地（造成地）が増え、気が付くと視線の先はほぼ茶色、黄土色などの土色に覆い尽くされる。その中を重機が激しく行きかっている。南三陸町～気仙沼市を結ぶ国道 45 号線では、ダンプカーなど復興関係の車両による渋滞も発生している。その渋滞にどっぷりはまりながら「ここは被災地なんだ」と実感、同時に復興に向け着実に「動いている」と強く感じたことが印象的であった。

その後、何度も沿岸部に足を運ばせて頂いたが、そのたびに見える景色が変わり、復興は確実に「進んでいる」と感じている。同時に、派遣職員や被災自治体の方の話から、困難課題への対応、困難箇所の事業進捗など完全復興への「正念場」を迎えているとも感じる。震災から 5 年が経過し、様々な見解があると思うが、「あと一歩、派遣職員による応援が必要」というところが正直な印象である。

南三陸町志津川地区（平成 27 年 4 月撮影）

→

南三陸町志津川地区（平成 28 年 2 月撮影）

女川駅から女川湾方向（平成 27 年 3 月撮影）

→

同位置から（平成 28 年 1 月撮影）
写真中央は 12 月にオープンしたテナント型商業施設「シーパルピア女川」

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

復興事業を進めるに当たっては、あらゆる「想定外」がつきものということ。それを今後 (都政) に生かすには、被災地支援の経験者が、それぞれの自治体 (東京都) に帰り、その想定外をいかに想定して、準備を進めるかということ。

派遣者から聞いただけでも、「用地交渉が難航して着工が大幅に遅れる」、「そもそも地籍調査をしていない地域で、津波で全てが流され用地境界が分からない」、「発生土の搬出元と受入先のマッチングが出来ない（あるいは工程がずれて、新たな仮置き場が必要)」、「技術者、職人の不足」、「自治体職員の不足」、「資材不足、契約不調等で工程が組めない」など、枚挙に暇がない。

まだ総括できていない部分もあるが、今回の震災復興を進めていく中で起こった想定外を、きちっと都に持ち帰り、都の取組みをチェックし、安全、安心なまちづくり、都民生活のための提案を行いたい。

津波浸水の状況

福島県

被災地支援
福島県事務所

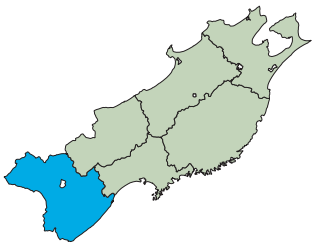

宅間　清昭

1　組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

事務所の現在の体制は、所長（復興支援調整担当部長が兼務）、課長、統括課長代理（筆者）と現地で採用した臨時職員の４名（常駐３名）体制である。

担当する業務内容は、①県内の復興状況などに関する情報収集、支援ニーズ等の把握、②各種支援に関する都や関係自治体との連絡調整、③県内に派遣されている都や監理団体等の職員が派遣先で円滑に職務を行うためのサポートなどである。

福島県事務所が入る福島県自治会館
平成 28 年 2 月撮影

福島県事務所からの風景（建物奥は安達太良山）
平成 27 年 4 月撮影

2　苦労したこと・工夫したこと

福島県は面積が 13,784㎢と東京都の約 6.3 倍の面積を有しており、都道府県では北海道、岩手県に次ぐ広さがある。事務所のある福島市から市町村派遣職員の多くが勤務している沿岸部までは、約 80㎞から 120㎞の距離があり、車での移動は遠い場所だと高速道路を利用しても約２時間を要する。車での移動の都度、東京都と比べ県の大きさを実感するとともに、長距離の運転に際しては、いつも以上に安全運転を心がけた。

震災から４年が過ぎ、福島県からの支援要請も状況に応じて変化していく中で、都が行う支援がニーズに即したものとなるよう、現地の情報を的確に捉え都との連絡調整を行った。そのために、県庁内の関係部署の方々はもとより、県庁派遣の都職員とのコミュニケーションを密にしていくなど、的確な情報を捉える努力を続けた。

また、様々な支援の要請の中には、要請どおりに応えることが難しいと思われる案件も含まれることが

あるが、このような場合にも実現が可能となるような代案を提案するなど、少しでも要請に応えることができるよう心掛けた。

3　印象的なエピソード

事務所に赴任して間もなく出席した式典、会議の場での県知事の二つの言葉は、県の現状を語る言葉としてその後の業務を進める上でも印象に残る言葉となった。一つは、県への派遣職員等着任式で聞いた「県の復興は着実に前進し、明るい光が増えてきたが、影の部分もまだ残っている。光と影が混じりあった状態の福島の光を、より一層輝かせることができるよう取り組んでほしい。」という言葉。もう一つは、県災害対策本部員会議で聞いた「今は平時ではなく、有事が続いている。」という言葉である。県内では復興拠点の整備や生活インフラの復旧、整備が着実に進む一方、原発事故に伴う避難指示区域の存在や、今なお、10万人近い県民の方々が県外で避難生活を送る現状など、まさに光と影が混在している。この二つの言葉は、今の福島が抱える苦悩、苦しみを、県外から来た私に認識させる言葉となった。

業務で多くの自治体等を訪れたが、中でも印象深いのは沿岸部と原発事故による避難指示区域内の市町村である。この地域には視察対応を含め数多く訪問した。沿岸部では、道路の復旧工事や防潮堤の整備などが進み、訪れる度に風景の変化が分かり、インフラの復旧、整備による復興の進展が目に見えて確認できた。

一方、避難指示区域内の町村においては、震災発生から時間が止まったままの状態で放置されている街並み、学校施設などが数多くあり、特に帰還困難区域とされている地域は、原発事故の発生から無人の状態が続いている。これらの光景は、他の被災県では見かけることのない、震災被害ではない原発事故被害の光景としてとても独特な光景であると感じた。また、これら地域への移動途中で目にする除染作業と作業後の汚染土壌等の入ったコンテナパックが仮置きされている光景も非常に印象深かった。

手つかずのＪＲ常磐線（浪江駅付近）
平成27年5月撮影

農地除染作業の様子とコンテナパック（川俣町）
平成27年5月撮影

福島県は広い面積の中に、美しい自然の風景や歴史的建造物、温泉などの観光スポットが各地に点在している。直接業務に関係がなくても、行く先々の人や文化・自然に接することで県への理解を深められるのではないかと思い、県内の各地を訪れた。訪問先では温泉や食べ物など、福島の自然やその恵みを十分に堪能できた。中でも夏に訪れた相馬野馬追は、震災直後も鎮魂と復興のシンボルとして規模を縮小しながら途絶えることなく実施されてきた伝統の祭事であり、騎馬武者が腰に太刀、背に旗指物をつけて疾走するとても勇壮なもので、その迫力に圧倒され、また、地元の方々の気概と復興に向けた勢いを感じられるものであった。

相馬野馬追（南相馬市）　平成 27 年 7 月撮影

花見山（福島市）の風景　平成 27 年 4 月撮影

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

実際に復興事業の最前線で職務にあたる県庁等への派遣職員とは違い、現地事務所は他県の被災地や派遣職員の業務、都と県庁との関わりを客観的に捉えながら、日常の業務にあたることができる環境にあった。この環境の中、組織が様々な案件を円滑に進めていくためには、常に一方からの視点ではなく、現場からの視点など違う視点を持ちつつ調整に取り組んでいくことが重要であることを改めて認識することができた。

また、調整業務がメインである現地事務所においては、支援の要請に効果的かつ速やかに対応することが求められる中、様々な方々と接する機会が多かったが、相手の話をよく聞き、時には意見の相違を調整しながらの対応は、今後の職務においても活かせる経験であったと思う。

最後に、短い期間であったが被災地支援に携わり現地で生活した者として、県外においては薄れつつあり、どこか遠い話になりつつある震災の風化、また、進行形でこれからも続く原発事故の処理、それに伴う風評に対し、福島での経験や素晴らしい自然、おいしいお酒や食べ物など、現状を伝えることのできる東京での応援団として、今後も微力ながら復興に向け前に進んでいく福島のお役に立てればと思っている。

三春の滝桜（三春町）　平成 27 年 4 月撮影

磐梯吾妻スカイライン（福島市）から見た福島市内
平成 27 年 10 月撮影

第5部

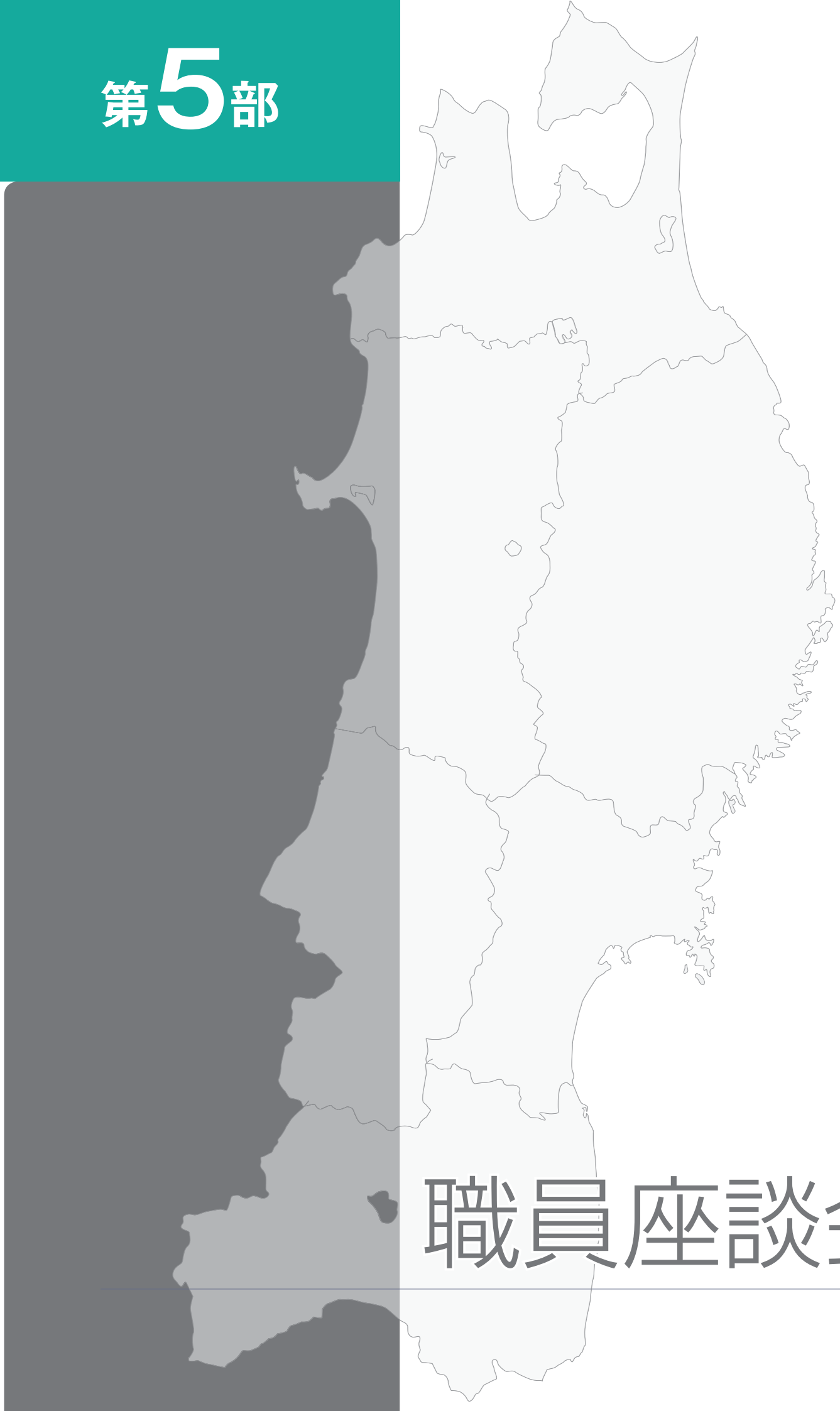

職員座談会

テーマ 被災地支援から考える ～「復興計画」について～

Discussion

平成 28 年 2 月 19 日
会場：東京都被災地支援宮城県事務所

出席者

（派遣職員）

岩手県復興局復興推進課	吉成　恵子
福島県企画調整部避難地域復興局避難地域復興課	大越　隆博
宮城県気仙沼土木事務所河川砂防第一班	高田　晃一
岩手県大槌町復興局復興推進課	林　正生
宮城県気仙沼市建設部災害公営住宅整備課	廣瀬　伸一
福島県いわき市都市建設部都市復興推進課	塚原　信孝
（東京都・地震復興マニュアル担当職員）	
東京都総務局総合防災部防災管理課復興企画担当	山崎　真弘
東京都都市整備局市街地整備部企画課復興企画担当	菊地　秀之

司会

東京都総務局復興支援対策部被災地調整担当 （東京都被災地支援宮城県事務所）	磨田　行広

【1　座談会の趣旨・目的】

司　会：　震災から間もなく５年を迎えます。被災地は今、復興事業のピークを迎えており、全国の自治体から数多くの職員が被災自治体に派遣され、復興を後押ししています。都の派遣職員にもその一端を担っていただいて、「復興計画」の策定や見直し、それに基づく「まちづくり」、「公共施設整備」など様々な分野でご活躍いただいています。

一方東京都では、東日本大震災の発生も一つの契機として、「震災復興マニュアル」の見直しが進められております。今回の震災による復旧、復興からの教訓も踏まえて作業していると聞いています。

復興が一段階進んだ今、派遣職員と震災復興マニュアルの担当者が一堂に会しまして、派遣職員の方々からは復興事業を支援する立場から見た最新の復興状況や課題を、そして、震災復興マニュアル担当のお二方からは、マニュアル見直しの背景、概要とその進捗状況等をお話しいただきたいと思います。それぞれの立場から意見交換を行っていただくことで、復興計画の面から被災地の現状を改めて確認するとともに、被災地支援によるノウハウを都に反映するための貴重な財産にしたいと考えています。本日はよろしくお願いします。

東京都総務局復興支援対策部被災地調整担当　磨田　行広

【2　現在の業務紹介】

司　会：　まず、初対面の方も多いと思われますので、自己紹介も兼ねまして、現在のお仕事の内容等を聞かせていただければと思います。

それでは市町村派遣の方から、まずは林さん、お願いします。

林　：　大槌町役場復興推進課から来ました、林と申します。私は富山県の民間の土木

のコンサル会社に25年間勤めて、それから東京都の採用となりました。富山では一般土木、公園整備、内水排除、ハザードマップや下水道認可等、主に下水道関係の雨水と汚水に携わってきました。コンサルとして、ハードとソフトなど経験してきました。

平成24年9月から大槌町に着任して、平成25年3月まで、農林水産課で水産関係を担当していました。その内容としては、サケ・マス孵化場の施設の施設設計、大槌町の水産加工業のアクションプラン、産業アクションプランなどを行っていました。平成25年4月から今までは、復興推進課で、復興事業の設計施工のCMRや管理CMRによる土木全般業務の総合調整、都市計画に関するマスタープランづくりを行っております。平成26年に都市計画のマスタープランを策定し、平成27年には都市計画用途地域図を作成して用途変更をし、地区計画、特定用途制限地域を設定し、告示と条例を制定しました。現在は防災集団移転促進事業の跡地利用の計画を行っているという状況です。

司　会：　CMRというのはコンストラクションマネージャーのことですよね。どちらかというと、管理CMRは行政系の補助、建設施工CMRは事業間の横串、調整というイメージがありますが。

林　：　そうです、設計施工を一緒にやるというものです。管理CMRと設計施工CMRの二本立てでやっていまして、管理CMRは行政の補助、設計施工CMRは設計から工事までやる、という段階です。

司　会：　ありがとうございました。では次に、廣瀬さん。

廣　瀬：　気仙沼市に派遣されております、廣瀬と言います。私は民間の建設会社、総合建設業で現場の施工管理を約30年に渡って務めた後、東京都の派遣職員の募集でこちらに来させていただきました。派遣当初は建築住宅課建築営繕係に配属され、被災を受けた市の施設の復旧工事に約2年間携わっておりました。

私は住宅再建を目標に派遣職員に応募したものですから、希望を出しまして、約2年前に災害公営住宅整備課に異動させていただき、現在に至ります。異動当初は敷地造成工事の遅れが目立っていたため、造成工事を担当したのですが、職員の異動もあり、現在は内湾地区の災害公営住宅整備公募買取型事業及び共同建替型事業（共同化事業）を担当しております。

司　会：　共同化事業って聞きなれない方もおられると思いますが、店舗の再建と災害公営住宅の買取を一体的に行うものですよね。

廣　瀬：　被災した店舗や住宅を商店主や住民等が個別に再建することが難しいことから，共同化事業の実施により，商店街の形成や災害公営住宅による住宅の供給等に取り組むものです。商店街で再建希望者が組合を作り、共同建物（店舗併用住宅）を建設します。その住宅部分を災害公営住宅として買い取るものです。

宮城県気仙沼市建設部災害公営住宅整備課　廣瀬　伸一

司　会：　ありがとうございました。次に塚原さんお願いします。

塚　原：　いわき市に派遣されています、塚原です。前身は前橋市役所の公務員です。前橋市には建築職で入職し、最初の9年間は公営住宅の建設をやり、団地も数多くやらせていただきました。造成を含めた団地計画、住戸平面計画等の設計から、補助金申請、発注、工事監理まで全てに携わってきました。その後再開発事業を10年間、建築行政（建築指導）を10年やりまして、そして、大学の産学官連携業務や総務課長、事務局長などをやって定年退職しました。

震災時はまだ前橋市の職員だったのですが、実は震災直後から1年近く、毎週のようにいわき市の沿岸域に入ってボラ

ンティアをしておりました。そして、私が前橋市を退職した時に、東京都が派遣職員を募集しておりまして、派遣先の中にいわき市の災害公営住宅建築職がありましたので、公営住宅の建設を長くやっていたこともあり、適任かなと思い、応募しました。

派遣されて最初の約１年７か月は、土木部の営繕課というところで、災害公営住宅の建設に当たりました。約２年前に異動しまして、現在は都市建設部都市復興推進課沿岸域復興推進第一係というところで、豊間・薄磯地区の震災復興土地区画整理事業を担当しています。災害公営住宅から震災復興土地区画整理事業、その後の土地の利活用の促進、いわゆる街の復興を促進する業務についておりますので、被災直後のボランティア活動から復興まで一貫してずっと関わっているという状況です。

福島県いわき市都市建設部都市復興推進課　塚原　信孝

司　会：　ありがとうございました。経験をそのまま活かされていて、まさに支援するには適任ということですね。

それでは次に、県庁派遣の方からということで、高田さんお願いします。

高　田：　宮城県の気仙沼土木事務所に配属になっています高田と言います。気仙沼土木事務所には、現在都職員が技術職（土木）２名（建設局）、事務職３名（建設局２名、主税局１名）派遣されています。事務職３名は用地買収を担当していまして、土木職２名については、気仙沼市の都市部で、鹿折川と大川の河川工事を担当しています。工事自体は、鹿折川については30％程度進んでいるのですが、大川についてはまだ数％しか進んでいません。大川が遅れている主な原因ですが、用地買収は70％程度進んでいるものの、虫食いで買っているために工事が進んでいないという状況です。我々建設局から派遣された技術職員２名は主に工事監督をやっているのですが、派遣された職場の体制として、横のつながりがほぼなく、垂直で業務を行っているため、設計施工から監督業務まで、そして工事調整を行っています。

司　会：　基本的に自分で設計したものは自分で監督するのですか。

高　田：　自分で監督です。気仙沼土木事務所は元々の職員数が40名程で、予算が実質40億円だったのですが、今は120名で約850億円の予算を持っております。本来はどういう制度が良いか県も考えたそうなのですが、結局はそこまでは踏み込まずに、昔から同じやり方をしているという状況です。かつては１つの係で小規模な仕事をやっていたので、それで良かったのかもしれませんが、現在も業務量の見直しがされずにいます。850億円の仕事を職員数で割ると、１人あたり約８億円になりますが、大川につきましては、私も含め、大体１人100億円近くの担当になっています。河川工事ですので、何とかなっているのだと思いますが。

司　会：　組織の見直し等は無いんですか。

高　田：　全然やってないですね、やり方は同じですね。

司　会：　それでは次に、岩手県、福島県に派遣になっている事務職の方で、復興計画、復興事業の取りまとめに携わっている方に伺います。まず岩手県の吉成さんお願いします。

吉　成：　昨年の４月から岩手県復興局復興推進課推進担当に配属になっております吉成と申します。県で策定している岩手県東日本大震災津波復興計画の進行管理等を主に担当しています。

担当している具体的な業務ですが、１点目として、国の復興交付金制度の申請等と、庁内各部局の取りまとめ、支援を行っています。２点目として、県で設置している岩手県東日本大震災津波復興委員会の運営の事務局です。これは、県内

の各関係団体や各分野の有識者の方たちによる委員会です。３点目として、これが少し復興計画に関わってくると思うのですが、復興計画の進行管理のツールとして、県民の方などを対象に行っている調査のうち、復興に関する意識調査と復興ウォッチャー調査の取りまとめを担当しています。これらは、県民の方や被災者の方を対象に、現在の状況や県が行っている復興に関する施策についての復興感等を調査していまして、県復興計画の進行管理に役立てています。

司　会：　ウォッチャー調査というのはどのように行うのですか。

吉　成：　ウォッチャー調査は、沿岸地域に居住もしくはお勤めをしている約 150 名程度の方を対象に行っているものでして、同じ方に対して年２回、毎年継続して行っています。

司　会：　復興交付金事業のご担当というのは、事業や地域を決めてやっているのですか、それとも全体的に？

吉　成：　全体です。県の各部局が、復興交付金で実施したいと上げてきた事業の申請について、復興庁との橋渡しを行っています。

司　会：　ありがとうございます。最後に大越さんお願いします。

大　越：　福島県企画調整部避難地域復興局避難地域復興課に４月から派遣されております大越と申します。福島県では、私の部署とは別の、企画調整部復興・総合計画課が復興計画の進捗管理をしているのですが、私は県の復興計画の中で、今回三次改定されたときに新規に追加された避難地域等復興加速化プロジェクトの進捗や今後の進め方等について、局の取りまとめ担当で関わらせていただきました。

具体的には、復興庁と県、市町村が関わり開催された有識者検討会で、避難指示が出ている地域における復興のビジョン、将来像の提言が策定され、その内容を避難地域等復興加速化プロジェクトとして復興計画に入れ込む作業に関わらせていただきました。

あとは、避難地域復興課の中では、避難地域 12 市町村について、各職員にそれぞれ担当が割り振りをされていて、私は、現在も全村避難を続けている葛尾村の担当をしています。実際に現場に行きまして、復興庁や県の関係の部局と村で、復興の進め方について、各分野の協議をするという仕事もしています。

司　会：　大越さんの所属では、派遣職員は何人くらいいるのですか。

大　越：　派遣職員は課に３名おりまして、東京都から２名、北海道から１名です。局だとその他、福井県や栃木県、富山県などからの派遣職員がおります。

司　会：　担当している業務の中で一番ウエイトが大きいのは何ですか。

大　越：　ウエイトの重たい仕事は、避難地域の将来像の関係です。ソフト系もハード系もあるのですが、各分野にわたる取りまとめについて、復興庁との調整をするのが苦労したところです。

司　会：　ありがとうございました。それでは、本庁の方から、総務局・都市整備局から１名ずつ、震災復興マニュアル担当の方に参加していただいていますので、同様に自己紹介も兼ねまして、マニュアルの見直しの背景ですとか仕事の内容をお聞かせいただければと思います。では、総務局の山崎さん。

山　崎：　東京都の総務局総合防災部の復興企画担当の山崎と申します。復興企画担当の業務を紹介させていただくと、まず、今日のテーマである東京都震災復興マニュアルの見直しがあります。東京都震災復興マニュアルは、都民向けの復興プロセス編と、行政職員向けの復興施策編という二部構成になっていて、その修正を今年度行っています。

マニュアル改正の経緯ですが、１点目として、東日本大震災発生後に、災害対策基本法や復興法（大規模災害からの復興に関する法律）等の法整備が進みましたので、その内容をマニュアルに反映させること、２点目として、東日本大震災や大島町の土砂災害等の対応の経験も反映させるということです。３点目としまして、東京都の被害想定の見直しをしていて、それに伴って地域防災計画等も見直しておりますので、それとの整合性を

図るということで、修正を行っています。

他に、区市町村向け研修として、総合防災訓練において区市町村と合同で罹災証明書の発行訓練を行っています。また、発災後には防災部門だけではなく、税務部門、まちづくり部門等、色々な部門が横断的に動くので、そういった中核的な人材を育てるためのマネジメント研修を開始したりしています。

さらに、専門家との連携として、弁護士等の士業団体で構成される災害復興まちづくり支援機構と共催で、毎年シンポジウムを開催しております。私の業務としては以上になります。

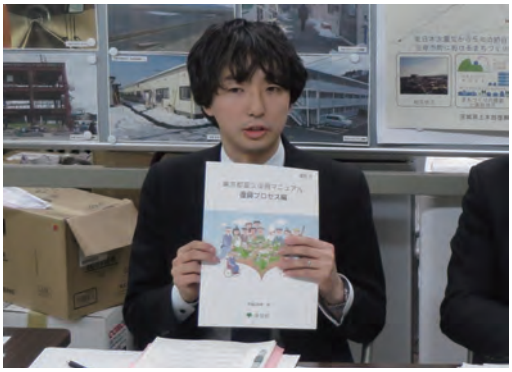

総務局総合防災部防災管理課復興企画担当　山崎　真弘

司　会：　ありがとうございます。それでは、菊地さんお願いします。

菊　地：　都市整備局市街地整備部の菊地と申します。山崎さんのいる総務局総合防災部だけではなくて、都市整備局にも復興企画担当というのがありまして、震災復興マニュアルのうち都市整備の部門について、修正作業を行っています。元々、阪神・淡路大震災をきっかけに、平成９年に「都市復興マニュアル」が、平成 10 年に「生活復興マニュアル」が策定され、それぞれ都市と生活が別々にあったわけですが、平成 15 年に統合し、震災復興マニュアルができました。震災復興マニュアルの最終の修正が平成 19 年だったのですが、その後で東日本大震災が起こって、それに関連する法律が変わったり、新しい法律ができたりと色々なことがあった中で、修正作業を昨年度から始めまして、今年度中にまとめる予定で動いています。

私は現在、復興企画担当ということで、専属で復興企画に携わっています。具体的には、マニュアルの修正作業の他、職員のマニュアルの習熟度を高めるべく、マニュアルを開いて見てもらうための訓練をやっています。例えば、毎年どこかの地区を選び、都内の区市町村の職員を集めて、都市復興模擬訓練という実践訓練を実施しています。

また、マニュアルには地震が起きてからの作業手順が書いてあるのですが、それだけでは足りない部分があるので、「事前復興の手引」という、事前に何をしておけばいいかとう手引を昨年度作りました。そして事前復興、事前に復興の準備をしておくことがいかに大切かということを都内の区市町村に広めるために、その講習会を行っています。

また、行政職員だけではなくて、都民の方の意識啓発ということで、震災復興シンポジウムを毎年、阪神・淡路大震災があった１月に行っています。

司　会：　ありがとうございました。こういった８名の方で、これから進めたいと思います。よろしくお願いします。

【3　業務を振り返ってのエピソード】

司　会：　それでは次に、派遣されている方々から、これまでの業務を振り返って、困難だったことや工夫したこと、エピソードなどをお話いただきたいと思います。同じ順番で、まずは林さんからお願いします。

林（大槌町）：　私は町の将来的な構想として、マスタープランや用途地域図等の策定に携わっていたのですが、それに先立って津波基本計画が改定され、８地区ある地域復興協議会で何回も説明が行われました。この協議会では、都市計画や色々な事業を説明するために、毎回かなり分厚い資料が出てくるのですが、各説明に使える時間がほとんど少ない状態です。それで議論しようとしても、なかなか議論がつまらない。そして説明会を重ねる度に、参加者も少なくなりました。

この復興計画では、合意に達するまでに 26 回ほど説明会を開催していたのですが、だんだん人数は少なくなって、住民の顔ぶれも同じような感じになり、結局

若い人が全然参加しないという状況になりました。この地域復興協議会は、復興対策を総合的・計画的に推進する過程において住民との合意形成を図るための組織として、町の基本条例によって成り立ったのですが、現在は参加者が少なく、本来の目的を果たせない状況になっています。

そうした中で、１つご紹介したいのですが、大槌町では高校生を対象に会議を開いて、高校生の意見を色々と聴取しています。住民説明会とともに、若い世代の人に発言してもらえるように、高校生による提案、提言等を行っています。

事業を早く進める工夫としては、大槌町では、復興整備協議会を、大槌町長、岩手県知事、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣の参加を経て設立しており、各省庁に関連する事業の認可を各協議会で行えるようにしています。事業を進める際､関係する法の手続、例えば農地法とか都市計画法、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）、森林法等があるのですが、複数の法律に関係すると、手続に時間がかかります。協議会を設けることで、手続を早く行うことができ、復興まちづくりとしても、早めの対応ができています。

苦労している点としては、ストックヤード、工事ヤード関係の調整があります。これまでは応急仮設住宅の用地確保やがれき処理を行っていたのですが、今は造成段階に移行しています。大槌町は、沿岸部はリアス式海岸で、用地の平坦部がありません。町内でがれき処理の終わったところでは、宅地を造成する等、色々な用途がありますので、工事用土置場のヤード用地の確保が困難になっています。町内では、町が買取りを予定しているものの、所有者が応じてくれていない土地があるのですが、現在はそのような土地に、起工承諾書を取った上で、土の仮置きをしています。

司　会：　土の仮置きについては、所有者の方にご理解いただけているのですか。

林　：　仮置きについては、ある程度は理解をしていただけています。ですが、自主再建をしたいと考えている方は、買い取りには応じてくれません。

山　崎：　先ほど地域復興協議会を８つ立ち上げされたということですが、それは住民からの意向で始まったものですか。

林　：　住民ではなくて行政です。初めは10地区ぐらいあったらしいのですが、だんだん参加人数が減って、規模も縮小してまとまって、８地区になったと伺っています。

当初は防潮堤とかまちづくりとか、他に事業が色々とあって、多くの方に来ていただいていました。第１回目は、各地区の集会所で開催して、約50名の方が集まりました。しかし、年々少なくなってしまって、約10名とかになり、みなさんに声掛けをして来てもらっているような状態になりました。その結果、顔ぶれがいつも一緒、発言者もやはり一緒になってしまって、年配の方や、その地区の役員しかいないということになりました。

司　会：　感覚的には、内容がどう、というよりは、ある程度軌道に乗ってきて、信頼も得ているから、参加者が減ってきたということでしょうか。

林　：　そのようなことはないと思います。やはり、派遣職員も多いので、説明会で住民の方に言われたことが引継がれていないケースもあって、住民の方が何度も同じことを言わなければならない等、問題は色々とあります。

菊　地：　となると、住民の方たちは、最初は情報を知りたいから集まってきたけれど、回を重ねる度に、なんだ変わらないじゃないかということで参加者が減っていくのですね。

林　：　住民としては、いつ住宅再建ができるかという点がメインになっていましたので、地域復興協議会の場で、また工期が遅れるのかということの説明が始まったりしていました。

山　崎：　説明会で集まった意見で、施策に反映させた点などはありますか。

林　：　今、跡地利用とかそういったものに反映しつつあります。あとは、現在建設中のコミュニティの集会場ですね。どのようなコミュニティ施設を作るかとか、施

設の中の配置をどのようにするかとか、そういった点で住民の意見を聞き、参考にしています。

岩手県大槌町復興局復興推進課　林　正生

山　崎：　高校生から意見聴取をする話がありましたが、具体的にはどんなことをされているのですか。

林　：　震災後、高校生では「復興研究会」というのが立ち上がり、神戸大学と一緒に町のことを勉強して、毎年３回ぐらい定点観測をしています。街並みの変わった風景を見て、写真を撮っていく中で、高校生にも色々な思いがありますので、その思いをまちづくりに反映させるために、意見を聞いています。

司　会：　ありがとうございます。それでは次に気仙沼、廣瀬さん。

廣　瀬：（気仙沼市）　私は２年前に災害公営住宅整備課に異動したので、災害公営住宅整備の計画段階には携われなかったのですが、既に着手していた地区を完成に導くという業務に関わっています。

計画した建物についての管理業務等に関する打ち合わせが計画当初から行われておらず、完成してから関係機関との協議を行う、というようなことが多く見られています。計画当初から関係機関と協力しながらその辺りの調整をやっておくべきであったのではないか、と感じています。併設される集会室の管理や自治会の編成等も、引き渡し後スムーズに行えるのではないかと思います。

また、震災復興の需要で工事が増大し、建設工事の工程がどうしても遅れています。工事着工当初から、通常の工事期間より長めに建設工期をとっているのですが、それでも遅れが生じ、その都度説明会等を開いて遅延を報告しなければいけない状況になっています。工事の遅れる原因として、やはり作業員の確保が難しい点があります。もともと地元の建設業者の数は少なく、市外の建設業者にも協力していただいているのですが、作業員の宿泊施設も確保できない状況です。また、作業員が確保できたとしてでも、震災後に建設作業員になった方も多く、経験のある専門作業員の数が少ないため、予定通りに作業が進まず工事が遅れる状況に陥っています。

その他の原因としては、建築費の高騰があります。現在建設工事業者を選定している計画に関して、建設費の高騰により業者選定に至らない状況になっています。

うまくいっている点としては、共同化事業において、商店街で構成している建設組合が事業の専門家に依頼している地区は、事業を進める上での課題等を早期に解決していただき、非常にスムーズに進行しています。

都の復興プロセスを読んで気づいた点があるのですが、都が被災した場合に、地方と違って新しく住居を建てる場所が少ないと思います。現存の建物を壊してまた建てるとなると、非常に時間がかかりますし、被災の状況によっては、建物を修繕して利用することができないのではないかと懸念されます。また、建設業者との協力体制についてですが、実際工事を依頼しても、早期に建物を完成させることは難しいのではないかと感じました。建設作業員の数は年々少なくなっていますので、なかなか思うように進まないのではないかと思います。現在の震災復興事業でも、大手の建設会社、土木会社に協力していただいているのですが、それでも作業員が集まらずに遅れているのが現状ですので、その辺をもう少し検討されるべきではないかなと感じました。

高　田：　県庁の立場から市町村を見ていると、自治体によっては、作業員が集まらないよりも、組織の業務運営がうまくいっていないように見受けられるところがあります。組織だった動きと言うんですかね、

総合力、企画力がない。

廣　瀬：　気仙沼市でも、災害公営住宅整備課、防災集団移転推進課ともプロパー職員の数が少なく、各地域からの派遣職員で多くの作業を行っています。

司　会：　幸いにして東京都からの市町村派遣の方は、平成24年9月から継続して勤務していただいていますが、多くの被災市町村ではプロパー職員が少ない中で、ほとんどの派遣職員は基本的に4月～3月の1年間の派遣です。それで年度の初めに人がごそっと変わって、体制も変わってということですよね。来たばかりの時はゼロからスタートして、1年経ってそろそろ分かってきたかなというところで、また人が入れ替わる。

廣　瀬：　そうですね。他の自治体からの派遣職員は、短いと3ヵ月で交代になってしまいます。また、今回のような大規模な工事の経験が元々なかった自治体です。建築住宅課でも、以前は建築技術者が4名で動かしていたようです。

　復興を早く進めようと考えていて、十分に計画が検討できていなかったんじゃないかと感じました。

菊　地：　先ほどはマニュアルに関してご意見ありがとうございました。確かに、建設業者との関係については触れられていなくて、通常どおりにできるという前提で書いているところがありますが、本当は作業員の不足等、工期が遅れる可能性を考えて入れ込んでいかないといけないのかなと思いました。今後、その辺りも考えていきたいと思います。

山　崎：　マニュアル修正にあたり、有識者の先生のご意見を伺っている中で、復興事業を計画した後に、資材の高騰等、色々な事情によって、復興事業を見直さざるを得なくなる状況が起きるのではないかという話がありました。事業の途中で随時見直していくような考え方を入れた方がいいのではないか、と言われているのですが、気仙沼市では事業の見直し等を行ったことはありますか。

廣　瀬：　今気仙沼市で起きていることとして、他の自治体さんもそうかもしれないですが、災害公営又は防集（防災集団移転促進事業（による住宅））に入る人が少なくなっています。実際に入居する戸数が、当初予定された戸数より少なくなってしまっていて、これから建設を予定している地区については、調整をしなくてはならない状況になっています。災害公営の方は集合住宅が多く、計画が完了してしまうとなかなか変更できません。防集用地あるいは戸建の災害公営住宅は、計画戸数を変更して建物の建設をしないところが出ています。

司　会：　入る人が減ってしまう要因は何でしょう。

廣　瀬：　やはり事業の遅れですかね。それによって自主再建される方や、あるいは市外に出てしまった方が多いのではないかとは考えられます。

司　会：　わかりました。では次、塚原さん。

塚　原（いわき市）：　我々が今やっている震災復興土地区画整理事業等もそうなのですが、被災を受けたところというのは、基盤整備後もほとんど建築物のない市街地です。それを元のところまで100％戻すというのは、単なる復旧ではなくて、復興というか新しい街を創造していくという点においては150％くらい価値を上げるという考え方で計画を立てるべきだろうと思います。今回の東日本大震災で被災した地域のうち人口減少及び地元の産業の衰退等々が起こっている地域では、価値を100％まで高めていくことさえも、当初の段階から難しかったのではないかと考えています。

　今私が携わっている地区の例を挙げると、今年度11月に実施したのアンケートの結果、土地の引き渡し後、3年以内に住宅等を再建する方が約3割しかおらず、100％に戻すのは難しい状況ではあります。そういう状況で、土地を活用したり、売ったりするのは相当難しいと思います。どういう風に相乗効果と波及効果を持てるようなストーリーのあるまちづくりができるんだろうと、今思案している最中です。そういう点では、事前復興や模擬訓練を行う中で、より精度のレベルを高めた再生計画づくりをやっておいたほうがいいのかなという風につくづく思って

います。

菊　地：　模擬訓練については、大学の先生にも入っていただいてやっているところです。さらに、都は士業団体で構成される災害復興まちづくり支援機構と、災害が起きた時に協力しましょうということで協定を結んでいまして、その一環として訓練にも参加していただき、専門家の視点からアドバイスをいただいています。今お話ししたのは、マニュアルに沿った職員向けの訓練なのですが、他に、地域の人を巻き込んで、地域の人と一緒に訓練を行うという取組を広げていくことも考えています。この訓練は、区や市が地域の人を呼び集めて行いますが、それ以外に大学の先生や支援機構の専門家にも入っていただいています。そして、その地域のことを先生や専門家にも知ってもらい、もし本当に災害が起きた時は、訓練の時に考えたことを思い出し、見直してもらって、役立てていこうと考えています。

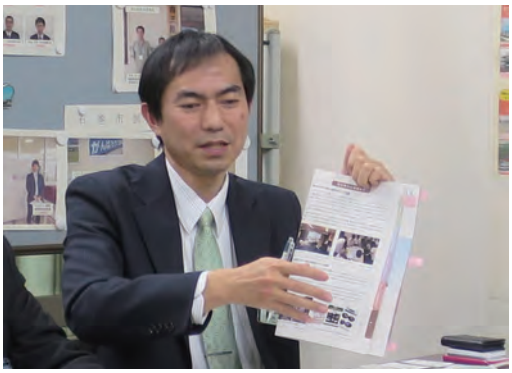

都市整備局市街地整備部企画課復興企画担当　菊地　秀之

吉　成：　岩手県でもそういう復興まちづくり活動支援等制度というのがあって、アドバイザー派遣のようなことをやっています。それも復興交付金を使ってやっているんですけれど、まちづくりの専門家の先生をお呼びしてご意見いただくというような活動です。

司　会：　ありがとうございます。それでは次に高田さんよろしいですか。

高　田（宮城県）：　私はこの中で一番現場にいると思うんですが、建設局はハード専門部隊で、ある程度の知識ノウハウを持っていますので、通常は割と簡単に工事調整を行うことができます。ところがこれを気仙沼でやると、ぜんぜんうまくいかないんです。理由の一つが地元の業者さんなんですが、業者さんに工程表を引いてくれと言っても３か月出てこないですね。それで言えるのが自治体のレベルの差が結構ある。これもまた大きい問題です。

また、私は今、河川を担当していますけれども、実は私、宮城県に派遣されるまで、河川をやったことがありませんでした。今仙沼土木事務所に派遣で来ている人間と言うのは、ほとんどが経験したことがない仕事についています。これが一つの弱点ですよね。

あと、県プロパーのノウハウやスキルに目を向けると、職員が大体 30 歳までの人間と我々と同世代の 50 代以上の人間しかいなくて、真ん中の世代を採用していないんです。それで、平成 27 年の４月、宮城県として経験者採用を始めたという状態ですので、ノウハウを持っていない人が多い。また、業務はマニュアル化するというのが一番効率的ですし、普通そうすると思うのですが、私の配属先では５年経っても、マニュアル化がされていない。それで、縦割りで担当者に全部やれというんですが、結構難しいですよね。全ての業務を経験してきている職員なんていませんので、後はどうするか。私の場合は、都に 30 年くらい勤めていて横のつながりを持ってますので、前の組織や知り合いに聞いていましたが、県には造園職の職員がいないのに、造園職のノウハウが必要な業務を担当させられるなど、都のつながりがなければ難しいものもありました。

塚　原：　やはり組織力、行政力は相当問われますよね。我々は派遣されてから３年半が経過して、組織の状況だとかネットワークも相当できましたので、やっと仕事してるなという感じがあるんです。短期の自治体はどうしても１年、半年、３か月交代になってしまうんですが、特に区画整理事業のような面的整備事業は単年度で終わる事業ではありませんし、周辺の地権者や地元、関係機関との調整等、相当の業務量がありますから、最低２年以上派遣できるような人材がいることが望ましいと思います。

また、人材は必要ですが、やはり半年、３か月、１年の派遣者に任せられる範囲は限定されるし、その人を活かすためには一定の期間が必要となりますよね。ある程度きちんと職場に慣れてもらって、十分力を発揮できる環境で完結までやってもらえれば、効率的だと思います。

高　田：　それはそれとして分かるのですが、一貫性が問われる上流部分（計画部門）とは違い、工事はある程度の経験とスキルのある人間を集めれば間に合うと思います。実際我々も１年という期間で派遣されていると思っているので、工事の仕事だけに集中できるのであれば、３か月でも半年でも１年でもいけるものだと思います。

司　会：　ですが、工事をやるために来ているのに、工事に集中できない環境というのもありますよね。

廣　瀬：　気仙沼市でも技術職が事務作業を兼ねていますから、なんでもやらないといけない状態ですね。

高　田：　工事だけに集中できるようになれば、私は残業する必要がなくなります。今はそれ以外の業務、例えば地元の対応とか、全部自分のところに来ていますので、説明資料から全部作ることになります。我々東京都の人間はそれぐらいのノウハウを持っていますので、それでやって来ましたが、それでもやはり困ってしまう面が出ます。ですから組織運営として縦割り社会としてやっていくのは、非効率的だと思いますね。

工事部隊という前提でいえば、ある程度横の組織運営にしておけば、入れ替わりで来た人間もあまり困らないと思いますね。業者さんが主に仕事をしてくれますので、現場監督とか設計変更をやっているという前提に立てば、そこの部分は人の出入りが結構簡単なはずなんです。その前提で我々は派遣されてきていると思っていましたが、違ったようですね。私は資金計画を含めて色んなことやってきましたので、工事以外の業務もやりましたが、やったことのない人間が来たらびっくりします。

計画部門とかは、やはり計画屋を育てなければいけないと言われていますので、それはそうだと思います。ただ工事部隊だけなら交代はできると思います。

塚　原：　そうなんです。私が言っているのは、まさに計画（上流部分）の話、あるいは地権者、地元との信頼関係の構築という話です。官民一体のまちづくりをしましょうと言って進めていくわけですから、信頼感を作り上げて役割を果たしていくためには、時間や継続性が必要だ、ということです。

高　田：　上流と、生活再建がかかっている区画の再開発とでは違うということは我々も認識しています。道路買収と再開発、区画整理は違いますからね。

宮城県気仙沼土木事務所河川砂防第一班　高田　晃一

司　会：　意見が一致したということで。では次、吉成さん。

吉　成（岩手県）：　がらっと仕事内容が変わって恐縮なんですけれども、私が１年間業務を進めていく中で感じたことは、復興計画を進めていくに当たって進行管理がとても重要だということです。岩手県では、復興計画を平成23年８月に策定していまして、第１期、第２期、第３期と進めていくに当たって、進行管理ツールを使いながら施策を実施しています。よく言われるのが事業進捗で、何が何％進んだというような指標が用いられると思うんですが、岩手県ではそれに加えて客観指標や県民意識も併せて進行管理を進めています。

私が担当している意識調査やウォッチャー調査では、県民の方達の思いを感じることが出来ます。復興に関する事業を実施するに当たり、県民の方達がどういう風に感じているかということは、知事はもちろん、管理職の方をはじめとし

た県組織全体がとても注意を払っているように感じます。事業が何％進んだという結果が示されても、調査等結果を見ていますと、県民の方達の思いとしてはまだまだ厳しいものがあるのかなということも、担当者として感じました。私自身は業務で現場に出たり被災者の方に接したりする機会があまりないのですが、こういった調査から、県民の皆さんがどのような思いを持っているのか感じることができたと思っております。

また、震災後すぐ、平成23年4月に復興委員会が設置されまして、県内の各分野の有識者の方達や関係団体の代表の方達から復興に関する提言をいただいています。様々な立場の方から復興施策に関して色々なご意見をいただくのも、復興計画を進めていくに当たってはとても重要なのかなという風に感じているところです。

山　崎：　進捗管理について、何％という数字で出していると思いますが、事業によっては数字に表しにくいものもありますよね。どのように効果測定されているのですか。

吉　成：　代表的な取組、事業の進捗状況については毎月進捗率を示していまして、色々な指標、各事業の指標を用いて、どれぐらいの指標で事業が進捗しているかというのを出しています。それ以外に、１年に１回資料を出すものもあります、

司　会：　宮城県でも同じようなイメージのものを毎月、月命日の11日に出しています。防災集団移転促進事業は計画数に対して何％終わっていますとか、災害公営住宅を何戸整備するところ、現在何戸で何％ですよとか。

大　越：　福島の方も、「ふくしま復興のあゆみ」という定期的に発行する県民向けの冊子があります。復興公営住宅の整備の進捗状況やインフラ関係の進捗率、地域のトピック等を掲載しています。

司　会：　吉成さん、その中でこういうことは難しかった、というのはありますか。

吉　成：　ウォッチャー調査などを読んでいますと、色んな見方があるんだな、というのはすごく感じました。例えば防潮堤の建設に関しても、防潮堤ができることで安心するという方がいらっしゃる一方、海が見えなくなることに不安を感じる方もいらっしゃいます。一つの事業を進めるにあたっても、色々な捉え方が県民の方達にあるので、全てを優先することはできないと思いますが、様々な思いが県民の方達にはあることを認識し、事業を進めることは重要だと感じます。

岩手県復興局復興推進課　吉成　恵子

高　田：　堤防（河川）って意外と反対はないですけれど、防潮堤（海岸）ってけっこう反対が出ますね。堤防が無いと不安だという人は多いんですが、防潮堤は少し違って、ここにはいらないなんて話は結構出ます。

私が担当する河川工事の業務では、漁民の方々の生活や作業に直接的に関係しないので、あまり批判はでてきません。ですが、漁港を担当する部署が海岸線の防潮堤やコンクリートのたたきをやると、言われ方が全然違いますね。漁民の方はそこで生活して、魚を上げて干していますから。やはり、単純にあれば安心というのと、生活、生業をそこでしている方達の意識は全然違うのだと、如実に感じます。

司　会：　なるほど。では大越さんお願いします。

大　越（福島県）：　１年間、避難地域の将来像ですとか復興計画等に携わってきて、先程組織論の話もあったんですが、庁内組織間の横の連携が少し不十分で、縦割りの仕事の仕方をしていると感じることがあります。ハード系の例ではないのですが、例えば福島の風評対策の場合、広報や観光、県産品、農産物流通など、それぞれの各所管課で、同じような事業を別々にやっているところがあります。県民や県外の人

から見ると、取組内容が分かりづらくて政策の効果が薄れてしまうというケースがあります。

あと、実際に市町村担当として現場に携わってみて感じたのが、自由度の高い財源があまりないということです。葛尾村が避難指示解除されてからの生活環境の整備として、例えば農業を再開するにあたって倉庫を作るとか、色々な施設を作るとか、そういう時の事業に使える財源というのがないですね。やはり国の財源、交付金を使って実施していくことになるんですが、財源がネックとなって、色々制約条件が出てきてしまう。そのため進捗が滞るといったことも、ケースとしてあります。

もう一つが、先程のお話にもあったのですが、現場の方でマンパワーが足りていないという点です。実際に役場に行って見ていると、厳しい状況だというのを感じます。県庁内でも、プロパーの職員は復旧・復興関連業務に従事していながら、派遣職員の方が、県の予算や県が力を入れているイノベーション・コースト構想に関連した業務に従事しています。イノベーション・コースト構想というのはロボット産業などの新しい産業を興す事業で、県の重点事業になっているのですが、プロパー職員が自分の県の重点事業をしっかりやっていくという体制がなかなかできていません。県職員に聞いた話だと、震災前に行政改革で人員削減を結構やっていたそうで、そこに震災が起こったために、結果としてマンパワー不足に悩む部署が出てきてしまっているようです。

とりわけ避難市町村については、それぞれ土地取得や区画整理などを進めていくとか、箱モノを作っていくような関係の、土木、建築関係の専門職の方がかなり不足をしているという状況があります。ですから実際にそういう整備をしようとしても、なかなか前に進んでいかないというところはあります。

まちづくりの計画を作るという場合も、住民としては、自分たちの生活が今後どうなるんだというところを気にされているので、住民の生活とまちづくりというのをマッチさせていくことが大事なのかなということを実感しました。

福島県企画調整部避難地域復興局避難地域復興課　大越　隆博

山　崎：　今回復興計画第３次の取りまとめをされ、イノベーション・コースト構想等を扱ったとのことですが、重点施策を選ぶときの課題や難しかった点はありますか。

大　越：　県はイノベーション・コースト構想で「エネルギー関連産業の集積」を進めており、風力や太陽光発電、あるいは小水力発電等、様々な分野の再生可能エネルギーを産業として興して、地元雇用を生もうとしています。今まで原発に依存した産業構造だったというところもありまして、生業作りといった位置付けで、帰還に向けた事業者の支援が課題になっています。県としても、2040年までに再生可能エネルギー導入100％という目標を掲げていますので、そういう産業集積に連なって、経済波及効果により地元雇用が生まれて、住民帰還、さらには県外等からの投資が進んでいくことを目指しています。

私も震災復興マニュアルのプロセス編を拝見させていただいたのですが、都内には、中小企業、特に零細企業でやられている事業者が多いと思うんです。そういったところは、震災によって大きな被害を受けますし、立ち直る期間も長くかかりますので、どう支援をしていくかが重要になってくると思います。被災地全般で言えることですが、それぞれ自宅の再建もあるでしょうし、さらに事業所の再建もありますので、二重ローンの問題があるかと思います。そういったところに寄り添いながら行う、「伴走支援」と言いますか、その方々がどうしたら自立し

てやっていけるかを意識して支えていくことが非常に重要なのかなと思います。県内避難地域の 12 市町村の事業者の声を聞く機会もあるのですが、東京が被災した場合にも、そういった中小企業支援をしっかりやっていかなければいけないのではないかと思います。

山　崎：　阪神・淡路大震災の時には、中小企業が立ち直る前に倒産してしまうこともあったわけですが、中小企業以外にも第三次産業、サービス業とか飲食店等も、被災者は飲食店に行く余裕がなくなると思いますので、どう支援していくかというのも今後の課題だと考えております。

大　越：　福島の避難指示が出ていた地域では、帰還する人たちがいるから商売を始めるという事業者がいる反面、商売をしている事業者がいるから帰還するという人もいて、どちらが先かということで難しいところがあるんです。震災があると、おそらく地域によっても被害状況がかなり違っていて、被害が大きいところで生活や商売を再開しようと思ってもやっぱりできないわけです。そこに戻りたいと思っても戻れないので他に住む、それで元の場所はそのままになってしまって、モザイク模様のように事業再開ができる所とできない所ができてしまう。そこを何とかやっていけるような仕組みが必要なのかなと思います。

司　会：　非常に難しい問題ですね。一斉に帰還して生活を再開する、ということができればいいのですが、なかなかできないというところが。

【4　震災復興マニュアル担当からの意見等】

司　会：　ここまで、派遣の方から色々なお話を聞いたうえで、個別に質問はしていただきましたが、復興マニュアル担当のお二人の方から、お話というか、ご意見、思うところがありましたらお願いします。

山　崎：　今後の課題ですが、実際に東京が被災した場合に、都内に応急仮設を建てたり、仮設商店街を作ったりして都民を留めていくことが果たして本当に可能なのかというのは、検討しなければいけないと思っています。また東京では土地の権利者や外国人がたくさんいるので、区役所が把握している住民がその住所に本当に住んでいるのか等、実際に発災すると、色々な課題が表面化してくると考えています。今後の課題としては色々ありますが、次回のマニュアル修正に向けて、そういったことは検討していきたいなと思っています。

今日は色々話を伺った中で、職員の協力体制等、組織的な問題が色々起きていることが分かりました。発災した場合は人が足りなくなるので、他の近隣県から応援を頼むことになるかと思いますが、そういった場合の対応の仕方も、派遣された方の意見も聞きながら考えていかなければいけないなと思いました。

菊　地：　私もいろいろなところで意見があるのですが、東京都はこれまでは支援する側で、大正時代の関東大震災や戦災復興の時はどうだったか分かりませんが、これまで支援を受けたことが無かったんですよね。そう考えると、これから首都直下地震が 30 年以内に 70％の確率で起きると言われ続けている中で、いざ東京で地震が起きた時に、支援してくれる人をどう受け入れるか、本当に考えておかないといけないと思いました。

それと震災復興について、特に区画整理や再開発、まちづくりの立場から言うと、震災後、ただ単に復旧するのではなく、次に災害が起きないように街を根本的に作りかえるというときには、事業を立ち上げなければなりません。しかも、巨大地震の時は同時多発的に色々なところで事業を起こしますので、人手が足りなくなります。その時、応援に来てくれた人をどう割り振るか、それこそ一人に一地区割り当てるのか、それとも横並びに計画部門・工事部門と分けるのか。マニュアル上は、単に区市町村から支援要請が来たら調整するとか、他の県から来たら受け入れるとしか書いていない。応援に来ていただいた時に宿泊先が無いとかいろいろ問題があるので、「受援」についてもきちんと考えなければいけないなと痛感しました。

その他、いろいろとご意見いただいた

ことは今後の参考にしていきたいと思います。

【5　総括】

司　会：　本日はお忙しい中お集まりいただき、貴重なお話をいただきまして、本当にありがとうございました。実際に復興事業を進めるにあたっては、それぞれの現場では、あらゆる困難ですとか、課題、想定外、予定外がつきものだということを改めて認識し、いかにそれを想定して準備を進めるかということがとても大事だと感じました。今日の話だけでも、非常に色々な盛りだくさんの話が出まして、人の問題ですね、職人さんの数、質という問題もありましたし、あるいは自治体職員、派遣職員も含めてどうやって使うのか、組織の仕事の進め方、「縦」なのか「横」なのか、土の置き場の問題、契約不調、工事調査の話、あるいは総合的なエリアマネージメントの話、住民の方々の思いを汲んで、いかに理解をいただきながら事業を進行管理していくか、また、新しい事業を進めていくかなど、本当に挙げればきりがないほどの課題や苦労があることが分かりました。

また、だからこそ仕事が一つ終わるというか、達成できた時には、非常に達成感が大きいのかなと思います。簡単に総括できない部分もありますが、私としては土木職ですので、今回の震災復興の現場に１年間身を置いた中で、思ったこと、思っていること、そして本日のお話を、東京に帰るときにはきちんと持ち帰って、安心・安全なまちづくりに貢献したいと決意を新たにしました。

最後に、派遣職員の皆様におかれましては、引き続き支援をいただく方、４月に東京に戻られる方あるかとは思いますが、まだ寒い日も続きますのでお体には気をつけていただければと思います。マニュアル担当の本庁のお二方も、単純にマニュアルだけということではないと思いますけれども、本日の話を今後の東京の防災、あるいは防災都市づくりに活かしていただければと思います。改めまして、本日はどうもありがとうございました。

索引

平成 23 年度～ 27 年度発行の活動報告書における事業別の掲載状況

	発行年度、掲載頁				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
東京都の被災地支援（概要）	i～iii				
派遣職員が携わった支援					
概要		4～5			
中長期派遣の開始	135～151				
技術職員					
道路・河川等の災害復旧支援		6～33	6～24	6～19 57～61	6～26
港湾施設の復旧協力		34～57	25～37	20～32	27～36
公共建築物の災害復旧支援		58～69			44～46
区画整理関係業務の支援		70～81	38～46	33～36	37～39
応急仮設住宅建設支援	71～75				
災害公営住宅				37～40	40～43
水道事業の支援	61～65	82～89	47～50	41～46	47～52
下水道事業の支援	66～70	90～95	51～55	47～52	53～57
公衆衛生業務の支援		96～103			
母子保健・感染症予防の支援		104～107			
農地・農業用施設等の災害復旧支援		108～115	56～61	53～56	58～60
治山事業の支援					61～63
事務職員					
避難所等運営支援	77～134				
復興計画等		134～141 168～171	71～74	62～79	64～75
復興住宅整備計画		146～149			

	発行年度、掲載頁				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
用地取得事務の支援			62 ～ 70	80 ～ 113	76 ～ 103
産業再生等		192 ～ 193 198 ～ 209	80 ～ 87 102 ～ 117	114 ～ 152	104 ～ 153
税務				153 ～ 162	154 ～ 164
被災者の生活支援		160 ～ 167			
避難者支援		150 ～ 159 182 ～ 191 210 ～ 213	75 ～ 79 88 ～ 92	163 ～ 174	165 ～ 174
災害廃棄物処理		116 ～ 119			
保健福祉施策の支援		120 ～ 133			
除染に関する業務		172 ～ 181			
放射線影響調査		194 ～ 197	93 ～ 101		
医療福祉職員					
東京 DMAT による支援	41 ～ 43				
公衆衛生チームによる支援	44 ～ 48				
こころのケアチームによる支援	49 ～ 52				
医療救護班による支援	53 ～ 56				
保健師チームによる支援	57 ～ 60				
児童相談所業務支援		142 ～ 145			
教員					
概要		214 ～ 215			
体験談		216 ～ 225			

索　引

	発行年度、掲載頁				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
任期付職員					
概要		280 ～ 281			
業務概要及び体験談		282 ～ 289	118 ～ 161	175 ～ 192	176 ～ 202
監理団体職員等					
業務概要及び体験談			162 ～ 173	193 ～ 210	204 ～ 218
現地事務所					
現地事務所の開設・運営	1 ～ 40				
業務概要		290 ～ 293	174 ～ 179	211 ～ 217	220 ～ 225
体験談		294 ～ 299	180 ～ 187	218 ～ 226	226 ～ 234
座談会					
漁港等の復旧、防災集団移転促進事業、災害公営住宅			188 ～ 197		
用地取得事務				227 ～ 237	
復興計画等					235 ～ 249
都庁各局による支援事業					
概要		226 ～ 227			
芸術文化を活用した被災地支援事業		228 ～ 237			
東京都交響楽団　オーケストラ公演／アンサンブル公演		238 ～ 243			
警視庁音楽隊被災地応援コンサート		276 ～ 277			
東京消防庁音楽隊　被災地慰問演奏		278 ～ 279			
スポーツを通じた被災地支援事業		244 ～ 249			
災害廃棄物処理支援		250 ～ 255			
被災地応援ツアー		256 ～ 259			
被災地農水産物流通支援制度		260 ～ 261			
都内避難者支援事業	153 ～ 188	262 ～ 267 272 ～ 275			
東京都緊急就職支援事業		268 ～ 271			

平成 23 年度発行活動報告書

平成 24 年度発行活動報告書

平成 25 年度発行活動報告書

平成 26 年度発行活動報告書

平成 27 年度発行活動報告書

東日本大震災における東京都支援活動報告書

登録番号（27）第 65 号

平成 28 年 3 月　発行

編 集 発 行　東京都総務局復興支援対策部
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号　〒 163-8001
電話　03（5321）1111（都庁代表）内線 24-183
03（5388）2368（ダイヤルイン）

印刷・製本　敷島印刷株式会社
電話　03（6267）7012（代）

東京都

古紙配合率70%再生紙を使用しています

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。